様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市長等秘書事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市長等の略歴を調査し、記録する。	市長等特別職	○	○		○			
挨拶状発送事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	就任・退任等の挨拶状を作成し、関係者や関係諸団体へ送付する。	市の関係者ならびに関係諸団体役員	○	○					
渉外対応事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	行政の円滑な運営を図ることを目的とし、公職関係者等の冠婚葬祭等にあたっての電報等の手配、また交際費の支出等を行なう。	行政運営上、市政振興に功労のある者、及び自治振興や福祉の増進に貢献のある者。	○	○			○	○	
さいたま市名誉市民顕彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成14年9月30日 令和4年4月1日	市の発展に多大の貢献があり、その功績が卓絶で市民から深く尊敬されている者に、さいたま市名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することを目的とする。名誉市民選考委員会の開催に伴い、委員を任命し、報酬を支払う。	さいたま市名誉市民 さいたま市名誉市民選考委員会委員（附属機関）	○	○	○	○	○		
さいたま市民栄誉賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	市民の誇りとなるべき顕著な業績のあった者に、さいたま市民栄誉賞を贈り、その業績を表彰することを目的とする。市民栄誉賞選考会議の開催に伴い、委員を任命し、謝礼を支払う。	さいたま市民栄誉賞受賞者 さいたま市民栄誉賞選考会議委員（協議会等）	○	○	○	○	○		
さいたま市文化賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	市民又は市にゆかりのある者若しくは団体で、文化芸術又はスポーツの分野において顕著な功績のあったものに、さいたま市文化賞を贈り、その功績を表彰する。文化賞選考会議の開催に伴い、委員を任命し、謝礼を支払う。	さいたま市文化賞受賞者、 さいたま市文化賞選考会議委員（協議会等）	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市政功労賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成16年4月1日 令和4年4月1日	市の公益の増進に寄与し、又は永年にわたり市政の振興発展に尽力し、その功績が特に顕著であるものに、さいたま市政功労賞を贈り、その功績を表彰することを目的とする。	さいたま市政功労賞受賞者	○	○			○		
さいたま市長特別賞表彰事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成25年4月1日 令和6年3月12日	優れた業績を収め市の名声を高めることにより市政の発展に貢献し、その功績が特に顕著であったものに、さいたま市長特別賞を贈るもの。	さいたま市長特別賞受賞者	○	○			○		
叙勲・褒章事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	地方自治の育成発展に貢献し、功績顕著な者について、叙勲・褒章受章者として、さいたま市から推薦するもの。	叙勲・褒章被推薦者	○	○		○	○	○	
県・外部団体表彰候補者推薦事務	市長 市長公室　秘書広報部　秘書課	平成13年5月1日 令和6年3月12日	埼玉県及び外部団体から推薦依頼のあった表彰等について、候補者の取りまとめを行う。	県・外部団体表彰候補者推薦事務	○	○			○		
市報さいたま編集事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	毎月１回（１日）発行する「市報さいたま」のテープ・点字版及び市各課が発行し、広報課長が必要と認める併配物のテープ・点字版の配付に用いるため、対象者の住所・氏名などを記録する。また、「市報さいたま」で行事や市内の催し等の情報を掲載するため、参加者の写真の撮影・掲載をする。また、プレゼント企画を実施し、応募者の中から抽選で当選した方にプレゼントを送付する。	市の広報物のテープ・点字版配付希望者、行事、催し等の参加者、情報提供者	○	○		○	○	○	
パブリシティにともなう事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和2年7月20日	市政や事業の市民に対する情報提供手段として、報道機関を通して広報（パブリシティ）するため、常時市政担当記者の連絡先等を把握しておく。また、報道機関からの要望に応じて記者の連絡先等を担当課と共有する。	報道機関関係者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市出前講座	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成23年10月1日	市民の市政に対する理解、親近感の醸成や市政情報の見える化を推進するため、市民が開催する集会や会合等に職員が出向き、施策や制度、事業等について説明する。	申請者	○	○			○		
市民カメラマンボランティア	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成24年4月1日 令和6年4月1日	市民との協働によるまちづくりに寄与することを目的とし、市の広報媒体で紹介する市内の風景、季節などの写真を撮影する市民カメラマンボランティア制度を設置する。その登録者を選定するため、応募者の個人情報を収集する。	応募者	○	○			○		
市報配布業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日	市報さいたま配布の郵送において、対象者の住所・氏名・電話番号等を取扱う。また、ポスティングによる全戸配布において、戸別配布対応及び配布漏れや配布停止などの対応のため、住所・氏名・電話番号等を取扱う。	郵送配布希望者、戸別配布希望者、再配布・配布停止希望者	○				○		
市ホームページからの問い合わせ等対応業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成25年12月24日 平成27年11月18日	ホームページの閲覧者からホームページのメールフォーム機能を利用して受け付けた問い合わせに対し回答するため及び、アンケート入力フォームを利用して市民からの意見を受け付けるため、連絡先等を収集するもの。必要に応じて、本人に対し、電話等で連絡や案内等を行う。	ホームページの閲覧者	○				○		
インターネット広報業務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成13年5月1日 令和2年3月31日	市ホームページ、フェイスブック、ツイッター等のインターネット広報において、行事や市内の催し等の情報を掲載する。また、必要に応じて掲載対象者との事務連絡、参加者の写真撮影等を行う。また、プレゼント企画を実施し、応募者の中から抽選で当選した方にプレゼントを送付する。	行事、催し等の参加者、プレゼント企画の応募者	○	○		○	○	○	
テレビ広報番組制作事務	市長 市長公室　秘書広報部　広報課	平成27年4月1日 平成30年8月3日	テレビ埼玉等において放映する広報番組を制作する。また、収録に参加する出演者を公募する。 また、視聴者プレゼントを実施し、応募した視聴者のうち、抽選の結果当選した方にプレゼントを送付する。	テレビ広報番組の出演者・視聴者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市長への提案処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成３年10月１日 令和４年４月１日	開かれた市政の推進の一環として、市民の意見を市政に反映させること。市政に対する建設的な意見等を受付し、関係各課と調整の上で回答を行う。収集した個人情報は市民の声データベースに登録し、回答した案件は、個人情報を除き原則として提案概要及び回答内容を市ホームページで公開する。	提案者	○	○			○		
陳情・要望等処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	個人及び団体からの陳情・要望等の受付、報告、回答などを行うこと。回答の作成に当たっては、関係各課と調整を図る。なお、収集した個人情報は市民の声データベースに登録し、市長宛てに提出され文書回答した案件は、個人情報を除き、原則として要望事項及び回答内容を市ホームページで市民に公開する。	陳情・要望等申出者	○	○			○		
さいたま市タウンミーティング実施事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成21年８月７日 令和５年２月６日	市民一人ひとりが「しあわせ」を実感できる市政にするため、市民と直接対話をすることで、より良いコミュニケーションの確保と信頼関係を構築するとともに、市民の声を市政に反映していくことを目的として実施する。タウンミーティング参加者の情報はテーマ所管課及び会場となる区と、また、開催時における参加者からの意見等については、関係課と情報共有する。	参加希望者、参加者	○	○			○		
パブリック・コメント実施事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成15年４月１日 令和６年12月13日	市の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の形成過程の情報を公表し、公表した情報に関して提出された市民等の意見及び意見に対する実施機関の考え方を公表することにより、市民等の意見を市の政策等に反映させる。	パブリック・コメントを提出した市民等	○				○		
さいたま市民意識調査業務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成19年４月１日 令和４年４月１日	市政全般にわたる市民の満足度や要望などを把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的とする。なお、収集した個人情報は市民の声データベースに登録する。	無作為抽出した、さいたま市在住の満１８歳以上の男女	○				○		
コールセンター運営事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成19年７月１日 令和４年４月１日	市民の情報取得の利便性と市役所業務効率の向上を図るために、電話、ＦＡＸ、電子メールで市政に関する問合せ等の受付・対応（必要に応じて各所管課への対応引継ぎ）を行う「さいたまコールセンター」を運営する。	コールセンター利用者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民の声モニター制度運用事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成27年4月1日 令和4年4月1日	無作為抽出の手法を取り入れ、隠れた多くの潜在的な市民の意向を把握して事業に活かすため、市政への参画を促進する市民の声モニターを募集する。	市民の声モニター登録者	○				○		
子ども・若者の提案処理事務	市長 市長公室　秘書広報部　広聴課	平成28年4月1日 令和6年4月1日	子ども・若者たちから、市のまちづくりに対する提案を聴く機会（ツール）を新たに増やすことにより、子ども・若者たちからの提案を市政に反映すること。テーマを設定し、市内の学校の子ども・若者たちから市に対する提案や意見を募集し、期間終了後、提案の概要及び市の見解をまとめ、各区役所情報公開コーナー及び市ホームページで公表する。	提案者	○	○			○		
総合振興計画審議会運営事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成13年5月1日 平成27年4月1日	さいたま市総合振興計画審議会条例に基づき設置する総合振興計画審議会を適正に運営するため、委員を選任（一部公募）し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開し、委員の氏名と所属団体名等（市民代表者は氏名のみ）を公表し、名簿は総務課へ報告する。	審議会委員及び委員応募者	○	○	○				
市PRキャラクター関連事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成24年10月10日 令和4年4月1日	市PRキャラクターの適正かつ効果的な活用を目的として、使用に係る申請受付を行う。また、ヌゥ・サポーターズ・クラブに関連した活動の運営を行う。必要に応じて、関係課所に活動参加者の情報を提供することで、適切な運営につなげる。	使用申請者、ヌゥ・サポーターズ・クラブへの入会希望者・会員	○	○					
本庁舎整備審議会の運営	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成24年7月3日 平成27年4月1日	さいたま市本庁舎整備審議会条例に基づき設置されたさいたま市本庁舎整備審議会を適正に運営するため、委員を選任し必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	本庁舎整備審議会委員	○	○	○		○		
総合振興計画市民ワークショップ開催事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成27年11月16日 平成28年11月4日	市内に在住の者を対象に、さいたま市総合振興計画の周知と市民ニーズの把握を目的とした市民ワークショップを開催するため、希望者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。	参加希望者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市経営戦略部所管行政資料無償頒布事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成29年12月28日	さいたま市市政情報の提供の推進に関する要綱第４条第３項ただし書について、都市戦略本部都市経営戦略部が所管する行政資料の無償頒布を行うもの。	申請者	○	○			○		
さいたま市総合振興計画外部評価委員会事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成30年5月2日 令和4年5月18日	さいたま市総合振興計画外部評価委員会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員、委員会傍聴者	○	○	○	○	○		
ヌゥの絵本募集事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成30年6月29日 令和4年4月1日	市民の愛着を醸成するため、ヌゥを題材とした絵本の募集を行う。受賞作品については公表を行い、授賞式において作者に賞を授与する。大賞作品については印刷・製本し、市内保育施設等へ配布する。応募作品については市民等に展示し、閲覧に供する。	応募者・選考委員	○	○	○	○	○		
シティセールス用品貸出事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成30年6月19日 令和4年4月1日	本市のシティセールスに資するため、シティセールス用品について、利用希望者から借用届等を受け付け、貸出しを行う。	届出者	○						
さいたま市区検討懇話会事務	市長 市民局　区政推進部	平成30年11月26日 令和6年6月1日	総合振興計画における「各区の特性と将来像」について意見を聴取するための懇話会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。懇話会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員、委員会傍聴者	○	○	○	○	○		
シティセールスに係る映像制作事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	平成31年3月1日 令和4年4月1日	都市イメージの形成及び愛着の醸成に向けて、映像の制作を行う。映像については、ＤＶＤ等電子媒体での貸出並びにＷｅｂ（ＹｏｕＴｕｂｅ等）及びデジタルサイネージでの公開を行う。	映像出演者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市誕生２０周年事業	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和３年４月21日 令和４年４月１日	市誕生20周年記念企画として、SNSへの投稿や郵送などの手段を用いて、写真やメッセージの募集やプレゼント応募の受付を行う。集まった写真やメッセージは、モザイクアートとして駅に掲出、各種広報媒体での紹介、記念切手の作成など幅広く利用する。また、各所に配付するため、記念誌を制作する。	応募者、記念誌に掲載する方	○			○			
まち・ひと・しごと創生有識者会議事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和２年５月１日 令和４年11月16日	さいたま市まち・ひと・しごと創生有識者会議を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	有識者会議委員	○	○	○	○	○		
ＣＳ・ＳＤＧｓパートナーズ募集事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和３年４月１日	さいたま市ＣＳ・ＳＤＧｓパートナーズを募集するもの。 業務実施にあたり、共同宣言書発行事務手続き及び市からの連絡のため、個人情報の収集を行うもの。	共同宣言申請団体	○						
市民参加による魅力発信業務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和４年７月20日	総合振興計画で定める本市の目指す将来都市像のイメージ形成を図るとともに、市民の地域への愛着醸成を図るため、市民や事業者を巻き込み様々な媒体で市内外に本市の魅力を発信する。	市民ライターに応募された方、情報誌の制作に当たり取材を受ける方	○	○		○	○		
現庁舎地利活用に関する市民参加事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和５年６月１日	さいたま市本庁舎移転に伴う現庁舎地利活用検討に関して、ワークショップ等市民参加による検討を行うもの。	参加希望者	○	○		○			
新庁舎整備に関する市民参加事務	市長 都市戦略本部　都市経営戦略部	令和３年10月１日	新庁舎整備等の検討過程において、市民周知・意見聴取を行うもの。	参加希望者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学生政策提案フォーラムの運営事務	市長 都市戦略本部　行財政改革推進部	平成24年5月23日 平成30年4月1日	学生政策提案フォーラムｉｎさいたまの開催にあたり、参加者を募集するため、個人情報を記載した参加申込書を提出していただく。提出していただいた個人情報は、フォーラム開催のための事務連絡等に使用する。	学生政策提案フォーラムｉｎさいたま参加申込者	○	○					
さいたま市行財政シンカ推進会議の運営	市長 都市戦略本部　行財政改革推進部	令和3年8月31日	さいたま市行財政シンカ推進会議を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員、委員会傍聴者	○	○	○	○	○		
一職員一改善提案制度の運営事務	市長 都市戦略本部　行財政改革推進部	平成23年4月1日	一職員一改善提案制度の実施にあたり、審査委員や講師の個人情報を記載した書類を提出していただく。提出していただいた個人情報は事務連絡等に使用する。	審査委員、講師	○	○	○	○			
さいたま市 PFI 等審査委員会運営事務	市長 都市戦略本部　行財政改革推進部	令和4年11月25日	さいたま市 PFI 等審査委員会条例に基づき PFI 等の導入を検討する事業ごとに設置されたさいたま市 PFI 等審査委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行い、報償費を支払う。会議は原則非公開とする。選任された委員は氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
公の施設の利用等に関する市民意見聴取業務	市長 都市戦略本部　行財政改革推進部	令和6年9月3日 令和6年10月31日	公の施設の利用等に関する市民の満足度や経費負担のあり方に対する考え方などを把握し、その調査結果を今後の施策や事業の推進に反映することを目的とする。	無作為抽出した、さいたま市在住の満１８歳以上の男女	○	○			○		
統計調査員登録事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成13年5月1日 令和4年11月2日	統計調査の調査員希望者をあらかじめ登録し、統計調査を円滑に実施するもの。また、国・県が実施する直轄調査、及び調査員に係る各種表彰・研修に対し、登録者を推薦するもの。	申請者	○	○	○	○			○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
統計調査事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成13年5月1日 令和3年4月1日	統計法等に基づく統計調査の実施に伴う事務	申告者	○	○	○		○		
公共施設予約システムの運営に係る事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成15年1月4日 令和4年4月1日	公共施設予約システムにより、インターネットを通じて、公共施設の案内情報を提供するとともに、利用予約や抽選申込の受付を行なう。なお、このシステムを利用するためには、あらかじめ利用者登録を必要としている。	公共施設予約システムの利用者	○				○	○	
国勢調査等各種統計調査調査員選考事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成17年4月21日 令和6年8月21日	国勢調査等各種統計調査に従事する調査員を配置するべく選考作業を行うもの	原則、さいたま市内に在住、２０歳以上の方	○		○				
国勢調査指導員選考事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成22年4月27日 令和3年4月1日	統計法第５条２項で規定される国勢調査に従事する指導員を市内全域に配置するべく選考作業を行うもの	さいたま市職員	○	○		○	○	○	
情報システム管理運用事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成27年7月1日 令和3年4月1日	本市情報システムのうち、市長部局で使用するシステムを安全かつ適正に運用できるよう管理する。	本市との間でメールの送受信を行った者	○						
地域 ICT 人材育成支援業務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	令和3年1月15日 令和3年6月1日	市内在住の希望者を対象に、情報リテラシーやインストラクションを習得するための各種講座を行い、「地域ICTリーダ」として認定された者に対して、市が主催する講座の情報や地域ICTリーダにとって有益な情報を提供する。 また、講座の講師等を担当した地域ICTリーダに対して報酬の支払いを行う。	当事業各種講座の修了者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
電子申請・届出サービスの運営に係る事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	平成19年1月4日	電子申請・届出サービスにより、市民や法人と書面にてやり取りしていた申請・届出を電子データで処理し、自宅や職場のパソコン、タブレット又はスマートフォンからインターネットを通じて365日24時間いつでも申請・届出をすることができるようにする。利用者登録を行うことで、申請・届出をする際の利用者情報のプリセットや、過去の申請履歴の参照が可能となる。	電子申請・届出サービスの利用登録者	○	○					
さいたま市行政デジタル化計画評議会に係る事務	市長 都市戦略本部　デジタル改革推進部	令和3年4月1日	「さいたま市行政デジタル化計画」の実行計画である「さいたま市行政デジタル化計画アクション・プラン」では、PDCA サイクルを意識し、実施状況を報告することにより進捗の遅れやその原因を特定することで迅速な対応が可能となるよう進行管理を行うこととしている。さいたま市行政デジタル化計画評議会は、PDCA サイクルの中のチェックの部分で、事業の透明性を高めるとともに、客観的な立場からの意見をいただくことを目的として設置している。また、この評議会の開催に伴い、市民または有識者より委員を任命し、報償費の支出を行う。	さいたま市行政デジタル化計画評議会　委員	○	○	○		○		
「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付事務	市長 都市戦略本部　未来都市推進部	平成28年4月1日 平成31年4月1日	「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要綱に基づき、事業者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	補助金申請事業所の役員	○	○					
岩槻リノベーションまちづくり推進業務	市長 都市戦略本部　未来都市推進部	令和1年9月9日	岩槻駅周辺の都市機能強化と地域課題解決を目指すリノベーションまちづくりを推進するため、講演会や関連イベント等を開催するにあたり、参加希望者の申し込みを受け付け、参加者の確定や事務連絡、以降の講演会等の開催案内等を行う。	講演会等の参加申込者	○	○			○		
アプリ作成講座運営業務	市長 都市戦略本部　未来都市推進部	令和5年9月5日	スマートシティさいたまモデル構築に向けて、地域住民が自らテクノロジーを活用して生活課題等を解決することを支援するとともに、住民にスマートシティサービスへの理解を深めていただくことを目的として、ノーコードツールによるアプリ作成講座を運営するもの。	講座の参加申込者	○						
地下鉄７号線中間駅周辺のまちづくり	市長 都市戦略本部　未来都市推進部	令和5年9月21日	地下鉄７号線延伸に伴う中間駅周辺のまちづくりを推進するため、ワークショップや勉強会等を開催するにあたり、参加希望者の申し込みを受け付け、参加者の確定や事務連絡、以降の勉強会等の開催案内等を行う。	勉強会等の参加申込者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
附属機関等委員名簿管理事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成９年４月１日 平成25年４月１日	附属機関及び協議会等の適正な設置及び管理を行うため、委員名簿及び管理台帳を把握する。	附属機関及び協議会等の委員	○	○					
式典招待者発送事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日	議員・行政委員・各協議会委員等、市政協力者を対象とした賀詞交歓会	招待者	○	○					
行政委員等の任免事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日 平成13年５月１日	各種法令に基づき、委員等の任免に関する事務	委員等	○	○			○		
書留郵便物等収発事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年５月１日	書留郵便物等の発送・収受	市で発送・収受する書留郵便物等の名あて人	○				○		
平和図画及びポスター等募集・公開等事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成14年４月１日 平成27年５月１日	「平和」をテーマとしたポスターコンクール作品、平和メッセージコンテスト等を市内小中学生から募集し、審査のうえ、入賞作品の展示やホームページでの公開を行う。	応募者	○	○			○		
戦争等の実体験に基づく証言の募集	市長 総務局　総務部　総務課	平成28年４月１日 令和５年７月７日	小中学校における平和学習教材等として活用するため、戦争等の実体験に基づく証言映像資料を制作する。	公募による応募者及び委託先が選考の対象とした証言者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
包括外部監査事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年5月1日	地方自治法に規定する包括外部監査契約を締結することを目的として、公募や選考、契約等に係る事務を行う。	包括外部監査人、公募の応募者、開示請求者	○	○	○				
名義後援承認事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成30年1月1日 令和3年10月1日	団体が主催する講習会、講演会、展示会、記念行事その他の行事のうち、核兵器の廃絶及び世界の恒久平和実現への貢献を目的とするものに対して、さいたま市が後援又は共催する。	申請団体の代表者及び役員・構成員等	○				○		
議会対応事務	市長 総務局　総務部　総務課	平成13年5月1日	議案書や報告書等の作成及び市議会への提出、市議会本会議や委員会等で必要となる資料等の作成や提出など、二元代表制の下で公正に行政事務を執行するために必要となる議会対応に係る事務を行う。	任命等に当たり議決が必要となる特別職や委員、訴訟当事者、訴訟代理人、和解当事者、など議案書や報告書への記載が必要となる者等	○	○	○	○	○	○	
歴史資料の借用、寄贈・寄託の受付及び閲覧、貸し出し事務	市長 総務局　総務部　アーカイブズセンター	平成13年5月1日 令和4年4月19日	収集した歴史資料を知的資源としての活用を図るため、資料の借用、寄贈・寄託申請の受付や収集した歴史資料を市民等へ閲覧、貸出を行う。借用に際しては借用書、寄贈・寄託、閲覧、貸出に際しては申請書への記入をお願いする。	貸与者、寄贈・寄託者、閲覧・貸出申請者	○	○					
さいたま市史編さん審議会及び専門部会の運営	市長 総務局　総務部　アーカイブズセンター	平成26年4月23日 令和6年9月5日	さいたま市史編さん審議会条例に基づき設置する同審議会及び専門部会を適切に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。なお、審議会については、委員の名前等を公表するほか、附属機関等に係る調整を所掌する総務課へ委員名簿を提出する。	さいたま市史編さん審議会委員及び専門部会員	○	○	○		○		
訴訟の調整事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成13年5月1日 令和5年11月17日	さいたま市（長）を当事者とした行政執行に係る訴訟事務について各所管部所との調整を行う。	訴訟当事者、訴訟代理人、証人	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特定要望の記録及び報告	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成24年7月1日 平成27年4月1日	さいたま市職員の公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保に関する規則第２条第６号に規定する特定要望について、同規則第１３条及びさいたま市特定要望の記録及び報告に関する要綱に基づき記録及び報告をする。	市民、事業者	○	○			○		
内部通報受付事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成24年7月1日 平成31年4月1日	公正な職務の執行等を確保するため、職員等が、関与し、又は関与していた内部通報対象行為が現に行われ、又は行われるおそれがあると認められるときに、その旨を通報する内部通報を受け付け、対応する。	職員等	○	○			○		
審理員事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成28年4月1日 令和5年11月17日	行政不服審査法に基づく審査請求事務において審理手続を行うことを目的とし、審理手続のほか、審査請求人及び実施機関との連絡調整等を行う。	審査請求人、行政不服審査専門員	○	○	○	○	○	○	
さいたま市行政不服審査会運営事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成28年4月1日 令和5年11月17日	行政不服審査法に基づく審査請求事務において、さいたま市行政不服審査会条例に基づき設置され、市長により諮問された審査請求について調査審議を行い、答申する。	審査請求人、審査会委員	○	○	○	○	○	○	
不適正事務処理に関するプロジェクトチームによる調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和3年2月18日	令和２年度に発覚した生活保護業務に関する不適正な事務処理について、上記プロジェクトチームにおいて原因の調査、課題等の整理及び再発防止策の検討を行い、生活保護行政の適正化を図る。	生活保護業務に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○	○	○		
さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和3年7月5日 令和5年11月17日	さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については、名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員及び傍聴希望者	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市生活保護業務における不適正事務処理に関する第三者委員会による調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和３年７月14日	令和２年度に発覚した生活保護業務に関する不適正な事務処理について、上記第三者委員会において市の内部調査による報告内容の客観的かつ公正な検証及びその検証を踏まえた再発防止の提言を行い、生活保護行政の適正化を図る。	生活保護業務に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○	○	○		
土地区画整理事業における不適正事務処理に関する調査検討会議による調査事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	令和６年５月23日	令和６年度に発覚した土地区画整理事業に関する不適正な事務処理について、上記調査検討会議において原因の調査、課題等の整理及び再発防止策の検討を行い、事務の適正化を図る。	土地区画整理事業に関する不適正な事務処理事案関係者	○	○	○				
行政情報開示事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和２年11月20日	情報公開条例に基づく行政情報開示請求に係る事務を適正に行うことを目的とする。請求の受付は各区役所情報公開コーナーで行い、実施機関の担当課において開示・不開示等の決定、決定通知の送付、第三者意見の聴取、開示の実施等を行う。	開示請求者、行政情報に記録された第三者	○	○			○		
保有個人情報開示等事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和５年４月１日	個人情報の保護に関する法律に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に係る事務を適正に行うことを目的とする。請求の受付は各区役所情報公開コーナーで行い、実施機関の担当課において開示・不開示等の決定、決定通知の送付、第三者意見の聴取、開示の実施等を行う。	開示・訂正・利用停止請求者、請求代理人、保有個人情報に記録された第三者	○				○		
市長の資産等の公開事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成７年12月31日 平成24年３月５日	政治倫理の確立のためのさいたま市長の資産の公開に関する条例に基づき、資産等報告書等を閲覧に供するもの。閲覧に際し、閲覧者は申請書を記入する。	市長、資産等報告書等の閲覧者	○	○	○		○		
情報公開・個人情報保護審査会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月１日 令和２年11月20日	情報公開及び個人情報保護制度に係る不服申立てについて審査するため、情報公開・個人情報保護審査会条例に基づき設置された審査会を適正かつ円滑に運営することを目的とする。なお、委員名と肩書きは公表し、名簿は総務課へ報告する。	不服申立人、参加人、補佐人、審査会委員、開示文書に含まれる個人情報	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
情報公開・個人情報保護審議会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成11年10月1日 令和4年7月21日	情報公開及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、情報公開・個人情報保護審議会条例に基づき設置された審議会を的確に運営することを目的とする。委員の一部は公募により決定する。なお委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	審議会委員、委員公募応募者	○	○	○	○	○		
情報公開コーナー行政資料貸出事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成12年4月1日 平成24年3月5日	情報提供の推進に資するため市民に対してコーナーに配置している行政資料の貸出を行う。貸出に際して申込書へ記入をお願いし、返却されない場合は督促を行う。	行政資料貸出申込者	○						
さいたま市議会資産等公開審査会運営事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成15年7月10日 平成31年4月1日	市議会議員の資産等公開条例により提出された資産等報告書等を審査するため設置する審査会を適正かつ円滑に運営する。議会の承認の上、委員を選任し、氏名、住所、生年月日、略歴は公表する。名簿は総務課へ報告する。	審査会委員（審査申出があった場合は、市議会議員、審査申出者）	○	○	○		○		
情報公開・個人情報保護に関する研修の実施	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成23年11月16日 平成23年11月16日	情報公開制度及び個人情報保護制度に関する研修を行うため、講師を選定、依頼し、事務連絡等を行う。講師名、肩書き、研修の写真はホームページ等で公表する。	講師	○	○	○	○			
情報提供事務	市長 総務局　総務部　行政透明推進課	平成27年4月1日 令和2年11月20日	さいたま市情報公開条例第２１条に基づき、市政に関する正確でわかりやすい情報を市民に迅速かつ容易に提供する。情報の提供を申し出た者の氏名等を、必要に応じて収集する。	情報提供申込者	○				○		
人事記録事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	職員の個人情報の収集と採用から退職までの異動・昇給歴等を記録保管し、もって人事管理に資するもの。	職員（退職者含む）	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員採用事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和5年11月24日	地方公務員法第１７・１８条等に基づき、職員として採用するもの。	受験申込者	○	○		○	○	○	
職員任免・異動事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	各課の人員・配置管理等を適切に実施し、もって市行政の効率的かつ適正な運営に資するもの。	職員	○	○		○	○	○	
職員服務管理事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
会計年度任用職員採用希望者登録事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	各課事務の効率的処理のため、また、職員の休業等の代替職員として、会計年度任用職員として任用を希望する方の履歴書等を管理するもの。	会計年度任用職員として任用を希望する者	○	○		○			
職員表彰事務	市長 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和5年11月24日	一般職員の勤務意欲の増進及び資質の向上をはかり市政業務を円滑に推進することを目的とし、職員の表彰を行うもの。	一般職員	○	○					
職員公務災害補償事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	公務上、通勤上の災害に対する補償を迅速かつ公正に実施することを目的とする。常勤職員及び議会の議員・その他非常勤職員の公務災害補償等に伴う事務。	職員・議員	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－⑵関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員財形貯蓄事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	勤労者財産形成促進法により金融機関へ申込をする。加入者の給与よりその積立額を天引きし、金融機関へ送金する。	職員	○	○	○				
職員健康診断等事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	職員の健康保持増進を目的とし、各種健康診断事務及びストレスチェック事務を行う。また、健康診断等の実施にあたり、健診機関等に受診者情報の提供を行う。	職員（一部希望者のみの健診あり。）	○	○		○	○	○	
社会保険・雇用保険事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和4年10月1日	社会保険及び雇用保険に加入する職員についての資格得喪及び保険料に関する事務を行う。	再任用職員・任期付職員・会計年度任用職員	○	○	○		○		
職員労働安全衛生管理事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	労働安全衛生管理体制を維持することにより、職員の安全と衛生を確保し、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	産業医及び職員（総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生委員等）	○	○					
公務災害補償認定委員会・審査会事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関し、公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定・審査を的確かつ公正に行うための委員会・審査会事務	認定委員会、審査会の各委員	○	○	○				
職員健康相談事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の健康と安全の確保を図り、もって快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。	職員のうち希望者及び相談員等	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員予防検診・予防接種事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の感染等のおそれがある疾病の発生などを予防し、労働衛生の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。	職員のうち希望者	○	○			○	○	
各種保険取扱い事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	団体扱い生命保険・損害保険契約者の給与からその保険料を天引きし、各保険会社に送金する。保険金請求に必要な書類を各保険会社へ提出する。	水道局を除く職員	○		○	○	○	○	
給与支給事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
特別職報酬等審議会運営事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成19年6月22日 平成31年4月1日	さいたま市特別職報酬等審議会条例に基づき設置された特別職報酬等審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査のうえ、結果を本人に通知する。選任された委員については、名前と役職等を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○	○	○		
共済組合届出事務	市長 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和4年10月1日	職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資するため、各種届出を受付し、共済組合へ提出する。	職員（含む退職者）及び被扶養者	○	○	○		○	○	
派遣研修事務	市長 総務局　人事部　人材育成課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	職員の資質及び職務遂行能力の向上のため、他の研修機関等へ職員を派遣	派遣研修受講者	○	○		○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
集合（研修担当課）研修事務	市長 総務局　人事部　人材育成課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	職員の資質及び職務遂行能力の向上を図るため研修担当課において各種研修を実施	集合研修受講職員・研修講師	○	○	○	○	○	○	
危機事案業務	市長 総務局　危機管理部　危機管理課	平成23年4月1日 平成30年4月1日	事務事業に関連した事件・事故等の危機事案において、迅速かつ的確に対応・処理が図れるよう、関係機関と連携・調整し対処するもの。	被害者、通報者等の危機事案対象者	○	○	○	○	○		
セーフコミュニティに係るデータ分析事務	市長 総務局　危機管理部　危機管理課	平成30年7月25日	データを基にしたセーフコミュニティの取組みを推進するため、救急活動記録（1年分）を分析する。	傷病者、通報者、立合人、関係者	○	○		○	○	○	
自主防災組織補助金交付事務	市長 総務局　危機管理部　防災課	平成13年5月1日 令和2年10月30日	自主防災組織補助金交付要綱に基づき、自治会及び自主防災会からの補助金申請を審査し、補助金を交付する。	自治会長、自主防災会長	○				○		○
災害時における被害情報処理事務	市長 総務局　危機管理部　防災課	平成13年5月1日 令和4年2月25日	災害時における、市民等からの被害情報（罹災を含む）をとりまとめ、市内の被害状況を把握する。被害の種類により関係所管課へ対応依頼を行うとともに、収集した情報に基づき、被害情報の分析や被災者の生活再建の支援、また、今後の災害対策の検討を行う。 加えて、関係機関に対し必要に応じて情報提供を行うことで、適切な被災者支援や災害対策を実施する。	災害により被害にあった市民・通報者	○				○		
自主防災組織結成届出受付事務	市長 総務局　危機管理部　防災課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	自治会単位として、市民が自主的に地域の防災活動を行い、防災対策を確立するために組織を結成した場合、その届出受付事務を行う。また、会長等の変更届出等に係る事務を行う。	自主防災会長	○						○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
防災会議委員・幹事報酬支払事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	防災会議の開催に伴い、防災会議委員及び防災会議幹事に対し報酬を支払う。	防災会議委員、防災会議幹事	○		○				
罹災証明書・被災届出受理証発行事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和4年2月25日	地震及び風水害等により家屋等の被害を受けた、世帯等からの申請に基づき、罹災証明書及び被災届出受理証を発行する。また、収集した情報に基づき、被害情報の分析や被災者の生活再建の支援、また、今後の災害対策の検討を行う。加えて、関係機関に対し必要に応じて情報提供を行うことで、適切な被災者支援や災害対策を実施する。	各種災害などにより家屋被害等を受けた世帯等	○		○		○		
避難所運営事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日 令和4年3月14日	避難所担当職員を適正に配置し、災害時に避難所となる施設と事前に連絡体制や利用場所等について協議及び訓練等を行う。	避難所担当職員、避難所施設職員、避難所運営委員	○	○		○	○		
さいたま市地域防災計画策定事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成20年11月4日	さいたま市地域防災計画（素案）がまとまったため、意見募集を実施し、市民の意見を計画に反映させることを目的に行います。	一般市民	○				○		
防災士養成研修講座受講者募集業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成21年10月5日 平成23年4月1日	さいたま市が主催する防災士養成研修講座の受講者を募集する。また、さいたま市が防災アドバイザーとして認めた防災士取得者の名簿管理をし、地域防災力の向上のため必要に応じ自主防災組織や自治会等に対し情報提供する。	防災士養成研修講座受講希望者及び防災アドバイザー	○	○			○		
防災ボランティアコーディネーター養成事業	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成22年8月2日 平成23年4月1日	防災ボランティアコーディネーター養成に係るさいたま市主催の防災コーディネーター養成研修講座受講者募集及び講座修了者を防災ボランティアコーディネーター名簿として作成し行政で保有するとともに、地域防災力向上のため必要に応じ自主防災組織や自治会等に対し情報提供する。	防災ボランティアコーディネーター養成研修講座受講者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
避難行動要支援者名簿提供事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成21年4月1日 令和4年3月14日	介護保険の要介護認定を受けている者及び各種障害者手帳の交付を受けている者等の情報を、避難行動要支援者名簿（事前提供用）に一元的に登録し、所在を把握することにより、高齢者のみ世帯、障害者の名簿を自主防災組織（自治会）、民生・児童委員に提供し、地域で支援を行う。	避難行動要支援者名簿（事前提供用）登録対象者	○			○		○	
職員動員名簿作成事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年4月1日 平成29年9月21日	災害時において円滑な応急対策活動が行えるよう、所属職員の動員名簿を作成し、防災課に報告するもの。防災課においては、全庁各課所の整備体制を把握する。	職員	○	○					○
防災・災害対応訓練事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成26年4月1日 平成30年4月1日	災害の未然防止及び災害発生時の適切な対応を図るため、市民参加による防災訓練、災害体験等の防災・災害対応に関する訓練を行うもの	訓練参加者・来場者	○	○	○	○	○	○	
土砂災害に係る避難支援事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成27年4月1日	土砂災害警戒区域に居住する市民を対象に、土砂災害警戒情報や避難準備情報等の発令時に迅速かつ的確に当該情報を伝達するために連絡先を収集するもの。	土砂災害警戒区域内に居住する市民	○						
防災行政無線メールの管理事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成29年6月12日	防災行政無線で放送した内容を、聞き取りづらい方や聞き逃してしまった方などを対象に、メール配信するサービスを始めるために、配信希望者に対して、メールアドレスを登録していただくものである。	防災行政無線メール登録希望者	○						
災害時避難所運営業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成13年5月1日	災害時の避難所において、配慮が必要な方や必要な支援内容について把握し、円滑に避難者を支援するため、避難者カード等により避難者の情報を収集する。同意がある場合は、問い合わせに対して情報提供を行う。また、要配慮者を福祉避難所等へ移送するため、福祉施設等に情報提供する。	避難所に避難する市民、親族等	○			○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
災害時防災情報電話サービス登録受付業務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和２年６月１日	携帯電話・スマートフォンを所持していない高齢者等の市民に対し、災害時の防災情報を電話又はFAXにより配信するため、電話番号又はFAX番号の登録の申込みを受け付け、システムへの登録を行う。	本サービスへの申込者	○						
被災者生活再建支援金申請受付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和１年10月12日 令和６年５月27日	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とします。また、受付した内容を埼玉県や関係機関に提供を行います。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
埼玉県・市町村被災者安心支援制度受付事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和３年２月13日	一部の地域が被災者生活再建支援法の適用とならないといった地域的不均衡が生じたため、県と県内全市町村共同により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の支援制度が創設されました。受付した内容を埼玉県に提供を行います。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	令和６年２月７日	「災害救助法」が適用となった災害により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品の喪失又は損傷等により、直ちに日常生活を営むことが困難な市民等を対象に、生活必需品を提供する。	各種災害などにより家屋被害（半壊以上等）を受けた世帯	○		○		○		
運営委員会への防災倉庫鍵の貸与事務	市長 総務局　危機管理部 防災課	平成25年２月５日	災害発生時において、迅速に避難所を開設する必要があるため、市が設置し、管理している防災倉庫の鍵を避難所運営委員会へ貸与する。	「防災倉庫鍵貸与申請書・管理者変更届出書・鍵返却届出書」の届出者	○						
起債申請・借入事務	市長 財政局　財政部　財政課	平成13年５月１日	市債を借り入れる為の申請・借入事務。 当初予算成立後に起債申請を行い、事業完了後に借り入れ事務を行う。	起債対象事業関係者	○		○		○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
当初予算編成事務	市長 財政局　財政部　財政課	平成13年5月1日	翌年度の当初予算を編成する為の事務。 各所管から予算要求書が提出され、担当者がヒヤリングを行った後、財政課長以上の査定を順次受け、予算を編成する。	当初予算に係る事業の関係者（主に地権者等）	○		○		○		
補正予算編成事務	市長 財政局　財政部　財政課	平成13年5月1日	補正予算を編成する為の事務。 各所管から予算要求書が提出され、担当者がヒヤリングを行った後、財政課長以上の査定を順次受け、予算を編成する。	補正予算に係る事業の関係者（主に地権者等）	○		○		○		
予算執行管理事務	市長 財政局　財政部　財政課	平成13年5月1日	各所管の予算執行を管理する為の事務。 事業計画、事業実績等の資料を用意し、予算執行の参考とする。	予算執行に係る事業の関係者（主に地権者等）	○		○		○		
公有財産台帳管理事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	公有財産台帳とは、市が所有する公有財産の現況を的確に把握し、公有財産管理のための基礎的帳簿としての性格を持つもので、具体的事務処理に必要な事項を記録し、財産の効率的な運用に資することを目的とする。	土地・建物の買入れ又は売払い相手方	○						
全国市長会損害賠償補償保険事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市が所有、使用または管理する施設の瑕疵、及び市の業務遂行上の過失に起因する法律上の損害賠償責任を負う事故が発生した場合、市で加入している全国市長会の損害賠償責任保険を対応し、保険会社と担当所管の中間で相互連絡を行い、総合的にその損害をてん補するための事務手続きを目的とする	被害者又は被害財物の所有者	○		○	○			
財産評価委員会事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	市有財産の取得及び処分に関する価格評価の適正を期するための委員会の事務。なお、委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	土地所有者又は買受け申請者及び委員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
普通財産貸付事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	市の普通財産を、貸付けている相手方（賃貸借契約者）に対して、賃貸借契約の更新や貸付料の算出及び納付等の貸付事務を行い、普通財産の適正な維持管理を目的とする	賃貸借契約者	○						
造林事業に伴う地上権設定の契約事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	造林事業の実施に伴い、秩父郡両神村に所有する市有林を維持するため、土地所有者との間に地上権設定契約を締結し、立木を所有（造林）することを目的とする	土地所有者	○		○				
普通財産売払い事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	用途廃止された普通財産について、隣地所有者への払下げや公売により売り払う。なお、隣地所有者への払下げにおいては、関係する土地所有者の同意を得ることを条件としている。	買受け申請者及び同意者	○						
公共施設マネジメントアドバイザー委嘱事務	市長 財政局　財政部　資産経営課	令和2年4月1日	公共施設マネジメントを推進するために必要な指導及び助言を受けるためのアドバイザー（非常勤特別職）を委嘱する。	公共施設マネジメントアドバイザー（非常勤特別職）	○	○	○	○			
本庁舎管理に係る事件・事故処理事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日	本庁舎内で発生した事件・事故等偶発的事件の対応を目的とする。庁舎内で発生する様々な事件・事故に対する迅速な対応とその解決を図る。	事件・事故等の当事者	○	○			○	○	
本庁舎の使用許可事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日	さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の受付を目的とする。許可の受付のほか、庁舎内の秩序の維持に関し必要な事務を行う。	使用許可の申請者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
拾得物管理事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日	庁舎内における拾得物及び遺失物等を遺失物法に基づき適正な管理を行うことを目的とする。拾得物の受付のほか、所轄警察署への届出、落し主への連絡及び返還を行う。	拾得物の届出者及び遺失物の所有者	○	○					
本庁舎警備事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日	勤務時間外及び休日における本庁舎の秩序の維持を目的とする。本庁舎出入者の行先及び用件を聴取並びに巡回警備を行う。	夜間及び休日の本庁舎出入者	○	○					
市役所内安全運転管理者等選任事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	道路交通法第７４条の２に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任すること。また、警察に届出すること。	市役所内安全運転管理者	○	○		○			
市公用車事故処理関係事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日 令和1年8月30日	公用車及び公用バイク等の交通事故の処理を行う。保険の支払いや示談等のため事故に関する情報を関係機関へ提供する。（但し、消防局、水道局、市立病院を除く）	交通事故の当事者（市職員を含む。）	○	○	○	○	○	○	
優良運転者表彰関係事務	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	浦和警察署と浦和地区安全運転管理者協会の共催による優良運転車表彰の候補者を推薦すること。及び警察に届け出すること。	本庁内公用車専任運転手のうち未表彰者	○	○		○			
本庁舎駐車場使用許可	市長 財政局　財政部　庁舎管理課	平成13年5月1日 令和5年11月1日	車いすや松葉杖などの補助具に頼らなければ歩行が困難で、かつ、運転に支障がない職員に対し本庁舎に自家用車を駐車することを許可し、許可証を交付する。	本庁舎駐車場使用許可の申請者	○					○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
競争入札参加資格審査・小規模修繕業者登録	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理競争入札参加資格審査事務及び小規模修繕業者登録事務に際し、必要に応じて身分証明書や納税証明書等を添付書類として、提出させている。	競争入札参加資格審査及び小規模修繕業者登録に申請する者	○	○	○	○			
一般・公募型指名競争入札参加申請受付事務	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成13年5月1日 令和4年1月20日	さいたま市が発注する建設工事等の一般競争・公募型指名競争入札に参加する者の確認申請書及び参加申込書の連絡先名、並びに当該工事等に配置予定の技術者の資格確認が必要となるため、その者の資格者証等の写しを受理している。	登録業者、各種技術を持った人	○	○		○			
建設工事、設計等入札（見積）事務	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	建設工事、設計等の入札（見積）時において、紙入札参加を希望する者に、入札（見積）書を提出させている。また、電子入札の開札の立会いを希望する者に、改札立会届出書を提出させている。競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外の者が希望する際には、委任状を提出させている。	建設工事、設計等の入札（見積）業者	○						
競争入札等に係る変更届・承継再審査事務	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	競争入札参加資格者名簿登載者及び小規模修繕業者登録者から、有効期間内に登録事項に変更または、参加資格の承継申請が有った場合に、変更届・承継再審査申請書を提出させている。	競争入札参加資格者名簿登載者、小規模修繕業者登載者	○	○	○	○	○		
入札監視・苦情検討委員会運営事務	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成15年7月1日	委員会の傍聴を希望する一般市民等に対し、傍聴受付簿に住所及び氏名を記入させている。	委員会の傍聴を希望する者	○						
建設工事総合評価方式による入札の審査事務	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成18年10月1日	建設工事総合評価方式の入札において、落札者を決定する評価基準等について総合評価入札審査委員に意見聴取し、報償費を支払う。また、企業の技術的能力等を評価するため入札参加者が提出する技術資料に、連絡先名及び技術者の氏名・保有資格等の記載、並びに資格者証、健康保険被保険者証等の写しの添付を求めている。	総合評価入札審査委員、入札参加者、各種技術者	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市入札監視・苦情検討委員会	市長 財政局　契約管理部 契約課	平成15年7月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されたさいたま市入札監視・苦情検討委員会の適正な運営のため、委員の選任、会議の開催等必要な事務を行う。会議は公開とする。選任された委員については名前と職業を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員	○	○	○				
物品納入等競争入札参加資格審査事務	市長 財政局　契約管理部 調達課	平成23年4月1日 令和5年7月7日	物品納入等、業務委託（建設工事を伴うものは除く）競争入札参加資格審査事務に際し、必要に応じて身分証明書や納税証明書等を添付書類として、提出させている。	競争入札参加資格審査を申請する者	○	○	○	○			
物品納入等、業務委託入札（見積）事務	市長 財政局　契約管理部 調達課	平成23年4月1日	物品納入等、業務委託（建設工事を伴うものを除く）の入札（見積）時において、入札（見積）書を提出させている。競争入札参加資格者名簿に登載されている代表者以外の者が入札に参加する時は、委任状を提出させている。	物品納入等、業務委託（建設工事を伴うものを除く）の入札（見積）参加業者	○						
個人営業届受付事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和5年2月1日	個人営業証明書を発行するために必要となる営業届受付に関すること（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	営業証明書発行申請者、営業届出者	○	○	○		○	○	
事業所税課税事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	地方税法に基づき、さいたま市に所在する事業所において、事業を行う者に対して「事業所床面積」及び「従業者給与総額」を課税標準とし、事業所税の課税事務を行う。	事業所税に係る申告義務者等	○	○	○		○		
軽自動車税賦課事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	地方税法に基づき、市内で原動機付自転車・小型特殊自動車・自動二輪・軽自動車等を所有する者に対して、軽自動車税の賦課を行う。（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	軽自動車の所有者等	○	○	○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
個人市・県民税の賦課事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和6年6月3日	市県民税申告書、確定申告書及び給与支払報告書等に基いて賦課決定すること（請求に応じ、証明書を交付することを含む） また、公平かつ適正な課税を行うために課税資料の収集及び税務調査を行うこと	申告義務を有する者、申告義務を有すると思われる者で未申告の者、前年中に所得を有する者、所得・課税証明書交付申請者	○	○	○	○	○	○	○
市たばこ税課税事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成27年12月1日 令和6年5月27日	地方税法に基づき、製造たばこの製造者、輸入販売業者、卸売販売業者に対して、さいたま市に所在する営業所等に製造たばこを売渡した本数を課税標準とし、市たばこ税の課税事務を行う。また、税率変更時には小売販売業者等に対して手持品課税事務を行う。	製造たばこの製造者・卸売販売業者・輸入販売業者、小売販売業者等	○	○	○				
法人市民税課税事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	地方税法に基づき、さいたま市に所在する事業所において事業を行う法人に対して、法人税額を課税標準とし法人市民税の課税事務を行う。（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	法人の代表者・担当者、法人営業証明書交付申請者	○	○	○				
入湯税課税事務	市長 財政局　税務部　市民税課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	地方税法に基づき、さいたま市に所在する鉱泉浴場の入湯客対して、入湯について入湯税の課税事務を行う。	法人の代表者・担当者	○	○					
固定資産税課税台帳閲覧受付事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	閲覧申請書の受付及び課税台帳（名寄帳）の写しの交付を行う。	閲覧申請者	○		○		○		
公図の閲覧受付事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	閲覧申請書の受付及び公図の写しの交付を行う。	閲覧申請者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
固定資産課税台帳縦覧受付事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	地方税法の規定に基づき、関係者に固定資産税の課税標準となる固定資産の価格をしらしめ、価格に不服がある場合に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができる機会を賦課処分前に与え、課税標準についての争いを納税通知書の発送前に処理をする。	縦覧申請者	○		○		○		
路線価公開図閲覧受付事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	閲覧申請書の受付及び公開図の開示を行う。	閲覧申請者	○				○		
家屋の固定資産税・都市計画税の賦課事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	家屋の固定資産税・都市計画税を賦課するための家屋調査表、家屋課税（補充）台帳の作成を行う。（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	納税義務者	○	○	○		○		○
土地の固定資産税・都市計画税の賦課事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	土地の固定資産税・都市計画税を賦課するための土地評価調査表、土地課税（補充）台帳の作成を行う。（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	納税義務者	○	○	○		○		○
償却資産評価賦課事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	償却資産に係る固定資産税の賦課に伴う償却資産申告書、償却資産評価調書、償却資産課税台帳等の作成を行う。（請求に応じ、証明書を交付することを含む）	納税義務者	○	○	○		○		○
固定資産評価員の設置	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成13年7月17日	市長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、市長が行う価格の決定を補助する。	固定資産評価員	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
台帳閲覧システム・電算データ利用受付事務	市長 財政局　税務部　固定資産税課	平成20年4月1日 	法務局から取得した市内の土地・家屋に関する登記情報をシステムにより管理し、土地・家屋の所有者の確認等に利用するとともに、庁内各課からの台帳閲覧システム利用申請及び電算データ提供依頼に応じ、庁内での利用に供する。	市内の土地・家屋登記名義人	○		○				
納税貯蓄組合事務	市長 財政局　税務部　収納対策課	平成13年5月1日 令和5年5月31日 	組合員の加入及び脱退について、組合からの報告を受け把握するもの	納税組合員	○						
市税収納事務	市長 財政局　税務部　収納対策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日 	未納者に対する督促状・催告書発送、収納事務（消込）、口座振替事務、過誤納金の還付充当事務（請求に応じ、証明書を交付することを含む。）。口座振替事務にあっては、希望者から金融機関を経て口座情報を取得し、当該口座を利用して収納・還付を行う。	納税義務者	○	○	○		○		
滞納整理事務	市長 財政局　税務部　収納対策課	平成13年5月1日 令和6年8月26日 	臨戸徴収、滞納処分、不納欠損等一連の滞納整理	滞納者	○	○	○	○	○		○
交通安全に関する要望処理事務	市長 市民局　市民生活部　市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日 	交通安全施設設置等に関する要望に対して受付、報告、回答などを行うこと	要望申出者	○	○			○		
交通安全施設の事故破損関係事務	市長 市民局　市民生活部　市民生活安全課	平成13年5月1日 令和2年12月1日 	交通安全施設の事故破損に対し、事故原因者による現状復旧を求める	事故原因者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市交通教育指導員制度関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市民一人ひとりを対象とした、実践的かつ効果的な交通安全教育の推進を図るため、自治会や老人クラブ等の団体に出向き交通安全教室を行う	市長委嘱者	○	○	○	○	○		
交通安全教室の実施関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市内警察署と市が協力して安全教室を実施し、市民の交通事故防止を図る	実施申請者	○				○		
交通安全保護者の会（母の会）事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交通安全は家庭からを基本理念に、日常生活、地域活動を通じて啓発を行う。また、交通安全運動期間中においては、街頭活動を行い交通事故防止を図る	小、中学校長からの推薦者・自治会長からの推薦者	○				○		
さいたま市交通指導員制度関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市長から委嘱された指導員が、児童・生徒の登校時に交差点等の危険箇所において、道路横断の安全確保及び指導を行う。また、要請により各種交通安全啓発活動、地域の行事・催しにおける交通整理等も行う。	市長委嘱者、表彰基準該当者	○	○	○	○	○	○	
さいたま市交通安全対策協議会関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交通安全の円滑化、交通事故防止、その他交通安全の諸問題について、関係の機関及び団体により構成される協議会を設置し、相互の緊密な連絡を図り、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する	関係機関及び市民各種団体	○	○			○		
ホテル南郷利用申請受付・許可	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図るための保養施設として設置されたホテル南郷の利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
交通安全施設の設置関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	路面標示、道路照明灯等の交通安全施設を設置し、歩行者、車両の交通事故防止を図る	工事、委託業者の従業員、通報・申請者	○	○					
占用許可、民地借用関係事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	歩行者及び車両の交通安全運行を確保し、併せて交通事故防止を図るため、交通安全施設を私有地に設置する際に必要となる土地借用書類を作成する	施設設置箇所の土地所有者	○		○				
市民相談事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	昭和43年4月1日 令和4年3月10日	広く市民から相談を受け、問題点を明らかにし、解決の一助としてもらう。そしてその経過を専門家からの回答とともに記録する。	さいたま市民	○	○	○	○	○	○	
行政相談委員事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	昭和37年4月1日 平成27年4月1日	国等の仕事に関する苦情などの相談を受け、助言や関係行政機関に対する通知等を行う。委員は市が推薦し、総務大臣が委嘱する。	行政相談委員	○	○			○		
さいたま市違法駐車等対策協議会	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	違法駐車等防止重点地域の指定、指定の解除及び変更に関する重要事項を審議すること。市会議員と関係機関の長、知識経験者、市職員により構成される。	さいたま市違法駐車等対策協議会委員	○	○					
暴力排除推進協議会事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	暴力行為を排除し、明るく住みよい街づくりを推進する。	協議会会員団体の会長及び副会長等の職にある者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
新治ファミリーランド利用申請受付・許可	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成12年4月1日 令和2年4月1日	豊かな自然環境の中で市民の健康の増進及び余暇活動の充実を図るための保養施設として設置された新治ファミリーランドの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○	○			○		
さいたま市地域防犯活動助成金交付事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成17年4月1日 平成28年4月1日	さいたま市地域防犯活動助成金交付要綱に基づき、犯罪のない安心で安全なまちづくりを推進するため、自主的に地域防犯活動を行う団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に助成金を交付する。	申請者及び団体役員	○		○		○		
市民手帳事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成26年10月2日 平成27年4月1日	市民手帳の収納事務を書店に委託するにあたり、さいたま市会計規則第３７条第２項の規定により収入事務受託者証を交付する必要があるため。	書店従業員	○			○			
地域防犯カメラ設置助成金交付事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成29年4月1日	犯罪のない安心で安全なまちづくりを図るため、さいたま市地域防犯カメラ設置助成金交付要綱に基づき、自治会からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○				
市民局指定管理者審査選定委員会運営事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成26年4月1日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき設置されたさいたま市市民局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員は名前と所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
大宮ソニック市民ホール利用申請受付・許可	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成13年5月1日	市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するために設置された、さいたま市大宮ソニック市民ホールの利用申請を受け付け、利用の許可を行う。	利用申込者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市防犯のまちづくり推進計画策定に係る意見聴取	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成30年6月27日 令和5年4月1日	「さいたま市防犯のまちづくり推進計画」策定にあたり、各区防犯連絡協議会等出席者から文書により意見を募り、市民の声を本計画に反映させるため。	意見提出者	○				○		
さいたま市自動通話録音装置貸出事業	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成28年9月1日	市内の高齢者世帯や、日中高齢者のみとなる世帯に対し、振り込め詐欺防止のため自動通話録音装置を貸与し、振り込め詐欺を未然に防止し、機器の普及啓発を図る。収集した情報は、機器設置を行う委託業者と共有する。	自動通話録音装置貸出事業の申請者	○				○		
犯罪被害者等相談・支援事業	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	令和3年4月1日 令和5年7月5日	犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組をする。 市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援を行う。	犯罪被害者等相談者、セミナー参加者	○	○	○	○	○	○	
街頭防犯カメラに関する事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	平成30年3月1日 令和3年12月10日	犯罪の防止を図ること等を目的として、駅前広場等の公共空間における不特定多数の人の動きを撮影するカメラを設置し、画像データを記録及び一時的に保存する。 また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、捜査協力のため、画像データを提供する。	街頭防犯カメラ設置場所の周辺を通行・滞在等する不特定多数の人				○			○
さいたま市自主防犯活動団体感謝状贈呈事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	令和4年1月4日	さいたま市内において、自主的な防犯活動を通じた安全で安心なまちづくりの推進のために貢献し、その功績が顕著な団体及び模範となる活動を実施している団体に感謝状を贈呈することにより、自主防犯活動団体の意欲向上を図る。	感謝状被贈呈団体代表者	○	○			○		
さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会運営事務	市長 市民局　市民生活部 市民生活安全課	令和6年2月8日	犯罪被害者等支援事業の効果的かつ円滑な実施を推進するため、さいたま市犯罪被害者等支援事業推進懇話会設置要綱に基づき懇話会を設置し、運営する。委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員は名前と所属を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	懇話会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自治会活動支援事務	市長 市民局　市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 令和2年12月10日	自治会関係事務の円滑化及び自治会活動支援のため、単位自治会の情報を収集し、全庁的な自治会関係事務の基礎となる資料を作成、あらかじめ提示した利用目的の範囲内で関係機関に対して情報提供する。また、自治会長からの申請により掲示板の設置及び修理、ふれあい広場事業を実施する。	自治会長・広報担当者・申請に係る土地所有者	○	○			○		○
自治会への各種補助金交付事務	市長 市民局　市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 令和2年12月10日	住み良い地域社会の実現を目指すことを目的に自治会及び連合組織が実施する活動や事業に要する経費の一部を補助する。	補助金申請団体の長	○	○	○		○		
地域活動傷害見舞金	市長 市民局　市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	公共のために自治会等の団体が自主的に行う地域活動中に傷害を受けた者に対して支給する。	公共のために地域活動を行って傷害を受けた者	○		○		○	○	
認可地縁団体事務	市長 市民局　市民生活部 コミュニティ推進課	平成13年5月1日	地方自治法第260条の２の規定に基づき、地縁団体の認可、告示、台帳の作成、証明書の交付、規約変更の認可、認可地縁団体が所有する不動産の登記移転等に係る公告を行う。また、さいたま市認可地縁団体印鑑条例に基づき、認可地縁団体の印鑑登録、証明書の交付を行う。	地縁団体の代表者及び構成員、告示事項証明書請求者、異議申出者、印鑑登録等の申請者又は代理人	○	○	○		○		
さいたま市男女共同参画推進協議会運営事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	市長の諮問機関として、さいたま市の男女共同参画の推進に関する事項を調査審議する。また、市政への市民の参画を促し意見を反映させるため、市民代表者委員を公募する。	男女共同参画推進協議会委員及び委員応募者	○	○	○		○		
男女共同参画意識啓発事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年5月14日	男女共同参画の意識啓発を行うため、「パートナーシップさいたまフェスタ」の開催や職員研修の実施、事業検討会議の実施、情報誌「You & Me ～夢～」「鐘の音」などを発行する。	講師、会議構成員、参加者、保育児、託児者、広報誌通信員、公募応募者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
まちづくりへの男女共同参画推進事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年5月17日	女性の人材を収集し、政策・方針決定の場への女性の参画を促進するため女性人材リストの作成及び各課への情報提供を行う。また、団体活動支援、協働での事業実施、団体間の交流を図るため、市内の男女共同参画の実現に資する活動をする団体を把握する。	女性人材リスト登録者、団体代表者、団体構成員	○	○			○		
人権擁護委員推薦事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員法第６条第３項に基づき、人権擁護委員候補者を法務省へ推薦する。また、委嘱を受けている人権擁護委員からの辞任届を受けた際に、法務大臣に対し進達する。	人権擁護委員の候補者、委嘱中の人権擁護委員	○	○			○		
隣保館事業運営事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	三つ和会館管理運営事業を適正に執行するため、各種事業の出席者の名簿を作成する。	事業参加者	○						
男女共同参画政策市民意見募集事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成14年8月1日 平成31年4月1日	男女共同参画の基本的な政策の策定等にあたり、市民の声を反映させるため、形成過程の情報を公表し、市民意見の募集をする。	市内在住・在勤・在学者	○				○		
隣保館施設利用事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	三つ和会館の適切な運営を図るため、施設利用許可に関わる利用者（団体）を確認するとともに、利用者名簿を作成する。	施設利用者	○						
相談業務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	家庭や地域、職場で直面する様々な悩みについて、専門の相談員が相談に応じ、解決のための支援を行う。必要に応じて関係機関（子ども家庭総合センター内の各課所、各区福祉事務所等）と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	相談者、相談員	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
男女共同参画推進センター等施設利用事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年6月10日	男女共同参画の推進とジェンダー平等社会の実現、ジェンダーに起因する生きづらさの解消を目的とし、市民の自主的な社会活動に対して活動の場を提供する。	施設利用者	○	○					
講演会・セミナーに関する事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年5月1日 令和3年6月10日	男女共同参画の推進と啓発を目的とする。	講師、受講生、保育児、託児者、事業コーディネーター	○	○	○	○	○	○	
さいたま市男女共同参画苦情処理事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成15年4月1日 平成31年4月1日	「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」第１２条に基づき、市内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者からの苦情を処理するため、苦情処理委員を置き、苦情を処理する。	男女共同参画苦情処理委員及び申出人	○	○	○		○		
さいたま市ＤＶ防止対策関係機関ネットワーク会議	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成16年8月1日 令和4年6月28日	女性に対し、夫、恋人など親密な相手からの暴力の根絶の取り組みについて、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、女性の人権擁護の観点より、予防から自立までのサポート体制を、総合的に検討することを目的としており、構成員に対し報償費の支払いを行う。	会議構成員	○		○				
配偶者暴力相談支援センター業務事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成26年10月1日 令和4年4月1日	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者等からの暴力の防止並びに被害者の保護、自立支援を目的として設置する配偶者暴力相談支援センターにおける業務に係る事務を行う。必要に応じて庁内外の関係機関と情報を共有し、支援方法や支援機関を調整する。	配偶者等から暴力を受けた者及び同伴する家族等	○	○	○	○	○	○	
男女共同参画推進事業補助金交付	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成14年4月1日 令和3年4月1日	さいたま市補助金等交付規則に則り、市民企画講座実施団体に対し、その活動を支援するため、補助金を交付する。	市民企画講座実施団体の構成員	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市パートナーシップ宣誓書制度事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和２年４月１日 令和４年11月１日	さいたま市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、市民からパートナーシップ宣誓書を受け付け、その受領の証として、パートナーシップ宣誓書受領証の発行、変更、返納等を行う。	パートナーシップ宣誓書の提出者及び提出者の子	○				○		
人権啓発事業等実施事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年５月１日	人権啓発事業等実施における講師・委員の依頼、参加者の募集等の企画、運営を行う。	講師・参加者	○	○	○		○		
さいたま市人権相談事業等補助金交付事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年５月１日	人権擁護委員により組織する団体の活動を支援するための補助金を適正に交付する。	補助金交付団体の代表者等	○		○		○		
さいたま市同和対策補助金交付事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成13年５月１日	部落差別を解消するため、さいたま市同和対策補助金交付要綱に基づき、同和対策補助金交付申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	同和対策補助金交付申請者	○						
さいたま市性暴力・配偶者暴力被害者等補助金交付事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和２年11月４日	配偶者暴力の被害者等を支援する民間緊急一時避難施設及び民間自立支援施設の先進的な取組に対し、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者支援の充実を図ることを目的としており、民間シェルター等に対し補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	○		○				
さいたま市民間緊急一時避難施設等補助金交付事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成16年８月12日	民間緊急一時避難施設又は民間自立支援施設を運営する団体に対し、その事業を支援するため補助金の交付を行う。	補助金交付団体の代表者等	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
相談室研修に関する事務	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	平成17年8月1日	相談の質の向上及び円滑な連携を図るため、定期的に研修を行う。	講師	○	○	○				
さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議	市長 市民局　市民生活部 人権政策・男女共同参画課	令和6年4月1日	困難な問題を抱える女性への支援を、適切かつ円滑に行うため、さいたま市困難な問題を抱える女性支援関係機関ネットワーク会議を設置し、民間、行政などの関係機関が密接な連携を図り、困難な問題を抱える女性への支援体制を総合的に検討することにより、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としたものであり、その構成員に対し報償費の支払いを行う。	会議構成員	○		○				
さいたま市市民活動推進委員会の設置運営	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成19年5月14日 令和3年2月24日	さいたま市市民活動及び協働の推進条例第９条に基づくさいたま市市民活動推進委員会を設置運営するにあたり、公募委員の選考、委員との連絡及び報酬の支払のため個人情報の収集・利用が必要なため。	さいたま市市民活動推進委員会の委員	○	○	○	○	○		
浦和駅東口駅前市民広場内の行為承認事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成19年10月9日 平成27年4月1日	浦和駅東口駅前市民広場における催事等の行為に係る承認申請を受け付ける。	行為承認申請者	○						○
市民活動ネットワークの登録事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成23年4月1日 平成31年4月1日	市民活動ネットワークとは、登録団体への支援を行うほか、団体間のゆるやかなネットワーク（つながり）を図り、市民活動及び協働を推進するために各区に設置する市民活動登録制度である。	市民活動ネットワーク登録申請者	○	○			○		
ＮＰＯ認証等事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成24年4月1日 令和3年6月9日	申請者に対し、認証審査等を行うため、特定非営利活動促進法の規定に基づき、認証等の申請を受け付け、認証等を行う。必要に応じ、特定非営利活動法人の役員及び社員に連絡等を行う。なお、収集した認証等に関する情報は、公表、縦覧、閲覧及び謄写のために公表する。また、特定非営利活動法人が所轄庁を変更する場合、その所轄庁と認証等に関する情報を共有する。	認証及び認定したＮＰＯ法人の代表及びその役員並びに社員	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成22年4月1日 令和2年11月10日	市民が市民活動に参加しやすくなる環境づくりの一環として、さいたま市市民活動及び協働の推進助成金交付要綱・補助金等交付規則等に基づき、市民活動団体からの補助金等申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、構成者及び事業ボランティア	○		○	○	○		
市民活動サポートセンターに関する事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成28年4月1日 令和3年4月1日	自治会等の地縁団体、ボランティア団体、ＮＰＯなどの市民活動を支援し、その活性化を図るための拠点施設である市民活動サポートセンターを、市民と行政による協働で管理運営し、市民活動の支援及び協働を推進する。	当該センターの利用者及び関係者	○	○	○	○	○		
ＮＰＯ法人設立セミナーに関する事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	平成30年5月7日	このセミナーは、ＮＰＯ法人格取得を考えている方に対し、その制度や趣旨を説明し、申請書類の作成などに対して助言や相談を行うものである。セミナーの申し込み受付に際して、申込者との連絡用及び受講者名簿の作成のため氏名等を収集する。	講座受講者	○				○		
高校生ファシリテーターの活躍事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	令和3年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市内在住・在学の高校生等を対象とした「ファシリテーター講座」や「対話の場」の開催にあたり、受講者ならびにボランティア参加者に対する講座終了証やボランティア参加証の発行事務を行う。また、「ファシリテーター講座」や「対話の場」における謝金支払い等のため個人情報の収集を行う。併せて、市民アプリとの連携を行う。	講座受講者・ボランティア参加者・講師	○	○	○	○			
名義後援等承認事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	令和5年2月1日	団体が主催する行事に対し、後援又は共催等名義使用を承認し、市民活動及び協働の推進を図る。	申請団体の代表者及び役員・構成員・出店者・ボランティア等	○	○		○	○		
認定 NPO 法人の認定に関する事務	市長 市民局　市民生活部 市民協働推進課	令和5年9月11日	認定特定非営利活動法人として認定を受けるための申請に係る現地調査において、財務諸表の調査に必要な専門知識を持つ公認会計士に立会及び助言を依頼するにあたり、対象者との連絡及び謝金の支払のため、個人情報の収集・利用を行う。	財務諸表の調査に必要な専門知識を持つ公認会計士	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
消費生活相談事業	市長 市民局　市民生活部 消費生活総合センター	平成13年5月1日 令和5年11月1日	消費者からの苦情・問い合わせ・危害・危険の申出について、消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、本人確認等のうえで助言、紹介、斡旋等の相談対応を行う。	相談、危害・危険の申出者等	○	○	○				○
消費生活講演会・セミナー事業	市長 市民局　市民生活部 消費生活総合センター	平成13年5月1日 令和5年11月1日	消費者啓発のために消費生活講演会・消費生活セミナーを開催する。 参加希望者を募集、受付し、又講師の選定、依頼、事務連絡等を行う。	講演会・セミナーの参加者及び講師	○	○	○				
さいたま市消費生活審議会運営事務	市長 市民局　市民生活部 消費生活総合センター	平成18年7月1日 平成27年4月1日	さいたま市消費生活条例に基づき設置されたさいたま市消費生活審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課及び秘書課へ報告する。	審議会委員及び委員公募募集者	○	○	○		○		
さいたま市消費者被害防止サポーター事業	市長 市民局　市民生活部 消費生活総合センター	平成28年5月1日 令和5年11月1日	消費者被害の未然防止・拡大防止・早期発見を図るため、さいたま市消費者被害防止サポーターを設置し、消費者教育推進のための情報提供、活動協力依頼等を行う。	消費者被害防止サポーター	○						
外国人登録事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	外国人に関する新規（入国）・転入・転居・変更・確認等の登録事務を行うことにより、外国人の居住・身分関係を明確にすることを目的とする。外国人登録法は平成２４年７月９日に廃止されたが、住民票が作成されない外国人に対し引き続き行政サービスを提供する等の目的のため、データを引き続き保有し関係課と共有する。	さいたま市に在留する外国人	○	○			○		
改葬許可事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	既に埋蔵し、もしくは収蔵した遺骨を、他の墳墓や納骨堂に移すための許可事務です。 遺骨の管理者から証明してもらい、その証明にもとづいて許可証を交付する。	埋蔵し若しくは収蔵した遺骨を、他の墳墓又は納骨堂に移す者。	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
臨時運行許可事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	登録されていない自動車の試運転をしたり、車輌検査を受ける目的などで回送したりする場合は、臨時運行の許可を受けなければならない。印鑑・自賠責保険証・車体番号がわかるものを持参していただき申請することにより、許可証と仮ナンバーが交付されます。	さいたま市を通行する車輌を運行する者。	○	○	○				
証明発行事務（住民票）	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交付請求に伴い、住民票などを適正に発行するための受付事務。	住民票等申請者	○				○		
住民基本台帳補助台帳閲覧事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	住所・氏名・性別・生年月日を記載した町丁別番地順の世帯別台帳（住民基本台帳補助台帳）をプライバシー侵害・差別等につながらない場合に限り、申請により閲覧に供している。	住民基本台帳補助台帳閲覧申請者。	○				○		
死体埋火葬許可・死胎埋火葬許可事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	死亡届書の受理に伴う埋火葬許可証の発行事務。	さいたま市で死亡届を届け出た者。	○				○		
印鑑登録事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	印鑑登録について、登録・登録抹消の申請を本人から受け付ける。また、本人以外には証明発行を停止したり、登録事項を変更させない申請も受け付ける。必要な場合には本人確認の調査を行う。	印鑑登録者	○	○		○	○		
禁治産宣告者名簿事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	裁判所において禁治産宣告及び東京法務局で成年被後見人登記を受けている者は、印鑑登録をすることができないため、該当者を特定させ管理する事務。	さいたま市に住民登録をしているもしくは本籍を有する禁治産宣告者及び成年被後見人	○					○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
住民登録事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務処理の基礎であり、併せて住民の記録に関する記録の適正な管理を図る。通報等による居住の事実確認の調査や、本人の申請に基づく住民票の閲覧等の制限手続を行う。また、台帳の情報は、必要に応じて行政内での利用に供する。	住民基本台帳登載者（除票者も含む）	○		○	○	○		○
戸籍の附票事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 令和3年9月2日	個人の身分関係の登録である戸籍と、居住関係の記録である住民票の関連を図るために、本籍地において戸籍の表示及び氏名・住所・住所を定めた日付を記録する事務。	さいたま市に本籍を有する者（除票者を含む）	○				○		
戸籍事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	戸籍は、出生・死亡・婚姻・離婚等の届出により戸籍簿を整備し、日本国民についてその親族的な身分関係を登録し公証するものである。	さいたま市に本籍を有する者	○	○		○	○	○	
住居表示事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	大字地域・区画整理地域等の住居に、都市計画図・法務局の公図から作成される住居表示台帳図をもとに「丁目・番・号」という表示を施し、公共の福祉の増進に資することを目的とする。また、これに伴う変更証明を交付する。	住居表示実施区域の住民	○						
住所付定事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	新築住宅に関する住所の付定。	新築住宅の居住者	○						
当直事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	勤務時間外及び休日における受付並びに簡易な事務処理を行うことを目的とする。夜間及び休日における郵便物等の受領、死亡届等戸籍に関する届出書の預かり、市民からの要望・苦情・問い合わせ等の処理を行う。	勤務時間外及び休日に来庁若しくは電話連絡のあった者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
地番等証明書発行事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	区画整理施行済地内における各種地番等証明書発行事務	地番等証明書発行申請者	○		○				
身分証明事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	個人の犯歴台帳及び身分事項の名簿を作成し、その台帳を整備する。	禁治産宣告者・準禁治産宣告者・成年被後見人登記者・破産者・犯歴台帳登載者	○	○	○		○	○	
証明発行事務（戸籍証明）	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成28年4月1日	交付請求に伴い、戸籍や除籍の謄抄本・戸籍届受理証明などを適正に発行するための事務。	戸籍証明申請者	○	○			○		
証明発行事務（印鑑証明）	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 令和5年3月7日	交付請求に伴い、印鑑登録証明書を適正に発行するための事務。	印鑑証明申請者	○						
人口動態調査事務	市長 市民局　区政推進部	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人口動態を調査するために必要な資料の徴収を行う	戸籍届出人（出産、死亡、死産、婚姻、離婚）	○	○				○	
渉外対応事務	市長 市民局　区政推進部	平成15年4月1日 平成28年4月1日	行政の円滑な運営を図ることを目的とし、各種式典等へ出席することに伴う会費、あるいは行政執行上必要な社会的儀礼を尽くすための慶弔費等の交際費の支出等を行なう。	行政運営上、区政振興に功労のある者、及び自治振興や福祉の増進に貢献のある者。	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
区における共催等名義使用承認事務	市長 市民局　区政推進部	平成15年4月1日 平成28年4月1日	団体が主催する行事に対し、共催等名義使用を承認し、区政振興を図る。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○			○		
住民票の写し等の交付に係る本人通知制度	市長 市民局　区政推進部	平成22年6月1日 平成28年4月1日	本人通知制度は、さいたま市において、住民登録もしくは本籍がある方が事前に登録することにより、その方に係る住民票の写しや戸籍の謄抄本等を、本人の代理人及び第三者に交付した場合にその交付した事実について登録者本人に通知をする制度であり、不正取得や不正請求の防止及び抑止を目的としています。	事前登録者	○						
全国避難者情報システム	市長 市民局　区政推進部	平成23年4月18日 平成28年4月1日	東日本大震災等に伴う避難者の所在地情報を把握し、県に報告する。また、避難者に対する行政サービスの提供を行う。	東日本大震災等に伴う避難者	○						
無籍者名簿の作成事務	市長 市民局　区政推進部	平成26年8月5日 平成31年3月1日	無籍者が適正な手続により戸籍に記載されるための支援を行うため、平成２６年８月５日付けさいたま地方法務局長発出「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について」（戸（３）第４１９号）に基づき、無籍者を把握するための名簿を作成する。作成した名簿は、法務局に提出する。	無籍者	○						
大宮区役所運営協議会事務	市長 市民局　区政推進部	平成31年3月29日	ＰＦＩ事業者が適切に維持管理・運営を実施しているかの確認をし、また利用する市民等の要望、意見等を把握することより、維持管理・運営の改善を行うことを目的とした運営協議会を開催する。収集した個人情報は、事務連絡に使用する。	市民委員	○	○			○		
おくやみ窓口事務	市長 市民局　区政推進部	令和4年5月17日	御家族を亡くされた際の窓口手続の負担軽減を図るため、死亡時の主な手続の案内、申請書及び届出書の受付、返還物の回収を一体的に行う。	死亡者及び死亡者の遺族	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
不良な生活環境の解消等事務	市長 市民局　区政推進部	平成21年7月1日	各区役所くらし応援室等への市民等からの相談をうけて、住居等における物の堆積等による不良な生活環境の解消及び再発防止を図るために、関係各局区が協力・連携して市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	相談者、情報提供者、住居等の所有者及び管理者等	○	○	○	○	○	○	
利用団体登録事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	体育施設を利用している団体を把握することにより適正な利用がされるよう管理する。	申請者、クラブ員	○						
体育館利用申請受付事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	体育施設利用者に対して予約を受付け利用申請及び許可書を発行すること。	体育施設利用申請者	○				○		
スポーツ賞関係事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 令和5年5月1日	スポーツ・レクリエーションの振興に貢献し、その功績が顕著な者及び選手として優秀な成績を納めた個人もしくは団体を表彰する。	表彰の候補者	○	○			○		
市民スポーツ教室開催事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 令和3年3月12日	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図ることを目的に各種スポーツ教室・イベントを開催する。	市民スポーツ教室参加者及び指導者	○	○	○	○	○		
学校体育施設開放事業	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲内で校庭及び、体育館を広く市民に開放する。	各利用団体、運営委員会委員	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市スポーツ推進委員事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 令和3年3月12日	スポーツ基本法第32条の規定に基づき、市民スポーツの振興を図るため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うスポーツ推進委員を委嘱し、必要な諸事務を行う。	さいたま市スポーツ推進委員	○	○	○	○	○		
臨時グランド利用事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	用途未定の市管理地を市民のレクリエーションに供するため、臨時的及び暫定的に臨時グランドとして一般開放しているものを利用するにあたり、使用申請書の提出を必要とする。	利用申込者	○				○		
多目的広場管理運営団体申請事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成23年2月1日 平成27年4月1日	親子や友達など多世代にわたり、気軽に身近なスポーツを楽しむことができる多目的広場について、管理運営を希望する団体の構成を把握することにより、適正な管理運営が可能か審査する。また、管理運営上必要な場合、連絡を取るため。	申請団体構成員	○				○		
スポーツ・レクリエーション啓発業務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成25年4月10日 平成30年4月20日	市民がスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するため、当課が所管する団体の開催する事業もしくは準ずる事業を市報さいたま他にて告知および募集を行う。	市報掲載を希望する申請者	○						
全国大会等出場奨励金交付事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成29年4月1日 令和3年3月12日	小中学生のスポーツ活動の普及及び推進を図るため、全国大会及び国際大会に出場する市内在住の小中学生の保護者及び市内に活動拠点のある団体に、奨励金を交付する。また、全国大会出場により市民のスポーツ振興及びスポーツ意識の向上に寄与するとともに、市の広報活動の一環を担うなど大きな影響を与えることから、全国大会に出場する部活動が所属する市内高等学校の長に対し、奨励金を交付する。	市内在住の小中学生及びその保護者、市内に活動の本拠がある団体、市内高等学校長及び在学生	○	○	○				
オリ・パラ強化指定選手奨励金交付事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成29年4月1日 令和3年3月12日	２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、本市のスポーツ振興及びスポーツに関する市民意識の醸成を図るため、オリンピック・パラリンピックの強化指定選手に対し、奨励金を交付する。	市内在住者	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
スポーツ文化局指定管理者審査選定委員会	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成27年4月1日 令和3年3月12日	さいたま市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された指定管理者選定委員会を適正に運営するため、委員の一部を市民等から選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。スポーツ文化局が所管する施設において、市長等の諮問に応じ、指定管理者の候補者の選定について審査する。	委員	○	○	○	○	○		
スポーツ振興事業に係る名義後援承認業務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日	団体が主催する大会、競技会、記念式典その他広くスポーツの振興に資する事業へ市民等の参加意欲を喚起するため、スポーツ振興事業に係るさいたま市後援事務取扱要領に基づき、申請を受け付け、名義後援の承認を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○			○		
総合型地域スポーツクラブ支援業務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成22年4月1日	さいたま市の生涯スポーツの振興のため、総合型地域スポーツクラブの支援に係る諸事業を実施する。	さいたま市総合型地域スポーツクラブ推進委員会委員	○	○	○				
スポーツ振興事業に係る補助金交付業務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ振興課	平成13年5月1日	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、地域において住民相互の親睦及び健康・体力増進を図ることを目的に、市内スポーツ・レクリエーション団体及び地域のスポーツ関連団体に対し補助金を交付する。団体は申請書を提出し、市は審査、承認、交付事務を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○	○	○	○		
ランニングイベント開催事業	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツイベント課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	大会参加者へのサービス向上やボランティア活動を円滑に行うことを目的とし、大会関連情報の連絡、大会プログラムへの掲載、次回大会等の案内、大会協賛、協力、関係各団体からのサービス提供、記録発表、傷害保険申込等に利用する。	参加者、ボランティア	○	○		○	○		
さいたまクリテリウム広報ＰＲ事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツイベント課	平成28年3月10日 平成31年4月1日	さいたまクリテリウムの大会当日や前日・事前・事後PRイベント等、大会に関する写真・肖像を収集し、大会の広報PRに活用する。なお、情報は一般社団法人さいたまスポーツコミッションと共有する。	大会来場者およびPRイベント参加者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
スポーツ振興審議会運営事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ政策室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	教育委員会の諮問を受け、スポーツの振興に関する事項について調査、審議し、教育委員会に建議する審議会委員を委嘱しての運営を行う。	スポーツ振興審議会委員	○	○	○		○		
スポーツ振興まちづくりに係る施策の企画及び推進業務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ政策室	平成30年4月1日 平成31年1月4日	さいたま市スポーツ振興まちづくり条例に基づき、スポーツ実施による体力向上や健康保持増進を基本とし、「一市民一スポーツ」の確立とともに、本市の多くの課題に対して施策・事業を推進する。スポーツアドバイザーから本市のスポーツ政策等に関し、指導・助言を受け、アドバイザーが有する豊富な知見、経験及び人脈等を施策に活用する。	スポーツアドバイザー	○	○	○	○	○		
バスケットボール体験教室開催事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ政策室	令和3年6月19日	市内小学生を中心に、“だれもが”バスケットボールに気軽に参加できる機会を提供し、バスケットボール競技人口の拡大やバスケットボール文化の醸成に寄与するため、「バスケファンプロジェクト」を開催する。	イベントの参加者	○	○		○			
中学生年代女子サッカー合同練習会開催事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ政策室	令和1年6月27日	中学生年代の女子サッカーの振興を図るため、さいたま市内在住の女子中学生を対象に、女子サッカー合同練習会「スマイルプロジェクト」を開催する。	イベントの参加者	○	○		○	○		
コンディショニングに係るアプリ等活用による実証事務	市長 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室	令和4年9月9日 令和5年9月12日	子どもたちが、安心・安全かつ効果的にスポーツに取り組める環境を創出するため、コンディショニングアプリ等を活用した実証事業や、適切な知識獲得の一助となる機会の提供を行い、データの収集・分析を通じて、スポーツ指導に資する教材等の検討を行うことを目的とする。	コンディショニングに係るアプリ等を使用する者及びアンケートに回答する者	○			○	○		
さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会事務	市長 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室	令和4年12月22日	さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会条例に基づき設置される委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡及び報酬の支払い等を行う。	さいたま市さいたま北部医療センター跡地利活用事業者選定委員会の委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
アーバンスポーツ活性化事業に係るソフト事業実施事務	市長 スポーツ文化局 スポーツ部 スポーツ政策室	令和４年10月９日	アーバンスポーツの普及を図るため、子育て世代の親子等を対象に、アーバンスポーツの体験イベント等のソフト事業を開催し、写真・動画の撮影や参加者等を対象としたアンケート調査を行う。	ソフト事業への参加者及びアンケート調査に回答する者	○			○	○		
さいたま市アーバンスポーツ研究会事務	市長 スポーツ文化局　スポーツ部　スポーツ政策室	令和５年５月１日	アーバンスポーツ活性化事業に関する施策の実践的かつ効果的な実現のため、アーバンスポーツに関する専門的な知識や国際競技大会等への出場経験を有する者等から、総合的かつ専門的な見地から意見を聴取する場として、さいたま市アーバンスポーツ研究会を設置し、研究会委員に対し必要な事務連絡及び謝礼の支払い等を行う。	さいたま市アーバンスポーツ研究会の委員	○	○	○		○		
名義後援・市長賞交付承認事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年５月１日 平成27年４月１日	市民文化の向上及び市民の芸術文化活動への参加意欲を喚起するため、名義後援・市長賞交付を承認する。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○			○		
ギャラリー利用受付事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年５月１日 平成27年４月１日	庁舎東側広場の市民ギャラリーを市民の文化活動の発表の場として市民又は市内で活動する団体に無料で貸し出しを行う。	市民ギャラリー利用者又は利用団体の代表者	○				○		
さいたま市民文芸事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年５月１日 平成27年４月１日	広く市民の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、文芸活動の普及向上を目的とし、市内在住の高校生以上の方を対象とし、５部門の作品を募集選考し、文芸誌を発行するもの。	選者・投稿者	○		○		○		
ユーモアセンター整備事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年５月１日 平成27年４月１日	漫画・ユーモアの文化の普及・発展のため、漫画・ユーモアをテーマとする施設「ユーモアセンター」整備を図る。	設立準備のために設置した「さいたま市ユーモアセンター設立準備実行委員会」委員	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
漫画・ユーモア振興事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	漫画・ユーモアの文化の普及・発展と、漫画・ユーモアをテーマとする施設「ユーモアセンター」整備に備え、文化交流事業、作品・資料の収集、事業ノウハウの蓄積、国内外の漫画家・関係機関とのネットワーク形成等を進める。	「国際漫画フェスティバル」参加依頼を依頼する漫画家、ユーモアフォトコンテスト応募者、入賞者、審査員	○	○	○		○		
文化施設等利用者登録、利用許可事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 令和3年6月2日	文化施設等の利用者登録、利用申請受付及び利用の許可等を行う。	施設利用登録・申請者	○	○	○		○	○	
市民漫画展作品募集事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	さいたま市民漫画展の作品募集並びに応募者の受付をする。また審査員の選定・依頼などを行う。	市民漫画展応募者・審査員	○	○	○				
漫画会館資料管理事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	さいたま市立漫画会館条例施行規則に基づく、資料の利用・寄贈及び寄託の申請に係わる事務を適正に行う。	資料の利用、寄贈・寄託の申請者	○						
講座などの開催事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	漫画に関する講座等を開催し、参加者の募集・受付を行う。また、講師の選定、依頼などを行う。	講座などの参加者、講師	○	○	○				
さいたま市盆栽四季の家使用許可事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成13年5月1日 令和3年6月2日	さいたま市盆栽四季の家使用申請受付及び使用許可等を行う。	盆栽四季の家利用申請者	○	○				○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ジュニアソロコンテスト開催事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成23年7月15日 令和5年3月10日	ジュニアソロコンテストの広報等を行う。また、審査員の情報及び選考の結果については公表するものとし、広報等で使用することがある。	応募者及び審査員	○	○			○		
文化イベント広報事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成19年4月1日 平成27年4月1日	１０月、１１月を中心に、市内で開催される文化芸術関連事業を掲載した広告媒体を作成、配布する。その中で、市内文化団体等が開催する事業を「さいたま市民文化祭」冠事業とし、その申請に対する審査、承認、事務連絡等を行う。	申請団体構成員	○				○		
文化事業に対する補助金交付事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成19年4月1日 平成27年4月1日	さいたま市の文化振興を目的とし、市内文化団体が行う事業に対し補助金を交付する。団体は申請書を提出し、市は審査、承認、交付事務を行う。	申請団体構成員	○		○		○		
歌舞伎体験講座開催に係る事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	平成29年5月29日 令和5年3月10日	歌舞伎体験講座の参加者を選定するため、申込者に対する審査、承認、事務連絡などを行う。	歌舞伎体験講座申込者（市内在住の小学生及びその保護者）	○	○					
つながろうさいたまアートプロジェクト作品募集	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	令和2年7月27日	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、活動の中止・延期等の影響を受けた文化芸術の担い手等を支援するとともに、市民が文化芸術を気軽に鑑賞できる機会を提供するため、市の式 YouTube 等で配信するための動画作品を募集し、審査で選ばれた作品に対し、奨励金１０万円を交付する。	つながろうさいたまアートプロジェクトの応募者	○	○	○		○		
文芸講座開催に関する事務	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	令和4年11月1日	市民等の文化芸術に対する理解や関心の促進を図るため、文芸に関する講座等を開催する。 また、開催に伴い、講師の選定や依頼、参加者の募集受付を行う。	講座の講師、参加者	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
アーツカウンシル運営事業	市長 スポーツ文化局　文化部　文化振興課	令和４年４月１日 令和６年４月１日	文化芸術都市創造のため、専門人材による調査研究、文化芸術活動支援及び文化発信プロジェクトなどの象徴的事業を実施する組織であるアーツカウンシルを設置し、文化芸術推進体制の強化を図る。市民の自主的な文化芸術活動の促進及びさいたま市の文化芸術の振興を図るため、さいたま文化芸術都市創造助成金を交付するほか、文化芸術活動に参加する機会を充実させるため、市民サポーター活動を実施する。サポーターついて、ボランティアシティさいたまへの登録と、事業の実施等にあわせて情報発信を行う。	アーティスト、文化芸術団体、サポーター	○	○	○	○	○		
文化芸術に関する意見交換会	市長 スポーツ文化局　文化部　文化政策室	平成27年１月５日 令和４年４月１日	文化芸術の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識や経験を有する意見交換会委員が相互意見を交換する。会議は公開する。委員の一部は公募により選任し、必要な事務連絡を行う。名簿は総務課に提出する。	委員交換会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
市民参加型の特色のある国際芸術祭の開催	市長 スポーツ文化局　文化部　文化政策室	平成26年６月２日 令和６年４月１日	これまでの国際芸術祭で生まれた市民の文化芸術活動をレガシーとして継続し、充実させていくとともに、本市の魅力ある文化資源を活用し、さいたま文化を発信する。	サポーター	○	○		○	○		
文化芸術都市創造審議会	市長 スポーツ文化局　文化部　文化政策室	平成31年４月１日 令和４年４月１日	文化芸術都市創造条例に基づき設置された文化芸術都市創造審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
大宮盆栽美術館年間観覧券発行事務	市長 スポーツ文化局　文化部　大宮盆栽美術館	平成22年３月28日 平成27年４月１日	大宮盆栽美術館の年間観覧券を発行するにあたり、年間観覧券所有者の本人確認を行うとともに、利便性向上のためニュースレター等の送付先として個人情報を取り扱う。	年間観覧券交付申請者	○				○		
大宮盆栽美術館管理運営事務	市長 スポーツ文化局　文化部　大宮盆栽美術館	平成22年３月28日	さいたま市大宮盆栽美術館の管理運営を行うため、運営委員会等の各種委員、会計年度任用職員（非常勤職員）やボランティア、各種講座等の講師への依頼や参加者の募集、施設等の利用者に係る必要な事務を行う。	各種講座の講師・参加者、運営委員等の委員、会計年度任用職員（非常勤職員）、ボランティア、施設利用者	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
年間観覧券発行事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	令和２年２月22日	博物館で発行する年間観覧券購入者の台帳を作成し、適宜、ニュースレター等の送付を行い、博物館の情報を提供する。また、落とし物連絡や年間観覧券の再発行等の事務処理を行う。	年間観覧券購入者	○	○					
博物館イベント事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	令和２年２月22日	博物館で開催する講座等のイベント申込者の台帳を作成し、適宜、ニュースレター等の送付を行い、博物館の情報を提供する。また、落とし物連絡等の事務処理を行う。	博物館イベント申込者	○	○					
さいたま市岩槻人形博物館運営委員会運営事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	令和２年２月22日	岩槻人形博物館条例に基づき設置された岩槻人形博物館運営員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。	さいたま市岩槻人形博物館運営委員会の委員	○	○	○		○		
さいたま市人形資料等選考評価委員会運営事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	平成27年４月１日	人形資料等選考評価条例に基づき設置された人形資料等選考評価委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。ただし、人形資料等の選考及び評価に係る審議の手続きは、公開しない。選任された委員については名前と所属団体等を公表し、名簿は、総務課及び男女共同参画課へ報告する。	さいたま市人形資料等選考評価委員会の委員	○	○	○		○		
岩槻人形博物館ボランティア組織運営事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	令和２年８月31日	岩槻人形博物館の普及活動の一環として、展示解説やイベント補助等を行うボランティア組織を構築するため、募集や養成・活用等の運営事務を行う。収集したボランティアに関する情報は、研修や活動に関する事務連絡等に活用する。	ボランティア募集に対する応募者	○	○		○	○		
岩槻人形博物館講師、寄稿者管理事務	市長 スポーツ文化局　文化部　岩槻人形博物館	令和２年２月22日	博物館で開催する講座、ワークショップ等の講師、及び図録等の寄稿者を適正に選定し、依頼、事務連絡、支払等の事務処理を行う。また、ニュースレター等を送付し、博物館の情報を提供する。	講師、寄稿者	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保健衛生推進事業	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保健衛生及び医療事業の推進に携わる各種団体や協議会、委員会等の名簿を活用することにより連絡調整を図ること	保健衛生、医療事業に関わる団体、協議会、委員会の委員	○	○	○	○			
さいたま市精神保健福祉審議会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市精神保健福祉審議会条例に基づき設置されたさいたま市精神保健福祉審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員	○	○	○		○		
指定病院、応急入院指定病院の指定事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法第１９条の８の規定による指定病院、法第３３条の７第１項の規定による応急入院指定病院及び同条第２項後段の規定による特別措置を採ることができる応急入院指定病院の指定を行う。	病院開設者、従事者	○	○					
精神保健指定医に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健指定医及び精神保健指定医の指定を受けようとする者からの申請及び届出について、厚生労働大臣宛に進達する。	市内に住所のある精神保健指定医及び精神保健指定医の指定を受けようとする者	○	○		○			
精神科病院等実地指導、措置入院患者等審査	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法に基づき、市内精神科病院管理者等に対する報告徴収、入院患者に対する診察等を行い、法に基づく入院制度の適正な運用、入院患者に対する人権の擁護、適正な医療及び保護を図ることを目的とする。	市内精神科病院における病院従事者、入院者、保護者、扶養義務者、市長命令措置入院者等	○	○	○	○	○	○	
精神科救急医療体制整備事業	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年11月1日 令和5年4月1日	埼玉県精神科救急医療体制整備事業実施要綱に基づき、県と共同で精神科救急情報センターを設置・運営し、夜間・休日に緊急で精神科医療を必要とする精神障害者及び家族等の相談に応じるとともに、精神科病院・診療所、常時対応施設等への紹介体制を整備する。	精神科救急情報センターに相談した、早急に精神科医療を必要とする精神障害者及び家族等	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
精神保健判定医及び参与員の候補者推薦事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	心身喪失者等医療観察法に基づき、精神保健判定医及び精神保健参与員を厚生労働省に推薦するため、埼玉県に候補者名簿を提出する。	精神保健判定医及び精神保健参与員の候補者	○	○					
医療保護入院市長同意事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉法第３３条第２項の規定に基づき、市長が医療保護入院の同意事務を行う。	家族等のない精神障害者	○	○	○	○	○	○	
局指定管理者審査選定委員会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成23年6月7日 令和5年4月1日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置されたさいたま市保健福祉局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
さいたま市地域保健医療協議会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市地域保健医療協議会設置要綱に基づき設置されたさいたま市地域保健医療協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、結果を本人に通知する。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
精神保健に関する技術研修受講者推薦事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	依頼のあった研修主催機関に対し、受講希望者の願書を取りまとめ、受講者を推薦する。また、主催機関から依頼があった場合、研修受講の可否について、受講希望者宛通知を行う。	市内に勤務先があり、当該機関主催の研修受講を希望する者	○	○			○		
歯科口腔保健審議会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成25年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき設置された歯科口腔保健審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については、名前を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食育を実践しようプロジェクト	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成25年7月1日 令和5年4月1日	市内に在住・在学の大学生を対象に食育の啓発を目的とした、食育事業の企画・実践を行う人材の育成を行うため、希望者を募集、食育に関する企画・実践の支援をし、必要な事務連絡等を行う。	参加希望者	○	○			○		
ヘルスプラン２１サポーター制度運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成16年6月1日 令和5年4月1日	市内で健康づくりに関する取組を実施しているものをヘルスプラン２１サポーターとして登録し、名称や活動内容を市民に対し公開する。	登録希望者	○						
健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成26年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されたさいたま市健康診査等に係る事故・紛争等対応委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	委員	○	○	○		○		
さいたま市骨髄移植ドナー助成費交付事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成26年8月1日 令和5年4月1日	骨髄・末梢血幹細胞提供者を対象に、提供者の休業による経済的負担の軽減をもって、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進及びドナー登録の推進を図るため、さいたま市骨髄移植ドナー助成費交付要綱に基づき、提供者からの助成費申請を受け付け、審査し、適正に助成費を交付する。	申請者	○		○		○		
さいたま市がん対策推進協議会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成26年8月1日 令和5年4月1日	さいたま市がん対策の総合的かつ計画的な推進に関する条例に基づき設置されたさいたま市がん対策推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
さいたま市健康マイレージ事業	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成28年9月1日 令和5年12月26日	運動習慣の少ない働き盛り世代等に向けて、スマートフォンアプリを活用することにより、楽しみながら、歩くことを中心とした継続的な健康づくりの取組を支援する。	事業の参加者	○	○		○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
健幸セミナー	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成30年4月1日 令和5年4月1日	主に、市内企業・団体の代表者、総務・人事担当者の方を対象に、市内企業・団体の「健康経営」に対する機運醸成と、取組の活性化を目的とした健幸セミナーを開催するため、参加者の募集を行う。また、講師を選定し、依頼し、事務連絡する。	参加希望者、講師	○	○	○	○	○		
喫煙可能室に関する届出書受付事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	平成31年2月22日 令和5年4月1日	健康増進法施行規則等の一部を改正する省令附則第２条第６項から第８項の規定に基づき、届出書の受け付けし、台帳管理を行う。	飲食店関係者	○	○					
アレルギー疾患対応相談事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和1年6月1日 令和5年4月1日	さいたま市アレルギー疾患対応相談実施要綱に基づき、アレルギー疾患に関する相談を受け付け、小児アレルギーエデュケーター看護師と連携を図りながら、アレルギー疾患の適切な対応等を支援するもの。	相談者及びその児、小児アレルギーエデュケーター看護師	○	○	○	○	○		
さいたま市健康づくり・食育推進協議会事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和3年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市健康づくり・食育推進協議会設置要綱に基づき設置されたさいたま市健康づくり・食育推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		
喫煙可能室に関する届出書受付事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和3年4月1日 令和5年4月1日	埼玉県受動喫煙防止条例第９条第１項及び第２項の規定に基づき、飲食店関係者から喫煙可能室設置届出書及び喫煙可能室設置報告書の受付けを行う。	飲食店関係者	○	○					
（仮称）さいたま市口腔保健センター整備検討会事務	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和2年8月27日 令和5年4月1日	（仮称）さいたま市口腔保健センター整備検討会設置要領に基づき設置された、（仮称）さいたま市口腔保健センター整備検討会開催に伴い、委員へ報償を支払う。	（仮称）さいたま市口腔保健センター整備検討会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和３年７月１日 令和５年４月１日	末期と診断された若年のがん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送れるよう、在宅療養生活に要する経費の一部を補助する。	申請者	○		○		○	○	
さいたま市がん患者アピアランスケア支援補助金交付事業	市長 保健衛生局　保健部 保健衛生総務課	令和６年７月１日	がんの治療に伴う外見の変化を補うための医療用補整具を購入した者に対し、予算の範囲で補助金を交付することにより、外見の変化による心理的負担を軽減するとともに、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図る。	申請者	○		○		○	○	
医療法人の認可等に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 地域医療課	平成22年４月１日 令和５年４月１日	医療法人に関する設立等の各種申請及び届出の受理をし、認可を行う。	医療法人の関係者	○	○	○		○		
地域医療に係る施策の企画及び調整事務	市長 保健衛生局　保健部 地域医療課	平成22年４月１日 令和５年４月１日	医療に係る諸問題（医療体制等）について解決を図るために、委員を選任し協議会等を運営する。また、地域医療の安定化を図るために対象事業施行者へ補助金を交付する。	協議会委員・補助事業対象者	○	○	○				
さいたま市予防接種健康被害調査委員会に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 地域医療課	平成23年７月１日 令和６年４月１日	予防接種法第15条に基づく、予防接種健康被害救済制度により、救済申請にかかる事例を本市予防接種健康被害調査委員会にて審議する。健康被害に関する情報は、委員会議事録等とともに、埼玉県及び厚生労働省に進達する。	予防接種健康被害救済給付の請求者	○	○	○	○	○	○	
火葬及び火葬台帳の作成にかかる事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	遺体等の火葬業務、及び火葬の事実を記載する火葬台帳の作成（火葬年月日・時刻、死亡者の氏名・性別・住所・本籍・死亡年月日及び時刻、委託者の住所・氏名等の事実の記録）	死亡者及び火葬の委託者、または死産児の父母	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
浦和斎場・葬祭用具利用申請及び貸出事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	火葬炉、葬祭場など斎場の施設、及び祭壇などの葬祭用具の利用申請の受付、許可書の発行及び貸出	死亡者又は死産児の母、及び申請人	○		○		○		
献血啓蒙事業	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	・献血推進団体、個人の表彰における候補者の推薦 ・市内各協力団体（職場、学校等）と赤十字血液センターとの連絡調整	表彰の候補者	○	○			○		
災害時道路消毒業務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	台風、豪雨等により市管理道路が冠水し下水が漏出した際の道路消毒を行う。	消毒・駆除依頼者	○						
食の安全委員会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成23年4月21日 令和5年4月1日	さいたま市における食の安全・安心の確保について審議する「さいたま市食の安全委員会」を的確に運営することを目的とする。	委員会委員	○	○	○		○		
食の安全確保対策事業	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成23年4月21日 令和5年4月1日	継続的な講習会・会議・イベント等を通じて、市報等により募集した参加者を含め、広く食の安全・安心に係る知識の普及啓発を図る。	食の安全・安心に関心のある者	○	○	○		○		
スズメバチの巣駆除業務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の不安を解消し安全で快適な生活環境を確保する範囲でスズメバチの巣を駆除する。	駆除依頼者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
森永ひ素ミルク中毒被害者対策事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成27年7月22日 令和5年4月1日	森永ひ素ミルク中毒症被害者に対して、保健師等の訪問指導、デイケア、特定健診等のための情報提供事務。（(公財）ひかり協会との連携）	森永ひ素ミルク中毒被害者	○			○		○	
カネミ油症患者支援事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	カネミ油症事件において健康被害を受けた者に対して支援を行うことを目的として、認定患者に対する健康実態調査や未認定患者に対する診定等の事務を行う。	認定患者及び未認定患者並びにその家族	○			○	○	○	
さいたま市動物愛護推進協議会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成19年4月1日 令和5年4月1日	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき設置された動物愛護推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員に報酬を支払う。	協議会委員及び委員被推薦者	○	○	○		○		
さいたま市災害医療体制検討会医薬品専門部会	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成31年2月15日 令和5年4月1日	さいたま市災害医療体制検討会設置要綱第６条の規定に基づき、さいたま市における災害時の医薬品等の確保対策について検討する。	専門部会委員	○	○	○		○		
さいたま市食品衛生推進員	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	令和1年5月28日 令和5年4月1日	食品等事業者における食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進し、市民の食の安全確保に寄与するために、食品衛生法第６１条第２項の規定及びさいたま市食品衛生推進員設置要綱に基づき、さいたま市食品衛生推進員を委嘱する。	さいたま市食品衛生推進員	○	○		○	○		
さいたま市墓地等設置計画審査会運営事務	市長 保健衛生局　保健部 生活衛生課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条に基づき設置する「さいたま市墓地等の設置計画審査会」を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。また、委員に報酬を支払う。	学識経験者の外部委員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
入学試験問題作成事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入学試験実施にあたり、試験問題作成を出題者に依頼する。	出題（問題作成）者	○	○					
入学に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入学を許可するため、試験結果の総合的な判定を行い、合格者に対し入学手続きをとる。	志願者	○	○					
学生管理事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学生管理に関する事、奨学金・授業料徴収・学生の異動・各種証明書等を発行する。	在学生	○	○	○		○		
学生寮管理事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学生の入退寮に関する事務	寮生	○						
看護師の養成に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	看護師の養成を行うため、在学生の成績管理・健康管理、卒業生の学籍簿等、入学予定者の成績証明等の管理を行う。	在学生・卒業生・入学予定者	○	○		○	○	○	
非常勤講師依頼事務	市長 保健衛生局　保健部 高等看護学院	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学院の教育目的を達成するために適正な講師を選出し、講師謝金の支払いをする。	本学院非常勤講師	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営墓地管理料・納骨堂使用料収納事務	市長 保健衛生局　保健部 思い出の里市営霊園事務所	平成13年5月1日 令和5年7月3日	諏訪入・善前・諏訪入第２・青山苑・思い出の里市営霊園の市営墓地管理料・納骨堂使用料について収納状況を管理し適正に収納する事を目的とし、未納者に対し督促及び滞納整理を行う業務	市営墓地及び納骨堂利用者	○		○		○		
市営墓地・納骨堂維持管理事務	市長 保健衛生局　保健部 思い出の里市営霊園事務所	平成13年5月1日 令和5年4月1日	諏訪入・善前・諏訪入第２・青山苑・思い出の里の市営墓地・青山苑・思い出の里納骨堂維持管理を目的として、納骨堂利用申請、墓地・納骨堂承継届、住所等変更届等に応じた墓地・納骨堂利用者台帳の整備、及び、青山苑納骨堂の和室・祭壇受付帳等を整備する事務	市営墓地・納骨堂利用者	○		○		○		
ひかり会館及び納骨壇の受付、火葬場の予約	市長 保健衛生局　保健部 思い出の里市営霊園事務所	昭和48年9月29日 令和5年4月1日	ひかり会館納骨堂維持管理を目的として、納骨堂利用申請、継承届、住所等変更届等に応じた納骨堂利用者台帳の整備及び祭壇受付帳、火葬場の予約申請簿等を整備する事務	会館利用者及び火葬場予約申請者	○		○		○		
墓地公募事務	市長 保健衛生局　保健部 思い出の里市営霊園事務所	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市営墓地を利用しようとする者の公募を行う。	市営墓地利用希望者	○						
火葬及び火葬台帳の作成にかかる事務	市長 保健衛生局　保健部 大宮聖苑管理事務所	平成16年7月1日 令和6年5月20日	火葬の執行及び火葬場の管理運営を目的とする。火葬業務に関する予約・申請情報及びそれらを管理するシステムの管理、及びシステムから出力される火葬台帳の作成及び管理を行い、各種証明書の発行等を行う。	利用者及び死産児の父母	○						
と畜場法に基づく申請等に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食用に供するために行う獣畜の処理の適性の確保のため、と畜場法に基づく申請・届出を受け付け、許可及び必要な措置を行う。	申請者、届出者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請等に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請、届出を受け付け、許可及び必要な措置を行う。	申請者、届出者	○	○			○		
牛の特定部位の焼却免除及び使用に関する許可事務	市長 保健衛生局　保健部 食肉衛生検査所	平成14年10月30日 令和5年4月1日	学術研究の用に供するため牛の特定部位の焼却免除及び使用について、牛海綿状脳症特別措置法に基づく申請受け付け、許可を行う。	申請者、届出者	○						
輸出食肉に関する申請事務	市長 保健衛生局　保健部 食肉衛生検査所	平成28年4月1日 令和5年4月1日	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、輸出食肉の衛生証明書及び輸出食肉を取り扱うと畜場・食肉処理施設の認定に関する申請についての事務を行う。	申請者	○						
食肉関係従事者表彰事務	市長 保健衛生局　保健部 食肉衛生検査所	平成14年4月1日 令和5年4月1日	食肉衛生の向上に献身的に努力し、その成果が顕著である食肉関係従事者に対して、その功績を表彰し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。	表彰対象者	○	○		○			
自殺対策医療連携事業	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	平成22年10月1日 令和5年4月1日	自殺対策基本法第４条に基づき、自殺未遂者、うつ病患者等を救急医療機関、一般医療機関及び行政相談機関から精神科病院又は精神科診療所へ紹介する体制を整備することにより、自殺未遂者へ適切な精神科医療の提供及びうつ病患者の早期発見と早期治療を図り、もって市の自殺対策に寄与することを目的とする。	救急・一般医療機関、行政相談機関に受診、相談した自殺未遂患者及び自殺念慮のある者	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉普及啓発事業	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健福祉や心の健康づくり等について、広く市民に普及啓発するため、講演会の開催をはじめ、広報紙の発行等を行う。講演会の講師には、報償費を支払う。	講演会等の参加者・講師	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
精神保健福祉教育研修事業	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	各関係機関において精神保健福祉業務に従事する職員等の相談技術の向上を図るため、相談業務等に必要な基礎知識、専門的知識等についての各種研修を実施する。講師には報償費を支払う。	庁内外関係機関職員・講師	○	○	○				
さいたま市精神医療審査会事務	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和6年4月3日	精神医療審査会は、精神保健福祉法第１２条及び第５１条の１２に基づき設置している機関である。この審査会は、市から届出又は報告される書類について、当該入院の必要があるかどうかや、精神科病院入院者等からの退院又は処遇改善請求について、当該入院、処遇が適当かどうかの審査を行う。審査結果は、市長に報告する。	精神科病院に入院している精神障害者・審査会委員	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉センター相談事務	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	平成15年4月1日 令和5年4月1日	精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行う。アルコール、薬物、思春期等の特定相談やひきこもり等精神保健福祉全般の相談を実施する。必要に応じて、庁内外関係機関との連携、情報共有を図る。	相談対象者及び家族等	○	○	○	○	○	○	
さいたま市精神障害者訪問支援（アウトリーチ）事業事務	市長 保健衛生局　保健部 こころの健康センター	令和3年4月1日 令和5年4月1日	日常生活において困難が生じている精神障害者（疑いを含む）及びその家族等を対象に、関係機関と協働しながら、ケア会議や訪問支援（アウトリーチ）を行い、保健、医療、福祉等の包括的な支援を提供する。また、会議や訪問同行に伴う調整や依頼、事務連絡を行う。	日常生活において困難が生じている精神障害者（疑いを含む）及び家族、関係機関スタッフ	○	○	○	○	○	○	
狂犬病予防関係事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	狂犬病の発生及びまん延を予防するため、市内の犬の飼い主に畜犬情報を登録するとともに、鑑札交付、狂犬病予防注射、済票交付等を実施する。	登録申請者（犬の飼い主）、動物の診療施設の管理者	○	○					
飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費等助成業務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	飼い主のいない猫を増やさないために、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を行った方に、手術費用等の一部を助成する。	申請者及び獣医師	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
犬のこう傷事故届処理事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成14年4月1日 令和5年4月1日	飼育犬による人へのこう傷事故に対し、当該犬が狂犬病でない旨を確認し、飼い犬に対し今後の事故防止について指導することを目的とする。	こう傷犬の飼養管理者、被害者	○						
化製場法動物飼養許可申請受付事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正な取り扱い及び周囲環境の保全を図るため、指定された動物を取り扱う者に飼養許可する。	申請者	○				○		
動物取扱業登録申請等事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正な取り扱い及び生活環境の保全を図るため、動物を取り扱う者に対し、登録を行う。	申請者、法人役員、動物取扱責任者、従業者	○	○	○		○		
動物愛護に関する事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物の適正飼養及び譲渡事業の推進のため、職場体験教室、しつけ方教室への参加や譲渡の希望を受け付ける。	イベント参加希望者、譲渡希望者	○	○		○	○		
特定動物飼養保管許可申請等事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物により人の生命等に対する侵害を防止するため、動物を飼養・保管する者に対し、許可する。	申請者、法人役員、取扱者	○	○			○		
動物の収容・返還、不明・保護届出受付事務	市長 保健衛生局　保健部 動物愛護ふれあいセンター	平成18年4月1日 令和5年4月1日	動物を保護した者との連絡手段の確保、飼い主への指導（逸走の再発防止、終生飼養の必要性）及び保護された動物の飼い主への早期返還、センターへのねこ等を引き渡す個人の明確化を目的とする。	届出者、申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市動物愛護推進員事業実施事務	市長 保健衛生局　保健部　動物愛護ふれあいセンター	平成19年12月1日 令和5年4月1日	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき設置された動物愛護推進員の活動を円滑に実施するため、必要な事務連絡等を行う。	動物愛護推進員及び推進員被推薦者	○	○	○		○		
招へい医師事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	当直または高度な技術を必要とする手術等を補充するための外部からの医師の招へいの登録と謝金の支払を行う	各科の招へい医師	○	○	○			○	
医療職員の人事管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の個人情報の収集と採用から退職までの人事管理	医療職員	○	○		○	○	○	
市立病院職員宿舎管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市立病院付近に職員宿舎を設置することにより、医師、看護師等の人員確保、並びに緊急時の対応を容易にするため	職員宿舎の入居者	○	○	○		○		
病院開設等許認可届出事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	病院運営に係る官公庁等への許認可届出	市立病院職員及び委託職員	○	○		○	○		
市立病院不在者投票事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公職選挙法により、都道府県知事が指定する施設においては、入院患者はその施設で不在者投票を行えるため、その事務（市町村への投票用紙等の請求・投票の送致、投票、県市町村への不在者投票に係る経費の請求）を処理する。	不在者投票を請求した者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
医療職員の募集・採用事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の募集、採用	医療職員（受験申込者）	○	○		○	○	○	
医療職員の採用、昇格、退職の内申事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の採用、昇格、退職の内申	医療職員	○	○		○	○	○	
医療職員の資格免許証の管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療職員の資格免許証の管理	医療職員	○	○					
市立病院医師の保険医登録票管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	県知事へ届出する医師の保険医登録の管理	医師	○	○					
市立病院医師の医師会入会退会に係る事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市、県の医師会入会・退会するのための事務	市立病院の医師会を入、退会した医師	○	○		○	○		
非常勤嘱託事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	非常勤嘱託の報酬支払い	非常勤嘱託	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保育施設入室事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保育施設入室許可決定を行うため、保育施設利用希望者の入室申込受付を行い、保育室での面談結果を受けて許可通知等の事務を行う。	看護職員等	○	○			○		
会計年度任用職員事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	会計年度任用職員の募集と採用・退職と給与・報酬の支払い	会計年度任用職員（希望者含む）	○	○	○	○	○	○	
医療事故・保険事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療事故に係る事務	患者	○	○			○	○	
院内ボランティア事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院総務課	令和5年12月1日	病院内で医療職員と協力して、患者さんが安心して治療を受けられるよう、院内案内・誘導や車椅子介助等のサポートを行う院内ボランティア希望者の申込受付を行い、ボランティア保険の加入手続きやボランティア名簿作成等、院内ボランティア活動の運営に必要な事務を行う。	ボランティア希望者	○			○		○	
さいたま市立病院経営評価委員会	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　病院財務課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市立病院経営評価委員会設置要綱に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選定し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については氏名と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	さいたま市立病院経営評価委員	○	○	○		○		
診療報酬請求事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	診療を受けた者の、診療報酬明細書を作成し、保険者負担分を請求する。	診療を受けた者で、保険者負担のある人	○		○	○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生活保護医療費請求事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保護の実施機関の発給した医療券を受理し、診療費の請求を行う。	受診者のうち生活保護受給者	○		○	○		○	
死亡診断書発行事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	戸籍抹消のため、死亡者名、死亡日時、病名等を記載する。	当院での死亡者	○				○	○	
医業未収金整理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	医療費の未納者を整理し、必要な調査及び督促をし、徴収する。	医療費の未納者	○	○	○		○		
人間ドック事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	人間ドック申込事務。人間ドック受診者の成績表の作成、郵送事務。	人間ドック申込者	○			○	○	○	
女性のヘルスチェック事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	女性を対象とした健康診断	女性のヘルスチェック受診者	○				○	○	
消防署の救急車による患者搬送承認事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	消防署の救急車による患者搬送の申込事務。患者氏名、搬送日、搬送先を記載する。	消防署の救急車による搬送患者	○					○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
入院受付事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	入院患者の受付事務。入院患者の氏名、住所、病名を記載、誓約書を作成する。	入院患者	○				○	○	
特別病室使用料免除意見書作成事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別室の使用料免除事務。免除理由を記載する。	特別室使用料免除者	○		○			○	
出生証明書発行事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	出生証明書の発行、出生日時・健康状態・体重等を記載する。	出生者	○			○	○		
結核入所事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	結核患者を隔離病棟へ入所させるにあたっての必要書類の作成事務。	結核入所患者	○		○	○	○	○	
管理検診及び家族検診報酬請求事務（結核）	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	結核患者及び家族への検診の実施と、診療費の請求事務。	結核検診受診者	○		○		○	○	
育成医療券及び給付承認事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	育成医療受給者であることを認める書類を基に診療費の請求を行う。	育成医療券給付者	○		○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
妊婦健診請求事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	妊婦検診を行った患者の診療費の請求事務。	妊婦検診受診者	○		○		○	○	
人工中絶同意事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	人工中絶を行うにあたり、中絶理由を記載した同意書を作成する。	人工中絶者	○			○	○	○	
被爆者健康診断事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	原子爆弾被爆者健康診断の実施、診療費の請求事務。	原子爆弾被爆者（当院受診者）	○		○			○	
東京都負担医療費請求事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	東京都負担医療費対象患者の診療費の請求事務。	東京都負担医療費対象患者	○		○		○	○	
公害診療報酬請求事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公害患者の診療費の請求事務	公害患者	○		○			○	
小児慢性特定疾患診断書作成事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	小児慢性特定疾患患者に関する診断書を作成し、公費認定の資料とする。	小児慢性特定疾患患者	○					○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
育成医療意見書作成事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	育成医療に関する意見書を作成し、公費認定の基となる資料とする。	育成医療受給患者	○					○	
在宅酸素療法指示事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅酸素療法が必要な患者への指示書を作成する。	在宅酸素療法が必要な患者	○					○	
在宅酸素装置保守点検管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅酸素供給販売会社との安全基準に関する覚書	在宅酸素供給販売会社	○	○					
オンライン資格確認事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　医事課	令和3年10月20日 令和5年4月1日	健康保険法に基づき、オンライン資格確認等システムにより市立病院窓口で患者の直近の健康保険資格情報等の確認を行う際の、患者の同意取得を前提として、特定健診結果や薬剤情報等を医師等が閲覧することで、適切な診療に役立てる。	市立病院の外来受診患者及び入院患者	○	○	○	○		○	
診療及び診療録管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　病院経営部　情報管理室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	患者ごとの病歴、背景、治療、処置記録、経過、検査記録、処方、診療に関する意思表示を記載する。記載された診療録は1患者1ファイルとして管理する。	外来、入院患者	○	○	○	○	○	○	○
医療相談状況管理事務	市長 保健衛生局　市立病院　患者支援センター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外来、入院患者の相談介入状況及び入院患者の転帰について管理するもの	外来、入院患者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民公開講座参加申込受付事務	市長 保健衛生局　市立病院　患者支援センター	令和４年８月23日	市民公開講座への参加申込を受け付け、申込者に対して講座参加の可否等について連絡する。	市民公開講座参加申込者	○						
医務関係事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年４月１日 令和５年４月１日	医療法等に基づく診療所等の開設、変更に係る許認可、届出受理を行う。	申請者及び申請者の開設する医療機関等の従事者	○	○	○	○	○		
衛生免許関係事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年４月１日 令和５年４月１日	医師等衛生関係免許の新規・変更等の手続きに係る受付を行う。	申請者	○	○					
国民生活基礎調査統計管理事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成16年９月14日 令和５年４月１日	統計法等に基づく国民生活基礎調査調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報、及び統計調査の実施に伴う世帯名簿、調査地区要図等を管理する。	調査に従事する統計調査員、及び調査対象世帯	○		○	○	○		
社会保障・人口問題基本調査統計管理事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年４月１日 令和５年４月１日	統計法等に基づく社会保障・人口問題基本調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報、及び統計調査の実施に伴う世帯名簿、調査地区要図等を管理する。	調査に従事する統計調査員、及び調査対象世帯	○		○	○	○		
受療行動調査統計管理事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年４月１日 令和５年４月１日	統計法等に基づく受療行動調査を実施するに当たり、調査に従事する統計調査員の個人情報を管理する。	調査に従事する統計調査員	○		○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
人口動態調査事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	人口動態調査令等に基づく人口動態調査を実施するに当たり、人口動態調査票を審査し、県へ提出する。出生小票、死亡小票、死産届を管理し、人口動態調査令施行細則第７条に基づき保健所の運営資料として利用する。	戸籍届出人（出生、死亡、婚姻、離婚）、死産届届出人	○	○		○	○	○	○
衛生検査精度管理専門委員会運営事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市衛生検査精度管理専門委員会設置要綱に基づき設置された精度管理専門委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は非公開とする。名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○	○			
医療安全推進協議会事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成20年6月20日 令和5年4月1日	医療法第６条の１３に基づき設置された医療安全支援センターの運営委要領により、医療安全推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については、名前を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	医療安全推進協議会委員及び連絡会議委員	○	○	○		○		
医療安全相談事務	市長 保健衛生局　保健所 保健所管理課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	医療法第６条の１３に基づき、患者・家族等と医療機関等との信頼関係の構築を支援するため、医療安全相談窓口を設置し、医療に関する様々な相談について、中立な立場から問題解決できるよう支援している。	医療関係機関に携わる者及び相談者	○	○	○	○	○	○	
健康づくり健診事業	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	健康増進法等に基づき、各種健診事業を４医師会等に委託し実施するとともに、健康相談、健康教育等を実施する。（健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問指導、健康診査、がん検診、食生活改善推進員養成講座を実施）また、要支援者発見のために、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	１８歳以上の市民	○	○	○	○	○	○	○
歯科保健表彰	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年5月27日	国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。	歯科関係被表彰者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
栄養関係団体等育成事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年5月27日	栄養関係団体等を支援することにより地域における健康づくりを推進することを目的とする。団体加入者を対象とした研修会の開催を行う。国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。	食生活改善推進員協議会、給食研究会、地域活動栄養士、栄養関係被表彰者	○	○	○	○	○		
母子保健各種医療給付事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年5月27日	専門的母子保健活動として、各種医療機関等との連携をとり、長期療養等を必要とする乳幼児・児童及び親に対する支援を行う。	長期療養を必要とする患者及び家族。	○	○	○	○	○	○	○
難病に関する事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成14年4月1日 令和6年5月27日	難病（発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの）の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。	難病にり患している患者及び家族又は関係機関	○	○	○	○	○	○	
国民健康・栄養調査事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成14年9月1日 令和6年5月27日	健康増進法に基づき、国民の栄養状況・健康状態・身体状況等を把握するため毎年実施するもので、国と国が指定する国立健康・栄養研究所へ報告する。	国民生活基礎調査世帯または国勢調査世帯のうち、無作為抽出された地区の住民、調査員	○	○	○	○	○	○	
歯科疾患実態調査事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成17年7月29日 令和6年5月27日	国民の歯科疾患状況を把握するために５年に１度実施される調査であり、国民健康・栄養調査と同時に実施されるものである。調査結果については国へ報告する。	国民健康・栄養調査において設定される地区からさらに無作為抽出した地区内の満１歳以上の世帯員	○		○	○		○	
妊娠高血圧症候群等療養援助費支給事業	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成18年4月1日 令和6年4月1日	療養に要する費用の一部を支給することにより、適切な医療を受けさせ、症状の重症化を防ぐとともに、妊産婦の死亡及び後遺障害を防ぎ、併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図る。	妊娠高血圧症候群等にり患している妊産婦	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
給食施設栄養管理指導事業	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年5月27日	健康増進法に基づき、特定給食施設等の届出・報告での管理者等を明確にする。また、特定給食施設等を対象とした研修会等を行う。	特定給食施設等の設置者・管理者・責任者・管理栄養士・栄養士・調理師、講師	○	○	○		○		
健康づくり協力店普及啓発事業	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年5月27日	市民の健康づくりを食生活の面から応援する飲食店・給食施設等の指定を行うもので、代表者等を明確にする。	飲食店等の代表者・責任者、店舗支援員	○	○	○	○			
食品表示事務	市長 保健衛生局　保健所 健康支援課	平成18年1月5日 令和6年4月1日	健康増進法に基づく特別用途表示及び誇大表示の禁止に係る事務を行う。また、食品表示法に基づく栄養成分表示に係る事務を行う。	食品の販売者・製造者、申請者	○	○					
予防接種事業	市長 保健衛生局　保健所 感染症対策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	予防接種法に基づき疾病の発生及びまん延を防ぐため各種予防接種を四医師会等に委託し、各医療機関で実施している。	被接種対象者	○		○	○	○	○	
感染症予防事務	市長 保健衛生局　保健所 感染症対策課	平成14年4月1日 令和6年5月27日	感染症法に基づき感染症のまん延防止及び感染症患者の医療に関する必要な措置により公衆衛生の向上を図る。	患者及び接触者等	○	○	○	○	○	○	○
新型コロナウイルス感染症予防接種証明書発行事業	市長 保健衛生局　保健所 感染症対策課	令和3年1月15日 令和6年5月27日	予防接種法に基づき特例臨時接種として接種した新型コロナウイルスワクチンの接種履歴に関する証明書等の発行を行う。	被接種者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
精神保健福祉相談事務	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	平成14年4月1日 令和6年9月9日	精神障害者等及びその家族等の抱える問題について、精神保健福祉法第46条及び第47条、心身喪失者医療観察法に基づき相談に応じるため、精神障害者等やその家族に最も効果的な処遇を行うことにより、より良い医療、福祉の向上を図る。必要に応じて関係機関との連携・情報の共有を図る。	相談者	○	○	○	○	○	○	○
精神保健福祉普及啓発事業	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	市内の在住・在勤・在学者を対象に、精神疾患やこころの健康に関する正しい知識の普及啓発のため、教室、講演会やパネルディスカッション等を実施する。また、教室や講演会終了者に対して、交流会や学習の場を提供していく。	市内に在住、在勤、在学者（内容により限定することもある）	○			○	○	○	
精神保健医療事業	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	平成15年4月1日 令和6年5月27日	精神保健福祉法第22条～26条3に基づき警察等からの申請・通報を受理し、精神保健診察の必要性を調査後、精神保健指定医と連携を図る。診察の必要な方に移送・診察を実施。措置入院対象者の入院費を公費負担。	精神保健福祉法に基づく警察等からの通報対象者。措置入院対象者。	○	○	○	○	○	○	○
法定提出書類関係事務	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	平成15年4月1日 令和6年4月1日	措置入院決定報告書、措置入院者の定期病状報告書、措置入院者の症状消退届、医療保護入院者の入院届、医療保護入院者の入院期間更新届、医療保護入院者の退院届の内容確認し精神医療審査会へ提出。審査会で再審査となった書類について該当病院を指導、再提出依頼し、法律に基づく入院が適切に行われるようにする。	措置入院者・市内医療機関に医療保護入院した者	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉法第３４条移送事業	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	平成18年11月2日 令和5年4月1日	精神保健福祉相談を受けるなかで、直ちに入院させなければその者の医療及び保護を図る上で著しく支障がある精神障害者について、本人の同意がなくても保護者等の同意がある場合において、審査会へ諮問のうえ、精神保健指定医と連携し、精神科病院に医療保護入院、保護者の同意がない場合は応急入院をするための移送を実施する。	精神保健福祉法第34条に基づく精神障害者	○	○	○	○	○	○	
精神保健福祉士実習生受入れ事務	市長 保健衛生局　保健所 精神保健課	令和7年1月9日	学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設等からの依頼により実習を受け入れ、現場実習等を行う。	学校教育法に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設等から依頼のあった実習生	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食品関係の営業許可等に係わる事務	市長 保健衛生局　保健所 食品衛生課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	食品関係営業等に係わる営業の責任者及び食品を取り扱う業務をする上での衛生面での責任者を明確にする。	申請者、食品衛生責任者	○	○		○	○	○	○
食中毒苦情処理事務	市長 保健衛生局　保健所 食品衛生課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	飲食に起因する衛生上の危害が発生した際に、患者等の症状調査や検査を実施する共に原因食品の 疫学的調査を実施することで原因の追究、食中毒の拡大防止を図るなど適切な措置を講じる。	届出者	○	○		○	○	○	
食品衛生に関する表彰及び講座等開催事務	市長 保健衛生局　保健所 食品衛生課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	市内の食品関係事業者で、食品衛生に関して献身的に努力している施設及び従業員等を表彰するために、本人に通知する。また、市内に在住する者を対象に、食品衛生の普及を目的とした講座等を開催するため、希望者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。	講座参加希望者、表彰受賞者	○	○		○		○	
理容業営業申請等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため、施設の営業者に対して許可を行う。	理容業営業申請者、美容業営業申請者、クリーニング業営業申請者	○	○				○	○
旅館業営業申請等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため施設の営業者に対して許可を行う。	旅館業営業申請者、公衆浴場営業申請者、興行場営業申請書	○	○					○
シックハウス対策事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	化学物質による健康被害の軽減を行う。	相談者	○			○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
水質検査事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	飲料水の衛生確保を行う。	申請者	○						○
薬機法、毒物及び劇物取締法に基く許認可事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため、医薬品や毒物劇物を販売する者に対して許可、登録等を行う。	申請者	○	○				○	○
温泉法に基づく温泉利用許可書事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	保健衛生上の危害を防止するため温泉を利用する者に対して許可を行う。	申請者	○	○					
建築物衛生法に基づく申請等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、事務所、店舗等の特定建築物（延べ床面積３０００平方メートル以上）の届出の受理、建築物における環境衛生上の維持管理を業とする者のうち一定の要件を満たす者について登録を行っている。	届出者、申請者	○	○					
遊泳用プールの届出等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	遊泳用プールの施設及び水質の適正な維持管理を図るため、「さいたま市プール維持管理要綱」に基づき、開設の届出の受理等を行う。	衛生責任者	○	○					
有害物質を含有する家庭用品に係る苦情処理	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づく家庭用品の健康被害等についての相談、苦情を受け、必要に応じて調査、立ち入り等を実施する。	苦情者	○			○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ねずみ・衛生害虫相談等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	ねずみ、衛生害虫等についての市民からの相談に対し、種類の確認、防除方法等の指導を行うとともに、衛生害虫等の同定を希望する市民については市健康科学研究センターに検査依頼し、検査結果を通知する。	相談者、依頼者	○				○		
水道施設の許可等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「水道法」「自家用水道条例」に基づき専用水道、簡易専用水道及び自家用水道の水道施設の許可等を行う。	水道施設の管理技術者	○	○					
墓地等経営許可等事務	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、市内における墓地、火葬場、納骨堂の経営許可等の事務を行う。	申請者、墓地計画地周辺の住民	○	○			○		
表彰事務（環境衛生）	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	優良な環境衛生営業者・従業者について所長表彰・市長表彰を行う。知事表彰・厚生労働大臣表彰該当者については推薦を行う。	環境衛生営業者（営業6法）	○	○					
表彰事務（薬事）	市長 保健衛生局　保健所 環境薬事課	平成14年4月1日 令和5年4月1日	薬事関係の業務に従事し特に功績の顕著な個人又は団体について行う知事表彰・厚生労働大臣表彰において該当者の推薦を行う。	薬事関係業務従事者（個人・団体）	○	○					
「科学を体験サイエンスラボ」開催事務	市長 保健衛生局　健康科学研究センター　保健科学課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	市内在住の小・中学生、高校生等を対象にした科学実験教室を開催するため、参加希望者を募集し、抽選を行い、その結果を本人に通知する。	参加希望者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市先天性代謝異常等検査事業	市長 保健衛生局　健康科学研究センター　保健科学課	平成19年4月1日 令和6年4月1日	先天性代謝異常等による障害等の発生予防及び異常の早期発見に資するため、さいたま市先天性代謝異常等検査事業実施要綱に基づき、検体の受付、検査を行い、結果を通知する。また、検査法の改良及び他の病気の検査法の開発を行う。収集した情報は治療・生活指導につなげるため、母子保健課と共有する。	原則として本市内において出生した新生児で、その保護者が検査を希望したもの	○			○		○	
民生委員推薦会委員選定事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民生委員推薦会の委員を選定し、市長が委嘱する。民生委員法第８条	民生委員法第８条に規定される、さいたま市民生委員推薦会委員候補者。	○	○		○	○	○	
民生委員推薦事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民生委員推薦準備会及び民生委員推薦会から推薦のあった民生委員候補者を、市長経由で厚生労働大臣へ推薦し、民生委員の委嘱を受ける。	民生委員法第６条に規定される者	○	○		○	○	○	
外郭団体関係事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外郭団体への運営指導、団体からの報告業務の委託などを行うこと。なお、外郭団体へ寄附いただいた方の氏名及び寄附金額については、寄附者本人の承認を得た上で、市報へ掲載する。	外郭団体役員及び職員名簿に記載のある職員。寄附者。	○	○	○				
災害見舞金等支給事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害により被害を受けた市民又は遺族に対し、見舞金又は弔慰金の支給を行うこと。	災害により被害を受けた市民又は遺族	○		○		○		
遺家族援護事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	戦没者の遺族や戦傷病者の妻に対する特別給付金等の請求を受付、国庫債券の交付を行うこと。	さいたま市に居住地を有する請求者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
戦傷病者手帳進達事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	戦傷病者特別援護法に基づく戦傷病者手帳の交付、更生医療の給付、補装具支給のための県への進達事務。	申請者（軍人・軍属であった者で、戦傷病者に該当すると判断される者）	○				○	○	
浦和ふれあい館施設利用申込受付事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	浦和ふれあい館の施設利用の申込を受け付ける	浦和ふれあい館施設利用者	○				○		
浦和ふれあい館利用民間福祉団体等登録事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	浦和ふれあい館の会議室等を利用しようとする民間福祉団体等の登録	民間福祉団体等の代表者	○				○		
緊急生活資金貸付返済業務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年4月1日 令和5年4月1日	平成１２年度まで、旧大宮市で行っていた緊急生活資金貸付業務の未償還者に対し、必要な調査及び督促等を行い貸付金の回収を行う業務。	緊急生活資金未償還者	○	○	○		○		
罹災救助業務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、及び災害援護資金の貸付を行う。	災害により被害を受けた住民または遺族	○		○		○	○	
日赤災害救援物資支給業務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	災害により被害を受けた市民に対し、救援物資の支給を行うこと。	災害により被害を受けた市民または遺族	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
民生委員異動報告（解嘱願）	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	民生委員・児童委員から退職の意思を書面で提出してもらい、県（国）へ報告する。	退職の意思のある民生委員・児童委員	○			○	○		
日赤社資募集、社員管理及び表彰業務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	日本赤十字法に基づく人道的事業展開のため、社資の募集と、社員の管理、表彰を行う。	日赤の社員（一定額以上の社資納入者）	○						
大宮ふれあい福祉センター施設利用申込受付	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮ふれあい福祉センターの施設利用の申込を受け付ける。	大宮ふれあい福祉センター利用者	○				○		
大宮ふれあい福祉センター利用料免除団体登	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮ふれあい福祉センターの会議室等の使用料を免除する団体の登録。	大宮ふれあい福祉センターの会議室等の使用料免除団体の代表者等。	○				○		
国民生活基礎調査等事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	厚生労働省の受託事務として国民生活基礎調査等を実施する。	国民生活基礎調査の調査員とその調査対象世帯	○		○		○		
民間社会福祉施設等協議事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民間社会福祉施設等の適正な建設及び国、県、市補助金の適正交付を目的とする。	民間社会福祉施設等設立団体の役員等。	○	○	○	○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ふれあい福祉基金等寄附受入れ業務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民等からの金銭の寄附を受け入れ、主にふれあい福祉基金に積み立て、地域福祉を推進する事業に充てる。なお、寄附申込者の氏名及び寄附金額については、寄附者本人の承認を得た上で、市報へ掲載する。	寄附申込者	○	○	○		○		
さいたま市社会福祉大会表彰候補者推薦事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	社会福祉事業の進展に功績のあった方々に感謝の意を表するため、福祉関係者を表彰候補者として推薦する。	表彰候補者	○	○			○		
保護司推薦事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保護司会から推薦があった保護司候補者の適否について審査、承認をする。	保護司候補者	○	○	○	○	○		
実習生受入れ事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	福祉系学校等の依頼により実習生を受け入れ、現場実習等を行う。	福祉系学校等より依頼のあった実習生	○	○		○			
福祉団体等補助金交付事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	福祉団体の活動を支援するため、補助金を適正に交付する。	補助金交付団体の代表者等	○		○		○		
さいたま市社会福祉審議会運営事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉全般の調査審議を行うさいたま市社会福祉審議会の運営事務	開示請求者、訂正請求者、削除請求者、中止請求者、個人情報に記録される第三者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
避難行動要支援者名簿作成事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成21年4月1日 令和5年4月1日	災害対策基本法及びさいたま市地域防災計画に基づき、災害発生時における自宅等からの迅速な避難の支援や安否の確認等の対応が図れるよう、福祉部が保有する支援が必要な人、必要な支援内容等の情報を避難行動要支援者のデータベースとしてまとめ名簿を作成し、関係課と共有する。	地域防災計画に定める、名簿に掲載する者（要支援・要介護状態の高齢者、障害者	○	○			○	○	
福祉のまちづくり推進協議会運営事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成16年8月1日 令和5年4月1日	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき設置された協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課へ報告する。	協議会委員及び委員公募応募者、議題に含まれる個人情報	○	○	○	○	○	○	
災害弔慰金等支給事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の福祉及び生活の安定に資するため、さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族や自然災害に被害を受けた世帯の世帯主に対して、適正に弔慰金等を支給する。	被害を受け死亡した者のその遺族・被害を受け障害を負った本人・被害を受けた世帯	○	○	○		○	○	
要支援者早期発見ネットワークの推進	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成24年8月1日 令和5年4月1日	要支援世帯を早期に把握・発見するために、地域の見守りに加え、電気、ガス、水道といったライフライン事業や新聞配達店、市報配達事業所、宅建協会等の協力の下、検針や配達業務の日常業務等のなかで、生活の異変に気付いた際、連絡を受け付け、関係機関と情報を共有し、生活改善のための支援を行う。	要支援世帯、相談者、情報提供者	○	○	○	○	○	○	
福祉有償運送運営協議会の運営	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成17年8月16日 令和5年4月1日	福祉有償運送は、社会福祉法人やＮＰＯ法人が実施する、「移動制約者」を対象とした自家用車による運送サービスのことをいう。市は「運営協議会」を組織し、事業の必要性や運送の対価の妥当性について協議を行うため、委員の選任、事務連絡等を行う。委員は公表すると共に、総務課へ報告する。	協議会委員、運転者名簿、旅客名簿	○	○	○	○	○	○	
さいたま市戦没者追悼式挙行事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市と４遺族会（浦和・大宮・与野・岩槻）の共催により、戦没されたご英霊の安らかなご冥福と、肉親を失われた深い苦しみに耐え、幾多の苦難を乗り越えてこられたご遺族に対し、敬意を表する式典を行う。	来賓（国会議員・県議会議員・市議会議員・福祉団体関係者）、遺族会員	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市産休等代替職員費雇用費補助事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成15年10月1日 令和5年4月1日	児童福祉施設等の職員が出産、傷病のため長期にわたって休暇を必要とした場合において、代替職員を臨時任用した場合、予算の範囲内で補助金を交付する。	申請施設の職員、臨時任用職員	○	○			○		
社会福祉施設職員キャリアアップ支援事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成23年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉施設職員が参加した研修費用及び研修に参加している職員の代替職員の人件費を補助する。	申請社会福祉施設の職員	○	○					
社会福祉法人設立、準備審査会・審査会事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人の設立認可、社会福祉施設等整備及び介護老人保健施設整備の許認可並びに補助金等交付に係る事務の適正化を図る。また、本市における施設の整備計画との整合性を図る。	社会福祉法人設立準備委員会委員、審査会委員、社会福祉施設等整備計画者及びその関係者	○	○	○	○	○		
地域福祉専門分科会運営事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉審議会地域福祉専門分科会を運営し、保健福祉総合計画の進行管理、ふれあい福祉基金の審査等を行う。委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は、総務課及び秘書課へ報告する。	分科会委員	○	○	○				
福祉サービス苦情調整事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成15年2月1日 令和5年4月1日	市が設置する社会福祉施設において行う社会福祉事業に対する利用者からの苦情に対し、適切な対応や円滑かつ円満な解決を図るための体制を整備する。苦情調整員を選任し、必要な事務連絡等を行う。選任された委員については名前と略歴を公表する。	相談者及びその家族、苦情調整員	○	○					
叙勲褒賞等表彰候補者推薦事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	多年に渡り地域福祉の推進に尽力し、その功績が顕著と認められる個人及び団体に対して、その功績を称えるため、県社会福祉協議会・叙勲褒賞・厚生労働大臣表彰に推薦する。	社会福祉事業従事者及び社会福祉団体関係者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
社会福祉連携推進法人認定事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和４年４月１日 令和５年４月１日	地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化を図るため、社会福祉法の規定に基づき、社会福祉連携推進法人の認定を行う。	社会福祉連携推進法人の役員及び評議会構成者	○	○		○	○		
電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援給付金給付事業	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和５年４月１日 令和６年５月27日	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用してエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。	電力・ガス・食糧品等価格高騰重点支援給付金対象者	○		○		○	○	
埼玉県思いやり駐車場制度利用証交付事務	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和５年11月１日	駐車区画の適正利用を推進するために、障害のある方や高齢の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に、公共施設や商業施設等の協力施設に設置されている障害者等用駐車区画を優先的に利用できる利用証を交付する。	障害者、高齢者等、妊産婦、難病患者、けが人等	○					○	
物価高騰対応重点支援給付金給付事業	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和５年12月22日 令和６年５月27日	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年 11 月２日閣議決定）についての対応として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた住民税非課税世帯等に対して給付金を支給する。	物価高騰対応重点支援給付金対象者	○		○		○	○	
低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和６年５月31日	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和５年 11 月２日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として給付金を支給する。	低所得者支援給付金及び定額減税補足給付金（調整給付）対象者	○		○		○	○	
住民税非課税世帯物価高支援給付金給付事業	市長 福祉局　生活福祉部 福祉総務課	令和６年12月24日	国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和６年11 月22 日閣議決定）における物価高への支援として給付金を支給する。	住民税非課税世帯物価高支援給付金対象者	○		○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
福祉事務所嘱託医委嘱事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	生活保護法における医療扶助及び施設において、専門的判断・必要な助言指導等を行う嘱託医を委嘱すること	さいたま市内開業医又は市内勤務の医師	○		○				
生活保護事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	生活困窮世帯に最低生活を保障するとともに、自立を助長する目的で面接・申請・決定・支給・訪問指導等を行い、必要に応じて関係機関と情報を共有する。市民等から情報を得て必要な対応を講じる。なお、費用返還義務の生じた場合は回収を図り、収納対策課等関係債権所管課と共同し、困難事案の解決を図る。	生活保護の相談・申請・受給者・生活保護行政の適正化に係る通報者及び通報の対象者	○	○	○	○	○	○	○
行旅病人及び行旅死亡人取扱事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	行旅病人及び行旅死亡人であって救護者や引取者等の無い者に対して、医療・埋火葬の事務を行う。	行旅病人及び行旅死亡人	○	○	○	○	○	○	
中国残留邦人等に対する支援給付事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成20年4月1日 令和6年5月27日	中国残留邦人等で永住帰国した者の自立支援を行うことを目的とし、生活保護法による保護の取扱いに準じて面接・申請・決定・支給・訪問等を行うものとする。なお、費用返還義務の生じた場合には、徴収に関しては収納対策課等関係債権所管課と共同し、困難事案の解決を図る。	支給給付の相談・申請・受給者	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市生活困窮者学習支援事業事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成27年3月11日 令和5年4月1日	生活困窮者世帯の子どもに対して、基礎学力の向上、大人と触れ合う居場所の提供等の総合的な学習支援を実施することで、大人になって再び経済的に困窮するという「貧困の連鎖」の防止と、子どもの健全育成の増進を図る。	生活保護受給世帯、児童扶養手当全額受給世帯等の生活困窮者世帯の子ども及びその家族	○	○	○	○	○	○	
第二種社会福祉事業の届出、指導、検査事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内の生計困難者に対する社会福祉事業の適正な実施のため、社会福祉法第２条第３項に規定する第二種社会福祉事業のうち、生活相談事業（第１号）、無料低額宿泊事業（第８号）及び無料低額診療事業（第９号）の開始・変更・廃止に係る届出、検査及び指導事務を行う。	事業関係者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市適正化条例に基づく届出、検査、指導事務	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	平成25年10月1日 令和5年4月1日	市内の被保護者等住居・生活サービスを提供する事業者の業務の適正な運営を確保するため、さいたま市被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（以下「市適正化条例」という。）に基づき、事業者の届出受付、検査、指導に関する事務を行うと共に、制度の運用の際に必要となる事項を調査する。	事業関係者、施設利用者	○	○	○	○	○		
福祉まるごと相談窓口事業	市長 福祉局　生活福祉部 生活福祉課	令和4年4月1日 令和6年12月1日	複雑化・複合化する地域生活課題に対応するために、生活困窮をはじめ、高齢、障害、子ども・子育て等の相談を幅広く受け付ける窓口を設置し、福祉に関する複合的な課題を抱えている者の相談を世帯単位で包括的に受け止め、相談内容に応じた必要な支援のコーディネートを行うなど、関係機関との連携・協同を通じて、包括的な支援体制の構築を推進する。	相談者、生活困窮者、生活困窮者の属する世帯の世帯主、その他その世帯に属する者	○	○	○	○	○	○	○
障害福祉サービス事業者等指導監査事務	市長 福祉局　生活福祉部 監査指導課	平成19年4月1日 令和5年7月5日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し実地指導を行うため。	障害福祉サービス事業者等職員、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
介護保険事業者指導監査事務	市長 福祉局　生活福祉部 監査指導課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	介護保険法の規定に基づき、介護保険事業者に対し人員及び運営に関する基準等について実地指導及び監査を実施するため。	介護保険事業所従業者、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
国民健康保険税の収納事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	未納者に対する督促状・催告書発送、収納事務（消込）、口座振替事務、過誤納金の還付充当事務（請求に応じ、証明書を交付することを含む。）。口座振替事務にあっては、希望者から金融機関を経て口座情報を取得し、当該口座を利用して収納・還付を行う。	国民健康保険税の納税義務者	○	○	○		○		○
国民健康保険税の滞納整理事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	税の負担の公平性を保ち国保財政の安定化を図るため、国民健康保険税を滞納している納税義務者に対して滞納整理を行う。概要としては滞納者の滞納管理及びその収納業務に関する納税指導を行う事務である。納税指導の起点は収納事務の他、資格、給付、保健事業を含む。	国民健康保険税の滞納者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
国民健康保険診療報酬に関する事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	保険医療機関等が国民健康保険被保険者に対して療養の給付（疾病や負傷の治療）を取扱った場合に、診療の対価として、保険者から保険医療機関等に支払う事務。	国民健康保険被保険者	○		○			○	○
保健事業	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	国民健康保険被保険者の健康の保持増進を図り、疾病予防に資するために行う事業。特定健康診査、国保人間ドック、国保健康診査、特定保健指導等。また、必要に応じて、健康診断結果、保健指導結果等を関係機関に提供し、情報の共有を図ることで疾病の早期発見に努める。	国民健康保険被保険者及びその関係者	○	○	○	○	○	○	○
国民健康保険運営協議会運営事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために、国民健康保険法の規定に基づき設置する市長の諮問機関	国民健康保険運営協議会委員	○	○	○		○		
保険給付事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	国民健康保険被保険者が疾病、負傷について、医師・歯科医師の診療等を受けた場合、また出産及び死亡に関しての保険給付事務。	国民健康保険被保険者	○		○	○	○		○
国民健康保険税の賦課事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	当該年度において必要とされる国民健康保険事業に要する費用に充てるため国民健康保険税を被保険者に課する。世帯ごとに被保険者の人数及び所得を把握し、算定式に当てはめ賦課する。	国民健康保険被保険者資格を有する者のいる世帯主	○	○	○	○	○	○	○
国保の加入、脱退、資格の変更及び得喪事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	窓口での国民健康保険の加入、脱退等の異動受付、及び受付の内容に基づいた資格の入力事務	国民健康保険被保険者資格を有する者	○	○	○		○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
国民健康保険被保険者証の作成・交付事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	国民健康保険加入世帯ごとに電算入力し、被保険者証を打ち出し、被保険者に交付する。	国民健康保険被保険者資格を有する者	○	○		○	○	○	○
国民健康保険被保険者賦課資料の整理・保管	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	国民健康保険被保険者及び介護保険第２号被保険者の資格・賦課内容を検索できるように整理・保管する。	国民健康保険被保険者資格を有する者	○	○	○	○	○	○	
国民年金の資格管理及び調査に関する事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	住基情報を基礎に、被保険者からの届出を受理・審査し、国民年金の基礎データとなる資格管理を行うとともに、年金相談、免除勧奨、免除申請及び裁定請求等の処理を行うもの。なお、受給者については、所得の調査、現況届の受理等を行う。また、国民年金法に基づき、必要な情報を年金事務所及び埼玉事務センターへ提供する。	国民年金の加入者及び届出のあった者	○	○	○		○	○	○
診療報酬明細書等（レセプト）開示事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 平成18年6月21日	被保険者等からの診療報酬明細書等の開示依頼に対し、さいたま市国民健康保険による診療報酬明細書等の開示にかかる取扱要領により開示等を行うもの。	開示依頼者（本人及び遺族）	○	○			○	○	
高額療養費貸付事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合、一部負担金の支払に困難な者（世帯主）に対し、療養に必要な資金を貸付け援助する。滞納がある場合は、督促等を行い、徴収する。	さいたま市国保加入者のうち申請した者	○	○	○		○	○	
国民健康保険診療報酬明細書等に関する事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	国民健康保険の給付の適正化を目的とする、診療報酬明細書等の点検とそれに伴い発生する第三者行為の求償、不当利得の請求等（滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する等の事務を含む。）の事務	国民健康保険被保険者	○		○		○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
後期高齢者医療制度	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成19年7月23日 令和6年5月27日	国民皆保険制度を堅持し、市民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため。	７５歳以上の方および６５歳から７４歳の寝たきり等の方とそれぞれの同一世帯に属する方。	○	○	○		○	○	○
在日外国人等福祉手当支給事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	国民年金法の制度的な理由から、年金の受給権を得られなかった在日外国人高齢者及び障害者等に福祉手当を支給することにより、公的年金制度を補完し、その福祉の増進を図ることを目的とする。	「さいたま市在日外国人高齢者・障害者等福祉手当」の申請者、届出者、受給権者、未支給請求者。	○		○		○	○	
国民健康保険一部負担金免除・徴収猶予事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成23年6月1日 令和6年5月27日	本市国保加入者で、災害や農作物不作、事業の休廃止や失業により一時的に生活困窮に陥った方が入院する場合で、調査の結果、収入や預貯金の額が基準に合致する場合、申請により入院時一時負担金を免除・徴収猶予することで、救済を図る。結果の通知等は、本人や必要に応じて医療機関に送付し、制度の円滑な運用を図る。	さいたま市国保加入者のうち申請した者	○	○	○	○	○	○	
出産費貸付事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	出産費貸付をおこなうもの。貸付に当たっては、申請を受け付け、審査をおこなう。また、滞納がある場合は、収納対策課と連携し、督促等を行い徴収する。	出産費貸付対象者	○		○		○	○	
年金生活者支援給付金の支給に関する業務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	平成31年2月1日 令和6年5月27日	年金生活者支援給付金の支給に関する請求書等を受理し、日本年金機構へ報告する。また、給付金の支給に関する処分に必要な資料として、厚生労働大臣から求められている所得情報を国保中央会・国保連合会を経由して日本年金機構に提供する。	給付金請求書等提出者本人及び給付金受給対象者とその者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者	○		○		○		
後期高齢者保健事業	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	令和2年4月1日 令和6年4月1日	後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進を図り、疾病予防に資するために行う事業。後期高齢者人間ドック、後期高齢者健康診査、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」にかかる保健指導事業等。また、必要に応じて、健康診断結果、保健指導結果等を関係機関に提供し、情報の共有を図ることで疾病の早期発見に努める。	市内６５歳以上の高齢者及びその関係者	○	○		○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
国民年金被保険者実態調査事務	市長 福祉局　生活福祉部 国保年金課	令和２年11月１日 令和５年４月１日	国民年金法第１０８条の３の規定に基づく統計調査として、被保険者本人及び世帯の所得の状況、保険料の納付状況について調査票を作成し、厚生労働省へ提出する。	国民年金第１号被保険者及びその世帯員	○		○		○		
老人ホーム入所判定事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	老人ホームへの入所申請に基づき、医学、日常生活動作、精神状況、経済的状況、家族及び住居の状況などの総合判定を行う老人ホーム入所判定委員会を開催し、老人ホーム入所対象者としての適正化を図る。	老人ホーム入所申請者、老人ホーム入所判定委員会委員	○		○	○	○	○	
老人ホーム入所措置事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	老人福祉法に基づき、援護を必要としている高齢者に対して、老人ホームへの入所措置を行う。	養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム入所者	○	○	○	○	○	○	
ケアハウスぎんもくせい入所者管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月１日 令和６年10月21日	・軽費老人ホームの一種で自炊ができない程度の身体機能の低下があり、また、独立して生活するには不安があるが、日常生活では介護を必要としない人で、家族による援助を受けることが困難な人を入所対象とする施設です。・入所者に対しての入退所の可否決定、利用料決定、納入管理を行うこと。・施設廃止に伴い他施設等へ転所する入所者への補償を行うこと。	ケアハウス入所者及びその家族	○		○		○	○	
老人クラブ指導・育成事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	単位老人クラブ、地区及び市老人クラブ連合会へ、会員数及び活動日数に応じて補助金を交付し、老人クラブの指導・育成を行う。	単位老人クラブ会員	○				○		
介護老人保健施設きんもくせい利用者管理	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月１日 令和５年４月１日	・病院と在宅をつなぐ通過型の施設で、病状が安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリテーション・看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする、寝たきり老人や痴呆性老人を対象とする施設です。・利用の可否決定、利用料決定、納入管理及び介護報酬請求事務を行うこと。	介護老人保健施設利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成10年11月11日 令和５年４月１日	さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
介護老人保健施設さんもくせい利用料収納	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成５年５月１日 令和５年４月１日	介護老人保健施設利用者の利用料の納入管理を行うこと	介護老人保健施設利用者及びその家族	○		○	○			
ケアハウスぎんもくせい利用料収納事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成11年10月１日 令和５年４月１日	ケアハウス入所者の利用料の納入管理を行うこと	ケアハウス入所者及びその家族	○		○				
浴場利用事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	市内の公衆浴場で利用できる浴場利用券を発行し、公衆浴場での入浴の機会を増すことにより、その福祉の増進を図る。	６５歳以上の単身・高齢者のみ世帯で入浴券希望申請者	○						
生活援助員派遣事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	身体上又は精神上の理由により日常生活を営むのに支障のある高齢者に対して、生活援助員を派遣し、家事援助など生活支援及び自立の援助を行う。	６５歳以上の単身高齢者または高齢者のみ世帯で、生活援助員利用申請者	○		○		○	○	
在宅高齢者等宅配食事サービス事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	健康管理・孤独感の解消・安否の確認などを目的として、定期的に食事を配達する。	市内在住の６５歳以上で単身高齢者・高齢者のみ世帯の宅配食事サービス申請者	○				○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
重度要介護高齢者手当支給事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体上または精神上の障害のため日常生活に支障のある高齢者の経済的な負担を少しでも和らげるために月額１０，０００円を支給する。	６５歳以上の重度要介護高齢者手当支給申請者	○		○	○	○		
重度要介護高齢者紙おむつ支給事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	常時紙おむつを使用している在宅の高齢者に対し紙おむつを支給し、本人及び家族の経済的、精神的負担を軽減する。	６５歳以上の重度要介護高齢者紙おむつ支給申請者	○		○	○	○	○	
敬老祝金事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	敬老の日現在で、満７５歳以上かつ、５歳毎の年齢の方及び１００歳以上の方に祝金を贈呈し、長寿をお祝いする。	満７５歳以上かつ５歳ごとの年齢の方及び１００歳以上の方。	○		○				
高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	民間の賃貸住宅に居住する高齢者が、住宅の所有者から住宅の取り壊しなどのため立ち退きを求められ、市内の他の住宅に転居した場合に、転居後の家賃の一部を助成する。	６５歳以上のひとり暮らし等で住宅の取り壊しなど家主の自己都合により立ち退きを求められた家賃助成申請者	○		○		○		
生活支援ショートステイ事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者で生活習慣の確立を要する方、やむを得ない理由で在宅での介護が困難な方を養護老人ホームなどに短期間入所させる。	６５歳以上の生活支援ショートステイ利用申請者	○			○	○	○	
単身高齢者及び高齢者のみ世帯調査事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者福祉の増進及び地域の実情把握のため、地域の民生委員に依頼するなどの方法で、単身高齢者数及び高齢者のみ世帯数、居住地、実態、生活状況などを調査する。	６５歳以上の単身高齢者及び高齢者のみ世帯	○			○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
福祉電話設置事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らし高齢者のうち、電話回線を保有していないものであって、単身高齢者の見守り事業の利用希望者に対して福祉電話を設置する。	６５歳以上の単身高齢者のうち、電話回線を保有していない者であって、高齢者福祉電話設置運営要綱上の要件に該当するもの	○		○		○	○	
あんしんコールセンター相談事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らし高齢者の不安を解消し、急病、事故等の緊急時に対処するため、緊急通報機器の設置に係る相談、申請受付、調査、委託業者への連絡、消防局の端末機に入力、維持管理を行う。	６５歳以上で、慢性疾患等で発作等の症状を持つ独居老人で緊急通報機器設置申請者	○				○	○	
重度要介護高齢者等寝具乾燥事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	家庭において寝具類の乾燥などを行うことが困難な高齢者に対し、寝具乾燥・消毒・丸洗いを行う。	６５歳以上の重度要介護高齢者等寝具乾燥消毒事業利用申請者	○				○	○	
日常生活用具給付事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり暮らしの高齢者に対して、日常生活の手助けとなるようシルバーカー、電磁調理器を給付する。	６５歳以上のひとり暮らし高齢者または生活保護世帯及び市県民税非課税の方で、日常生活用具の給付申請者	○		○		○	○	
シニアユニバーシティ事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の生きがい対策の一環として、高齢者に対して学習の機会を提供することで、急激な社会環境に対応する能力と身体の健康を培い、併せて社会参加への道を開き生きがいを高めることを目的とし、高齢者大学を設置している。	現在のシニアユニバーシティ学生及び過去の応募者	○						
シルバーカード発行事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	満６５歳になられた市民及び満６５歳以上の転入者に、緊急連絡先等を記入できるシルバーカードを発行し、高齢者福祉の啓発を行う。	満６５歳以上の市民	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
百歳慶祝事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	満１００歳の誕生日に訪問し、記念品を贈り、長寿をお祝いする。また、敬老の日前後に市内に居住する最高齢者（男女各１名）を訪問し、記念品を贈り長寿をお祝いする。	満１００歳を迎える方及び市内最高齢者	○						○
敬老会・敬老記念品事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	「敬老の日」を中心に敬老会の開催や記念品をお贈りする地域の活動を支援し、長寿を尊び、高齢者を敬愛する気風の醸成を図る。	市内に居住する75歳以上の方	○						○
グリーンヒルうらわデイ利用料収納事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成5年10月1日 令和5年4月1日	デイサービスセンター利用者の利用料の納入管理を行うこと	デイサービスセンター利用者及びその家族	○		○	○			
グリーンヒルうらわデイ利用者管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成5年10月1日 令和5年4月1日	・利用者の機能訓練及び日常生活を営む上で必要な援助を行います。また、利用者の社会的孤立感の解消、心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神負担の軽減を図るよう努めます。・利用の可否決定、利用料決定、納入管理及び介護報酬請求事務を行うこと。	デイサービスセンター利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○
グリーンヒルうらわ在宅介護利用者管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成12年4月1日 令和5年4月1日	・在宅で介護に当たっている家族が保健・福祉サービスが受けられるよう調整したり医療機関とも連携を取り、総合的に高齢者と家族の方を支援していくもので、介護保険制度の指定居宅介護支援事業者の指定も受けている。 ・ケアプランの作成、介護報酬請求事務を行う。	老人保健・老人福祉サービスの利用者及びその家族	○		○	○	○	○	○
重度要介護高齢者訪問理容サービス事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外出が困難である高齢者（介護度３・４・５）及び障害者に対し、理容師が家庭を訪問し、理髪等を行うことにより、衛生管理をし、精神的・経済的負担の軽減を行う。	市内在住の６５歳以上の方及び介護保険の被保険者で重度要介護高齢者訪問理容サービス申請者、理・美容師	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
徘徊高齢者等探索サービス事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	徘徊のみられる高齢者に端末機を貸し、身につけてもらい、居場所が分からなくなった時、家族がセンターへ電話することにより、現在位置の探索を行う。	徘徊高齢者を在宅で介護している家族で、徘徊高齢者等探索サービス申請者	○				○	○	
敬老マッサージ助成事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市登録の施術者において、あん摩・マッサージ又は指圧を受けた場合、施術料の一部を補助するため、年間3枚（1枚1，０００円分）の補助券を発行する。	７５歳以上の敬老マッサージ補助券申請者	○						
シルバー作品展示会事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の豊かな経験と能力を生かした作品を広く市民に知っていただき、さらに創作意欲を高め、生きがいとなるように年1回作品展示会を開催する。	６０歳以上で創作活動を職業としていない作品出品者	○						
要介護高齢者居宅改善費補助事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者の居住環境を改善し、福祉の増進を図るために、身体上の障害により日常生活に介助を必要とする高齢者の居宅改善をするための経費の一部を補助する。	６５歳以上の要介護高齢者居宅改善費補助申請者	○		○		○	○	
シルバーゲートボール大会事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内に居住する６０歳以上の方を対象に、健康増進、生きがいの確保を目的とし、ゲートボール大会を実施する。	６０歳以上のシルバーゲートボール大会参加者	○						
老人福祉センター運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、老人福祉センターを運営する。	施設利用者	○		○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
老人憩いの家運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	老人に対し、憩いの場を供与し、老人の福祉の増進を図るため、老人憩いの家を運営する。	施設利用者	○			○			
健康福祉センター西楽園運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民の健康の維持及び増進を図るとともに、市民相互のふれあいと交流を促進することにより、広く福祉の向上に寄与するため、健康福祉センター西楽園を運営する。	施設利用者	○			○	○	○	
高齢者相談業務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者に関する様々な問題について相談を受け付け、当該高齢者に最も効果的な処遇を行うことによって、高齢者の福祉の向上と権利の保護を行う。	原則６５歳以上の高齢者・相談者	○	○	○	○	○	○	
介護予防高齢者住環境改善支援事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成24年8月1日 令和5年4月1日	高齢者の居住環境を改善し、要支援・要介護状態となることを予防するため、さいたま市介護予防高齢者住環境改善支援事業補助金交付要綱に基づき、高齢者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○	○	○		
高齢者の権利の擁護等に関する事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成25年7月1日 令和5年4月1日	誰もが安心して長生きできるまちづくり条例の理念に基づき、市が地域包括支援センター等の関係機関や地域社会と広く連携し、高齢者に対する虐待の防止等を通じて、高齢者が安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指す。	高齢者、養護者、相談者又は通報者	○	○	○	○	○	○	
いきいきボランティアポイント事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成23年10月1日 令和5年4月1日	シルバーポイント（いきいきボランティアポイント）事業に登録した福祉施設等でボランティア活動した６０歳以上の市民の方にポイントを与えこれが一定以上貯まったら奨励金などと交換する事業。制度への登録事務及びポイント交換事務のため個人情報を利用する。	申請者	○		○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
長寿応援ポイント事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成24年10月1日 令和5年4月1日	シルバーポイント（長寿応援ポイント）事業に登録した団体で活動した６５歳以上の市民の方にポイントを与えこれが一定以上貯まったら奨励金と交換する事業。事業への登録事務及びポイント交換事務のため個人情報を利用する。	申請者	○		○	○	○		
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成28年11月1日 令和5年4月1日	老人福祉法第２０条の８の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第１１７条の規定に基づく「介護保険事業計画」について、３年を１期として一体的に策定する。計画策定にあたり、市民のニーズを把握するため、アンケート調査を実施する。	市内在住の６５歳以上の方及びその家族	○	○	○	○	○	○	
アクティブチケット交付事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成24年10月1日 令和5年4月1日	高齢者の社会貢献意欲を引き出し社会活動に繋げるとともに、高齢者の生きがい・健康づくりにつなげることを目的としています。	対象者	○						
デイサービスセンター運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大砂土、上峰、槻寿苑及び与野本町の各老人デイサービスセンターの管理運営を行うとともに、使用料の納入管理を行う。	対象者	○		○	○	○	○	
ひとり暮らし高齢者安否確認等事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅のひとり暮らし高齢者に対し安否を確認し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。	対象者	○				○		
ワークプラザ運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	大宮、浦和、三室の各ワークプラザの管理運営を行う	施設利用者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高齢者世話付住宅生活援助員派遣事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	高齢者世話付住宅に居住する高齢者等に対し、その者の居住する住宅又は隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から生活援助員を派遣してこれらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援することを目的とする。	申請者及び対象者	○		○	○	○	○	
高齢者生きがい活動センター運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成19年4月1日 令和5年4月1日	高齢者生きがい活動センターの管理運営を行う	対象者	○			○			
全国健康福祉祭（ねんりんピック）選手派遣事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	すべての人々が健康で、生きがいを持ち、安心して生涯を過ごせるとともに、世代間・地域間の交流を通じて、高齢者がいつまでも社会の一員として活躍できる長寿社会づくりを図るため開催される、健康福祉祭へ選手を派遣する、全国健康福祉祭さいたま市実行委員会の事務局事務を行う。	対象者	○			○		○	
年輪荘運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	養護老人ホーム及び老人デイサービスセンターを有する老人福祉施設である年輪荘の管理運営を行うとともに、使用料の納入管理を行う。	対象者	○		○	○	○	○	
セカンドライフ支援事業	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成29年11月1日 令和5年4月1日	定年退職後や子育てを終えた後等における市民の社会参加を促進するため、相談を受け付け、適切な助言や支援を行う。ボランティアのマッチング、求人情報の収集及び提供、地域活動の収集及び提供	登録者	○				○		
高齢・障害者権利擁護センター運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	主に、区福祉事務所等に対する高齢者・障害者の権利擁護・虐待防止に関する助言や、認知症や障害がある方などに対する後見的支援を行う。	高齢者及び障害者に対する虐待及び差別事案の対応関係者。市民後見人候補者。成年後見制度利用者（利用を検討している者含む）	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
宝来グラウンド・ゴルフ場運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	令和２年６月１日 令和５年４月１日	高齢者の生きがいづくりを推進するとともに、市民の健康の増進を図るために運営。	利用者	○			○			
成年後見制度利用支援事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成18年４月１日 令和５年４月１日	老人福祉法第32条により後見開始等審判請求を行う。後見人等候補者及び選任された後見人等に被後見人等の情報を提供する。審判請求準備中に親族が請求の意向を示した場合は、当該親族への情報提供等により親族の請求を支援する。後見人等への報酬を負担する資力の無い高齢の被後見人等に、その全部又は一部を助成する。	判断能力が不十分な高齢者、親族、介護等にかかわる者、後見人（候補者含む）	○	○	○	○	○	○	
高齢者等の移動支援事業補助金交付事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	令和３年４月１日 令和５年４月１日	地域住民等が主体となり実施する高齢者等の移動支援事業を支援するため、高齢者等の移動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金交付の申請を受け付け、補助金交付事務を行う。	高齢者等の移動支援事業補助金の申請者	○		○				
障害者控除対象者認定事務	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	所得税法施行令第１０条並びに地方税法施行令第７条及び第７条の１５の１１の規定に基づき、障害者控除に係る障害者に準ずる者として認定を行う。	障害者控除認定者	○			○		○	
シルバー元気応援ショップ事業	市長 福祉局　長寿応援部 高齢福祉課	平成22年９月１日 令和５年４月１日	高齢者の生活を支援し積極的な社会参加を促進するとともに、市内の経済活動の活性化を図ることを目的として実施するシルバー元気応援ショップ事業について協賛店の登録を行う。	シルバー元気応援ショップ事業協賛店の登録事業者	○	○					
地域支援事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成18年４月１日 令和５年４月１日	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、生活機能評価、介護予防事業、包括的支援事業等を実施する。また必要に応じて、関係機関と情報を共有する。	市内の６５歳以上の高齢者及びその関係者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
徘徊見回りＳＯＳネットワーク事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	徘徊のために行方が分からなくなった高齢者等を、さいたま市、介護保険サービス事業者等が、行方不明者の情報を共有し協力して、できるだけ早く発見・保護し、ご家族の元などへ安全にお返しするためのネットワーク。行方不明時には、全庁・関係機関と情報を共有する。	徘徊する可能性の高い市内に居住する高齢者等	○			○	○	○	
認知症初期集中支援推進事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月1日 令和5年4月1日	介護保険法第１１５条の４５第２項第６号に基づき、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、支援対象者の情報収集、訪問、アセスメント、チーム員会議による支援方針の検討及び支援の実施、支援終了後の地域への引き継ぎを実施する。必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	市内の４０歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人とその家族	○	○	○	○	○	○	
認知症高齢者等総合支援事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月1日 令和5年4月1日	認知症の人とその家族を総合的に支援するため、市民からの認知症に関する相談応需、医療・介護・福祉等の専門職を対象とする研修、市民を対象とした各種講座、認知症情報共有パスの交付、認知症の方の活動交流や家族介護者の交流会等の各種事業を実施する。また、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	市内の４０歳以上の認知症が疑われる人又は認知症の人とその関係者	○	○	○	○	○	○	
地域支援事業（総合事業）事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年10月8日 令和5年4月1日	介護保険法に基づく要支援認定者等に対するサービスについて、既存の介護事業所サービスに加えＮＰＯ、民間団体等の高齢者福祉サービス提供を行う。また、今後、必要なサービスを行うにあたり、充実させたいサービスに関するアンケート調査を実施する。	市内に住所を有する要支援１・２の被保険者	○		○	○	○	○	
一般介護予防事業評価事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和1年10月25日 令和5年4月1日	介護保険法第115条の45に基づき、一般介護予防事業の評価・改善を目的として、一般介護予防事業評価事業を実施する。実施方法は、無作為抽出した対象者へのアンケート調査とし、調査結果は事業の評価・改善に活用する。必要に応じて関係機関と情報を共有する。	要介護・要支援認定を受けていない第１号被保険者	○	○	○	○	○	○	
高齢者保健・介護予防推進事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和2年4月1日 令和5年4月1日	医療未受診・介護サービス未利用の後期高齢者の健康状態把握し、必要な方に家庭訪問による保健指導を実施するとともに、口腔機能維持・向上を図るため、高齢者が自主的に体操等を行う「住民主体の通いの場」へ歯科衛生士を派遣し、対象者の情報を庁内関係課及び庁外関係者と共有し活用する。	市内６５歳以上の高齢者及びその関係者	○	○		○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高齢者生活支援推進協議会運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年9月1日 令和5年4月1日	さいたま市高齢者生活支援体制整備事業実施要項に基づき設置されたさいたま市高齢者生活支援推進協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡や費用弁償等を行う。	さいたま市高齢者生活支援推進協議会委員	○	○	○		○		
地域の担い手養成研修事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成28年4月1日 令和5年4月1日	介護保険法115条の45第2項第5号に基づき、地域コミュニティや地域活動等への興味・関心を喚起し、新たな地域の担い手の養成を目的として研修を実施する。研修受講者の募集、研修修了者名簿の保有及び地域コミュニティの活性化のため、必要に応じ関係機関に対し情報提供を行う。	地域の担い手養成研修受講者	○						
高齢者生活支援体制整備事業事務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	平成27年9月1日 令和5年6月19日	介護保険法115条の45第2項第5号に基づき、介護予防及び日常生活の支援の基盤整備のため、地域にあるネットワークサービスの把握、サービス提供主体のネットワークづくり及び地域社会資源の創出を行い、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができる地域づくりを進める。また必要に応じて、関係機関と情報を共有する。	市内の65歳以上の高齢者とその関係者（主に地域でボランティア活動等を実施する団体の関係者）	○	○		○	○		
さいたま市認知症高齢者等見守りシール事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和4年2月1日 令和5年4月1日	認知症高齢者等の安全確保とその家族への支援のため、身元不明者として保護された高齢者の安否情報等を関係者間でインターネット接続環境下において通信により共有し、対象高齢者等の早期の保護に努める。	外出中に行方不明になる可能性の高い高齢者及びその家族等	○			○	○		
さいたま市ケアラー相談事業業務	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和4年12月26日 令和5年4月1日	専門的な知識を備えた相談員が、様々な悩みや心配事・不安を抱えたケアラーからの相談を受け、適切な助言や支援を行う。また、必要に応じて受付した相談内容を関係機関に提供し、情報共有や連携等を行うことで、ケアラーに係る負担の軽減又は解消を図る。	さいたま市内在住のケアラーまたは、さいたま市内在住の方をケアしているケアラー	○	○	○	○	○	○	
さいたま市移動販売による地域づくりモデル事業	市長 福祉局　長寿応援部 いきいき長寿推進課	令和6年11月20日	主に、日常生活において移動が困難となっている高齢者等の地域住民に対して、民間事業者との連携協力のもと移動販売車両の運行による食料品や日用品等の生活必需品の販売を行うことなどを通じて、買い物機会の確保、住民同士の交流機会の創出、その他地域コミュニティの維持・活性化などの地域づくりを図るための取組を実施し、取組の有効性や課題などの検証を行う。また、必要に応じて販売地点使用承諾書の内容を関係機関に提供し、情報の共有を図る。	移動販売地点の所有者・管理者、市内在住在勤者	○			○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
被保険者資格管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和6年5月27日	介護保険の被保険者を把握し、被保険者証の交付、要介護認定、保険料の算定、保険給付を行なう際の資格確認のため	１　さいたま市在住の６５歳以上の方　２　住所地特例者	○		○		○		
要介護認定事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和6年5月27日	介護サービスを必要とする方からの申請を受け付け、訪問調査の結果及び主治医の意見書に基づき、さいたま市介護認定審査会にて認定を行い、結果を通知する。また、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	さいたま市介護保険の被保険者で、かつ認定申請を行った者／認定調査実施者／申請者の主治医	○	○	○	○	○	○	○
介護認定審査会運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	要介護認定を行うさいたま市介護認定審査会の円滑な運営	さいたま市介護認定審査会委員	○	○	○				
認定調査員委託事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和5年4月1日	要介護認定事務に必要な訪問調査を指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設に委託するが、実際に訪問調査ができるのは介護支援専門員に限られているので、その確認を行う	訪問調査委託事業者に所属している訪問調査員	○	○					
他市町村住所地特例者管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成11年10月1日 令和6年5月27日	さいたま市内の介護保険施設に住所を有している者を把握、管理し、他市町村との被保険者資格の重複、漏れを防ぐ	他市町村からさいたま市内の介護保険施設への転入者	○		○		○		○
介護保険被保険者給付管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成12年4月1日 令和6年5月27日	介護保険の給付は、利用者が自己負担割合に応じた費用を負担し、残りの費用を事業者が保険者（さいたま市）に請求することになる。事業者からは国民健康保険団体連合会を経由して、一括請求される。	介護保険の被保険者で要介護認定を受け介護サービスを利用した者及び事業対象者のうち介護予防・生活支援サービス事業を利用した者	○		○	○	○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
介護保険料賦課管理事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成12年6月1日 令和6年5月27日	介護保険の保険料は所得段階別に区分して算定するため、被保険者の資格情報に所得の情報を付加し保険料を決定する。	介護保険第１号被保険者（６５歳以上の方）	○		○		○	○	○
介護保険料徴収事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成12年10月1日 令和6年5月27日	介護保険の安定的運営を図るための財源確保を目的とした第１号被保険者からの保険料徴収を行う。また、徴収において滞納者に対し督促など収納対策課と共同で事案解決に当たる。	年齢６５歳以上の市民	○	○	○		○	○	○
老人福祉施設整備費補助金交付事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人が整備する施設整備に要する経費の一部を補助することにより、老人福祉施設の整備を推進するとともに、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的として、交付要綱に基づき、申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○	○				
施設開設準備経費助成特別対策事業費補助金	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	地域密着型特別養護老人ホーム等を市内に整備する民間事業者に対し、開設準備に係る経費をソフト面から支援することで施設整備を促進するために、さいたま市施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金交付要綱に基づき、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○					
軽費老人ホーム事務費補助金交付事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	軽費老人ホーム入所者が低額な料金で施設を使用できるよう、軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱に基づき、施設設置者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、申請法人の役員及び入居者等	○	○	○				
介護サービス相談員派遣事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成18年11月11日 令和5年4月1日	利用者やその家族から介護サービスに関する疑問や不満等を聴くことを目的に、市が委嘱した介護サービス相談員を介護保険施設などに派遣する。また、介護サービス相談員養成研修等受講のため関係機関に介護サービス相談員の情報を提供する。	介護サービス相談員	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
地域密着型サービス運営委員会運営事務	市長 福祉局　長寿応援部 介護保険課	平成26年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置するさいたま市地域密着型サービス運営委員会の適正な運営のため、委員の選任、会議の開催等必要な事務を行う。	さいたま市地域密着型サービス運営委員	○	○	○		○		
障害者団体福祉事業補助金等交付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の社会参加を促進し、福祉の向上を目的とした障害者団体の実施する事業に対し、補助金を交付する。	申請者（会長）、会員	○				○	○	
文化作品展開催事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	文化作品展への参加を通して、障害者の創作能力・残存機能の向上と社会参加の促進を図るとともに、障害者に対する理解・啓発を行う。	作品出品者	○				○	○	
障害者政策委員会運営事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者基本法第３６条に基づき設置されたさいたま市障害者政策委員会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については氏名、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員及び委員公募応募者）	○	○	○		○	○	
心身障害者地域デイケア施設関係事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅心身障害者の社会参加促進のため、身近な地域で通所により必要な自立訓練や授産活動の場を提供する。	施設利用者（身体障害者及び知的障害者）	○	○		○	○	○	
障害者団体事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の実態に即した事業を実施するため障害者団体からの要望等を聞くとともに福祉増進のため団体への援護を行う。	障害者団体代表者	○				○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
全国障害者スポーツ大会事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	障害者の社会参加を促進するとともに、健康の増進等を図る。	本人	○	○		○	○	○	
障害者の権利の擁護に関する委員会	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成23年4月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員及び委員公募応募者	○	○	○			○	
障害者の権利の擁護等に関する事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成24年4月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の理念に基づき、市が自治会等の地域機関と広く連携し、各機関から障害者に対する虐待及び差別の情報を収集し防止等を図ることにより、障害者の自立した地域生活の実現を目指す。	障害者、相談者又は通報者、虐待及び差別事案の関係者	○	○	○	○	○	○	
障害者総合支援計画策定及び進行管理業務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	障害者総合支援計画の策定について、策定に係る基礎資料とするため障害者や事業所等に対しアンケート調査やヒアリング等を実施する。	障害者並びに障害福祉事業所及び医療機関の職員	○	○	○		○	○	
誰もが共に暮らすための市民会議	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成23年6月1日 令和5年4月1日	誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例に基づき設置された誰もが共に暮らすための市民会議を適正に運営するため、委員を市民から公募し、必要な事務連絡等を行う。また、写真はホームページに掲載する。	委員公募応募者	○					○	
障害者施設等施設整備費市費補助金事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成17年4月1日 令和5年4月1日	社会福祉法人等が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、障害者施設の整備を推進することを目的として、交付要綱に基づき、申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者及び申請法人の役員等	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
発達障害者支援地域協議会運営事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成29年10月1日 令和5年4月1日	発達障害者支援法及びさいたま市発達障害者支援地域協議会設置要綱に基づき設置された協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。選任された委員については、名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員	○	○	○				
障害者スポーツ教室開催事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成21年4月1日 令和5年4月1日	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強・交流・余暇活動等に資するため、各種の教室を開催し、障害者の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的とする。	申込者及び協力役員等	○	○		○	○		
全国在宅障害児・者等実態調査	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	令和4年9月21日 令和5年6月30日	身体障害者福祉法第14条に基づく、令和４年全国在宅障害児・者等実態調査の実施にあたり、総務省より割振られた国勢調査区（市内５３調査区）より個人情報を収集するもの。また、併せて調査を委嘱する調査員が説明会に出席するため個人情報を収集する。	市内の対象調査区内に居住する全ての市民及び調査員	○		○	○	○	○	
障害児福祉施設等性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	令和6年3月15日	すべてのこども・若者が安心して過ごせる社会の実現に向け、 障害児施設等における性被害防止対策に係る設備等支援を行うことで、性被害防止のための対策とすることを目的として、交付要綱に基づき、申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○				
障害福祉サービス事業所等指定関係事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日	障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等を提供しようとする事業者の申請受付・審査・指定等の事務を行う。	障害福祉サービス等を提供する事業者の職員	○	○		○	○	○	
地域活動支援センター関係事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害政策課	平成13年5月1日	障害のある方等が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができよう、日中活動や社会との交流の機会を提供する。	地域活動支援センター職員、施設利用者（身体障害者及び精神障害者）	○	○		○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
心身障害者医療費支給事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	心身障害者に係る医療保険各法に基づく一部負担等について医療費助成金を支給し、福祉の増進を図る。なお、第三者から当該助成に係る医療給付について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により支給を受けた者及び過分の支給を受けた者については、返還させる。滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	心身障害者手帳１～３級、療育手帳○A、A、B、精神障害者保健福祉手帳１級所持者、６５歳以上で後期高齢者医療広域連合等の障害認定者	○		○		○	○	○
障害者更生訓練費支給事業に関する事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	自立訓練、就労移行支援を利用している障害者であって、一定の所得要件を満たす者に対し、必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費を支給する。また、就職のための経費として、就職支援金を支給する。	施設入所者・通所者（障害者手帳所持者）	○	○	○	○	○	○	
身体障害者居宅改善整備費補助事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度身体障害者（児）の居宅の改善整備に要した経費に対し補助金を交付することにより、日常生活の環境改善と自力更生を図る。	申請者及びその世帯員	○		○		○	○	
心身障害者相談事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者及びその家族等のかかえる悩み、問題等を解決するため、必要な助言・指導を行う。	相談者（身体障害者および知的障害者本人とその家族）	○	○	○	○	○	○	
重度身体障害者（児）寝具乾燥等事業事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度身体障害者（児）に対し、家庭において使用する寝具の乾燥及び丸洗いを行うことにより、障害者（児）の生活の質を確保し、家族の身体的、精神的な負担の軽減を図る。	身体障害者手帳所持者で、障害部位が肢体不自由である１級または2級のもの。	○		○			○	
自動車税減免に係る障害区分証明書発行事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者本人または家族が所有する自動車で、専ら身体障害者の通院、通学、通勤または日常生活における介護に使用する自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免申請に必要な障害内容が記載された障害区分証明書の発行を行う。	申請者（身体障害者１級及び２～６級の一部、知的障害者（最重度及び重度））	○					○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生活ホーム事業関係事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者で自立した生活を望みながらも、家庭環境や住宅事情等でその生活ができない者に生活ホームの利用を通して、社会的自立の助長を図る。	施設利用者（身辺自立をしている身体障害者及び知的障害者）	○	○		○	○	○	
福祉タクシー利用料金助成事業	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用料金の一部を助成する。	福祉タクシー利用料金助成申請者	○		○			○	
心身障害者福祉手当支給事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例に基づき、心身障害者福祉手当を支給する事により、福祉の増進を図る。支給に当たっては、申請書を受け付け、受給資格の認定を行う。	申請者（身体障害者手帳１～３級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳１、２級所持者）及び受給者	○		○		○	○	
やむを得ない事由による措置に関する事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき、やむを得ない事由による措置を行う。	やむを得ない事由により措置が必要な者	○	○	○		○	○	
特別児童扶養手当認定事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、申請書類等の県への進達事務及び申請者への通知。	申請者（身体障害者「１～３級及び４級の一部」及び知的障害者「最重度・重度・中度」）	○	○	○		○	○	○
経過的措置による福祉手当支給事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	昭和６１年の制度改正前に福祉手当を受給していた者で、制度改正後に特別障害者手当も障害基礎年金も受けられない者に手当を支給する。	申請者（制度改正前の福祉手当を受給していた者で、特別障害者手当も障害基礎年金も受給できない者）	○		○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
心身障害者扶養共済制度事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	心身障害者を扶養している保護者が、将来に対して抱いている不安を軽くするため、毎月掛金をかけ、保護者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者の方に年金を支給する。	申請者（心身障害者（身体障害者１～３級、知的障害者及び精神障害者）を扶養している６５歳未満の保護者）及び障害者	○		○		○	○	
リフト付自動車貸出事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	外出困難な重度障害者が車いすに乗ったまま利用できるリフト付き自動車を貸出す制度で 、申請に基づき登録証の発行を行う。	申請者（外出の際に車椅子が必要な下肢、体幹、移動機能障害１～３級の身体障害者手帳所持者）	○			○		○	
特別障害者手当給付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	重度の障害により日常生活で常時特別な介護を必要とする２０歳以上の障害者に経済的支援をおこなうため手当を支給する。	申請者（身体障害者手帳１・２級で、療育手帳「最重度」と同程度の障害が重複している者）	○		○	○	○	○	○
障害児福祉手当給付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	重度の障害により日常生活で常時介護を必要とする２０歳未満の障害者に経済的支援をおこなうため手当を支給する。	申請者（身体障害者手帳１級及び２級の一部、療育手帳「最重度」）	○		○	○	○	○	
障害者相談員委嘱事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の福祉の増進を図るため、県から委嘱を受けた民間の協力者である相談員との連絡調整を行う。	知的障害者	○	○	○	○	○		
精神障害者手帳申請に係る診断書料助成事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	精神障害者保健福祉手帳の新規又は更新及び変更に係る医師の診断書料の費用について、補助金を交付するものです。対象の可否確認及び支給事務の際に確認が必要となります。	精神障害者保健福祉手帳申請者	○		○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
知的障害者短期入所事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅の知的障害者の家族が病気・事故・冠婚葬祭等で一時的に介護ができない場合、障害者を施設に一定期間保護する。	申請者（知的障害者）	○	○	○	○	○	○	
障害者有料道路通行料金割引証交付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の自立と社会参加を支援するため、その移動のための自動車について有料道路の通行料金割引証の交付を行う。	申請者（身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者でその程度が「最重度・重度」）	○				○	○	
費用徴収（徴収金認定）事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	やむを得ない事由による措置対象者およびその扶養義務者に対し、負担能力に応じた徴収金を課す。	やむを得ない事由による措置対象者およびその扶養義務者	○		○		○	○	
障害者生活支援事業事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	事業者及び医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関と緊密な連携を保ち、障害者及びその保護者又は養護者の相談に応じるとともに、支援体制の総合的な調整を行う。また、要支援者発見のために、必要に応じて関係機関と共有を図る。	障害者及びその保護者又は養護者	○	○	○	○	○	○	
自動車運転免許取得費補助事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体障害者の自立を促進するため、運転免許取得に要した費用の補助を行う。	申請者（身体障害者。ただし視覚・聴覚・言語・肢体の障害者は運転免許に必要な条件が付されていること。）及び世帯構成員	○	○	○		○	○	
自動車改造費補助事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	身体障害者の就労等の社会復帰の促進を図るため、自動車取得時にその改造に要する費用を助成する	申請者（身体障害者で運転免許に改造が必要とする旨の条件が付されている者。）及び配偶者、扶養義務者	○		○			○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自立支援給付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和6年5月27日	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者の自立を支援するために必要な福祉サービス（移動支援・日中一時支援を含む。）の支給決定を行う。	障害者福祉サービス事業者等職員、利用者及び利用者の家族	○	○	○	○	○	○	
精神障害者手帳交付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和6年5月27日	精神障害のために、長期にわたって日常生活または社会への制約があると認められた方に、精神障害者保健福祉手帳を交付する。	申請者	○				○	○	○
自立支援医療事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和6年5月27日	身体障害者の更生医療及び精神障害者の通院医療について、所得に応じた利用負担額を決定し、経済的負担を軽減する。	本人及び世帯員	○		○		○	○	○
成年後見人申立事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年1月4日 令和5年4月1日	障害等の原因により財産管理が困難な障害者等について、市長の申立により成年後見手続及びその後の援護を行う。	判断能力が不十分な障害者、親族、後見人（候補者含む）等	○	○	○		○	○	
障害児（者）生活サポート事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者の地域生活を支援するために、必要な福祉サービスの提供の決定を行う。	本人及び世帯員	○		○	○	○	○	
訪問理容サービス事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	地域における障害者の生活を支援するため、在宅の障害者に対してサービスを提供し、障害者の清潔を保持し、精神的・経済的負担を軽減する。	申請者（身体障害者手帳１級、療育手帳○A、Aで、理・美容店に行くことが困難な方、訪問理・美容業務事業者）	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
社会福祉審議会障害者福祉専門分科会事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	身体障害者手帳申請時に添付する診断書を作成する医師の指定を行う（指定医師審査部会） 自立支援医療（更生医療・育成医療）を実施する医療機関の指定を行う（育成医療・更生医療自立支援医療指定医療機関審査部会）	（指定医師審査部会）医師本人 （育成医療・更生医療自立支援医療機関指定審査部会）主として担当する医師・歯科医師、管理薬剤師、訪問看護管理者	○	○			○		
重度障害者入院時コミュニケーション支援	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和6年5月27日	障害者の日常における自立と社会参加の促進を図る。	本人	○		○	○		○	
ＮＨＫ放送受信料の減免証明事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害者のＮＨＫ放送受信料の減免に係る申請書の内容を証明することで、経済的負担の軽減を図るもの。受け付けた申請書は、ＮＨＫあてに送付する。	本人及び世帯員	○		○	○	○	○	○
緊急通報システム事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	在宅で常時注意を要する重度障害者に対し、日常生活上の不安等の軽減を図る。	本人	○			○	○	○	
自動車燃料費助成事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成15年4月1日 令和5年4月1日	重度障害者が移動に要する自動車の運行に伴う燃料費用の一部を助成することで、経済的負担の軽減と生活の利便性の助長を図る。	自動車燃料費助成申請者	○	○	○	○	○	○	
障害児通所支援に係る給付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成24年4月1日 令和6年5月27日	障害児通所支援を利用する児童の保護者に対し、障害児通所給付等の支給決定及び給付を行う。	障害児通所支援事業者等職員、１８才未満の児童及びその保護者等	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
軽・中等度難聴児補聴器購入費助成事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中等度難聴児に対し、健全な言語、社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進に寄与することを目的とする。	申請者（１８歳未満の難聴児及びその世帯の者）	○		○		○	○	
重度障害児者日常生活用具給付等事業	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年10月1日 令和6年5月27日	重度の障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、若しくは貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。	申請者及びその世帯員	○		○		○	○	
訪問入浴サービス事業	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年10月1日 令和6年5月27日	地域における重度身体障害者（児）の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、その者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とする。	利用者本人	○		○		○	○	
小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	市長 福祉局　障害福祉部 障害福祉課	平成18年4月1日 令和5年4月1日	小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、在宅における日常生活の便宜を図ることを目的とする。	申請者及びその世帯員	○	○	○		○	○	
身体障害者手帳申請受付及び交付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害者更生相談センター	平成13年5月1日 令和6年5月27日	障害福祉に関する行政サービスや援護を受けるために必要な手帳取得の申請受付け及び交付を行う。	手帳申請者（身体障害に該当すると判断されるもの）	○			○		○	○
療育手帳申請受付及び交付事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害者更生相談センター	平成13年5月1日 令和5年4月1日	障害福祉に関する行政サービスや援護を受けるために必要な手帳取得の申請受付け及び交付を行う。	手帳申請者（知的障害に該当すると判断されるもの）	○	○	○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害者総合支援センター障害者支援事業	市長 福祉局　障害福祉部 障害者総合支援センター	平成19年4月1日 令和5年4月1日	障害者の就労支援・生活支援・社会参加支援	事務の目的に関して相談のあった者	○	○	○	○	○	○	
発達障害者支援センター運営事務	市長 福祉局　障害福祉部 障害者総合支援センター	平成21年10月1日 令和5年4月1日	主に１８歳以上の成人期を中心に、発達障害者特有の様々な相談に応じ、適切な指導、助言及び情報の提供を行うため。	事務の目的に関して相談のあった者	○	○	○	○	○	○	
児童センター管理・運営	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	センター利用者の利用状況の把握。保護者が同伴しない小学生以上の児童の連絡先の把握。	０～１８歳未満の児童及びその保護者	○						
社会福祉施設等指導監査事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成15年4月1日 令和6年4月1日	社会福祉法等関係法令の規定に基づき、市長が所管する社会福祉法人、社会福祉連携推進法人及び社会福祉施設に対し指導監査を実施するため。	社会福祉法人、社会福祉連携推進法人の役員等及び社会福祉施設等の職員	○	○			○		
子どもの居場所づくり事業（多世代交流会食）	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成29年6月15日 令和6年4月1日	地域社会の中で子どもたちが様々な世代との交流を通じて健全に成長できる環境づくりを推進するため、また、子どもの居場所として子ども、子育て世代、高齢者、地域の方々の交流を図るための会食を実施する個人・団体等への補助を行う。	事業主催者、参加者及び事業に参加するボランティア	○	○	○	○	○	○	
子ども未来局指定管理者審査選定委員会事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成26年4月1日 令和6年4月1日	公の施設の指定管理者の審査、選定を公正に行うために設置する「子ども未来局指定管理者審査選定委員会」について、委員の選定、事務連絡、会議の開催、報償費の支払い等を行う。	委員会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さるはなキャンプフェスタ・親子のつどい	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市内在住の小学生とその保護者が、野外活動を通して自然に親しむ場と、家族のふれあいの機会を提供し、青少年健全育成の推進をはかるもの。	実行委員スタッフ・参加者	○	○					
青少年活動施設運営事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成15年12月25日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を図るため、さいたま市グリーンライフ猿花キャンプ場条例に基づき、利用者や利用団体から申請を受け付け、利用許可を行う。また、キャンプ場の適正な管理・運営のため、キャンプカウンセラーの募集や猿花キャンプ場を守る会会員の報告を受け、必要な事務連絡を行う。	キャンプ場利用者、キャンプカウンセラー、猿花キャンプ場を守る会	○	○	○	○	○		
青少年による郷土芸能伝承活動補助金	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成14年5月1日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を促進するため、さいたま市青少年による郷土芸能伝承活動補助金交付要綱に基づき、郷土芸能伝承活動団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、団体構成員	○		○		○		
さいたま市区子ども連絡会補助金交付事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成18年4月1日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を促進するため、区子ども会連合組織事業補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○		○		
青少年育成さいたま市民会議事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成14年6月1日 令和6年4月1日	青少年育成さいたま市民会議の活動を円滑に進めるため、各地区会及び関係諸機関・団体等から理事を推薦いただき、必要な事務連絡等を行う。また、各専門委員会についても各地区会から委員を推薦いただき、必要な事務連絡を行う。	青少年育成さいたま市民会議理事、各専門委員会委員	○		○				
青少年育成さいたま市民会議地区会補助金	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成14年6月1日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を促進するため、青少年育成さいたま市民会議地区会補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、会計担当者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
青少年育成さいたま市民会議地区会体験活動等事業補助金	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成14年6月1日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を促進するため、青少年育成さいたま市民会議地区会体験活動等事業補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、会計担当者	○		○		○		
若者自立支援ルーム事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成25年8月22日 令和6年4月1日	社会生活を営むうえで困難を有する、市内在住で30歳代までの子ども・若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、円滑な自立が果たせるよう支援を行う。	若者自立支援ルーム利用者	○	○		○	○	○	
さいたま市二十歳の集い開催業務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成15年9月17日 令和6年4月1日	二十歳となった青年の人生の門出を祝福するために開催する。実行委員会の開催、関係団体からの協力、協賛、開催案内、事務連絡等に利用する。また、市外在住者による事前登録申込を受け付けるため利用する。なお、情報はさいたま市二十歳の集い実行委員会と共有する。	二十歳の集い対象者とその家族、二十歳の集い実行委員、青少年団体、協賛企業、式典招待者	○	○			○		
青少年の主張大会事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市内在住または在学の小学校・特別支援学校小学部4～6年生、中学校・特別支援学校中学部1～3年生、高等学校・特別支援学校高等学部1～3年生、中学校卒業後3年以内の方を対象に、青少年の健全育成の推進を目的とした大会を開催するため、作品を募集、審査を行い、本人に通知する。優秀作品については、公表を行う。	作品応募者	○	○			○		
青少年健全育成推進大会事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成15年4月1日 令和6年4月1日	校外活動を中心として青少年の非行防止や健全育成に貢献した青少年関係団体及び個人の業績、または善行青少年を表彰するため、青少年育成さいたま市民会議表彰要領に基づいた表彰対象者を推薦いただき、選考を行い、結果を通知する。また、記念講演の講師を選定、依頼し、事務連絡を行う。	被推薦者、記念講演講師	○	○	○		○		
さいたま市青少年団体等補助金交付事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	青少年の健全育成を促進するため、さいたま市青少年団体等補助金交付要綱に基づき、青少年団体からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市社会福祉審議会　児童虐待検証専門分科会運営事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成22年4月1日 令和6年4月1日	児童虐待の防止等に関する法律に基づき、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等の検証を行い、必要な再発防止策を検討し、市長に答申後、国に報告する。	被虐待児童、児童虐待者、委員	○	○	○	○	○	○	
さいたま市社会福祉審議会　特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会運営事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成29年3月29日 令和6年4月1日	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行い、その結果を市ホームページにて公表するほか、国へ提出する。	事故に遭った児童及びその保護者、事故発生施設関係者、委員	○	○	○	○	○	○	
さいたま市社会福祉審議会　児童福祉専門分科会運営事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	平成18年4月1日 令和6年4月1日	子ども・子育て支援法77条に規定する子ども・子育て支援事業計画等に関する事項をはじめ、児童福祉に関する事項を調査審議するため、市社会福祉審議会条例に基づき設置した当該審議会の運営を行う。	委員	○	○	○				
子どもの社会参画推進事業（子どもがつくるまち）	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	令和3年8月1日 令和6年4月1日	子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成するため、子どもたちが自分たちで仮想のまちをつくり、まちで働いたり、サービスを受けるなどの社会参画体験ができる子どもがつくるまちを行う。参加者の募集等のため、本人同意のもと個人情報を収集する。	参加者	○	○		○	○		
いじめ防止対策推進法の重大事態対応事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	令和5年3月31日 令和6年4月1日	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定される重大事態及び当該重大事態と同種の事態について、学校の設置者またはその設置する学校が実施した調査結果の報告を受け、必要に応じて、調査結果について「さいたま市いじめ問題再調査委員会」において再調査を行い、議会に報告する。 また、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。	重大事態及び当該重大事態と同種の事態の当事者及び保護者、さいたま市いじめ問題再調査委員会委員	○	○	○	○	○	○	
常設型居場所事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子ども・青少年政策課	令和6年4月1日	・児童福祉法第６条の３第２０項に規定する児童育成支援拠点事業を実施する事業者へ必要となる経費を補助する。 ・さいたま市生活困窮者学習支援業務（小学生対象）の受託者へ食事の提供を行う費用を補助する。	事業実施団体（職員等）、参加者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ひとり親家庭等医療費支給事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する。なお、第三者から当該医療費の一部又は全部について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者及び医療費の過分の支給を受けた者についてはその全部又は一部を返還させる。	ひとり親家庭等受給者及びその児童	○	○	○		○	○	○
児童手当事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、中学校修了前の児童を養育している方に児童１人当たり月額５千円から１万５千円を支給する。	住民基本台帳上の中学修了前の児童の扶養者及びその児童、別居監護児童	○	○	○		○		○
子育て支援医療費助成事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	乳幼児・児童に係る医療費の自己負担分を助成する。なお、第三者から当該助成に係る医療給付の一部又は全部について損害賠償を受けた者、偽りその他不正の手段により医療費助成金の支給を受けた者及び医療費助成金の過分の支給を受けた者についてはその全部又は一部を返還させる。	子育て支援医療費助成制度の受給資格者及びその乳幼児・児童	○		○		○		○
児童扶養手当事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和7年2月1日	児童扶養手当法に基づき、申請者や受給資格者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、また、受給資格者（養育者を除く。）に対し、生活及び就業の支援その他の自立のために必要な支援を行う。適正な事務を執行するため、返還金については、必要な調査及び督促をし、徴収する。	児童扶養手当受給者及びその児童	○	○	○		○	○	○
母子父子寡婦貸付金事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	母子家庭の母及び寡婦に対して各種資金の貸付を行い、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉の増進を図る。また、貸付金の償還に関することを行い、滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	母子・寡婦福祉資金貸付金申請者、借受者、連帯借受者、連帯保証人	○	○	○		○	○	
製造たばこの小売販売業申請に伴う証明事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、たばこの小売販売業の許可申請するための証明を行う。	配偶者のない女子で現に児童を扶養していてたばこの小売販売を希望するもの	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ファミリー・サポート・センター運営事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	育児の援助を受けたい者と行いたい者を会員として組織化し、相互援助活動を行うことにより、勤労者が仕事と育児を両立し安心して働くことが出来る環境作りを目的とする。援助活動を行う上で必要な会員情報をセンターに登録し調整役であるアドバイザー等が適切な斡旋を行う。又援助活動をした会員から報告書の提出を受ける。	さいたまファミリー・サポート・センター及び緊急サポートセンター埼玉の会員	○	○		○	○		
ひとり親家庭児童就学支度金支給事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成15年8月1日 令和5年4月1日	市町村民税非課税世帯を対象に、ひとり親家庭児童就学支度金支給事業を行うため	申請者及び申請者と同居している申請者の扶養義務者全員	○		○	○	○	○	
子育てヘルパー派遣事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成19年4月1日 令和5年4月1日	さいたま市子育てヘルパー派遣事業実施要綱に基づき、体調不良等により子育てに負担感・不安感を抱える家庭からの申請を受付し、派遣の可否を決定し、子育てヘルパーを派遣する。	利用者世帯全員	○	○	○	○	○		
ハローエンゼル訪問事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成20年4月1日 令和5年4月1日	地域の子育て支援経験者が、子育て支援に関する情報の提供や子育てにかかる適切なアドバイスを行うことにより、保護者が安心して子育てができる環境と乳児の健全育成を図るとともに、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を提供することを目的とする。	産婦・新生児訪問指導を受けていない、生後４か月までの赤ちゃんがいる家庭	○						○
子ども手当支給事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、中学校修了前の子どもを養育している方に子ども１人当たり月額１万円から１万５千円を支給する。	住民基本台帳及び外国人登録原票登録者、別居監護児童	○	○	○		○		
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成19年4月1日 令和6年5月27日	ひとり親家庭の父又は母に対して、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金を支給する。	高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金申請者及び申請者と同一の世帯に属する者	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成17年4月1日 令和6年5月27日	ひとり親家庭の父又は母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もってひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、自立支援教育訓練給付金を支給する。	自立支援教育訓練給付金申請者	○	○	○		○	○	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成23年4月1日 令和5年4月1日	ひとり親家庭等の就業・自立を促進するため、就業相談から就業支援講習会による技能習得に至るまでの一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行う。	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	○	○	○	○	○	○	
ひとり親家庭等自立支援プログラム策定事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成18年1月1日 令和5年4月1日	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、個々の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、必要に応じて公共職業安定所に対し支援要請を行う。	ひとり親家庭等自立支援プログラム策定希望者及び希望者と同一の世帯に属する者	○	○	○	○	○	○	○
ひとり親家庭高卒程度認定試験合格支援事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成28年6月16日 令和5年4月1日	ひとり親家庭の母、父、又はその扶養している児童に対し、より良い条件での就業や転職を支援するため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図り、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的とする。	ひとり親家庭の父、母又はその子	○	○	○		○	○	
ひとり親家庭等法律相談	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成29年4月1日 令和5年4月1日	ひとり親家庭の離婚前後の法律問題に対し、弁護士による相談を実施することによって、離婚後の生活を安定させ、必要とする支援につなげることを目的とする。	ひとり親家庭の父又は母	○	○			○		
さいたま子育てWEB事業事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	さいたま子育てWEBで、子育てに関する情報を取材・発信する子育て情報局員の募集にあたり、応募用紙（エントリーシート）を収集するほか、保険の加入等に必要な情報を収集する。また、子育てWEB会員登録時にメールアドレスを収集する。	子育て情報局員、子育てWEB会員	○		○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ブックスタート事業事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成25年4月1日 令和5年4月1日	生後４～１０か月の乳児を対象にブックスタートパックをプレゼントする。プレゼントの際に引換券を回収する。	生後４～１０か月の乳児	○						
ファミリー・サポート・センター利用支援事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	平成30年5月1日 令和5年4月1日	ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポート事業を利用しているひとり親世帯、ダブルケア世帯及び多子世帯に対し、利用料の補助を行う。	ファミリー・サポート・センター利用支援事業登録申請者	○	○	○		○		
子育て支援センター事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和2年6月1日 令和5年4月1日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、子育て支援センター利用の際に個人情報を収集する。	未就学児童及びその保護者	○			○	○		
のびのびルーム事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和2年6月17日 令和5年4月1日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、のびのびルーム利用者から個人情報を収集する。	未就学児童及びその保護者	○						
養育費に関する公正証書等作成促進補助金に関する事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和3年6月1日 令和5年4月1日	養育費に関する公正証書等の作成を促進することを目的とし、公正証書等を作成した場合に対象経費について補助金を交付する。	養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請者	○		○		○		
養育費の保証促進補助金に関する事務	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和3年6月1日 令和5年4月1日	ひとり親が養育費を受け取れるような枠組みを整えることを目的とし、養育費に関する保証契約を締結した場合に対象経費について補助金を交付する。	養育費の保証促進補助金交付申請者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市多子世帯子育て応援金給付事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和５年４月１日	子育てに係る経済的負担を軽減し、本市の将来にわたる児童の人口増に寄与するとともに、安心して子どもを養育できる環境を提供するため、多子世帯に給付金を支給する。	令和５年４月１日から令和６年３月31日までに生まれた第３子以降の児童を養育する世帯	○		○		○		
のびのび赤ちゃん応援金給付事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和５年７月３日	子どもの健やかな成長と子育てを応援し、子育て家庭の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを育てることが出来る環境づくりを推進するため、新生児を養育する世帯を対象にさいたま市のびのび赤ちゃん応援金を支給する。	新生児を養育する者（生活保護受給者を除く）	○		○		○		
ひとり親家庭等就学支援金支給事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和５年７月３日	物価高騰等により就学支度に影響を受けた低所得のひとり親家庭等を支援するため、小学校、中学校、高等学校等に入学した児童の入学準備に要した経費について、養育する保護者に支援金を支給する。	令和５年４月に小学校、中学校、高等学校等に入学した児童を養育する児童扶養手当全部支給相当のひとり親（生活保護受給者を除く）	○		○		○		
令和５年度低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金給付事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和５年12月25日 令和６年５月27日	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯に令和５年度低所得の子育て世帯物価高騰対策給付金を支給する。	低所得の子育て世帯	○		○		○		
低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和６年４月１日	経済的課題を抱えるひとり親世帯や低所得の子育て世帯の児童に対し、国の補助事業を活用し、模試費用や受験料の助成を行うとともに、本市独自の入学一時金の助成を行うことで、児童の進学を支援する。	低所得の子育て家庭児童進学支援金助成事業の申請者	○	○	○		○		
令和６年度低所得の子育て世帯物価高対策給付金給付事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和６年４月26日	国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の決定に伴い、物価高騰の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯に令和６年度低所得の子育て世帯物価高対策給付金を支給する。	低所得の子育て世帯	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
令和６年度低所得の子育て世帯物価高支援給付金給付事業	市長 子ども未来局　子ども育成部　子育て支援課	令和７年１月15日	「国の国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の決定に伴い、物価高の影響を受ける低所得の子育て世帯の負担を軽減するため、低所得の子育て世帯を対象に、令和６年度低所得の子育て世帯物価高支援給付金を支給する。	低所得の子育て世帯	○		○		○		
母子保健事業	市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課	平成13年５月１日 令和６年５月27日	母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るための各種健診事業を四医師会等に委託し実施する。妊娠、出産、育児等への母子保健サービスを一貫して提供し、各関係機関と連携を図りながら、健康で安定した生活を送れるように支援する。	子ども及びその親等、妊産婦とその関係機関	○	○	○	○	○	○	○
不妊治療支援事業	市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課	平成16年７月１日 令和６年４月１日	相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援をする。	不妊に悩む夫婦等	○		○	○	○	○	
乳幼児栄養調査	市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課	平成27年８月３日 令和６年４月１日	統計法に基づき、国が１０年に一度実施するもので、全国の乳幼児の栄養方法及び食事の状況等の実態を把握することにより、母乳育児の推進や乳幼児の食生活の改善の基礎資料を得ることを目的とする。	平成２７年度国民生活基礎調査の単位区から無作為に抽出した６歳未満の子ども及びその子供のいる世帯	○	○		○	○	○	
さいたま市保健愛育会表彰事務	市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課	平成13年４月１日 令和６年４月１日	国や県等からの被表彰者の推薦依頼を受け、表彰等に関する事務等を行い、依頼元へ推薦を行う。	さいたま市保健愛育会被表彰者	○	○		○	○		
出産・子育て応援事業	市長 子ども未来局子ども育成部母子保健課	令和５年１月20日 令和６年５月27日	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、パパママ応援ギフト（出産・子育て応援給付金）を支給する。	令和４年４月１日以降に妊娠した方、または出生した児童の養育者	○		○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
私立幼稚園等特別支援促進事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	特別な教育的支援を行う幼稚園等に対して、巡回相談を実施して解決に向けての支援を行ったり、特別支援教育の充実及び振興を図るために補助金を交付したりしている。その際には、該当児や園等の個人情報が必要となるため。	該当園・該当園児	○	○	○	○	○	○	
幼児教育推進事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	幼児教育を推進するために専門的な知見をもっている方々に委員を委嘱し、会議や研修会を実施している。その際、委員へ報償費を支払うため個人情報を取り扱う事務が必要となる。また、研修会への参加希望を募る際には、会の運営を円滑に進行するため、氏名や所属園・地位等の記入を依頼している。	委嘱委員・研修参加者	○	○	○				
私立幼稚園等預かり保育促進事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	平成20年4月1日 令和6年4月1日	私立幼稚園や認定こども園における預かり保育を促進するため、預かり保育を実施する園に対して補助金を適正に交付する。	補助申請のあった幼稚園及び認定こども園の教職員、子育て支援型幼稚園の子育て支援枠利用希望者	○	○		○	○	○	
子育てのための施設等利用給付事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	令和1年7月1日 令和6年4月1日	令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されるにあたり、施設等利用費の給付の可否や給付額の算定のため、幼稚園や認可外保育施設等を利用する者から認定申請を受けるもの。併せて、施設等利用費に応じて保護者へ給付を行うもの。	幼稚園や認可外保育施設における施設等利用給付を受けようとする者	○	○	○	○	○	○	○
さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	令和3年5月26日 令和6年4月1日	子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として、さいたま市幼児を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業を実施し、基準に適合する施設等を対象施設等として決定するとともに、対象施設等に在籍する幼児の保護者からの請求に基づき、給付金を給付するもの。	対象施設等の教職員並びに同施設を利用する幼児及びその保護者	○		○		○		
送迎保育ステーション運営事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	令和4年1月4日 令和6年4月1日	市が指定した幼稚園等が開所するまでの間及び降園時間後に児童を保育する拠点を設置し、運営するもの。	送迎保育ステーションを利用する幼児及びその保護者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
送迎保育ステーション整備事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　幼児政策課	令和3年4月1日 令和6年4月1日	市が指定した幼稚園等が開所するまでの間及び降園時間後に児童を保育する拠点を整備するもの。	送迎保育ステーションを整備する事業者の代表者、役員、職員	○	○	○				
放課後児童クラブ事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	小学校１年生から６年生の留守家庭児童を預かり、放課後時における児童の健全育成を図る。なお、指導料に滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	放課後児童クラブ入室希望者及びその保護者	○	○	○	○	○	○	○
民設放課後児童クラブ健全育成事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	・小学校１年から６年生の留守家庭児童を預かる民設放課後児童クラブ運営事業者との委託事務。	・民間学童入室希望者及びその保護者 ・支援員及び補助員	○	○		○	○	○	
放課後児童支援員処遇改善費補助金	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成27年4月1日 令和6年4月1日	児童クラブに勤務している放課後児童支援員の処遇改善を図るため、児童クラブを運営する法人に対し、予算の範囲内において、さいたま市民設放課後児童クラブ放課後児童支援員処遇改善費補助金を交付する。	民設放課後児童クラブ支援員	○	○	○				
放課後子ども総合プラン推進委員会	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成19年4月1日 令和6年4月1日	放課後対策事業の総合的な在り方を検討し、効率的かつ円滑な実施を推し進めるため、さいたま市放課後子ども総合プラン推進委員会を設置している。	放課後子ども総合プラン推進委員会委員	○		○				
放課後児童クラブ指導員研修検討委員会	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	放課後児童クラブ指導員研修において、指導員の能力向上を効果的かつ効率的に推し進めるため、さいたま市放課後児童クラブ指導員研修検討委員会を設置している。	指導員研修検討委員会委員	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
放課後児童クラブ支援員研修会	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	放課後児童健全育成事業を実施する放課後児童クラブの支援員等が、支援員として資質向上を図るとともに、事業のより一層の充実を図る。	放課後児童クラブ支援員研修会講師	○		○				
民設放課後児童クラブ保護者助成金	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	民設放課後児童クラブに入所している児童の保護者の負担の軽減を図るため、保護者に対し助成金を交付する。	民設放課後児童クラブ入室者、保護者及び同居の祖父母	○	○	○		○		
放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)補助金	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	令和4年2月1日 令和6年4月1日	児童クラブに勤務している放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、児童クラブを運営する法人に対し、予算の範囲内において、さいたま市放課後児童支援員等処遇改善事業(月額9,000円相当賃金改善)補助金を交付する。	放課後児童クラブ支援員、補助員	○	○	○				
放課後子ども居場所事業事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　放課後児童課	令和6年2月1日 令和6年4月1日	小学校に就学する児童を対象に学校施設等を利用して、すべての児童に多様な体験や異年齢間の遊びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供する事業を実施するため、事業を委託し、受託事業者にて利用者の受付事務を行うとともに事業を運営するために必要な情報を収集し共有する。	・放課後子ども居場所事業利用希望者及びその保護者 ・支援員及び補助員	○	○	○		○	○	
公有地を活用した保育所整備	市長 子ども未来局　子育て未来部　のびのび安心子育て課	平成27年4月20日 令和5年4月1日	保育所利用待機児童の解消を図るため、公有地（国有地、県有地及び市有地）を活用し、私立認可保育所等を整備する。当該公有地の近隣住民への施設整備に係る説明会や意見確認を行うに当たり、居住位置による意見の特徴の把握や意見に対する回答等を行うため、本人から氏名、住所及び電話番号を取得する。	施設整備に係る説明会の参加者、意見の提出者	○						
認可保育所等整備事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　のびのび安心子育て課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	待機児童削減のため、多様な保育の受け皿の確保に向けて、認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園などの保育施設の整備を行い、多様な保育の受け皿を確保します。	保育施設を整備する事業者の代表者、役員、職員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保育士等の職員配置の特例に関する業務	市長 子ども未来局　子育て未来部　のびのび安心子育て課	令和３年４月１日 令和５年４月１日	保育の担い手確保のため、保育士等が行う業務の要件を柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げることを目的としています。	制度を利用する施設の代表者、職員	○	○					
病児保育室整備事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　のびのび安心子育て課	平成27年10月１日 令和５年４月１日	保護者の子育てと就労の両立を促進するとともに、児童の健全育成を図るために、医療機関又は保育施設において、病気又は病気の回復期にあり、認可保育所等での集団保育が困難な児童を一時的に預かる「病児保育室」を整備する。	病児保育室を整備する事業者の代表者、役員、職員	○	○					
保育料認定徴収事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年５月１日 令和５年４月１日	保育料を適正に設定し、徴収する。また、保育料滞納者に対し、収納対策課と共同で事案解決を図り、保育料を徴収する。	児童及び保護者	○	○	○		○		
保育所運営事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年５月１日 令和５年７月10日	児童福祉法第24条及び子ども・子育て支援法第19条に基づき、保育を必要とする児童の保育を実施するもの。	入所児童及び業務従事者、実習生	○	○	○	○	○	○	○
保育所メール配信システム事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成24年２月１日 令和５年４月１日	災害等の際に、配信を希望する保護者の携帯電話等に一斉に安否情報等を配信する。	利用登録者（児童・児童の保護者）	○	○			○		
食物アレルギーを有する児童の健康安全管理	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成27年４月１日 令和５年４月１日	市内保育所において、食物アレルギー疾患を有する児童の症状を把握し、給食の提供等において適正に対応し、児童の健康と安全を守る。また食物アレルギーの診断書である「生活管理指導表」の文書料の助成を行う。	児童および保護者	○		○	○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
安全・衛生管理事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公立保育園職員の健康状態を把握し、保育所運営の安全・衛生管理の徹底を図る。	公立保育園職員	○	○		○		○	
災害給付事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付にかかる契約の更新、給付金の請求及び保護者への給付金の支払いに関する事務	公立保育園の児童	○		○	○		○	
一時保育等災害救済事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	公立保育所の一時保育事業・地域交流事業において、利用者に事故等が発生した場合に補償金を被災者に給付する事務	事業を利用する保護者および児童	○		○	○		○	
公立保育園給食提供事業に関する事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成25年6月1日 令和5年4月1日	「さいたま市立保育所における幼児給食提供に関する要綱」に基づき、給食（主食および副食）提供を希望する児童に対して給食費（主食費および副食費）の徴収・減免ならびに還付を行う。また、給食費滞納者に対し、収納対策課と共同で事案解決を図る。	幼児給食提供を受けることに同意した3歳から5歳児クラスの幼児と保護者	○	○	○				
保育園職員研修会運営事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市内保育施設（公立保育園、私立保育園、小規模保育事業所、認可外保育施設、認定こども園）の職員を対象に研修会を開催するため、参加者を募集する。また、講師を選定、依頼し事務連絡等を行う。	研修講師、研修参加希望者	○	○	○		○		
安心・安全対策推進事業関係事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成30年4月1日 令和5年4月1日	保育施設の安心・安全な運営支援を目的とした、研修・勉強会等事業を実施するため、参加者の募集、講師の選定・依頼、事務連絡等必要な事務を行う。	研修等事業の参加者、講師等	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
保育人材確保関係事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	平成27年4月1日 令和5年4月1日	保育人材確保を目的とした、研修等事業を実施するため、参加者の募集、講師の選定・依頼、事務連絡等必要な事務を行う。	研修等事業の参加者、講師等	○	○	○				
医療的ケア児保育支援センター運営事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	令和5年11月27日	主に未就学の医療的ケア児とその家族に対して、相談・交流・一時預かりによる家庭の支援、保育所入所につなげる支援等を実施する。 また、本人の同意を得た上で、保育施設や医療機関等の関係機関との情報共有等を行い、適切な支援につなげる。	未就学の医療的ケア児とその家族	○			○	○	○	
こども誰でも通園制度運営事業	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育課	令和6年6月1日	保育園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもに対し、良質な成育環境を整備するとともに、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度。 こども誰でも通園制度の利用を希望する者から認定申請を受け付けるもの。	保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもとその保護者	○		○	○	○	○	
私立保育園関係事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	目的・・・私立保育園の経営安定化、職員処遇の改善、児童福祉の向上　概要・・・運営費の支弁、各補助金等の交付	私立保育園の職員及び在園児童	○	○	○	○	○	○	○
認可外保育施設関係事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市指定のナーサリールーム・家庭保育室等に対する委託等事務、児童福祉法に基づく認可外保育施設関係事務（設置届の受理、指導監督等）及び認可外保育施設への適切な情報提供事務	認可外保育施設　設置者、職員、入室児童、保護者	○	○	○	○	○	○	○
保育所入所事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	保育施設入所選考を行うため、保育所入所希望児童及びその家族の世帯情報等の申込受付を行い、選考・結果通知・入所相談・統計等の事務を行う。	保育所入所希望児童及びその家族	○	○	○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
病児保育室利用料請求事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成15年12月1日 令和5年4月1日	病児保育室利用者へ利用料を請求する事務	病児保育室利用児童、保護者	○		○	○	○	○	
病児保育室利用連絡書発行手数料補助事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成15年12月1日 令和5年4月1日	病児保育室利用連絡書発行手数料の一部を補助する事業	病児保育室利用予定児童、保護者	○		○	○	○	○	
保育士資格取得に関する補助金交付事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成25年11月1日 令和5年4月1日	保育人材の確保のため、市内保育所に勤務又は勤務を希望する者のうち保育士資格取得を希望する者に対して、資格取得のために要する費用の一部を補助金交付要綱に基づき交付する。	市内保育所に勤務する者又は勤務を希望する者のうち、補助金交付を希望する者	○	○	○	○			
保育所等の利用に関する相談対応事務	市長 子ども未来局　子育て未来部　保育施設支援課	平成25年12月1日 令和5年4月1日	各区役所に配置した保育コンシェルジュにより、保育所等の利用に関する相談対応を行うもの。個別のニーズを確認し、ニーズに合った保育サービスや保育施設の情報提供を行う。	保育所等の利用を希望する児童の保護者	○	○	○	○	○		
診療記録事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター総務課	平成30年6月18日 令和6年4月1日	子ども家庭総合センター内診療室における利用者の診療を記録するもの	子ども家庭総合センター内診療室利用者	○	○	○	○	○	○	
総合相談事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター総務課	平成30年4月1日 令和6年5月8日	おおむね15歳までの子どもに関する相談を受け付け、子育て中の家族の支援を行う。専門的な機関につなぐ必要があると思われる場合、組織連携推進会議等で子ども家庭総合センター内専門相談機関（北部児童相談所・南部児童相談所・男女共同参画相談室・総合教育相談室・子ども家庭支援課・こころの健康センター）と連携し支援機関を調整する。	おおむね15歳までの子どもとその家族・関係者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
なんでも若者相談	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 総務課	平成30年4月1日 令和6年4月1日	主に中高生から３０代の成人前期の若者を対象に、学校・仕事に関すること、人間関係、病気や障害に関する悩みごとなど、幅広い相談に応じ、関係機関（子ども家庭総合センター内の各課所、各区支援課・福祉課、子ども未来局関係課、保健衛生局関係課、教育委員会関係課等）との連携を図り、若者を支援する。	中高生から30代までの方及びその家族・関係者	○	○	○	○	○		
施設の利用者登録に係る事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 総務課	平成30年4月1日	子ども家庭総合センターの利用者登録に係る必要書類の受領及び利用者登録決定後の登録証の発行・引渡し等を行う。	利用者登録する本人	○	○					
PCITに係る研修事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 総務課	平成31年4月1日 令和4年4月1日	PCITを実施する職員を養成するため、外部講師による研修（座学と実践）を実施し、その経過を記録する。	PCITを受ける親子	○	○	○	○	○	○	
インクルーシブ子育て支援事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 総務課	平成30年4月1日 令和4年4月1日	地域の子育て支援者の育成のため、フォローアップ時に訪問施設の子どもや保護者の様子、支援者の関わりの工夫を記録する	子育て支援者と、子育て支援者が関わる子どもと保護者	○	○	○	○	○	○	
拾得物管理事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 総務課	平成30年4月1日	センター内における拾得物及び遺失物等を遺失物法に基づき適正な管理を行うことを目的とする。拾得物の受付のほか、所轄警察署への届出、落し主への連絡及び返還を行う。	拾得物の届出者及び遺失物の所有者	○						
児童措置事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成13年5月1日 令和2年4月1日	児童保護等に関すること。通報者や住民記録等から要保護児童及びその保護者の所在等を収集し訪問等する。なお、要支援者発見のため、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	保護等を必要とする児童及びその保護者等	○	○	○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
里親登録事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成13年5月1日 令和6年5月27日	里親に関すること。里親になる希望者本人から、下記一般的取扱事項を収集し里親登録を行う。なお、要支援者発見のため必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	里親登録申請者	○	○	○	○	○	○	○
児童相談所　保護者負担金徴収事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年4月1日 令和2年4月1日	児童福祉施設に入所・通所するにあたり、児童の保護者または本人から徴収する負担金の徴収事務。滞納がある場合は、督促を行い、臨戸徴収も行う。	児童福祉施設等に入所している児童の保護者または本人	○	○	○		○		
児童相談事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年4月1日 令和2年4月1日	児童に関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、関係機関との協力のもと最も効果的な処遇を行うことによって、すべての児童が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限発揮することができるよう児童およびその家庭等の援助活動を行い児童の福祉の向上と児童の権利の保護を行うため。	さいたま市内に居住する１８歳未満の児童及びその家族	○	○	○	○	○	○	○
児童一時保護事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年5月1日 令和2年4月1日	棄児・家出児童・虐待や放任など、緊急に保護が必要な児童を関係機関との協力のもと保護することにより、児童の福祉を図りその権利の保護する。なお、要支援者発見のため、必要に応じて関係機関と情報共有を図る。	緊急に保護することが必要な児童とその家族	○	○	○	○	○	○	
措置費事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年4月1日 令和5年7月11日	児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設等への措置を採った場合に措置に要する経費の支弁を行う。	児童福祉施設等に入所する児童等	○	○	○	○	○	○	○
療育手帳の判定事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年4月1日 令和3年10月1日	知的障害の程度を心理的、社会的、医学的に診断し、療育手帳の等級を判定する。療育手帳を取得することで、等級に応じて各種の福祉サービスを受けることができる。療育手帳の判定結果は各区支援課経由にて申請者へ渡す。	療育手帳交付申請者	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
障害児の入所の支給決定事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成15年4月1日 令和6年5月27日	障害児施設を利用する対象者に対し、サービスの支給決定を行う。 ただし、１８歳以上の利用者については、「自立支援給付事務」に引継ぐ。	１８才未満の児童及びその保護者。障害児施設に入所している者。	○	○	○	○	○	○	
児童相談所児童いじめ相談事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 南部児童相談所	平成27年8月27日 令和2年4月1日	市全体でいじめの防止等に向けた対策に取り組むため、児童相談所が児童や保護者等からのいじめ等に関する相談を受け付け、対応方法の助言や関係機関の紹介をするとともに、必要に応じて児童の個人情報や状況を教育委員会や学校に提供する。	いじめ等を受けている児童及びいじめ等に関する相談者	○	○		○	○	○	
家庭児童相談室事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	子どものしつけや性格・生活習慣・言語・学校生活・非行などに関する相談を家庭児童相談員が受け付ける。	家庭児童相談室に対する相談者	○	○	○	○	○	○	
母子生活支援施設入所事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	生活上問題のある母子家庭等が入所し、世帯の自立を促進するために、養育等の援助を行う。	母子生活支援施設入所・一時保護者	○	○	○	○	○	○	
助産施設入所措置事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができず、他からの援助も期待できない妊産婦が、入所して出産できるようにする。	助産施設入所申請者	○	○	○	○	○	○	
子どもショートステイ事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成19年4月1日 令和4年4月1日	当事業は家庭における児童の養育を行うことが一時的に困難になったときに、児童を児童養護施設等において短期間、養育・保護することにより、核家族化等によって養育機能が低下した家庭を支援することを目的としている。また、当事業の利用者負担額を決定するにあたり、世帯員全員の市民税の課税状況を確認する必要がある。	利用者世帯員全員	○		○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
要保護児童対策地域協議会事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成18年6月1日 令和4年4月1日	地域の児童虐待関係機関等が、子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有することによって、要保護児童の早期発見、迅速な支援開始を図り、同一の認識の下で支援を行うことによって、支援を受ける家庭にとってより良い支援を行うこと等を目的とする。	子ども及びその家族等	○	○	○	○	○	○	○
児童入所施設等定員割愛事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成28年4月1日 令和4年4月1日	児童福祉施設等への入所に関して他自治体から入所を依頼された児童について、児童の福祉向上と権利の保護を図る観点から、施設等の定員割愛協議を行う。 割愛協議対象児童の情報を収集し、必要に応じて関係機関と協議を行う。	割愛協議対象者	○	○			○	○	
子どもケアホーム事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成30年5月21日 令和3年4月1日	家庭や対人関係その他環境上の理由により、社会や学校への適用が困難になった児童を短期間の入所や通所を通じて、当該児童を社会等に適応するための治療や生活指導を行い、併せて退所後の相談や必要な支援を行うことを目的とする。	子どもケアホーム入所・通所児童とその家族	○	○	○	○	○	○	
乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認事務	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	令和1年8月1日 令和5年4月1日	こども家庭庁から調査依頼のある「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学等の状況確認」を実施するため、各所管課から対象年齢児童の就園状況及び児童手当受給等について目的外利用及び外部提供を受け、住民登録情報との突合結果を確認対象児童一覧として児童相談所及び各区役所支援課へ提供し、児童の安全確認のための調査を行う。	市内に住民登録のある児童	○		○				
社会的養育推進事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	社会的養育を必要とする児童を擁護し、また、配偶者のいない女子とその看護すべき児童を保護するとともに、社会的自立の促進のための支援を行う。	当課所管施設の利用者	○	○	○	○	○	○	
児童虐待防止事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	令和4年4月1日 令和5年7月6日	児童福祉法の規定に基づき、子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報提供、相談への対応、総合調整）を行う。必要に応じて関係機関と情報を共有する。	子どもとその家族	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ヤングケアラー訪問支援事業	市長 子ども未来局　子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課	令和４年９月１日	当該事業は、ヤングケアラーがいる家庭に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴することや、家事・育児等の支援を実施することにより、ヤングケアラーの日常生活における負担を軽減することを目的とする。	利用者世帯員全員	○		○		○		
ひまわり学園個人情報システム事務	市長 子ども未来局　総合療育センターひまわり学園　総務課	平成９年12月１日 令和６年２月１日	ひまわり学園利用者の障害の状況・診療・訓練を記録するもの。	ひまわり学園利用者	○	○		○	○	○	○
診療記録事務	市長 子ども未来局　総合療育センターひまわり学園　医務課	昭和58年４月１日 令和６年２月１日	ひまわり学園における利用者の診療を記録するもの	ひまわり学園利用者	○	○		○	○	○	
非常勤医師関係事務	市長 子ども未来局　総合療育センターひまわり学園　医務課	平成13年５月１日	ひまわり学園に勤務する非常勤医師について、招へい、関係機関への届出、報償費の支払等を行う	非常勤医師	○	○	○	○			
療育記録事務	市長 子ども未来局　総合療育センターひまわり学園　育成課	昭和58年４月１日 平成30年４月１日	学園内診療所の医師の指示に基づき、外来において訓練・指導・検査等を行う。	ひまわり学園で外来療育を受ける障害児・者	○			○		○	
児童発達支援センター運営事務	市長 子ども未来局　総合療育センターひまわり学園　育成課	平成18年10月１日 平成30年４月１日	児童発達支援センターの利用契約に基づいて、障害児支援等の福祉サービスを行う。	児童発達支援センター利用契約者	○		○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
空き地の適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	市民が健康で安全かつ快適な生活を営むための良好な環境を保全することを目的とし、生活環境を阻害する恐れのある空き地の所有者に対して、適正管理を指導する。	苦情申立者及び空き地所有者	○		○		○		
こどもエコクラブ事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子ども達が地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取り組み・活動が展開できるよう支援することを目的とし、(財) 日本環境協会発行のニュースレターの配付、活動発表会・交流見学会の開催などを行う。	こどもエコクラブ会員及びサポーター	○	○		○	○		
さいたま市環境審議会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市の環境保全に関する事項を検討する機関として、さいたま市環境基本条例第２７条第１項に基づき設置される。	審議会委員	○	○		○	○		
さいたまこどもエコ検定委員会設置業務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成24年2月13日 令和5年4月1日	「さいたまこどもエコ検定」の実施に関し必要な事項について検討するため、学識経験者、環境教育実践者、市民活動実践者等を含む委員を選任し、委員会を設置する。	さいたまこどもエコ検定委員会委員	○	○	○		○		
空き家等の適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成25年1月1日 令和5年4月1日	市民の良好な生活環境の確保、安全で安心な地域社会の実現に寄与することを目的とし、適正に管理されていない状態にある空き家等の所有者等に対して、条例及び法律に基づき、適正な管理をするよう求める。	相談者、情報提供者、空き家等の所有者及び管理者等	○	○	○		○		
環境フォーラム実行委員会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成22年4月1日 令和5年4月1日	環境への関心を高めることを目的に、市民、事業者、市のパートナーシップにより開催する「さいたま市環境フォーラム」の実行委員会の委員を選任し、イベントの企画・運営を行う。選任された委員については名前と所属団体名等を公表する。	さいたま市環境フォーラム実行委員会委員	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
野生鳥獣の保護及び捕獲に関する事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成20年4月1日 令和5年4月1日	市民等から、野生鳥獣の保護や有害鳥獣の被害に関する相談に対応するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、助言、指導、捕獲等による被害防除策を行う。有害鳥獣捕獲許可申請に対し、実態調査のうえ許可証及び従事者証を交付し、管轄の警察署及び埼玉県中央環境管理事務所へ許可した旨通知する。	野生鳥獣に関する相談者、有害鳥獣捕獲許可申請者及び従事者	○	○					
さいたま市空き家等対策協議会運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成29年1月11日 令和5年4月1日	さいたま市空き家等対策協議会条例に基づき設置された協議会を適正に運営することを目的とする。委員は関係団体の推薦等により選任する。なお委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		
さいたま打ち水大作戦運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境総務課	平成29年7月4日 令和5年4月1日	夏を涼しく過ごすための昔ながらの工夫である打ち水を行い涼しさを体験したり、環境に関する展示・体験ブースを体験してもらうことで、環境に配慮したエコライフ行動について、普及・啓発を行う。	展示・体験ブース出展団体の責任者	○						
「スマートホーム推進」機器設置補助	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年7月1日 令和6年4月1日	さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金交付要綱に伴う補助金申請審査	さいたま市「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金申請者	○		○		○		
電気自動車等普及促進対策補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年5月25日 令和6年4月1日	電気自動車等を導入する者に対して経費の一部を補助することにより、電気自動車等への転換を促進し、地球温暖化の防止及び大気汚染の改善を図るため、さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金交付要綱に基づき、市民又は事業者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、補助金申請事業所の役員	○	○	○				
低公害車普及促進対策補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	平成23年6月13日 令和6年4月1日	低公害車を導入する者に対して経費の一部を補助することにより、低公害車への転換を促進し、大気汚染の改善を図るため、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱に基づき、市民又は事業者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者、補助金申請事業所の役員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
省エネ家電買換え促進キャンペーン	市長 環境局　環境共生部 ゼロカーボン推進戦略課	令和6年3月22日 令和6年4月1日	家庭における省エネ家電への買換えの促進を支援することにより、二酸化炭素排出量の削減・エネルギー価格の高騰による電気料金の負担軽減を図るため、市民が省エネ家電買換える際に、補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請者	○		○		○		
公害苦情処理事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	寄せられた公害苦情に対し、公害関係諸法令に基づき処理する。	苦情申立者及び（個人である）発生源者	○	○	○	○	○		
自動車排ガス調査事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	大気汚染防止法に基づき自動車排ガスの環境監視を行う。	測定地点となる個人宅	○				○		
道路交通騒音・振動調査事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	騒音規制法・振動規制法に基づき道路交通に係る騒音・振動の調査を行う。	測定地点となる個人宅	○				○		
新幹線・新交通騒音・振動事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	騒音規制法・振動規制法に基づき新幹線・新交通に係る騒音・振動の調査を行う。	測定地点となる個人宅	○	○			○		
合併処理浄化槽設置補助事業事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市が、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、市長の定める地域において、処理対象人員１０以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、予算の範囲で補助金を交付する。	補助金申請者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
地下水調査業務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成27年12月1日	水質汚濁防止法に基づき地下水調査を行う。	測定地点となる個人宅（井戸所有者）	○				○		
浄化槽清掃業の許可事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	浄化槽法第３５条第１項の規定に基づく、浄化槽清掃業の許可事務。	申請法人の役員及び従業員。	○	○					
公害防止組織に係る事務（選任・解任）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び埼玉県生活環境保全条例に基づき統括者・管理者（法）、監督者・主任者（条例）の選任、解任の事務処理を行い、公害の未然防止を図る。	対象事業場の該当社員	○	○					
浄化槽保守点検業者の登録事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成14年4月1日 平成20年4月1日	さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録事務を行うことにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	申請者（法人にあっては、その役員）及び従業員	○						
浄化槽設置及び維持管理指導事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成14年4月1日 平成20年4月1日	浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。	浄化槽の設置者及び管理者	○				○		○
ダイオキシン類環境調査業務（地下水調査）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき地下水調査を行う。	調査地点となる個人宅（井戸所有者）	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
光化学スモッグ・ＰＭ２．５対策事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成25年4月1日	光化学スモッグ及びPM２．５の発生状況を監視するとともに被害状況を把握する。	被害届提出者、被害者	○			○			
公害防止組織に係る事務（承継届出）	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき承継届出の事務処理を行う。	承継者及びその戸籍謄本に記載されている個人	○				○		
環境研修会	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	市内工場・事業場を対象に公害防止に係る研修を行う。	研修会参加者	○	○					
異常水質事故対応事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	公共用水域において発生した水質異常事故に対処する。	事故の通報者	○						
放射線量測定機器貸出事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成23年9月26日 令和3年4月1日	市内在住、在勤、在学者を対象に、本市が所有する空間放射線測定機器を貸し出すに当たり、借受者の氏名、住所、連絡先等を記載した「放射線量測定機器貸出申請書」を受理する。予約内容の確認等のため、申請者と連絡を取る場合がある。	市内在住、在勤、在学者のうち、貸出申請者及びその代理人	○						
環境影響評価図書に係る意見書受付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づく図書の縦覧において、図書の内容に関する意見書を受け付ける。意見書の内容は、今後の制度を行う上での参考とする。	意見書提出者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
環境影響評価公聴会事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づき開催する公聴会において意見の公述を希望する者から、公述申請書を受け付け、事務連絡等を行う。	公述希望者	○				○		
環境影響評価技術審議会傍聴者受付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	さいたま市環境影響評価条例に基づき開催する技術審議会において、会議の適正な運営のため傍聴を希望する者から申請書を受け付ける。	傍聴希望者	○						
生きもの調査運営事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成25年5月8日 平成29年4月1日	さいたま市環境基本計画に基づき、生物多様性の理解の促進、本市における生物多様性の現状把握とデータの蓄積のため、市民を対象に調査員を募集・決定し、市民参加による生きもの調査を実施する。調査にあたっては研修会等の開催、調査結果の収集、事務連絡を行う。また、研修会の講師を選定・依頼し、事務連絡を行う。	参加希望者・講座講師	○		○				○
石綿に関する届出書の取扱事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	石綿の除去作業等が行われる際に、大気汚染防止法、さいたま市生活環境の保全に関する条例及び関連指針等に基づき、届出書を収受する。また、石綿事前調査結果の報告を電子システムにより受ける。	工事関係者	○	○		○			
大気交通関連イベント・講習会等の開催事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成17年4月1日	石綿説明会・交通関連イベント・交通関連講習・環境コミュニケーション等を開催するにあたり、出席者の氏名を収集する。必要に応じて、講師に謝礼金を支払うために、口座の情報を収集する。	参加者、講師	○		○				
ＰＲＴＲ法、特定化学物質の届出書取扱事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成13年5月1日	化学物質の排出量や取扱量に関する届出書を収受し、台帳に登録する。	責任者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
普通騒音計貸出事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成22年10月1日 令和5年7月5日	市内在住、在勤及び市内で事業を行う者を対象に、本市が所有する普通騒音計を貸し出すに当たり、「予約受付簿」による申請者の氏名、住所、連絡先の管理及び「借用書」の受理事務を行う。	騒音計の借用を希望する市内在住、在勤及び市内で事業を行う者	○						
特定建設作業実施届書に係る事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	昭和51年12月1日	騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業の実施について把握し、工事騒音・振動の未然防止及び迅速な公害苦情処理等、市民の生活環境の保全に資するため。	特定建設作業を伴う工事を発注する者、届出者の現場責任者、下請負人の現場責任者	○						
雨水貯留タンク設置補助金交付事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成27年4月1日	雨水の有効利用を促進するため、さいたま市雨水貯留タンク設置補助金交付要綱に基づき、市内の建築物の所有者又は使用者からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	補助金申請者	○		○				
生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	平成30年12月12日	公共下水道への接続の適切な管理（切換手続・指導等）及び浄化槽の管理指導を行うために、公共下水道使用者情報と浄化槽使用者情報を基に接続状況を確認し、適正な接続状況の確認及び浄化槽台帳の精査を行う。	公共下水道の使用者、浄化槽の使用者	○				○		
夏休みさいたま自然再発見!!小中学生フォトコンテスト開催事務	市長 環境局　環境共生部 環境対策課	令和6年7月22日	「さいたま市の美しい自然」を通して、子供たちに自然の素晴らしさを再発見してもらうとともに、環境を保全することの大切さや、環境保全に関する意識を高めてもらうことを目的として、夏休みの自由課題としてフォトコンテストを開催する。入賞者には賞状及び記念品を贈呈する。入賞作品は、入賞者名を公表し市有・民間施設に展示する。	市内の小学校（特別支援学校の小学部）に通う４～６年生及び中学校（特別支援学校の中学部）に通う生徒	○	○			○		
一般廃棄物処理施設建設事業に係る事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	一般廃棄物処理施設建設事業に係る事業準備・調査・用地交渉・工事施工等の事務を行う。	建設地区関係者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
最終処分場処理施設の管理に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	最終処分場の浸出液処理施設の修繕に関すること	現場代理人	○	○					
最終処分場の水質管理に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	最終処分場周辺の個人所有井戸の水質水質分析	井戸を所有する地域住民	○						
廃棄物処理手数料の収納に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成31年1月4日	さいたま市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の規定に基づき、廃棄物処理手数料を収納するため、ごみの持込み者の氏名、住所等を確認する。	申請者	○						
施設の見学に関する事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成13年5月1日 平成31年1月4日	施設見学希望者について、受付、連絡及び案内を行う。	申請者	○				○		
桜環境センター環境啓発施設における使用申請の受付・許可事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日	さいたま市桜環境センター環境啓発施設において、会議室やロッカーの使用許可申請に対し、受付、許可を行う。	申請者	○				○		
桜環境センター環境啓発プログラムに関する受付事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日 令和4年4月1日	さいたま市桜環境センター環境啓発施設において実施する各種事業（３Ｒマーケット、ディスカバリースコープ貸出等）の申込み受付けを行う。	申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
桜環境センター余熱体験施設の設備利用に関する受付・許可事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	平成27年4月1日	さいたま市桜環境センター余熱体験施設の団体予約申請、娯楽施設専用利用申請、その他レッスンやトレーニング講習会等の受付、許可を行う。	申請者	○				○		
清掃センターごみ自己搬入オンライン予約	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	令和4年10月1日	現在、土曜日・祝日・年末に清掃センターへごみを持ち込むには、予約が必要で、繁忙期は予約が殺到するため、民間事業者のサービスを使用し、オンライン予約を行い、各清掃センターで予約情報を確認いたします。	ごみを清掃センターに土曜日・祝日・年末に持ち込む方	○						
一般廃棄物埋立跡地の地域開放に係る事務	市長 環境局　施設部　環境施設管理課	令和4年4月1日	一般廃棄物の埋立処分に係る近隣地域の当時の協力に鑑み、同地域への還元対策として地域住民等の親睦、健康増進等に資するよう埋立跡地を開放するもの。利用者等による適切な管理及び利用が図られるよう、年度ごとに利用状況を報告してもらう。	埋立跡地の利用に係る申請者	○				○		
搬入道路整備事業	市長 環境局　施設部　西部環境センター	平成26年7月1日 平成31年1月4日	西部環境センターの搬入道路の拡幅を行うために、買収予定地の地権者から用地を取得するもの	買収予定地の地権者	○		○		○		
家庭吸込下水処理対策事務	市長 環境局　施設部　大宮南部浄化センター	平成20年4月1日 平成31年1月4日	家庭吸込下水設置者への機能維持に関する適切な指導、啓発を行う。	家庭吸込下水設置者	○				○		
し尿処理施設有価物の売払事務	市長 環境局　施設部　大宮南部浄化センター	平成13年7月10日	し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する余剰汚泥を発酵させ、リサイクル肥料として製造販売している。	購入者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
廃棄物減量等推進審議会運営事務	市長 環境局　資源循環推進部　資源循環政策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	本市のごみ減量及び適正処理に関する事項を調査審議する審議会の事務を行うもの。	審議会委員	○	○		○			
ごみゼロキャンペーン市民清掃活動実施事務	市長 環境局　資源循環推進部　資源循環政策課	平成15年4月1日	「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」に基づき、より一層の環境美化に対する意識向上を図るとともに、安全かつきれいで住みよい街づくりを進めるため、市内全域を対象とした清掃活動を実施する。	参加自治会、事業所、その他協力団体の代表者	○	○			○		
し尿手数料還付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	し尿手数料を変更等により支払い過ぎた分を還付する。	し尿汲み取り世帯	○		○		○		
クリーンさいたま推進員事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	ごみの減量化と適正処理を推進するためクリーンさいたま推進員制度を設け、ごみの適正処理の指導、啓発活動等を支援する	クリーンさいたま推進員	○	○			○		
環境施設見学事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	ごみ処理等の現状を理解してもらうため、環境施設を見学する。	市民	○						
一般廃棄物処理手数料減免申請事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	災害その他、特別の事情があると認められるときに、一般廃棄物の処理手数料を減免するための申請受付事務。	災害その他、特別の事情があった者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
一般廃棄物収集等委託業務事故報告受付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	一般廃棄物収集等委託業務で発生した事故について報告を受け、事故防止に努める	事故当事者	○	○					
生ごみ処理容器購入費補助金交付事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	家庭から排出される生ごみを減量化を図るため、生ごみ処理容器購入者に対し、補助金を交付する。	生ごみ処理容器購入者	○		○				
ごみ減量（集団回収）運動補助金交付事業	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	資源再利用の啓蒙及びごみの減量化を目的に、集団回収運動実施団体に対し、補助金を交付する。	集団回収運動実施団体の代表者	○		○		○		
事業用大規模建築物届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成22年4月1日	事業用大規模建築物を建築しようとする者に対し、事業系一般廃棄物の置き場を確保するために、保管場所設置届出の提出を義務付ける。事業用大規模建築物の所有者に対し、事業系一般廃棄物の減量化を目的に、廃棄物管理責任者及び減量等計画書の提出を義務付ける。	総床面積３，０００平方メートル以上の事業用建築物の建築者、及び建築物の所有者、又は廃棄物管理責任者	○	○					
一般廃棄物処理業の許可事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項及び第６項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の許可事務。	申請法人の役員及び従業員。	○	○	○			○	
し尿受付及び納入事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日 平成24年8月1日	し尿のくみ取り業務遂行のため、定期収集の開始・廃止・変更等の届出の処理、臨時収集申請の受付処理及びし尿くみ取り手数料の納入・徴収事務を行なう。	し尿くみ取り世帯	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市衛生協力助成金助成事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成14年7月1日	ごみ収集所の清潔や維持を目的として、「さいたま市衛生協力助成金交付要綱」に基づき、衛生協力助成金交付申請を受け付け、適切にこれを助成する。	衛生協力助成金交付申請者	○	○	○		○		
さいたま市死犬猫等収集運搬受付事務	市長 環境局　資源循環推進部　廃棄物対策課	平成13年5月1日	本市で発生する死犬猫等の収集及び運搬に際し、申請を受け付け、死犬猫等収集運搬受託業者に対し、死犬猫等の収集運搬の指示を出す。	死犬猫等収集運搬の依頼者	○						
産業廃棄物処理業事業計画書に係る審査事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 平成27年7月1日	市内で計画されている産業廃棄物の処理業計画書に対し、法に基づく申請を受ける前の事前協議審査を行うもの。また、事業計画書に対し、関係住民等から生活環境保全上の見地からの意見書を受け付けるもの。	申請者（個人の場合）、役員（法人の場合）、使用人及び関係住民	○	○	○				
土砂条例に係る申請の審査	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成15年2月1日 令和4年11月18日	土砂のたい積（盛土や埋立て）に関し必要な規制を行うことにより、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。 土砂のたい積を行う者等の身分、信用、資力等の審査を行うために、登記簿謄本、住民票の写し、納税証明書等を提出してもらい審査を行う。	申請者、元請負人、土地所有者	○	○	○		○		
廃棄物処理法に係る許可・届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年2月9日	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可の申請、届出に関し、申請・届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者、それらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
産業廃棄物の適正処理の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年7月4日	産業廃棄物の適正処理指導のため、事業所や現場等に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に事業者等から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
産業廃棄物の不法処理対策事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和4年11月18日	産業廃棄物の不法処理を防止するため監視パトロールを実施し、パトロールや市民からの通報により不法処理行為が確認された場合には是正指導、報告等の徴収を行う。	不法処理行為者	○	○		○	○		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日 令和5年2月9日	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な保管及び処理に関し、報告の提出を求めるとともに保管場所等の立入検査を行い、適正保管、適正処理の指導を行う。	ポリ塩化ビフェニル廃棄物排出事業者	○						
自動車リサイクル法に係る許可、届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和4年3月14日	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく許可の申請、届出に関し、申請・届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者、それらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
自動車リサイクル法に係る登録、届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和4年3月14日	使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく登録の申出、届出に関し、登録・届出書のほか必要な添付書類の提出を求める。	登録業者、登録しようとする事業者、それらの役員	○	○					
使用済自動車の適正処理の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成17年1月1日 令和5年7月4日	使用済自動車の引取、フロン類回収、再資源化処理の指導のため、事業所や現場に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に事業者等から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	登録、許可を有する事業者	○	○					
監視カメラによる不法投棄等の監視	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成20年3月28日 令和4年11月18日	監視カメラを設置することにより、不法投棄等の未然防止を図ることを目的とし、監視カメラによる２４時間撮影監視を行い、監視カメラにより収集した画像をもとに投棄者を特定された場合は、廃棄物（ごみ）の撤去指導を行い、現状回復を早急に進めます。	不法投棄等不適正処理を行っている人物	○			○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
廃棄物処理施設専門委員会事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成14年4月1日	さいたま市廃棄物処理施設専門委員会設置要綱に基づき設置されたさいたま市廃棄物処理施設専門委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については名前、所属及び職名を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○				
産業廃棄物処理施設設置等調整委員会事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	平成27年7月1日	さいたま市産業廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例に基づき設置されたさいたま市産業廃棄物処理施設設置等調整委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則公開とする。選任された委員については名前、所属及び職名を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○				
屋外における再生資源物の適正保管の監視・指導事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	令和6年2月1日	屋外における再生資源物の適正保管指導のため、事業場、事務所その他の施設に立入検査を実施し、不適正な状況があった場合に屋外保管事業者及び事業活動に伴い再生資源物を排出する者、再生資源物の運搬を行う者その他の関係人から報告徴収し、関係機関への照会を行う。	再生資源物排出者、再生資源物屋外保管事業者	○	○	○	○	○		
再生資源物屋外保管条例に係る事前協議・許可・届出事務	市長 環境局　資源循環推進部　産業廃棄物指導課	令和6年2月1日	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与するため、さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づき、再生資源物の屋外保管に係る許可申請前の事前協議、許可の申請及び届出に関し、事前協議書、申請書及び届出書のほか審査等に必要な添付書類の提出を求める。	許可を有する事業者、許可を取得しようとする事業者並びにそれらの役員及び従業員	○	○	○		○	○	
ごみ収集所設置に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	ごみ収集所を設置する際、要望等に対し基準により事前に場所、構造を定めること	申請者	○						
ごみ収集申請に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市民の方がごみ収集を希望する際に申請書を出してもらい、ごみを収集すること	申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
粗大ごみ戸別収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	粗大ごみを有料にて戸別に収集すること	申請者	○						
ふれあい収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　西部清掃事務所	平成14年4月1日 令和4年4月1日	ごみの持出しが困難な高齢者や障害者で、自宅からのごみ収集を希望する者から提出された申請を基に、当該申請者宅のごみを収集する事務	申請者	○			○	○	○	
ごみ収集所設置に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	ごみ収集所を設置する際、要望等に対し基準により事前に場所、構造を定めること	申請者	○						
ごみ収集申請に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	市民の方がごみ収集を希望する際に申請書を出してもらい、ごみを収集すること	申請者	○						
粗大ごみ戸別収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和5年11月24日	粗大ごみを有料にて戸別に収集すること	申請者	○				○		
臨時のごみの収集運搬に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成13年5月1日 令和4年4月1日	自治会業務、行事等に伴うごみの収集を行うこと	申請者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ふれあい収集に関する事務	市長 環境局　資源循環推進部　東部清掃事務所	平成14年4月1日 令和5年11月24日	ごみ出しが困難な高齢者や障害者で、自宅からのごみ収集を希望する者から提出された申請を基に、当該申請者宅のごみを収集する事務	申請者	○			○	○	○	
中小企業融資事務	市長 経済局　商工観光部　経済政策課	平成13年5月1日 令和5年11月16日	市内において事業を営む中小企業者及び創業者が事業資金を円滑に調達できるように、経営の安定及び向上に必要な資金の融資制度を実施し、もって中小企業の振興を図る。	中小企業者、創業者、連帯保証人、金融機関担当者	○	○	○		○		
計量事務	市長 経済局　商工観光部　経済政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	計量法に基づく計量器定期検査を行う。	計量検査受検者	○	○					
さいたま市産業振興会館使用許可事務	市長 経済局　商工観光部　経済政策課	平成12年4月1日 平成27年4月1日	市内企業等に対し、産業振興を図るためホール、会議室等の使用を許可する。	産業振興会館使用申請者	○						
さいたま市産業文化センター使用許可事務	市長 経済局　商工観光部　経済政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	さいたま市における産業の振興及び市民の文化の向上と福祉の増進を図るため、ホール、会議室の使用を許可する。	産業文化センター使用申請者	○						
経済局指定管理者審査選定委員会事務	市長 経済局　商工観光部　経済政策課	平成25年5月21日 令和5年11月16日	さいたま市経済局指定管理者選定委員会条例に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
特定創業支援証明・確認書発行事務	市長 経済局　商工観光部 経済政策課	平成26年7月7日 令和4年5月20日	さいたま市創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者に、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成２６年経済産業省令第１号）第７条に規定する証明書及び支援を受ける予定の確認書を発行する。	創業支援等事業計画に規定する特定創業支援等事業による支援を受けた者及び予定者	○						
さいたま市産業振興ビジョン審議会運営事務	市長 経済局　商工観光部 経済政策課	令和2年1月6日 令和4年5月20日	さいたま市産業振興ビジョンの策定を行うため、さいたま市産業振興ビジョン審議会条例に基づき設置された審議会を的確に運営することを目的とする。委員の一部は公募により決定する。なお委員名及び肩書は公表し、名簿は総務課へ報告する。	審議会委員、委員公募応募者	○	○	○		○		
にぎわい交流館いわつき使用許可事務	市長 経済局　商工観光部 経済政策課	令和2年2月22日	岩槻の歴史及び文化の発信、産業及び観光の振興並びに地域活性化の拠点として、地域のにぎわいの創出に寄与するため、会議室等の利用を許可する。	貸出施設等の利用者	○						
ＳＤＧｓ企業活動推進事業	市長 経済局　商工観光部 経済政策課	令和3年4月1日 令和6年3月14日	さいたま市ＳＤＧｓ企業認証制度を実施するため、さいたま市ＳＤＧｓ企業認証審査会条例に基づき設置された審査会を的確に運営することを目的として、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。また、ＳＤＧｓ企業認証制度への申請事業者及び認証事業者に対し、必要な事務連絡等を行う。	申請事業者、認証事業者、審査会委員	○	○	○		○		
副業支援事業	市長 経済局　商工観光部 経済政策課	令和4年9月16日	多様な働き方を支援することを目的に、副業セミナーを実施する。 また実施にあたり、参加者の募集、講師の選定、依頼、事務連絡等を行う。	副業セミナー講師及び参加者	○	○	○				
道の駅整備事業	市長 経済局　商工観光部 食肉市場・道の駅施設整備準備室	令和1年10月1日 令和5年8月18日	さいたま市地域経済活性化拠点整備を行うもの。業務実施に当たり、さいたま市道の駅整備協議会設置要綱に基づく協議会運営及び用地取得、住民説明会実施のため、個人情報の収集を行うもの。	協議会委員、事業対象地の地権者、住民説明会参加者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
食肉中央卸売市場・と畜場移転再整備事業	市長 経済局　商工観光部 食肉市場・道の駅施設整備準備室	令和１年10月１日 令和４年４月１日	さいたま市食肉中央卸売市場・と畜場移転再整備を行うもの。業務実施にあたり、用地取得実施のため個人情報の収集を行うもの。	事業対象地の地権者	○	○	○		○		
技能者表彰事務	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成13年５月１日 令和５年10月６日	永く同一の職業に従事し、技能の向上及び後進の育成等に貢献した技能者並びに優秀な技能を有する青年技能者について、その功績を顕彰し、もって一人ひとりの勤労に対する一層の意欲向上と市内産業の更なる発展を図る。	被表彰者・技能団体代表者等	○	○			○		
勤労者支援資金融資	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成13年５月１日 令和５年７月12日	市内勤労者に対して、住宅・教育・冠婚葬祭に関し、必要とする資金について融資（あっせん）を行うことで、勤労者の生活の安定を図る。	申請者（資金使途対象が家族の場合は家族情報を含む）	○	○	○		○		
勤労者表彰事務	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成13年５月１日 令和５年７月12日	勤労者の福祉の向上を図るため、優良従業員表彰等他の団体が主催する事業に対し、後援協力を行っている。	被表彰者	○	○			○		
労働団体等補助事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成13年５月１日 令和５年７月12日	勤労者の福祉の向上及び雇用機会の増大を図るため、労働団体・雇用安定機関等に補助金を交付している。	労働団体、雇用安定機関等役員・会員・委員	○	○			○		
早期起業家教育事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成16年６月21日 令和５年７月12日	市内小・中学生を対象に、会社の設立、商品企画、仕入れ、販売、決算等といった企業活動の一連の流れを実践的に体験させることで、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、問題発見・解決能力などといった起業家精神を養う。	市内在住の小・中学生	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
働く人の支援講座事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成23年4月1日 平成27年7月1日	主に市内勤労者を対象に、労働に関する法制度や、社会情勢を踏まえた時事的な問題を扱う講座を実施することにより、正しい認識と理解を啓発することで、市内勤労者の福祉向上と安心して働ける労働環境の実現を図る。	講座受講者	○	○					
ワークステーションさいたま運営事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成21年8月17日 令和5年7月12日	就労支援施設「ワークステーションさいたま」において、働く意欲を持つあらゆる求職者の様々なニーズに応じた総合的な就労支援を実現する。埼玉労働局の実施する職業相談・紹介と連携し、就職に至るまでのワンストップ就労支援サービスを提供することにより、就労の促進を図る。また、市内中小企業等の求人を開拓し、求職者とのマッチングを促進するとともに、市内中小企業等の人材確保促進を図る。 実施内容：託児付きセミナー等／子育てと仕事の両立相談／インターンシップ・就業体験付きスキルアップ講座／内職等相談／キャリアコンサルティング	セミナー受講者、相談者等	○	○			○		
SDGs 認証企業合同面接会	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	令和4年7月26日 令和5年7月12日	さいたま市ＳＤＧｓ認証企業と市内求職者等のマッチング機会創出のため、合同面接会を開催する。	来場者	○	○					
少年少女発明クラブ	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成16年4月1日 令和5年11月8日	次代を担う少年少女に科学技術に関する興味や関心を持たせ、ものを作る大切さ、楽しさを実際に自分で体験する場を提供し、学校を離れた集団の中で創造性豊かな人間形成を図る。	少年少女発明クラブクラブ員、指導員及び事務局	○	○					
地域技術人材育成事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成16年4月1日	市内工業高校生を対象に、市内企業へのインターンシップを実施する。	インターンシップ参加者	○	○					
認定職業能力開発校訓練生表彰事務	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成21年2月2日 令和5年7月12日	市内の埼玉県認定職業能力開発校の普通課程訓練生であって、当該能力開発校における訓練期間を通じて成績が優秀であり、かつ品行方正で他の訓練生の模範であると認められる者の表彰を行う。	被推薦者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
名義後援等事務	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成21年4月1日 令和5年11月8日	市が主催者の行う事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによりその開催を支援するもの。	団体役員等	○	○			○		
女性求職者向けデジタル活用スキル習得支援事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	令和5年8月28日 令和6年9月2日	女性の長期的な経済的自立を目指し、今後ますます需要が高まるデジタル分野への就労に資するデジタルスキルやビジネスに必要な知識を習得する講座を実施するとともに、市内企業とのマッチング支援や就職後の定着支援を実施することで、市内企業のＤＸ推進における人材確保を図る。	講座受講者	○	○		○			
若年者等職業的自立支援事業	市長 経済局　商工観光部 労働政策課	平成26年3月1日	国と協働で運営する地域若者サポートステーションさいたまにおいて、カウンセリング・セミナーなどの各種職業的自立支援を実施する。	登録者	○	○			○		
産学官連携事務	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市内外の学術機関と産業界の交流を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的とし、支援を行う。	市内外学術機関、産業界関係者	○	○					
工業振興事務	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市内の中小企業者の育成・強化のため、展示会への出展やＩＳＯ取得のための講習会等の補助申請により、審査の上補助金を交付する。	各施策への申込者	○	○	○				
市研究開発型企業認証審査委員会運営事務	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	平成26年8月8日 平成27年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例第６条の規定に基づき設置するさいたま市研究開発型企業認証審査委員会の適正な運営のため、委員の選任、会議の開催等必要な事務を行う。会議は非公開とする。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	さいたま市研究開発型企業認証審査委員会委員	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
中小企業者等に関する事業	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	令和２年５月25日 令和５年８月30日	コロナ禍等における市内中小企業への経済対策として、小規模企業個人事業主給付金、さいたま市小規模企業者等給付金、さいたま市原油価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金及びさいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策（設備更新）補助金の交付を行う。	補助金、給付金を申請する個人事業主及び法人 給付金返還対象者である個人事業主及び法人	○	○	○				
新たな産業集積拠点創出に係る事務	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	令和２年９月１日	市内立地企業の継続と計画的な企業誘致を図るため、官民連携による新たな産業集積拠点の創出に向け、法務局から土地所有者等の情報を収集し、地元合意形成に向けた基礎資料を作成するもの。	対象地区内の土地所有者等	○		○				
芝浦工業大学及び大宮アルディージャとの共同研究契約に係る一般女子被験者募集事務	市長 経済局　商工観光部 産業展開推進課	令和６年６月12日 令和６年７月24日	芝浦工業大学及び大宮アルディージャとの共同研究において、女性アスリートに多いケガの予防の研究をするため、一般女子被験者（中学生女子、高校生女子）を募集し、芝浦工業大学大宮キャンパスにて膝関節及び関連する筋群の特徴に関する測定を行いデータ収集を行うもの。なお、募集の呼びかけに関しては、スポーツ政策室を通してスマイルプロジェクト参加者へ、教育委員会と連携して市立浦和中学校、市立大宮国際中等教育学校及び見沼区内の市立中学校へ行う。	測定被験者	○	○		○	○		
商店街振興事務	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成13年５月１日 平成30年４月１日	商店街振興のため、商店会関係者や商店経営者を対象に、補助金等による支援を行う。	各施策への申込者	○	○	○		○		○
公衆浴場支援事務	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成13年５月１日 平成30年４月１日	一般公衆浴場の健全な育成と振興を図るため、さいたま市公衆浴場支援事業補助金交付要綱に基づき、一般公衆浴場等からの補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	各施策申込者	○		○		○		
大規模小売店舗立地法事務	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成12年６月１日 平成27年４月１日	大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持を行う。	審議会委員、大規模小売店設置・出店者	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市商業等振興審議会事務	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成23年8月1日 平成27年4月1日	市長の諮問に応じ本市における商業等の振興に関する重要な施策について審議するとともに、審議会の事務局業務を行う。	さいたま市商業等振興審議会委員及び公募委員応募者	○	○	○		○		
伝統産業活性化に関する事務	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成20年4月1日 平成27年4月1日	本市の貴重な財産である伝統産業及び伝統産業事業所を本市特有の地域資源として指定することにより、その存在と魅力を市内外に広く発信し、事業者の意欲向上及び後世への継承を図り、もって地域経済を活性化する。	伝統産業委員会委員、伝統産業事業所に指定した事業所事業主	○	○	○				
さいたま市ブランド推進事業	市長 経済局　商工観光部 商業振興課	平成24年8月1日 平成27年4月1日	消費の拡大や誘客の促進、地域商業の活性化を図るため、活用可能な地域資源や既存ブランドを「さいたま市ブランド」として広くＰＲする等の支援する。	施策への申込者	○		○		○		
観光団体運営補助事務	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成13年5月1日 令和6年3月18日	各種観光推進団体への助成を通して、市内観光の推進に寄与することを目的とする。各種観光推進団体からの補助申請により審査の上補助金を交付する。	市内観光推進団体の役員・会員	○	○			○		
姉妹・友好都市等交流事務	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	国際社会に順応する有為な人材育成と、さいたま市の国際親善を促進することを目的として、スポーツ少年団（サッカー・野球）、市民訪問団等の相互交流を行っている。	申込者・来訪者・登録者	○				○		
さいたま市外国人市民委員会	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成18年9月6日 平成30年4月2日	外国人市民等から意見を聴取する機会を設け、外国人市民がかかえている諸問題等について協議することにより、誰もが住みやすい、多文化共生社会を推進するため設置する。１期２年で、１０名程度の委員である。	申込者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
イベント等の市報掲載等に関する事務	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成26年3月13日 平成27年11月4日	イベント等を市報等に掲載する際、問い合わせ先に本人の同意を得て、イベント等の関係者の個人情報を掲載する。	イベント等の関係者等	○						
日墨グローバル・パートナーシップ研修計画	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成28年1月7日 平成30年4月1日	日墨両国の戦略的パートナーシップの強化に貢献できるような若手人材の育成を目指し、メキシコにおいて研究・研鑽を積む機会を提供する。外務省中南米局中米カリブ課からの研修生の募集を受け、さいたま市からの推薦者を募り、適任者の選出を実施する。	応募者、推薦者	○	○		○	○	○	
埼玉県多文化共生キーパーソン推薦事務	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	平成28年1月15日	埼玉県が設置する、外国人市民と行政等との間に立って橋渡しをする多文化共生キーパーソンに、さいたま市が市民等を推薦し、埼玉県の委嘱に基づく活動を行い、地域の多文化共生を推進する。また、本市からの推薦により、収集した個人情報の一部を埼玉県国際課と共有する。	埼玉県キーパーソン推薦を希望する者	○	○			○		
ウクライナ避難民に関する事務	市長 経済局　商工観光部 観光国際課	令和4年4月27日	ウクライナ避難民の方について、本市に居住している方がいる場合、出入国在留管理庁から情報提供がある(月 1 回)。また、必要に応じて、庁内関係部局へ情報提供を行う。	出入国在留管理庁で把握している、本市在住のウクライナ避難民の方	○						
農業振興補助金交付事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市内農業者団体等の指導育成と農業振興を目的に補助金を交付する。	市内農業団体代表者等	○		○		○		
新規就農者支援事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和5年5月22日	市内就農者の実態を把握するため、新規就農者の情報を県から取集する。把握した情報は、必要に応じ新規就農者支援に活用する。 新規就農者から青年等就農計画を受領。把握した情報を基に青年等就農計画を認定し、必要に応じ認定新規就農者支援に活用する。	新規就農者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
海外派遣農業研修生に係る事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	埼玉県の外郭団体が実施する農業研修生海外派遣事業に対し、研修生に係る書類一式の進達手続を行う。	海外派遣農業研修生の中で海外派遣を希望する者	○	○		○	○		
関係農業団体調整事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和5年11月16日	関係農業団体に係る会議総会への出席に伴い資料等の収集、関係農業団体が実施する行事について周知の協力をするため、行事問合せの連絡先等を収集し、市報への記事の掲載等を行う。	関係農業団体役員、構成員、行事問合せ先	○	○		○	○		
優良農家表彰事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和4年11月18日	市内農業の発展のため、市内２農協からの推薦により優良農家を表彰する。	被表彰者（市内優良農業者）	○	○	○				
農業制度資金融資事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	農業者が、農業機械の購入及び農業用施設等の建設に必要な資金の融資を受けるための制度で、農業経営の近代化を図ることを目的とする。	市内農業者	○	○	○		○		
埼玉県農業経営士事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	将来の地域農業の中核的担い手となる青年農業者を埼玉県農業経営士として認定し、青年農業者に新たな目標と励みを与えることを目的とする。	農業経営士候補者（市内農業者）	○	○	○	○	○		
埼玉県地域指導農家事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	次代の農業を担う青年農業者を育成するため優れた農業経営を行い、青年農業者の育成に努める ことを目的とする。	指導農家候補者（市内農業者）	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市民農園及び観光農園事業事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和5年3月10日	市民が農業に親しむことを目的とした市民農園事業及び観光農園事業の推進。申込の受付、参考資料の作成・収集	農園利用者・地主、観光農園事業者	○		○				
農業祭実施事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市内産農産物の品質の改良向上、栽培技術の改善等を目的とする。共進会・品評会・表彰式実施事務及び資料の収集作成。各種通知・依頼の作成送付。	農業祭参加者（市内農業者）	○						
広域防除実施事業事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	広域的な防除と稲作等の増産・省力化を目的とする。水稲病害虫防除の実施。各種報告書の受領、資料の収集。	農薬散布地域内水稲作付け農業者	○	○					
水田農業経営確立対策事業	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	地域の需要に応じた米づくりと良好な水田環境の保全を図りながら、地域農業の担い手を育成・確保し、地場産米の消費拡大に努める体制づくりと米の需給調整を行うとともに、消費者の期待に応える産地を形成する地域の取り組みを支援するための事業。補助金交付申請事務、事業報告事務、基礎資料作成現地調査、報告書の受領等、資料の収集、各種対策加入状況表の作成を行う。	農業者及び農地所有者	○		○				
優れた農業経営体支援対策事業事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、さらには農業構造を確立することを目的とする。認定農業者の認定、支援及び中核的農家の経営状況等を把握するため。各種事業報告事務、各種証明書発行事務等。	農業者全般	○	○	○		○		○
見沼農業推進事業事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和5年11月16日	見沼田圃の保全、活用、創造をもとに見沼農業の実現を図ることを目的とする。見沼田圃内事業の把握、連絡調整及び回答・報告等。	見沼耕地内農業者他	○		○				○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
畜産振興事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 令和5年11月16日	畜産農家の経営安定を推進するために状況の把握、家畜防疫、連絡調整等を行う。	畜産農家、獣医	○	○	○				
卸売市場振興事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成29年8月1日	卸売市場の健全な発展を支援することを目的とする各種講習会等を開催するため、希望者の募集、抽選を行い、結果の通知等事務連絡を行うと共に参加者名簿を作成する。また、写真はホームページや資料等に掲載する。	参加希望者等	○	○		○	○		
鳥獣飼養許可交付事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	鳥獣保護及び狩猟に関する法律第１３条に規定する鳥獣を譲り受けた者は譲渡のあった日から２週間以内に管轄の埼玉県知事に届け出る。	鳥獣飼養者	○						
地産地消に係る事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成15年12月2日 平成27年4月1日	市内に在住・在勤・在学の者を対象に地産地消を目的とした各種講習会等を開催するため、希望者の募集、抽選を行い、その結果を本人に通知するとともに、参加者名簿等を作成する。また、講師を選定、依頼し、事務連絡を行う。	参加希望者、講習会講師	○						
農業振興ビジョン実施事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成17年12月20日 平成27年4月1日	本市の都市農業振興を推進する人材を育成することを目的とした講習会等を開催するため、希望者の募集、抽選を行い、その結果を本人へ通知するとともに、参加者名簿等を作成する。また、講師を選定、依頼し事務連絡を行う。	講座講師・参加希望者	○	○	○				
地域計画作成事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成27年6月12日 令和5年4月1日	地域の農業のあり方について話し合いを行い、地域計画を作成する。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の貸し借りや農地の出し手・受け手の情報を関係者間で共有する。農地集積に係る補助金を交付する。	申請者、認定農業者、認定新規就農者	○	○	○		○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市農業委員会委員任命事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成28年11月7日 令和3年4月1日	さいたま市農業委員選考委員会を適正に運営するため、選考委員会委員を選任し、必要な事務連絡、報告等を行う。農業委員会委員の任命に係る必要な事務連絡、候補者選定等を行う。候補者募集の際、法律に基づき募集期間の中間及び終了後に推薦者及び被候補者（又は応募者）の氏名、職業、年齢及び性別等を公表する。	農業委員選考会委員、農業委員会委員推薦者、被推薦者、応募者	○	○	○		○	○	
農家意向・意識アンケート調査事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	令和1年6月1日 令和5年4月1日	農業振興ビジョンの改定や地域計画の策定・見直し等の基礎資料とするため、農地所有者等に農業経営の現状や考え方などについて、アンケートを実施する。	農地を所有又は耕作している世帯員	○		○		○		
さいたま市都市農業審議会事務	市長 経済局　農業政策部 農業政策課	平成25年4月25日	さいたま市都市農業の振興に関する条例に基づき設置する「さいたま市都市農業審議会」を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。また、委員に報酬を支払う。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○				
市民アプリ活用事業	市長 経済局　商工観光部 地域活性化推進室	令和6年7月31日 令和6年10月1日	デジタル地域通貨機能を含む市民アプリを活用し、地域経済の活性化、行政サービスの向上、地域コミュニティの創出及びデータを活用した政策立案等を実現するため、市民アプリ利用規約への本人同意に基づき、市民アプリ運営会社から個人情報の提供を受ける。また、各課から提出されたリストに基づき、デジタル地域通貨を活用した行政給付を行う。	市民アプリ利用者	○		○	○	○		
農道、排水整備実施事務	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	農道舗装、排水工事に伴い隣接する土地所有者に対し通知文を発送する。	工事の対象範囲に接している土地所有者	○		○				
農業振興地域整備計画管理事務	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	今後農業の振興を図るべき、地域を明らかにし、その地域での土地の有効利用を図ることを目的とする。整備計画の変更にかかる調整、手続。各種証明書発行事務。	農業者及び事業計画者他	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
森林整備計画事務	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市町村森林整備計画をもとに、地域の実情に即した森林整備を推進する。森林計画の状況把握をするため。	森林指定地所有者他	○		○				
農業振興地域整備計画に関する調査事務	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	平成13年5月1日 平成28年5月23日	農業振興地域整備計画の変更を行うための調査において、農業者に対しアンケート調査を実施する。本アンケートは農地基本台帳に記載されている農業者の中から、対象者を抽出し、各世帯に郵送で行うため、下記の個人情報の収集が必要である。	農業者	○		○		○		
林地台帳の作成	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	平成31年2月1日	森林法に基づく所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となっている民有林）の土地ごとに林地台帳を作成する。	地域森林計画の対象となっている民有林所有者	○		○				
ナラ枯れ防除対策支援補助金交付事務	市長 経済局　農業政策部 農業環境整備課	令和5年1月10日	ナラ枯れ被害の拡大を防止することを目的として、市内の森林を所有又は管理する者が当該森林にナラ枯れ防除対策措置を実施する際に、その費用の一部又は全部を補助する。	市内の森林を所有又は管理する者	○		○				
市民園芸講座	市長 経済局　農業政策部 農業者トレーニングセンター	平成13年5月1日 平成27年4月1日	植物の振興、啓発の為に講座を開催する。	市民園芸講座の講師・参加者	○	○					
農業者トレーニングセンター施設受付事務	市長 経済局　農業政策部 農業者トレーニングセンター	平成13年5月1日 平成27年4月1日	農業振興の発展に寄与するとともに、市民の憩いの広場利用を目的とし、施設の利用許可を行なう。	申請者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
管理係催し物事務	市長 経済局　農業政策部 農業者トレーニングセンター	平成13年5月1日 平成27年4月1日	市民に花と緑に対する理解を深めてもらうことを目的とし、さつき即売会や展示会等を開催している。	委員、盆栽会会員	○	○			○		○
園芸係催し物事務	市長 経済局　農業政策部 農業者トレーニングセンター	平成13年5月1日 平成27年4月1日	園芸振興の為に、展示・即売会を開催する。	出品者	○						
援農ボランティア事業実施事務	市長 経済局　農業政策部 見沼グリーンセンター	平成17年1月13日 平成27年4月1日	さいたま市援農ボランティア事業実施要綱に基づき、受講希望者は申込書を提出する。また、登録者の個人情報を農家へ提供するため、援農ボランティア希望者は登録希望申込書及び援農ボランティア事業登録個人情報提供同意書を提出するものとし、受け入れ希望農家は受け入れ希望登録申込書を提出するものとする。	援農ボランティア受講希望者、登録希望者及び受け入れ希望農家	○	○			○		
親子農業体験教室開催	市長 経済局　農業政策部 見沼グリーンセンター	平成26年3月14日 平成27年4月1日	市内在住の小学４年生から６年生の児童とその保護者を対象に農業体験を通して農業に対する興味関心を持てるようにすることを目的として、親子農業体験教室を開催するため、希望者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。また、教室参加者へ事務連絡を行う。	参加希望者	○	○					
市民農園貸出事務	市長 経済局　農業政策部 見沼グリーンセンター	平成13年5月1日	市民が野菜や草花の栽培を通じて農業と親しむとともに、健康づくりの場として楽しんでもらうことを目的として農園を貸出しするため、利用希望者の申請を施設の設置条例に基づき受付け、抽選を行いその結果を通知する。また連絡事項の伝達など、管理上必要なため利用者名簿を作成する。	市民農園利用許可申請者	○						
収穫体験事業	市長 経済局　農業政策部 見沼グリーンセンター	令和4年2月18日	市民を対象にした収穫体験を開催するにあたり、希望者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。 また、当該事業開催に関する事務連絡を行う。	参加希望者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市市場運営取引委員会運営事務	市長 経済局　農業政策部 食肉中央卸売市場・と畜場	令和２年６月21日	さいたま市食肉中央卸売市場業務規程第７６条に基づくさいたま市市場運営取引委員会を設置運営するにあたり、委員との連絡及び報酬の支払のため個人情報の収集・利用を行う。	さいたま市市場運営取引委員会の委員	○	○	○				
都市局指定管理者審査選定委員会事務	市長 都市局　都市計画部 都市総務課	平成26年４月１日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	委員	○	○	○		○		
地籍調査事業	市長 都市局　都市計画部 都市総務課	令和２年10月14日 令和６年５月29日	地籍調査における土地所有者等の調査及び地籍境界調査票の管理を行う。	浦和区針ヶ谷１丁目、２丁目及び北浦和２丁目、３丁目に土地を所有する者	○		○				
地区計画業務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	昭和58年10月15日 令和４年４月１日	地区計画とは、地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民の意向に沿って決められる都市計画制度。地区内で建築等を行う場合、届出が必要となる。（地区計画区域内の土地所有者等の把握、意向調査の実施、都市計画原案縦覧受付・意見書処理）	地区計画区域内の土地所有者等	○	○	○		○		
都市計画説明会等受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年５月１日	都市計画に関する説明会等の出席受付を行う。	都市計画説明会等出席者	○						
都市計画案縦覧受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	都市計画法第１７条第１項の規定に基づく都市計画案の縦覧の受付を行う。	都市計画案縦覧者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市計画案意見書処理事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市計画法第１７条第２項の規定に基づき都市計画案に対して提出された意見書の受付、処理を行い、個人情報を排除したうえで、都市計画審議会資料として提示する。	都市計画案意見書提出者	○	○			○		
都市計画審議会委員委嘱事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 平成31年1月28日	さいたま市都市計画審議会条例第２条及び第３条に基づく委員、臨時委員及び専門委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市都市計画審議会委員、臨時委員及び専門委員	○	○	○		○		
都市計画権利者調査事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日	都市計画に係る区域内の土地・家屋所有者等権利者、物件の把握及び都市計画説明会の通知などを行う必要があるため、その調査を行う。	都市計画に係る区域内の土地・家屋権利者	○		○				
国土利用計画法届出受理	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	国土法第２３条に基づき、大規模な土地取引に関する届出書を受理する	法で定める規模の土地取引を行った者	○		○				
優良宅地認定事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	租税特別措置法に基づく優良宅地申請の審査・認定事務を行う	優良宅地申請者	○				○		
開発行為等の許可・承認事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和5年7月7日	開発行為申請等に対する相談、審査、許可、承認、証明を行う。また、開発登録簿の閲覧を行う。	開発申請者・設計者・土地権利者	○	○	○		○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
都市計画基礎調査事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 令和6年1月25日	都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的なデータに基づいた都市計画の運用を行うために利用する。また、都市計画の妥当性についての説明責任を果たすため、調査結果を公表（オープンデータ化）するために利用する。	建築確認申請者、農地法第４条届出人、農地法第５条譲受人及び譲渡人、水道契約者	○		○		○		
都市計画マスタープラン貸出事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日	平成１１年作成の都市計画マスタープラン（旧浦和市、旧大宮市、旧与野市）の貸出を行う際の貸出記録	都市計画マスタープラン貸出希望者	○						
都市計画審議会傍聴受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成13年5月1日 平成31年1月28日	さいたま市都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	都市計画審議会傍聴者	○						
景観表彰事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成6年7月15日 令和5年7月7日	景観表彰の募集、応募作品の特定及び受賞者への連絡等、円滑な運営を行うため。	建築主、行為者、応募者及び被表彰者	○				○		
都市計画公聴会傍聴受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成14年10月16日	都市計画の案の作成に係る公聴会の傍聴者の受付を行う。	都市計画公聴会傍聴者	○						
都市計画公述申出書処理事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成14年9月4日	都市計画の案の作成に係る公聴会に対して、提出された公述申出書の処理を行う。	都市計画公述申出者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
違反広告物ボランティア撤去事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成18年3月1日 令和4年4月1日	違反広告物の撤去を行う市民ボランティア組織を設立することで、良好な景観形成について市民意識を醸成するとともに、違反広告物の簡易除却体制の一層の充実を図る。	本市内に在住・在勤・在学する２０歳以上の方	○	○					
都市マスによる協働のまちづくり推進	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成18年7月3日 平成26年4月3日	さいたま市都市計画マスタープランに掲げる「参加と協働によるまちづくり」を推進するため、シンポジウムの開催、地域別まちづくり構想策定のための地域組織の設立・運営等を行い、市民・事業者等のまちづくりへの参画を促進する。	まちづくりへの参画希望者等	○						
屋外広告物講習会受講受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成19年9月10日 平成23年2月3日	さいたま市屋外広告物条例第２８条に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を習得させることを目的として屋外広告物講習会を開催するにあたり、受講申込書を受付する。	受講者	○	○		○			
開発審査会事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	都市計画法に基づき設置された開発審査会に係る開発許可及び審査請求等に関する審議等の事務処理を行う。	審査会委員、審査請求に係る関係者	○	○	○				
土地利用審査会事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成15年4月1日 令和2年4月1日	国土利用計画法に基づき設置された土地利用審査会の事務処理を行う。	委員	○	○	○				
景観審議会委員委嘱事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成22年10月1日 平成31年1月28日	さいたま市景観審議会条例に基づく委員、臨時委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市景観審議会委員、臨時委員、専門部会委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
景観審議会傍聴受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成22年10月1日 平成31年1月28日	さいたま市景観審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	景観審議会傍聴者	○						
屋外広告業登録事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成18年10月1日	さいたま市屋外広告物条例に基づき、市内で屋外広告業を営もうとする者から、登録申請等を受け付け、審査後、登録した旨の通知書を発行する。	申請者及び届出者	○	○					
都市計画推進事業における使用写真の募集	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成24年8月1日	都市計画マスタープランの改定にあわせて、冊子の挿画として使用する写真を公募し掲載するもの。また、使用されなかった写真に関しても、今後の資料で使用する。	応募者	○						
都市計画提案受付業務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成16年3月12日	都市計画提案制度は、土地所有者等が一定の条件を満たした上で、市に都市計画の決定または変更の提案ができるもので、提案区域内の土地所有者等の情報や合意状況など、条件適合の確認に必要な個人情報を取り扱う。（都市計画提案の受付、提案区域内の土地所有者等と所有地積、及び合意状況の把握、提案資料の処理）	地区計画区域内の土地所有者等	○	○	○		○		
さいたま都市計画高度地区制限の緩和にかかる手続事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	平成25年8月1日	高度地区は、市街地環境の維持のため、建築物の高さを定める都市計画制度。一定の条件を満たすものに対して制限の緩和措置を設けている。制限の緩和を行う場合、申請を行う必要があり、申請内容が高度地区に関する運用基準に適合しているか審査する。	高度地区の制限緩和手続き許可（認定）申請書の申請者	○	○	○		○		
低未利用土地等審査事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和2年7月1日	租税特別措置法に基づく低未利用土地等確認申請書の審査・低未利用土地等確認書交付事務を行う	低未利用土地等確認申請書の申請者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
既成市街地等に準じる区域の証明発行事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和２年７月28日	租税特別措置法第３７条の５の適用を受けるために、申請に基づき、該当する土地が国土交通大臣の指定した既成市街地等に準じる区域内にあることの証明書を発行するもの。	証明申請者	○						
次世代道路網あり方委員会委員委嘱事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和４年１月７日 令和４年11月28日	次世代道路網あり方委員会設置要綱第３条に基づく委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	次世代道路網あり方委員会委員	○	○	○		○		
次世代道路網あり方委員会傍聴受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和４年１月14日 令和４年11月28日	次世代道路網あり方委員会傍聴要領に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	次世代道路網あり方委員会傍聴者	○						
立地適正化計画アドバイザリー会議委嘱事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和６年９月５日	さいたま市立地適正化計画アドバイザリー会議設置要綱第３条に基づく会員の任命及びこれに付随する事務を行う	立地適正化計画アドバイザリー会議会員	○	○	○		○		
立地適正化計画アドバイザリー会議傍聴受付事務	市長 都市局　都市計画部 都市計画課	令和６年９月９日	さいたま市立地適正化計画アドバイザリー会議傍聴要領に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う	立地適正化計画アドバイザリー会議傍聴者	○						
バリアフリー基本構想策定事務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	平成23年４月１日 令和４年４月１日	「さいたま市バリアフリー基本構想」の進行管理にあたり、さいたま市バリアフリー専門部会委員及びまちあるき勉強会参加者への事務連絡及び報酬等の支払いに関する個人情報の取得を行う。まちあるき勉強会に関しては、当日実施状況の写真を撮影し、冊子等に掲載する。	さいたま市バリアフリー専門部会委員及びまちあるき勉強会参加者	○		○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
バス対策事業におけるアンケート実施事務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	平成26年12月2日	現在運行しているコミュニティバス等の運行ルート沿線の市内在住者を対象に、利用状況に関する調査を実施する。対象者は、住民基本台帳からの無差別抽出により選定する。調査結果は、今後の施策や事業の推進に反映させる。	住民基本台帳から抽出した市内在住者	○				○		
東京都市圏交通計画協議会業務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	平成30年7月1日 令和4年10月31日	東京都市圏交通計画協議会においては、人や物の動きを捉え将来まちづくりや交通計画などを検討するための基礎資料を得ることを目的に、市内在住者を対象とするパーソントリップ調査や市内事業所機能を把握する物資流動調査を実施する。調査の結果は、様々なまちづくりの検討に活用する。	住民基本台帳から抽出した市内在住者及びその世帯構成員	○	○	○	○	○		
地域公共交通協議会運営事務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	平成30年3月1日	さいたま市地域公共交通協議会条例に基づき設置された、さいたま市地域公共交通協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。選任された委員については、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	地域公共交通協議会委員	○	○	○				
都市交通戦略推進委員会運営事務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	平成24年1月18日	さいたま市都市交通戦略推進委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。選任された委員については、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	都市交通戦略推進委員会委員	○	○	○				
さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会に関する事務	市長 都市局　都市計画部 交通政策課	令和6年8月1日	さいたま市総合都市交通体系マスタープラン改定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。選任された委員については、略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	都市交通戦略推進委員会委員	○	○	○				
さいたま市自転車等駐車対策協議会	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日 令和3年3月22日	放置禁止区域の指定及び変更その他自転車の放置防止対策に関する重要な事項について協議すること。学識経験者、自治会代表者、鉄道事業者等の関係団体、警察行政機関により構成される。	さいたま市自転車等駐車対策協議会委員	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営北与野駅北口地下駐車場事務	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日 令和4年11月25日	さいたま市営北与野駅北口地下駐車場条例に基づき、市が設置する有料の駐車場の管理・運営を行うもの。	定期駐車券交付申請者	○		○			○	
市営岩槻駅東口公共駐車場事務	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成16年4月1日 令和4年11月25日	さいたま市営岩槻駅東口公共駐車場条例に基づき、市が設置する有料の駐車場の管理・運営を行うもの。	定期駐車券交付申請者	○		○			○	
自転車利用に関するアンケート実施事務	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成26年10月15日	（仮称）さいたま自転車総合利用計画策定のデータ資料とするため、自転車利用に関するアンケート調査を実施する。調査結果は、今後の施策や事業の推進に反映させる。	住民基本台帳から抽出した市内在住者	○				○		
パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成27年8月1日 令和3年5月13日	市内に在住し、１歳以上かつ小学校就学の始期までの期間が１年以上ある幼児を２人以上養育する者に、自転車安全講習会への参加等を条件にパパ・ママ自転車安全推進サポーターに認定するとともに、３人乗り電動アシスト付自転車の購入費補助を行う。	パパ・ママ自転車安全推進サポーター事業申込者	○		○		○		
自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	令和4年2月18日	民間団体等が主催する自転車文化醸成に資するイベント等の事業に対して、市が後援するため、自転車文化醸成に資する事業に係るさいたま市後援事務取扱要領に基づき、後援に係る申請等事務を行う。	後援に係る承認申請者及び申請者が所属する団体役員	○	○					
さいたま市自転車等駐車場補助金事務	市長 都市局　都市計画部 自転車まちづくり推進課	平成13年5月1日	さいたま市内に民営自転車等駐車場を設置する者に対し、さいたま市自転車等駐車場補助金交付要綱に基づき建設補助金を交付する。	補助金交付対象要件を具備した申請者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
放置自転車追放ポスターコンクール事務	市長 都市局　都市計画部自転車まちづくり推進課	平成16年4月1日	啓発ポスターの作成を通じ、児童の放置自転車に対する関心を高めるとともに、各家庭から放置自転車追放の意識の高揚を図ることを目的とする。応募者全員に参加賞、入賞者には賞状及び記念品を贈呈する。参加作品は市内施設に展示し、入賞作品を啓発用ポケットティッシュ作成等に活用する際は、作者の公表も行う。	市内小学校在校生	○	○					
市の花普及事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市の花サクラソウの普及啓発を図るため、サクラソウの市内各所への展示、品評会を行っている。品評会の出品募集については、市報さいたまによる他、埼玉さくらそう会会員に案内をして、ＰＲを図っている。	埼玉さくらそう会会員及び品評会応募者	○	○			○		
記念樹の贈呈事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	昭和48年4月1日 令和4年4月1日	家庭の緑化を推進するため、婚姻・出生・新築の際に、記念樹として、苗木を贈呈する。配布方法は、それぞれ、引換券を用いて行い、また、配布者の中から抽出して無記名アンケートを実施する。	記念樹受領者	○				○		
「緑の基本計画」貸出事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	「緑の基本計画書」の貸出	貸出申出者	○						
埼玉県立安行武南自然公園の管理事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	昭和35年11月4日 令和4年4月1日	安行武南自然公園内において、埼玉県立自然公園条例に定める行為を行おうとする者は、その届を市に提出し、市は、意見を付して県に進達する。	埼玉県立自然公園条例に定める行為届出者	○						
ふるさと埼玉の緑を守る条例に係る事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	「ふるさとの景観地・森及び並木道」の指定事務として指定地域台帳の整備及び「区域内行為届出書」を受理する事務、県が開発行為者等と締結した「緑の管理協定書」、知事が委嘱した「緑の推進委員」の名簿及び「緑の推進委員」の活動に関する報告を県から収受する事務。	ふるさとの景観地等指定地の土地所有者等、緑の管理協定書締結者、緑の推進委員。	○	○	○		○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
荒川近郊緑地保全区域の管理事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	荒川近郊緑地保全区域内において、首都圏近郊緑地保全法に定める行為を行おうとする者から、その届出を受理する	法律に定める行為届出者	○						
市民緑地関係事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成7年4月1日 令和4年4月1日	市街地の平地林等について保全を図るため、都市緑地保全法に基づき、市が土地所有者と契約を結び、利用できる緑地として開放する。	市民緑地の土地所有者及び候補地の所有者	○		○		○		○
生産緑地及び特定生産緑地の指定・管理・解除事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成3年4月26日 令和4年5月18日	生産緑地法に基づき、生産緑地及び特定生産緑地の指定、管理及び解除事務を行う	生産緑地及び特定生産緑地（候補地を含む）の所有者及びその利害関係人	○		○			○	○
生産緑地の指定に関する意向調査事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成3年4月26日 令和4年4月1日	生産緑地法の施行時（平成３年４月）において、市街化区域内の農地を生産緑地として指定（都市計画決定）する際、当該区域内に農地を所有する者の意向を確認した。以後、市街化調整区域を市街化区域に編入する場合、当該区域内に農地を所有する者には、同様に実施する。	農地所有者。ただし指定を行った所有者は「生産緑地の指定管理解除」に含まれるのでここでは除外する	○				○		
ふるさと歩道管理事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	ふるさと歩道の維持管理事務を行うため、協力者の氏名・連絡先を収集し、謝金支払いのために利用する。	ふるさと歩道の協力者	○						
自然緑地及び保存緑地の指定保全事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどりの条例第６条に基づく保全区域としての指定を行うとともに、同条例第１１条の規定により助成措置を行い保全を図る。	自然緑地・保存緑地の所有者及び管理者並びに候補地の所有者	○		○		○		○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
緑地の取得事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	景観若しくは自然的環境に優れている緑地を取得し、もって市民全体の財産として恒久的に保全する。	景観若しくは自然的環境に優れている緑地の所有者	○	○	○		○		
みどりの街並みづくり助成受付事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成20年7月1日 令和5年3月9日	建築物及び公衆用道路に面する敷地の緑化を行う者に対して、緑化に係る経費の一部を助成する「みどりの街並みづくり助成事業」における、助成金交付申請書から助成金交付請求書に至る提出書類を受理及び審査する。	市民及び事業者	○		○		○		
さいたま市みどりの功労賞	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成21年9月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどりの条例第２３条に基づき、自主的に寄付行為又は活動を行う市民、緑化団体、事業者その他みどりの保全及び緑化の推進に寄与したと認められる者で、地域社会への功績が顕著であり、かつ、他の模範となる者に、さいたま市みどりの功労賞を贈り、その功労を表彰することが目的である。	市民	○	○					
みどり愛護会事務（どんぐりの里親）	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市みどり愛護会の事務局として、同推進会を適正に運営するためにボランティアを募集し、ボランティアの会員名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。また、里親を募集し、どんぐりの里親の名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。	ボランティア会員	○		○		○		
さいたま市花いっぱい運動推進会事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市花いっぱい推進会の事務局として、同推進会を適正に運営するために、ボランティアの会員名簿及び同会事業実施のための参加者名簿を作成し、必要な事務連絡等を行う。	ボランティア会員及び事業参加者	○						
さいたま市公園緑地協会補助金交付事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	公益財団法人さいたま市公園緑地協会が行っている生垣助成事業及び保存樹木奨励事業に対し適正に補助金を交付するために、当該事業に対する申請を受け付け審査を行う。	補助金交付申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
みどりの祭典事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成16年4月1日 令和6年3月13日	さいたま市みどりの祭典の事務局として、実行委員会を適正に運営するために、実行委員会委員名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。	実行委員会委員	○	○			○		
花とみどりのまちづくり審議会運営事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成17年11月2日 令和4年4月1日	みどりの条例に基づき設置された花とみどりのまちづくり審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員は名前と略歴を公表し、名簿は総務課及び秘書課へ報告する。	審議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		
講習会及びワークショップ等開催事務	市長 都市局　みどり公園推進部　みどり推進課	平成13年5月1日 令和5年11月10日	緑のカーテン講習会及びワークショップ等を開催するにあたり、参加者を市報や市ホームページで募集し、抽選等により参加者を決定し結果通知を送付する。	講習会及びワークショップ等申込者、講師	○		○				
見沼田圃土地利用申出事務	市長 都市局　みどり公園推進部　見沼田圃政策推進課	平成13年5月1日 令和5年11月10日	見沼田圃内で土地利用を行う場合は、「見沼田圃の保全・活用・創造の基本方針」にのっとり、土地利用申出書を県又は市に提出することになっており、県又は市で土地利用申出書を受付後、その土地利用申出に基づき市の関係各課との調整を図り、事務処理を行う。	見沼田圃内の土地利用申出者、申出者の親族、申出代理者、工事施工者、土地所有者、申出地の隣地土地所有者	○		○		○		
見沼田圃に関する市民協働事業等事務	市長 都市局　みどり公園推進部　見沼田圃政策推進課	平成19年10月1日 令和4年4月1日	見沼田圃において市民と協働で行う事業等における、応募者や参加者への情報提供等	申込者等	○	○			○		
見沼田圃基本計画に係る事務	市長 都市局　みどり公園推進部　見沼田圃政策推進課	平成29年6月26日 令和4年4月1日	さいたま市見沼田圃基本計画とそのアクションプランの策定・推進にあたり、各種アンケートや調査の実施、説明会等を開催するため、アンケートの回収や説明会の参加希望者の募集等を行う。	対象者、申込者等	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
見沼田んぼ桜回廊サポーター制度運用事務	市長 都市局　みどり公園推進部　見沼田圃政策推進課	令和２年12月15日 令和４年４月１日	見沼田んぼ桜回廊サポーター制度の運用及びサポーターへの情報提供等	見沼田んぼ桜回廊サポーター制度申込者	○	○			○		
公園建設用地の取得事務	市長 都市局　みどり公園推進部　染谷・加田屋地区整備室	令和４年４月１日	公園予定地土地所有者との用地取得交渉及び取得に伴う登記手続きの事務を行う。	土地所有者	○		○				
公園・広場等の計画・整備事務	市長 都市局　みどり公園推進部　染谷・加田屋地区整備室	令和４年４月１日	公園・広場等の整備に当たり、関係者の意見や要望等を踏まえ、計画・設計等を行う。	周辺住民等の関係者	○		○		○		
公園建設用地の取得事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	公園予定地土地所有者との用地取得交渉及び、取得に伴う登記手続きの事務を行う。	土地所有者	○		○				
公園予定地占用許可事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	さいたま市都市公園条例に基づく占用物件の設置許可を行う。	占用許可申請者。	○						
公園予定地行為許可事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年５月１日 令和４年４月１日	さいたま市都市公園条例に基づく、行為許可を行う。	行為許可申請者。	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
民間児童遊園地等整備事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年5月1日 令和4年11月9日	土地所有者の協力により地元自治会が設置し、管理運営を行う児童遊園地等に対し、必要な助成措置を講じ、その整備促進を図る。	民間児童遊園建設用地土地所有者。	○		○				
公園業務委託契約事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	さいたま市都市公園条例に基づく、公園施設及び公園予定地に関する委託契約。	委託契約業者	○		○				
都市公園等の計画・整備事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市公園等の整備・修繕・改修に当たり、関係者等の意見や要望などを踏まえ、計画・設計等を行う。	周辺住民等の関係者	○				○		
さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会事務	市長 都市局　みどり公園推進部　都市公園課	令和3年7月1日 令和4年4月1日	都市公園法に基づき、公募対象公園施設設置等予定者の選定に関する事項について審議する。	さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の委員	○	○	○				
生産緑地に係る証明事務	市長 都市局　みどり公園推進部　北部公園整備課	平成3年4月26日 令和4年4月1日	生産緑地であるか否かについての証明を行うこと	証明を願う者	○						
風致地区内行為許可事務	市長 都市局　みどり公園推進部　北部公園整備課	平成14年4月1日 令和4年4月1日	都市における良好な自然的景観の維持を図るため、風致地区内において許可が必要な行為をしようとする者からさいたま市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づき行われる申請を受け付け、審査し、適正に許可を行うもの	風致地区内での行為の許可申請をした者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
納税猶予に関する証明及び確認事務	市長 都市局　みどり公園推進部　北部公園整備課	平成13年5月1日	租税特別措置法に基づき、農地の贈与税・相続税の納税猶予制度に係る証明の申請を受け付け、適正に証明書を発　行する。	申請者	○						
緑化推進協議及び完了報告・検査に関する事務	市長 都市局　みどり公園推進部　南部公園整備課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	みどり豊かで潤いのある環境の形成を図るため、さいたま市みどりの条例第19条、第20条の規定により、開発事業者等が行う敷地内の緑化及び緑化推進協議及び完了報告等を受け付け、協議や検査を行う。	緑化推進協議の届出者	○		○				
まちづくり専門家派遣事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成13年5月1日 平成25年5月16日	「さいたま市まちづくり専門家派遣要綱」に基づき、まちづくり活動を行うグループからの専門家派遣申請を受け付け、審査し、市に登録しているまちづくり専門家をグループの集会や研究会等に派遣する。	まちづくり専門家登録申請者及び登録者、まちづくりグループ構成員	○	○	○		○		
まちづくり支援補助金交付関係事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成13年5月1日	市民の自主的なまちづくり活動を促進するため、さいたま市まちづくり支援補助金交付要綱に基づき、市街地の計画的な整備を推進しようとする団体から補助金申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	申請団体の構成員	○	○	○	○	○		
まちづくり相談関連事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成13年5月1日	まちづくりに関する相談を受け付け、まちのルールづくりや計画的な市街地整備等について、まちづくり支援制度の案内等を行っている。	相談者	○	○	○		○		
旧啓発地区関連資料取扱事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成13年5月1日	過去に実施されていた土地区画整理事業の啓発に係る資料を保管し、問い合わせ等に活用する。	土地区画整理事業啓発地区内関係権利者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
土地・建物権利者調査事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成21年8月13日	土地区画整理事業長期未着手地区の解消に向けて、新たなまちづくり方針等を地区住民との協働によって検討するため、関係権利者との権利内容を収集し、周知等に活用する。	土地区画整理事業長期未着手地区内の関係権利者	○		○		○		
与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープラン推進事務	市長 都市局　まちづくり推進部　まちづくり総務課	平成27年11月30日	与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランに位置付けられた『中央区役所周辺をはじめとした３拠点の強化』の実現に向け、地域住民との協働による検討や、関係権利者への周知等に活用する。	与野本町駅周辺権利者、ワークショップ参加者等	○		○		○		
補助金等交付事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	所管する市街地開発事業及び都市再生整備計画事業等における補助金等の申請並びに交付を行い、事業の推進を図る。	地区内権利者	○	○	○		○		
建築行為等許可事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	大都市法第７条及び土地区画整理法第７６条等の建築行為等の許可事務及び区画整理地内における開発行為等事前協議指導事務	区画整理地内における建築行為等申請者	○		○		○		
土地区画整理事業に関する清算事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成12年4月1日 平成31年4月1日	換地を定めたことにより生ずる不均衡（換地を定めなかったことによるものを含む）を清算するため、土地区画整理法に基づき、清算金の決定、通知、徴収・交付、滞納処分、管理等を行う。	地区内権利者	○		○		○		
土地区画整理事業に関する設計、計画事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成28年1月7日 平成31年4月1日	土地区画整理事業を施行するため、地区内の権利状況を把握し、換地設計、換地計画、事業計画、実施計画等の各種設計及び計画を策定する。また、策定にあたっては、土地区画整理法に基づき、公衆の縦覧や利害関係者の意見書の受付を行う。	地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
個人及び組合施行の土地区画整理事業認可及び管理事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理法に基づき、個人及び組合による土地区画整理事業の施行、計画等の認可を行い、施行にあたり必要となる連絡調整等を行う。また、認可にあたっては、同法に基づき公衆の縦覧や利害関係者の意見書の受付を行う。	地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○		○		○		
土地区画整理事業の施行に関する取扱事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理事業の施行に伴う、権利者への各種通知、建築物等の移転又は除却に対する補償、公共施設及び宅地の整備、保留地の売買及び事業地の管理等を行う。また、事業施行にあたり、円滑な事業の推進を図るため、必要に応じて、権利者の意向確認等を含めた地元調整を行うとともに事業に関する情報の提供を行う。	地区内権利者、事業関係者	○	○	○	○	○		
土地区画整理事業に関する各種証明事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日	土地区画整理事業に伴う換地等の諸情報について、申請者の求めに応じ、各種証明を行う。	申請者	○						
土地区画整理事業に関する審議会運営事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日 令和5年7月5日	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する特定の事項について審議するため、土地区画整理法に基づき、委員の選挙又は選任を行い、必要な連絡調整等を行う。	委員、選挙人、学識経験者、委員候補者	○	○	○		○		
土地区画整理事業に関する評価員設置事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日	土地及び土地について存する権利の価額等の評価ついて、意見の聴収を行うため、土地区画整理法に基づき、委員の選任を行い、必要な連絡調整等を行う。	評価員	○	○	○		○		
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日 令和5年7月5日	土地区画整理法に基づき、施行地区内での建築行為に対する許可を行う。また、許可あたっては、建築行為等が事業の施行の障害となるかを判断するため、事前相談及び事前協議を行い、必要に応じて申請に対する意見を行う。	申請者、関係権利者、代理人	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
土地区画整理事業の施行地区内における開発行為の事前協議指導事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成31年4月1日	都市計画法に基づいて、施行地区内で行われる開発行為の協議等を行う。	開発行為申請者、関係地権者	○		○				
市街地再開発事業に関する認可等業務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	令和3年7月1日 令和6年12月16日	都市再開発法に基づき、市街地再開発事業の認可、許可及び施行にあたり必要となる連絡調整等を行う。	申請者、地区内権利者、縦覧者、意見書提出者	○	○	○	○	○		
市街地再開発事業に関する各種証明の交付等	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	令和3年7月1日	市街地再開発事業に関する各種証明の交付等を行う。	各種証明の申請者	○	○			○		
都市再生特別措置法に関する認定等事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	令和3年7月1日	都市再生特別措置法における都市利便増進協定及び都市再生推進法人の認定等を行う。	申請者	○	○					
租税特別措置法施行令に関する認定事務	市長 都市局　まちづくり推進部　市街地整備課	平成14年3月27日	租税特別措置法施行令に基づく特定民間再開発事業及び地区外転出事情の認定を行う。	申請者、地区内権利者、建築主	○		○		○	○	
市補助金交付関係業務	市長 都市局　まちづくり推進部　区画整理支援課	平成12年4月1日 令和3年6月1日	区画整理事業に伴う契約、補償金支払いなどの業務	補償対象者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
西大宮駅周辺整備に関する事務	市長 都市局　まちづくり推進部　日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成20年4月1日	西大宮駅周辺整備に関し、地権者との打合せ、意向把握・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	地権者等	○		○		○		
道路整備事業関連事務	市長 都市局　まちづくり推進部　日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成18年4月1日	道路整備を行うため、地権者の確認、補償交渉及びその手続き、道路用地斡附申請等を必要とするため。	地権者	○	○	○		○		
まちづくり協議会関連事務（日進駅周辺）	市長 都市局　まちづくり推進部　日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成16年4月1日	まちづくり協議会の会議を開催するために必要な事務連絡等を行う。	協議会の会員	○						
指扇土地区画整理事業地区外アクセス道路整備事業	市長 都市局　まちづくり推進部　日進・指扇周辺まちづくり事務所	平成28年8月12日	西大宮駅の南口側は駅へ直結する幹線道路がなく狭隘であることから、交通利便性が劣悪であるため、アクセス道路を整備するもの。これに関して、測量調査や地権者との交渉、意向調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	アクセス道路予定区域関連地権者	○	○	○	○	○		
指扇土地区画整理事業地区内の公園整備事業	市長 都市局　まちづくり推進部　日進・指扇周辺まちづくり事務所	令和5年10月26日	指扇土地区画整理事業地区内に計画予定の街区公園について、地域住民との意見交換等を行い、公園整備の推進を図る。	土地区画整理権利者、近隣住民、公園利用予定者	○	○		○	○		
地元対応事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和東部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	浦和東部・岩槻南部地域整備推進事業地内に係る権利者及び権利者組織との打合せ・意向把握・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	権利者、関係住民	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
権利者情報取扱事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る権利者の権利内容等を把握し、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者	○		○				
地元対応事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 令和4年11月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る権利者、権利者組織などと打合せ・調整等の事務を行い、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者、自治会長、商店会長	○	○	○		○		
建築行為対応事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業区域内における建築行為等の事前調整を行う。また建築に際しての申請・届出等の取扱事務を行い、事業の円滑な推進を図る。	市街地開発事業権利者	○	○	○				
代替地情報取扱事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成30年5月22日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る代替地情報を収集、活用することで、事業の推進を図る。	代替地提供者	○		○				
用地取扱事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る用地取得・売却に関する手続事務を行い、事業の推進を図る。	用地取得者・売却者	○		○				
補助金等交付事務	市長 都市局　まちづくり推進部　浦和西部まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	武蔵浦和、西浦和各駅周辺市街地開発事業に係る補助金・交付金等の交付に係る手続事務を行い、事業の推進を図る。	市街地開発事業権利者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
事業用地及び事務所施設使用許可事務	市長 都市局　まちづくり推進部　与野まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	事業用地及び事務所施設使用許可証の発行事務。	申請者	○						
与野駅西口地区まちづくり協議会事務	市長 都市局　まちづくり推進部　与野まちづくり事務所	平成13年5月1日 平成19年4月1日	土地区画整理事業推進のため、与野駅西口地区まちづくり協議会事務局事務を行なう。	会員	○						
与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会の運営支援業務	市長 都市局　まちづくり推進部　与野まちづくり事務所	平成28年11月20日	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会の運営支援を行うため会員の連絡調整等の事務を行う。	与野本町駅周辺地区まちづくり推進協議会会員	○			○	○		
歴史を伝える本町通りのまちづくり	市長 都市局　まちづくり推進部　与野まちづくり事務所	令和3年10月18日 令和4年2月28日	与野本町通り街並みづくり会議の運営支援を行うため、参加者の連絡調整等の事務を行う。	与野本町通り街並みづくり会議参加者	○			○	○		
岩槻歴史街道事業	市長 都市局　まちづくり推進部　岩槻まちづくり事務所	平成26年11月13日 令和3年6月1日	岩槻駅周辺地区の地域資源を活用しながら、住民等と市の協働でまちの魅力を向上させ、にぎわいの創出を目指し”まちなみづくり“と“みちづくり”に取組みます。	岩槻歴史街道の沿道住民等	○				○		
浦和駅周辺まちづくりビジョンに関連するまちづくりの推進事務	市長 都市局　都心整備部　都心整備課	令和6年5月15日 令和6年6月24日	浦和駅周辺まちづくりビジョンに関連するまちづくりを推進するため、ｱﾝｹｰﾄ実施やシンポジウム等の開催・運営を行い、市民・事業者等のまちづくりへの参画を促進するとともに、公民連携のまちづくりを推進する	シンポジウム等の出席希望者及び公民連携のまちづくり参画者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
新都心ボランティア	市長 都市局　都心整備部 都心整備課	平成15年5月1日	さいたま新都心ふれあいプラザに登録するさいたま新都心バリアフリーまちづくりボランティアの取りまとめ及び参加者の保険申請等。	アンケート回答者、ボランティア登録者及び行事参加希望者等	○	○		○	○		
さいたま新都心将来ビジョンに関連するまちづくりの推進事務	市長 都市局　都心整備部 都心整備課	令和4年12月3日	さいたま新都心将来ビジョンに関連するまちづくりを推進するため、アンケート等の実施を行い、市民・事業者へのまちづくりへの参画を促進するとともに、公民連携のまちづくりを推進	アンケート回答者、ボランティア登録者及び行事参加希望者等	○	○	○	○	○		
氷川の杜まちづくり協議会運営事務	市長 都市局　都市整備部 氷川参道対策室	平成21年4月1日	氷川の杜まちづくり協議会の事務局運営のため、必要な事務連絡等を行い、協議会活動を支援する。	氷川の杜まちづくり協議会会員	○						
氷川参道歩行者専用化検討協議会運営事務	市長 都市局　都市整備部 氷川参道対策室	平成26年4月1日	氷川参道歩行者専用化検討協議会設置要綱に基づき設置される協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡及び報償費の支払い等を行う。	氷川参道歩行者専用化検討協議会委員	○	○	○				
大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進	市長 都市局　都心整備部 東日本交流拠点整備課	平成28年8月15日 令和6年4月1日	「大宮駅グランドセントラルステーション化構想」を推進するにあたり、シンポジウムの講師や会議などの委員やオブザーバー等の事務連絡を実施するため。また構想に関するアンケート等により市民意見を聴くとともに、会議等の傍聴者受付を行うため。また、地籍調査などにおける土地所有者等の調査及び地籍境界調査票等の管理を行うため。	会議などの委員、委員代理出席者及びオブザーバー、傍聴者、大門町1丁目・2丁目、仲町1丁目・2丁目、宮町1丁目・3丁目4丁目・5丁目、錦町などに土地や建物等を所有する関係者など	○	○	○	○	○		
田島大牧線道路整備工事等取扱事務	市長 都市局　都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所	平成19年6月22日	街路整備事業のため、所管する田島大牧線（高砂工区）に関わる用地取得等及び道路整備工事を行う。	当該事業権利者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
浦和駅西口南再開発事業推進事務	市長 都市局　都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所	昭和62年2月1日 令和1年10月17日	事業の推進を図るため、所管する再開発事業における権利者及び権利の所有形態を把握する。	当該事業権利者	○						
浦和西口停車場線道路整備工事等取扱事務	市長 都市局　都心整備部 浦和駅周辺まちづくり事務所	平成23年4月1日	街路整備事業のため、所管する浦和西口停車場線に関わる用地取得等及び道路整備工事を行う。	当該事業権利者	○						
民間共同開発支援等業務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成12年4月1日 令和6年5月27日	補助金の審査や事業推進等の際に必要なため。	地区別関係権利者	○	○	○		○		
事業用地取得及び道路整備業務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成12年4月1日 令和4年11月18日	事業用地の取得・補償及び道路整備に伴い、契約・支払・連絡等の業務を行なうため。	売買・補償契約等の相手方	○		○		○		
大宮駅東口まちづくり団体関連業務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成13年5月1日 令和6年5月27日	大宮駅東口におけるまちづくり団体等において、まちづくり支援補助金申請、完了実績報告書、請求書等の処理及び勉強会等加入者の会員名簿等の活用により、地域のまちづくり事業の円滑な執行を図る。	大宮駅東口におけるまちづくり団体の会員	○	○	○				
まちづくりに関する情報発信事務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅東口まちづくり事務所	平成29年10月13日	大宮駅周辺のまちづくり団体、自治会、商店会等に所属する方を対象に、大宮駅周辺地区のまちづくりに関する情報や、その他まちづくりに関連したイベントなどの情報提供事務を行う。	大宮駅周辺のまちづくり団体、自治会、商店会等に所属する方	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
大宮駅西口空中歩廊に関する事務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成12年4月1日 令和3年4月1日	空中歩廊指導基準に規定する空中歩廊の適切な保守・管理のため、空中歩廊の所有者（管理者）の把握を行う。	当該施設の権利者（管理者）	○	○					
大宮駅西口第三地区市街地再開発事業等推進	市長 都市局　都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成23年4月1日 平成28年10月7日	所管する市街地再開発事務等に係る権利者及び権利内容等を把握し、事業の推進を図る	当該事業権利者等	○	○	○		○		
大宮駅西口第五地区まちづくり推進事務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成30年4月1日	所管する地区内の権利者及び権利内容等並びに意見・要望を把握し、事業の推進を図る。	当該地区内権利者等	○	○	○		○		
都市計画道路上落合桜木線整備事業に関する事務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成31年3月19日	さいたま都市計画道路事業3・3・108号上落合桜木線(都市計画法による都市計画道路)の整備を目的として、地権者の確認、補償交渉及びその手続き等を行うもの。	当該事業権利者	○	○	○	○	○		
大宮停車場大成線の再整備事業に関する事務	市長 都市局　都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	平成30年1月25日	都市再生整備計画に基づき、道路(大宮停車場大成線)整備を目的として、地権者の確認、補償交渉及びその手続き等を行うもの。	当該事業権利者	○	○			○		
屋外広告物許可事務	市長 都市局　北部都市計画事務所　都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	良好な景観を形成し、黙示は風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物を表示し、又は掲出しようとする者からさいたま市屋外広告物条例に基づき行われる申請を受け付け、審査し、適正に許可を行うもの	屋外広告物の許可申請者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
景観法及びさいたま市景観条例に基づく届出	市長 都市局　北部都市計画事務所　都市計画指導課	平成22年10月1日 令和4年4月1日	親しみ及び愛着を感じ、かつ、誇りを持つことができる優れた都市景観の形成を図るため、一定規模以上の建築物の建築、物件の堆積等を行う者から景観法及びさいたま市景観条例に基づき行う届出を受け付け、適正に処理するもの	届出者	○						
駐車場法に基づく路外駐車場の届出処理	市長 都市局　北部都市計画事務所　都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	道路交通の円滑化並びに都市の機能の維持及び増進を図るため、路外駐車場を設置する者から駐車場法に基づき行う届出を受け付け、適正に処理するもの	届出者	○						
駐車施設附置届出処理事務	市長 都市局　北部都市計画事務所　都市計画指導課	平成15年4月1日 令和4年4月1日	さいたま市建築物駐車施設の附置に関する条例に基づき、建築物における自動車又は自動二輪車の駐車のための施設の附置を行う者からの届出を処理する。	届出者	○						
都市計画証明事務	市長 都市局　南部都市計画事務所　都市計画指導課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	申請に基づき、都市計画法等における区域区分、用途地域等の証明を行う。	都市計画証明申請者	○						
都市計画法第５３条申請受付事務	市長 都市局　南部都市計画事務所　都市計画指導課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	都市計画法第５３条第１項の規定に基づき、建築の許可申請等を受け付け、許可等の事務を行う。	都市計画法第５３条申請者	○						
都市計画法第５８条の２の規定による届出等の処理事務	市長 都市局　南部都市計画事務所　都市計画指導課	昭和58年10月15日 令和4年4月1日	都市計画法第５８条の２の規定に基づき、地区計画の区域内における、土地の区画形質の変更、建築物の建築その他政令で定める行為等の届出を受け付け、適合の審査等の事務を行う。	届出者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
公共事業評価審議会委嘱事務	市長 建設局　技術管理課	令和１年11月１日	さいたま市公共事業評価審議会第２条及び第３条に基づく委員の任命及びこれに付随する事務を行う。	さいたま市公共事業評価審議会委員	○	○	○		○		
公共事業評価審議会傍聴受付事務	市長 建設局　技術管理課	令和１年11月１日	さいたま市公共事業評価審議会傍聴要領に基づき公開された会議の傍聴者の受付を行う。	さいたま市公共事業評価審議会傍聴者	○						
公有地の拡大の推進に関する法律に係る事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成13年５月１日 令和６年５月27日	土地所有者から法の規定に基づく届出及び申出の申請を受け付け、公共事業関係所管へ照会し、買取り希望の有無について土地所有者に通知する。	土地所有者	○		○				
建設局指定管理者審査選定委員会運営事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成26年４月１日	さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された建設局指定管理者審査選定委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は原則非公開とする。選任された委員については名前を公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
スマイルロード整備事業	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成15年４月１日	安全で快適な道路環境の向上を早期に図るため、スマイルロード整備事業に関する要綱に基づき、沿線住民などからの要望により、道路の整備や修繕を行う。	要望路線の沿線権利者	○		○		○		
暮らしの道路整備事業	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成15年４月１日	安全で快適な道路環境の向上を早期に図るため、暮らしの道路整備事業に関する要綱に基づき、沿線住民などからの要望により、４m未満の道路の拡幅整備を行う。	要望路線の沿線権利者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
私道舗装等整備費用助成事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成13年5月1日	市道として認定することが困難な私道の舗装等整備を行う者に対し、費用の一部を助成し交通安全の確保と市民の生活環境の向上に資する。	私道舗装の申請者及び私道の権利者等	○		○				
さいたまロードサポート制度に関する事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成22年4月1日	さいたま市ロードサポート制度実施要綱に基づき、さいたま市が管理する道路においてボランティアにて清掃美化活動を行う住民団体の登録及び支援を行う。	申請者及びその構成員	○				○		
各種要望処理に関する事務	市長 建設局　土木部　道路環境課	平成22年4月1日	住民からの草刈り、清掃、補修等の要望を受け、対応する。	要望者	○				○		
建築行為等許可申請事務	市長 建設局　土木部　広域道路推進室	令和2年3月13日	都市計画法第６５条第１項の規定に基づき、都市計画道路事業地内の建築の許可申請等を受け付け、審査事務を行う。収集した建築の許可申請等に関する情報は、建築等の許可の審査を行うため、国等と共有する。	新大宮上尾道路の都市計画道路事業地内に係る建築行為等申請者	○		○				
都市計画道路に係る土地収用法に関する事務	市長 建設局　土木部　道路計画課	平成13年5月1日	国、県、公団等が施行する都市計画道路等の土地収用法に係る立会、告示、縦覧等	都市計画道路等の整備に係る権利者及び関係者	○	○					
建築行為等許可事務	市長 建設局　土木部　道路計画課	平成13年5月1日 令和3年6月1日	都市計画法第６５条第１項の規定に基づき、都市計画道路内の建築行為の許可をすること	都市計画道路内の建築行為等申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
苦情処理に関する事務	市長 建設局　土木部　河川課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	住民からの草刈り、及び小破補修等の要望を受け記録し、対応する。	要望者	○				○		
建設工事等請負契約事務	市長 建設局　土木部　河川課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	河川整備に関する補償・工事・委託契約関係等に対しての処務のため	建設工事等請負者	○	○	○		○		
建築・開発紛争あっせん、調停に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	中高層建築物の建築及び大規模開発行為等により生ずる紛争についてあっせん、調停を行う。	紛争当事者及び調停委員会委員	○	○	○		○		
紛争防止条例に係る届出、報告等関連事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	中高層建築物の建築及び大規模開発行為等の計画及び工事内容を事前に影響を与える近隣住民に説明を行ない周知させる。	紛争防止条例の適用を受ける事業者、設計者等及び近隣関係者、近隣説明報告書の閲覧申請者	○	○	○		○		
建築審査会に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和3年3月12日	建築基準法に基づき設置された建築審査会に係る許可に関する同意、不服申立て等の事務処理を行う。	審査会議案対象者、審査請求に係る関係者、審査会傍聴者、審査会委員	○	○	○		○		
住宅用家屋証明発行事務及び調整事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	個人が新築し、または取得した自己の居住に供する家屋が、租税特別措置法施行令第４１条、第４２条第１項の規定に該当するものである旨の証明をする。この証明書により所有権の保存や移転登記等の際に個人が負担する登録免許税が軽減されるものである。登記事項証明書、売買契約書、住民票等により審査を行い発行する。	住宅を新築し、または取得し自己の住宅の用に供した個人	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
耐震改修促進法に係る認定事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 平成25年11月25日	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の耐震改修の計画の認定・建築物の地震に対する安全性に係る認定・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定を行うこと。	耐震改修促進法に係る認定申請者	○		○		○		
既存建築物耐震補強等助成事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和4年5月18日	さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱に基づき、耐震診断・耐震補強設計・耐震補強工事・建替え工事・除却工事にかかる費用の一部を建築物の所有者に対し、助成する。	既存建築物耐震補強等助成金交付申請者	○		○		○		
ホテルの建築に関する調整事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	ホテル等建築適正化条例に基づく申請に対して同意の可否を決定する。	事業者、設計者等及びホテル等建築審議会委員	○	○	○				
バリアフリー法に基づく認定に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成15年4月1日 平成18年12月20日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	特定建築物の建築計画の認定申請者、維持保全に関する所有者、管理者、維持保全責任者	○	○					
被災建築物の応急危険度判定に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成16年11月26日 平成17年4月1日	地震発生後、災害対策本部の決定によりボランティア活動により行う応急危険度判定	埼玉県被災建築物応急危険度判定士の内さいたま市在住者	○	○					
福祉のまちづくり条例に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成16年4月1日 平成17年4月1日	建築物の計画について福祉のまちづくり条例に基づきバリアフリーに対応した審査・指導	福祉のまちづくり条例の適用を受ける事業者及び設計者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
葬祭場建築指導要綱に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成14年10月25日 令和3年4月1日	葬祭場建築等に伴う紛争を未然に防止し、地域の良好な生活環境の形成に資すること	葬祭場等の建築主等、紛争の調整又は相談の申出人及び葬祭場建築紛争相談員	○	○	○		○		
建築物のアスベスト含有建材使用実態調査	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成17年8月18日 令和4年4月1日	既存民間建築物のデータベースに基づき、アスベスト含有建材の使用実態を調査する。調査によりアスベストが飛散するおそれがある場合には、所有者等に対し適切な除去、封じ込め等の対策を行なうよう指導する。また、調査データは建築基準法、都市計画法及びリサイクル法に基づく事務に活用可能な基礎資料とする。	昭和２５年から平成１８年までに建てられた既存民間建築物の所有者	○		○				
建築物環境配慮計画の届出受理等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	さいたま市生活環境の保全に関する条例に基づき、建築物環境配慮計画の届出受理等に関する事務を実施し、必要に応じて助言又は勧告を行うもの。	建築主（個人届出人）、設計者	○						
埼玉県建築物バリアフリー条例の認定事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）第１０条に基づく認定	埼玉県建築物バリアフリー条例の認定申請者（個人建築主等）	○						
民間建築物アスベスト除去等補助金交付事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成19年4月1日	市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、吹付けアスベストの分析調査及び除去等事業を行う民間建築物の所有者等に対し、費用の一部を補助金として交付するもの。	アスベスト除去等補助金交付の申請者（個人所有者等）	○		○				
既存ブロック塀等改善事業助成金交付事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成31年4月1日	道路等に面し、個人等が所有する危険なブロック塀等を改善するため、さいたま市既存ブロック塀等改善事業助成金交付要綱に基づき、ブロック塀等の所有者からの助成金申請を受け付け、審査し、適正に助成金を交付する。	助成金申請者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
ワンルーム形式集合住宅の建築に関する事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成14年4月1日	良好な居住環境の確保のため、ワンルーム形式集合住宅の建築計画及び管理について必要な事項を定め、管理規約とともに管理人の氏名等の提出を求める。	ワンルーム形式集合住宅の管理人	○	○					
建築物省エネ法の適合性判定等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成29年4月1日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき申請された計画書等が建築物省エネ法の省エネルギー基準に適合しているか確認すること。	建築主（個人申請人等）、設計者	○	○					
建築物省エネ法の届出受理等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成29年4月1日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、届出された計画書等が、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかを確認し、必要に応じて指導又は指示を行うこと。	建築主（個人届出人等）、設計者	○	○					
建築物省エネ法の認定等に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成28年4月1日	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、エネルギー消費性能向上及び、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定計画の認定を行うこと。	建築主（個人申請人等）、設計者	○	○					
耐震シェルター等設置支援事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成22年4月1日	さいたま市耐震シェルター等設置支援事業要綱に基づき、木造住宅に耐震シェルター等の設置にかかる費用の一部を木造住宅の所有者に対して助成する。	耐震シェルター等設置助成金交付申請者	○		○		○		
木造住宅耐震診断員派遣事業に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	平成21年4月1日	さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱に基づき、申請があった木造住宅の所有者に対して耐震診断員を派遣する。	木造住宅耐震診断員派遣事業に係る事務	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
マンションの建替円滑化法の認定に係る事務	市長 建設局　建築部　建築総務課	令和3年12月15日	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく除却の必要性に係る認定	認定申請者（管理者等）、調査の実施者	○	○					
特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の定期報告事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 令和3年1月1日	特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の安全性を維持するため、建築基準法第12条に基づいてその状況を特定行政庁に報告する。	特定建築物・建築設備・防火設備・昇降機等の所有者、管理者及びその安全性を調査する者	○	○	○				
建築物に係る許認可事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	建築基準法等に基づき申請された許認可申請等が建築基準関係の法律に適合しているか否か審査し許可すること。	許認可申請等申請者及び設計者	○	○	○		○		
建築基準法に基づく届出及び統計事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 令和3年1月1日	建築基準法等に基づき提出された建築工事届等の受理、建築統計の作成及び関係書類の保管を行う。また、県を通し国へ報告を行う。	確認申請の申請者等	○		○		○		
建築確認事前相談事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	建築主等が、建築物の特殊性等により、確認申請を行なう前に、法的解釈、事例、判例などに基づき、計画している建物等が法的に適合する等の判断を求めるため。	事前相談者	○	○					
違反建築物に対する指導、是正事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	建築基準法上の違反建築物、工作物について調査、取締、指導を行うこと。	違反建築物関係者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
建築基準法に基づく報告及び統計資料の提出	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	国土交通大臣等に建築基準法の施行に関して必要な報告及び統計資料の提出を行う。	報告該当者	○						
防災査察事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日	一定規模の施設の避難及び防災上等の安全性に関し、現地において調査し、法的に不適合、適合の判断を行い、不適合部分においては改善等の指導を行う。（所有者等に）	施設所有者	○						
建築協定に係わる事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	建築基準法に基づく建築協定の認可に係わる業務を行う。	建築協定の申請者	○		○				
風俗営業の許可に伴う建築物の査察	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成14年5月15日 令和3年1月1日	建築基準法第８条に基づく建築物等の維持保全に関する業務	風俗営業許可申請者	○						
建築計画概要書データベース作成業務	市長 建設局　建築部　建築行政課	令和1年8月7日 令和4年4月1日	建築基準法に定められた、建築計画概要書の閲覧及び、その交付事務の効率化を図るために、地理情報システム上の地図と、建築計画概要書を紐づけた、建築計画概要書データベースを構築する。また、データベースは建築基準法、都市計画法に基づく事務に活用可能な基礎資料とする。	確認申請の建築主等	○						
指定道路図に係る事務	市長 建設局　建築部　建築行政課	平成20年4月1日	建築基準法上の道路に関する情報を整備するため、同法の規定による、第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項、第3項又は法第68条の7第1項の規定により指定された道路及び、法第42条第1項第1号、第2号若しくは第3号に規定する道路又は、法第43条第2項による道及び空地に関し、同法施行規則第10条の2に基づく指定道路図の作成及び更新を行う。	建築基準法の規定により指定された道路及び、同法第43条第2項による道及び空地の関係権利者等。	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営住宅借地管理事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	市営住宅敷地の賃貸借契約、経緯、また借地の返還に関する事務	用地の借地・所有者	○		○				
市営住宅管理事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	住宅困窮者に対し、市営住宅を低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定を図る。入居者の公募、入居審査、家賃決定、家賃収納から退去に至るまでの入居者及び施設の管理を行う。	市営住宅の応募者、入居者、退去者及び保証人	○	○	○	○	○	○	
浸水住宅改良資金融資	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	常時居住する専用住宅等で浸水被害を改良するための資金を融資する業務	浸水する専用住宅等を改良しようとし資金融資を申し込む者	○		○		○		
優良住宅認定事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	租税特別措置法に基づく、優良住宅認定申請の審査・認定の事務を行う。	優良住宅認定申請者	○				○		
マンション管理専門相談事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成16年1月1日 令和3年4月1日	市内のマンションの管理の適正化を推進するため、マンション管理に関する相談窓口を設置し、相談者に対し、専門家（マンション管理士等）による法律上のアドバイスを行う。また、相談内容は専門家から報告を受け、記録する。	相談者	○				○		
高齢者向け優良賃貸住宅認定及び家賃減額補助金交付関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成15年4月1日 令和3年4月1日	高齢者の安全で安定した居住の確保を図るため、高齢者向け優良賃貸住宅認定申請の審査・認定等の事務及び家賃減額補助金の交付事務を行う。	申請者及び入居者	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成15年6月1日 令和3年4月1日	マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく、申請受付・審査・認可等の事務を行う。	申請者及び当該マンションの居住者	○				○		
長期優良住宅建築等計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成21年6月4日 平成28年4月1日	長期優良住宅の普及の促進に関する法律等に基づく、市による申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導並びに国及び市による情報提供その他法律の適正な運用に必要となる事務	申請者	○				○		
低炭素建築物新築等計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成24年12月4日 平成28年4月1日	都市の低炭素化の促進に関する法律等に基づく、市による申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導並びに国及び市による情報提供その他法律の適正な運用に必要となる事務	申請者	○				○		
さいたま市入居支援制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成13年9月1日 平成30年4月1日	住宅の確保が困難な高齢者世帯等に対し、民間賃貸住宅への入居を促進するため、さいたま市入居支援制度実施要綱に基づき、申請者からの依頼に基づき、住宅情報の提供を行う。	申請者	○		○		○	○	
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成29年10月25日	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、賃貸人が、高齢者や障害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として登録する制度。	登録住宅の所有者、転貸人等	○		○				
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る家賃債務保証料等補助制度	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成30年5月1日 令和6年4月1日	住宅確保要配慮者が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に入居するにあたり、収入が一定基準以下の者に対して、家賃債務保証料等の一部を補助する制度	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の入居者のうち当該補助を受ける者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市営住宅一時利用による居住安定支援事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成30年10月1日 令和4年3月29日	DV、犯罪等による被害、罹災または解雇等により、従前の住居に居住することが困難となった者の居住の安定を図るため、本人からの申請に基づき市営住宅を目的外使用により提供するもの。	DV 被害者、犯罪被害者、離職退職者、罹災者等で市営住宅入居を希望する者	○	○	○	○	○	○	
分譲マンションアドバイザー派遣業務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和4年7月15日	市内のマンションの管理の定期成果を推進するため、マンション管理に関する専門家（マンション管理士等）と連携し、申請等のあったマンション管理組合等に対し、専門家による訪問を実施し相談支援を行う。相談内容は専門家から報告を受け記録し、今後のマンション施策の参考とする。	アドバイザー派遣を希望する管理組合等	○				○		
マンション管理計画の認定申請関係事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和5年4月1日	マンションの管理の適正化に関する法律に基づく、管理計画認定制度の申請受付、認定、報告徴収、改善命令、認定取消、助言及び指導等に関する事務	申請者（管理組合）	○		○		○		
サービス付き高齢者向け住宅事業関連事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	平成23年10月20日	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とし、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録・変更・更新等に係る事務を行う。	サービス付き高齢者向け住宅事業を行う者	○						
さいたま市住生活基本計画等策定懇話会事務	市長 建設局　建築部　住宅政策課	令和6年8月5日	本市における住生活の安定の確保及び向上の推進に関する施策の方向性を示す基本的な計画として、さいたま市住生活基本計画及び関連計画を策定するにあたり、住宅政策に係る専門的意見及び各分野の幅広い意見を聴くため、懇話会委員を選任し、必要な事務連絡等（通知の送付や報酬の支払いなど）を行う。	さいたま市住生活基本計画等策定懇話会委員	○	○	○		○		
下水道管路等敷地占用申請受付・許可事務	市長 建設局　下水道部　下水道総務課	平成13年5月1日	個人及び法人等からの下水道管路等敷地の占用（使用）申請の受付及び許可事務	個人及び法人の占用申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
受益者負担金賦課徴収事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道の排水区域内に存する土地の権利者及び地上権者等から負担金を徴収する。	公共下水道の排水区域の土地の権利者及び地上権者等	○	○	○	○	○		○
下水道使用料賦課徴収事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 令和5年2月1日	公共下水道（南下新井汚水処理施設を含む。）を使用する者から条例に基づき使用料を徴収する。	公共下水道の使用者	○	○	○	○	○		○
下水道徴収員委嘱に関する事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	下水道徴収員を選考するため、応募者についてその適性、技能等の調査を行い、委嘱する。	下水道徴収員の応募者、被委嘱者	○	○	○	○	○	○	
水洗便所改造資金貸付事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	市の下水道処理区域内における水洗便所の普及促進のため	市の下水道処理区域内の建築物の所有者	○		○		○		
水洗便所設置費助成金	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	市の下水道処理区域内における既設便所を、水洗便所に改造するための費用を助成し、本下水の普及促進を目的とする。	市の下水道処理区域内の生活保護を受けている者、又は非課税世帯	○		○		○		
下水道・コミュニティプラントに係る支払	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日	下水道事業審議会、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水洗便所改造資金貸付、業務委託に係る入札、部内の他課の所管に属さない事項に関する事務に係る支払のため。	全ての個人債権者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
補償・損害賠償に関わる事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	下水道施設に起因する損害賠償に関わる示談交渉、保険金支払、保険金請求事務。下水道事業審議会、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、水洗便所改造資金貸付、業務委託に係る入札、部内の他課の所管に属さない事項に関する事務に起因する補償・損害賠償に係る交渉、連絡、支払。	被害者、補償対象者	○	○	○	○	○	○	
さいたま市下水道事業審議会運営事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	平成13年5月1日	さいたま市の下水道事業の円滑な運営のために設置されている下水道事業審議会の委員や公募応募者への連絡等を行う	下水道事業審議会委員、公募応募者	○	○	○	○	○		
下水道台帳図面閲覧、交付事務	市長 建設局　下水道部 下水道総務課	令和7年2月1日	窓口において下水道台帳図面を希望により閲覧し、写しを交付すること。	閲覧、交付を希望する者	○		○				
下水道工事に伴う取付管申込書処理事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道工事における取付管の設置箇所が本人意志に基づいているかを確認すること	取付管設置・不要申込者	○						
指定工事店新規申請及び変更手続き事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	排水設備の設計・施工に関して一定の要件を備えた工事業者を排水設備工事の「指定業者」として指定し排水設備等の工事は指定業者でなければできないことになっているため	指定工事店新規申請者・変更者	○	○		○			
特定施設設置届及び廃止届受付事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	水質基準等に適合しない汚水を放流する可能性のある工場等で、水質汚濁防止法で規定している特定施設の設置届又は廃止届を受付し、水質保全を目的とする	特定施設設置者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
私道内における公共下水道整備に関する事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	下水道処理区域内等における私道の公共下水道整備に係る関係書類の事務処理（申請に伴う土地使用承諾書、公図、登記簿等）	下水道処理区域内の私道の土地所有者及び家屋所有者	○		○				
私道補助金交付受付事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	水洗化促進及び生活環境の向上を図ることを目的として、私道に排水設備を共同で設置する工事に対しての補助金制度受付及び補助金の交付を行うこと。	私道補助金交付申請者	○		○				
下水道取付管新設、撤去申請事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道取付管の新設、撤去等に係る申請について、受付、許可、立会等を行うこと。	取付管新設、撤去申請者	○						
新築家屋無届調査事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	下水道処理区内において前年度新築された家屋が下水道に接続されているか調査し水洗化促進に寄与すること。	前年度の新築家屋の住人	○				○		
未水洗化家屋に対する水洗化促進事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日 令和3年11月30日	下水道工事が終了して3年過ぎてもまだ下水道に接続していない家屋に対し、個別訪問し、水洗化を促すこと。	下水道処理区域内の下水道に接続していない家屋の所有者	○				○		
公共下水道取付管設置事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	公共下水道の希望位置への取付管接続に係る申請について、受付、設置等を行うこと。	施工範囲の地元権利者（土地所有者、建物所有者）	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
排水設備等計画確認申請処理事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	宅地内排水設備を公共下水道へ接続する際の申請手続きであり、排水設備等の設置、構造、完成に関する法令の規定に適合させるため。	排水設備等計画確認申請者	○						
下水道法第１６条に係る公共下水道工事承認事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	公共下水道管を埋設するための承認願い。	公共下水道管の埋設承認希望者	○						
開発行為に関する協議事務	市長 建設局　下水道部 下水道維持管理課	平成13年5月1日	開発指導に係る下水道について協議を行うこと。（申請者、土地所有者、設計者、施工業者に関すること）	開発申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
さいたま市地区企業者連絡協議会	市長 建設局　下水道部 下水道計画課	平成13年5月1日	市内の道路上での工事に際し、企業者間で必要な調整と対策を講じ、道路管理者の主催する道路調整会議の運営に協力する。	協議会担当者	○	○					
交換・払下げ事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	申請等による道路用地交換又は払下げに伴う財産整理の事務手続きを行うこと。	申請者又は道路の管理上必要とする土地所有者	○				○		
私道移管事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	個人又は法人が所有管理する私道を申請に基づいて、市道として認定、管理するための手続きを行うもの。	当該土地所有者及び隣接土地所有者	○				○		

様式第２号（第４－５－⑵関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
開発行為等協議事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	開発行為を行うにあたって、道路管理者として開発行為者からの相談に対し、指導をしている。	開発行為の申請者	○						
道路工事等自費施行承認事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき、個人の都合により道路管理者以外の者が行う道路工事等の承認事務。	自費施行承認許可申請者	○						
特殊車両通行許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき、特殊車両通行の許可・認定を行うもの。	特殊車両通行許可申請者	○	○			○		
占用指導事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	不法占用者に対する指導・処分を行うもの。	占用指導届け者	○						
道路（水路）占用許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	道路法に基づき，道路（水路）の占用許可を行うもの。	道路（水路）占用許可申請者	○						
市有地等境界確認事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	境界確認証明書交付申請にもとずき、査定図、測量図等をもとに現地確認を行い、証明書を交付すること。また市有地等境界確認申請に基づき、台帳図・確定図等をもとに現地立会いを行い、道路・水路等の境界を確認すること。	境界確認及び境界確認証明書を申請する者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
境界確認図面（査定図）等閲覧、交付事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	窓口において過去の境界図面（査定図）、道路幅員証明及び道路台帳等を希望により閲覧交付すること。	閲覧、交付を希望する者	○						
道路瑕疵事故処理事務	市長 建設局　北部建設事務所　土木管理課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	道路の瑕疵による事故の受付、交渉、賠償などを行うこと	事故当事者	○	○	○	○	○	○	
土地寄付行為事務	市長 建設局　北部建設事務所　道路安全対策課	平成13年5月1日 平成14年4月1日	道路用地として沿道の用地を寄付してもらう際の、登記関係事務。	土地寄付者	○		○				
開発行為にかかる協議事務	市長 建設局　北部建設事務所　道路安全対策課	平成13年5月1日 平成14年4月1日	開発指導に係る接道について協議を行うこと。（申請者、土地所有者、設計者、施工業者に関すること）	開発申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
建築基準法第４３条第２項第２号に伴う許可事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和3年3月1日	建築基準法第４３条第２項第２号の適用について調査及び行政判断を行い許可する。	協定通路の協議の申請者、地権者、借地権者、建築物所有者	○	○			○		
建築基準法の道路相談及び調査事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日	建築基準法上の道路として扱われるか否かを調査判断し又は現地調査を行う。	相談者及び道路の接道、隣接関係者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
狭あい道路の拡幅整備に関する事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和6年11月28日	狭あい道路後退用地の寄附申請について、所有権移転等の事務処理を行うとともに、後退用地の整備及び管理を行うもの。	狭あい道路後退用地の寄附の申請者及び代理人	○		○		○		
道路位置等指定事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成13年5月1日 令和3年3月1日	位置指定道路等の指定、変更、廃止に関する申請受理、審査、相談受付を行う	位置指定等申請者、相談者、代理人及び隣接する権利関係者	○	○	○				
建設リサイクル法に関する届出等受理業務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成14年5月30日 平成31年4月1日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、届出受理等に関する事務を実施し、必要に応じて助言又は勧告、命令、報告の徴収、立会調査、関係機関への情報提供を行うもの。	発注者（個人届出人）・主任技術者・監理技術者・技術管理者	○						
建築基準法第４３条第２項第１号に伴う認定事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築指導課	平成31年4月1日	建築基準法第４３条第２項第１号の適用について調査及び行政判断を行い認定する	河川等の管理用の道等を利用する申請者、地権者、借地権者、建築物所有者	○	○			○		
建築物の確認申請関係事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成13年5月1日 平成25年4月1日	建築基準法等に基づき申請された確認申請等が建築基準関係の法律に適合しているか確認すること。	確認申請等申請者	○	○	○		○		○
建築計画概要書等閲覧事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	建築基準法に基づき、提出された建築計画概要書等を利害関係人等に閲覧させる。	利害関係者等	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
建築台帳記載事項証明事務	市長 建設局　北部建設事務所　建築審査課	平成27年4月1日	建築基準法による確認等の事務に関連する証明書を交付する。	建築主等	○		○				
北浦和駅・浦和駅・南浦和駅周辺の不法占用物に対する啓発活動	市長 建設局　南部建設事務所　土木管理課	平成27年7月15日 令和4年4月1日	さいたま市と浦和警察署が連携し、「北浦和駅・浦和駅・南浦和駅周辺の不法占用物に対する啓発活動」を実施する。	北浦和駅・浦和駅・南浦和駅近隣商店会各代表	○						
都市計画道路等の工事に係る取扱事務	市長 建設局　南部建設事務所　道路建設課	平成13年5月1日	都市計画道路等事業のため、用地測量、土地使用承認、工事補償及び道路工事を行う。	都市計画道路等の工事に係る権利者及び関係者	○		○		○		
都市計画道路等の事業に係る用地取得事務	市長 建設局　南部建設事務所　用地課	平成13年5月1日 令和3年7月1日	都市計画道路等の事業施行に係る、事前調査業務、交渉業務、登記事務など用地取得に関するもの。	都市計画道路等の整備に係る権利者及び関係者	○	○	○		○		
開発行為指導に関する事務	市長 建設局　南部建設事務所　河川整備課	平成13年5月1日	開発行為に対し、適切な行政指導を行うこと。	開発行為申請者、設計者	○	○	○				
土地賃貸借・無償貸借契約関係業務	市長 建設局　南部建設事務所　河川整備課	平成13年5月1日 令和4年11月1日	土地の賃貸借・補償等の取扱	土地所有者外	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
西区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○	○	○	○	○	
西区役所庁舎使用許可事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
西区役所拾得物件管理事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失物者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						
西区役所庁舎警備事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日 令和5年2月10日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の聴取を行う。聴取した内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
西区役所公用車事故処理関係事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○	○	○		
西区役所職場体験受入事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職場体験を行う。	受け入れる生徒	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
西区防災事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成19年6月15日	西区の地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進並びに自主防災活動の活性化するための各種事業を実施する際に必要な連絡を行う。	西区内の自主防災組織、自治会、防災アドバイザー、講師、出演者	○	○	○		○		
西区防犯事務	市長 西区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	西区民の生活安全意識の向上を図り、地域の防犯の推進等をもって、安全で安心できるまちづくりをすすめることを目的に、防犯に関する各種事業を実施する際に必要な連絡を行う。	西区内の防犯活動団体、防犯活動協力事業者	○	○	○		○		
西区イベント管理運営事務	市長 西区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成16年9月1日 平成26年9月1日	西区が主催・共催で行うイベント参加者の確定や、講師及び出演者の選定・依頼、事務連絡、当日の運営を行う。	イベントの参加者、講師、出演者	○	○	○	○	○		
西区まちづくり推進支援事業	市長 西区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成16年4月1日	西区の魅力あるまちづくりを推進するため、西区内で市民活動を行う団体を西区市民活動ネットワークに登録し、ゆるやかなネットワーク作りを行う。市民活動団体の実施する事業に対し、広報等の支援を行うとともに、西区まちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、団体からの申請を受け、審査し、適正に補助金を交付する。	市民活動団体の代表者及び役員	○		○	○	○		
西区役所多目的室利用に関する事務	市長 西区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年5月1日	区民によるコミュニティづくり及び地域振興のための活動を支援するため、さいたま市西区役所多目的室（コミュニティ活動室）利用要綱に基づき、利用許可申請書の受付をするほか、利用に関する事務を行う。	登録団体の代表及び会員	○						
西区魅力発信協力店の登録事務	市長 西区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成25年5月27日	西区魅力発信協力店事業実施要綱の第４条に基づき、登録を希望する企業・店舗から提出された登録申請書を受付する。登録申請書には、HP等で公開する情報のほか、連絡先として、担当者の氏名などの非公開情報も記載してもらう。	西区魅力発信協力店の登録申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
北区役所公用車事故処理関係事務	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○					
北区役所職業体験受入事務	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観、職業観を育むため、区役所各課所室で職業体験を行う。	受け入れる生徒	○	○		○			
北区防犯講習会等事務	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成29年7月1日	防犯講習会等の実施に当たり、参加者を募集し、受付等を行う。	講習会等の参加申込者	○	○					
北区防犯連絡協議会事務	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成18年4月1日	地域で活動している団体と大宮警察署、区が連携を図り、地域に密着した防犯活動や啓発活動の展開を目的として設置された協議会を適正に運営するため、必要な事務連絡を行う。	防犯連絡協議会理事	○	○					
さいたま市北区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 北区役所　区民生活部　総務課	令和4年11月20日	区役所が管理する施設内における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	さいたま市北区役所防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			
北区役所庁舎使用許可事務	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
北区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 北区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○	○	○	○		
北区イベント管理事務	市長 北区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成18年5月1日 令和5年7月10日	北区が主催・共催で行うイベント参加者を確定するために行う。	イベントの参加者	○	○					
さいたま市北区花と緑のまちづくり推進事業	市長 北区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年4月1日	市民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる「花や緑の豊かなまち」を実現するために、区民、ボランティア団体、事業者等（以下「区民等」という。）と区が協働して、区内の駅や駅周辺及び主要な観光スポットなどを、「花や緑」でいっぱいにする活動に取り組む。	花と緑のまちづくり推進の活動に取り組みを申請する者	○						
市民活動支援事業	市長 北区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日	北区における地域コミュニティの醸成と魅力あるまちづくりの推進を図るため、北区市民活動ネットワークに登録している団体等に対し、物品・多目的室の貸出しや広報等の支援を行うとともに、さいたま市北区まちづくり事業補助金交付要綱に基づき、団体からの申請を受け、審査し、事業に対して適正に補助金を交付する。	市民活動ネットワーク登録団体等	○	○	○	○	○		
大宮区役所庁舎警備事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の聴取を行う。徴収したた内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
大宮区役所公用車事故処理関係事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日 平成29年9月28日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規定に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
大宮区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日 平成29年9月28日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○			○		
大宮区役所拾得物件管理事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						
大宮区役所職場体験受入事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職場体験を行う。なお、写真はホームページ、市報等に掲載する。	受け入れる生徒	○	○			○		
大宮区役所庁舎使用許可事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
大宮区防災事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成26年2月1日	大宮区の地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成促進並びに自主防災活動の活性化するための各種事業を実施する際に必要な連絡を行う。	大宮区内の自主防災組織、自治会、防災アドバイザー、講師、出演者	○	○		○	○		
大宮区防犯事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成17年7月5日	大宮区民の生活安全意識の向上を図り、地域の防犯の推進等をもって、安全で安心できるまちづくりをすすめることを目的に、防犯に関する各種事業を実施する際に必要な連絡を行う。	大宮区内の防犯活動団体、防犯活動協力事業者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
大宮区役所感謝状贈呈事務	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	平成25年10月1日	区民等が地域社会に貢献し、明るく住みよい地域づくりの向上に寄与した個人又は団体に対して感謝状を贈呈するため、被贈呈者の氏名等を把握するもの。	感謝状被贈呈者及び推薦者	○			○	○		
さいたま市大宮区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 大宮区役所　区民生活部　総務課	令和1年5月7日	大宮区役所が管理する施設内における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	大宮区役所防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			
大宮区市民活動ネットワーク補助金交付事務	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年4月1日	大宮区市民活動ネットワーク登録団体が実施する公益的な事業に対し、大宮区市民活動ネットワーク公益活動支援事業補助金交付要綱に基づき、登録団体からの申請を受け、審査し、適正に補助金を交付する。	登録団体の代表者	○		○		○		
ふるさとづくり事業	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成16年4月1日 令和3年6月18日	大宮区の地域資源を活用し、区民の郷土意識の醸成とコミュニティの活性化を図る。区民等からのイベント参加応募を受け付け、頂いた個人情報を基に、参加者名簿の作成を行う。また、イベントの種類によっては、個人情報を基に、参加者の抽選や当落選の通知を行う。	区民等のイベント応募者	○	○					
大宮区まちづくり推進事業補助金交付事務	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年10月6日 令和3年6月18日	区民一人ひとりが愛着を持てる魅力あるまちづくりと、安心して快適に暮らせるまちづくりをすすめ、区民の連帯意識の高揚を図るために行う事業に要する経費に対し、大宮区まちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、団体からの申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	団体の代表者	○		○		○		
大宮区花と緑のまちづくり推進事業	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成22年12月17日	心豊かに暮らせる「花や緑の豊かなまち」の実現を目的に、活動を行う団体等に対し必要な支援等を行う。〔実施届出書の受理、審査、活動支援、連絡等〕	自治会等の緑化活動団体で届出した者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市報さいたま大宮区版の編集・発行事務	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成16年5月1日 令和3年6月18日	区版に掲載する内容の企画について、区民の視点を取り入れることを目的に区民企画ボランティア（区民レポーター）を募り、企画会議を行う。〔公募、会議連絡等〕	区内に在住・在勤・在学で２０歳以上	○						
多目的室使用に関する事務	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日 令和3年6月18日	区域内の登録団体等によるコミュニティづくりや地域振興などの活動を支援するため、団体からの申請の後、区役所内の多目的室を貸し出す。	登録団体の加入者	○				○		
大宮区民ふれあいフェア実行委員会補助金交付事務	市長 大宮区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成29年4月1日	郷土意識の醸成及び地域住民の連帯をより一層深めることを目的として行われる大宮区民ふれあいフェア事業を実施する実行委員会に対し、補助金交付要綱に基づき、団体からの申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	団体の代表者	○		○		○		
見沼区役所公用車事故処理関係事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○					
見沼区役所拾得物件管理事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						
見沼区役所職場体験受入事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室にて職場体験を行う。写真・感想文等をホームページ、市報等に掲載する場合もある。	受け入れる生徒	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
見沼区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○					
見沼区役所庁舎警備事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の聴取を行う。聴取した内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
見沼区役所庁舎使用許可事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
見沼区防災事務（自主防災組織連絡協議会事務局及び防災講演会）	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成23年3月18日	見沼区内の自主防災組織の結成や育成強化を推進し、防災体制の万全を期するための自主防災組織連絡協議会の活動にあたっての連絡調整を行う。 また、地域防災力の向上の観点から、区内の自主防災組織や自治会を対象とした外部講師をよる講演会を開催するにあたって必要な事務連絡を行う。	講演会講師及び参加希望者	○	○	○	○			
見沼区防犯事務	市長 見沼区役所　区民生活部　総務課	平成23年4月1日	地域の団体や大宮東警察署と連携し、防犯・啓発活動を実施する上で必要な事務連絡を行う。	自主防犯活動団体、見沼区防犯連絡協議会、防犯講演会講師	○	○	○	○	○		
見沼区まちづくり推進事業運営管理事務	市長 見沼区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年5月1日	見沼区が、区のまちづくりを推進するために実施する事業や市民活動団体等が区のまちづくりを推進するために実施するイベントを支援・補助する事業の運営管理を行うもの	参加者、参加希望者、協力者、申請者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
見沼区役所多目的室使用に関する事務	市長 見沼区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年5月1日	区内の登録団体等によるコミュニティづくりや地域振興などの活動を支援するため、使用許可申請書の受付をするほか、利用に関する事務を行う。	登録団体の加入者	○				○		
交通安全標語募集事務	市長 中央区役所　くらし応援室	平成25年9月1日	交通安全に対する意識・関心を高め、交通事故防止を図るため、中央区内の小学生・中学生を対象として、交通安全標語作品を募集、審査を行う。優秀作品については、市報及び市のホームページ等で公表し、応募者に記念品等を贈呈する。	学校代表作品の作者及び受賞者の保護者	○	○		○	○		
交通事故防止コンクール参加申込事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成25年7月17日	交通事故防止コンクールへの参加申込みに当たり、参加する職員の無事故・無違反等の状況を収集し、参加申請書及び運転記録（3年）証明書交付申請書に記載の上、主催者に対し送付する等、必要な手続きを行うもの。	交通事故防止コンクール参加職員	○						
中央区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○	○	○	○	○	
中央区役所庁舎使用許可事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
中央区役所拾得物件管理事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
中央区役所庁舎警備事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の徴収を行う。聴取した内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
中央区役所公用車事故処理関係事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規定に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○	○	○		
中央区役所職場体験受入事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職場体験を行う。なお、写真はホームページ、市報等に掲載する。	受け入れる生徒	○	○			○		
中央区自主防災組織連絡会事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成28年4月1日	中央区自主防災組織連絡会会則に基づき設置された中央区自主防災組織連絡会の運営等を行う。収集した個人情報は通知発送等に使用する。	中央区自主防災組織連絡会会員、講演会講師	○	○	○		○		
中央区防犯事務	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成18年12月19日 令和3年9月17日	犯罪のない明るく住み良い中央区の実現を図るため、中央区防犯協議会会員に対し、防犯に関する施策・事業の実施に係る連絡等を行う。また、講演会等の参加者を募集し、連絡等を行う。	中央区防犯協議会会員、講演会講師、講演会等参加者	○	○	○		○		
婚姻届提出記念写真サービス	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	平成27年4月1日	婚姻届提出時に希望する区民に対し、記念写真を撮り、ヌゥや区の花バラのデザインされた紙製の台紙に入れて交付する。同意が得られた夫婦の写真を区役所内に掲示する。	婚姻届け提出者	○			○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市中央区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 中央区役所　区民生活部　総務課	令和４年８月30日	区役所が管理する施設における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧または提供を要請された場合、警察への捜査協力のため画像データを提供する。	さいたま市区役所防犯カメラ設置場所周辺の不特定多数の人				○			
中央区イベント管理事務	市長 中央区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年４月１日	中央区の魅力あるまちづくりの推進を図るため、中央区が主催・共催で行うイベントの参加者の確定や、講師及び出演者の選定・依頼、事務連絡、当日の運営を行う。	イベントの参加者、講師、出演者、実行委員	○	○	○	○	○		
市民活動支援事業	市長 中央区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年４月１日	中央区のコミュニティ活動の活性化のため、「中央区コミュニティ協議会」に登録している市民活動団体に対し、物品・多目的室の貸出しや広報等の支援を行うとともに、中央区活性化等推進事業補助金交付要綱に基づき、団体からの申請を受け、審査し、事業に対して適正に補助金を交付する。	「中央区コミュニティ協議会」登録団体の代表者及び連絡担当者	○	○	○	○	○		
交通標語作品募集事務	市長 桜区役所　くらし応援室	平成25年９月１日 令和２年10月29日	交通安全に対する意識・関心を高め交通事故防止を図るため、桜区在住・通学の小・中学生を対象として交通安全標語作品を募集、審査を行う。優秀作品については翌年の市報で公表を行い、授賞式において作者に賞品を贈呈する。	応募者・審査員	○	○			○		
桜区防犯標語募集事務	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	平成19年４月１日	児童・生徒をはじめ区民の防犯意識の高揚を図るため、応募者の通う小学校を通して桜区防犯標語を募集し、審査を行う。入選作品は区報に掲載し、啓発品に印刷する。入選者には、賞状及び記念品を贈呈する。	応募者	○	○			○		
明るい選挙啓発ポスター絵画教室	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和２年７月13日 令和６年３月14日	市内在住または在学の小学生を対象に、選挙の啓発を目的とした選挙啓発ポスター絵画教室を開催するため、希望者の募集を行い、本人に事務連絡等を行う。 また、講師を選定、事務連絡を行う。	絵画教室参加者、講師	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
桜区防犯ポスター募集事務	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和２年７月16日	生徒をはじめ区民の防犯意識の向上を図るため、区内の中学校を通して桜区防犯ポスターを募集し、審査を行う。選定作品は、啓発品に印刷する。また、応募作品は展示又は区報に掲載し、応募者には記念品を贈呈する。	応募者	○	○			○		
桜区防災事務	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和３年２月８日 令和６年３月14日	桜区の地域防災力、及び区民の防災意識向上を図るために行う各種事業の実施に際し、参加者を募集し、必要な事務連絡を行う。	参加希望者、講師	○			○			
桜区防犯啓発事業	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和３年７月３日 令和６年３月14日	桜区民の防犯意識向上を図るために行う各種事業の実施に際し、参加者を募集し、必要な事務連絡を行う。	参加希望者、講師	○	○		○	○		
期日前投票所における投票立会人募集事務	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和３年７月20日	若い世代の有権者に選挙を身近に感じてもらうとともに、選挙に対する関心を高めてもらうため、各選挙における期日前投票投票立会人として従事する希望者を募集する。	投票立会人希望者	○	○				○	
さいたま市桜区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和５年２月10日	区役所が管理する施設内における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	桜区役所防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			
桜区政治講座	市長 桜区役所　区民生活部　総務課	令和５年11月８日 令和６年５月27日	区民と投票参加の促進を図ることを目的とした団体「桜区明るい選挙推進協議会」会員を対象とした研修の位置付けとして、政治・選挙における識者を招き開催する。希望者の募集を行い、本人に事務連絡等を行う。 また、講師を選定、事務連絡を行う。	政治講座参加者、講師	○		○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
桜区役所多目的室利用に関する事務	市長 桜区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日 令和5年11月24日	区域内の団体等によるコミュニティづくりや地域振興などの活動を支援するため、多目的室を利用登録団体に貸し出す。登録団体の情報を把握するため、個人情報等を保管する。	利用登録団体の会員	○						
桜区花と緑ふれあい事業	市長 桜区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年4月1日	区内の駅や周辺スポット等を緑化することにより、区民がより一層花と緑にふれあう機会を創出することを目的として、区民をはじめ市民活動団体等との協働により緑化事業を実施する。事業に参加する区民等に事務連絡等を行う。	申請者	○						
桜区イベント管理事務	市長 桜区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日	桜区コミュニティ課が主催・共催するイベントの参加者の確定、講師、出演者及び実行委員の選定、協力者等関係者への事務連絡などイベントの運営管理を行う。	イベントの参加者、講師、出演者、実行委員、協力者等関係者	○	○	○	○	○		
桜区市民活動団体支援事業	市長 桜区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日	桜区のコミュニティ活動の活性化のため、桜区市民活動ネットワーク団体の登録及び支援を行うとともに、桜区活性化推進事業補助金交付要綱、さいたま市桜区区民まつり等補助金交付要綱等に基づき、団体からの申請を受け、審査し、事業に対して適正に補助金を交付する。	桜区市民活動団体会員	○	○	○	○	○		
きらきらシルバー講座	市長 桜区役所　健康福祉部　高齢介護課	平成29年11月19日	高齢期にさしかかる方を対象として、社会参加や健康づくり等の生きがいを持つ大切さを早い段階から認識してもらうため、身だしなみや食生活、運動、社会参加をテーマとした健康講座を開催。	講座申込者	○				○		
浦和区秋のごみゼロ運動	市長 浦和区役所　くらし応援室	平成22年7月1日 令和1年5月16日	浦和区と浦和区自治会連合会が主催となり、毎年１１月に「浦和区秋のごみゼロ運動」として、区内で一斉に清掃活動を実施する。また、この運動にあわせて、浦和駅周辺にて近隣商店会とともに啓発活動を行う。	浦和区内商店会代表者及びその他協力者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
衛生害虫駆除事務	市長 浦和区役所　くらし応援室	平成25年4月1日	市民の要請に応じ、市民の不安を解消し安全で快適な生活環境を確保する範囲でミツバチ・その他のハチ等の巣を駆除する業務である。なお、業務実施にあたっては、ハチは自然界の均衡を保つうえで重要な働きをしていることに十分な配慮を行うものとする。	衛生害虫駆除の希望者	○				○		
交通安全ポスターコンクール入賞作品広報事務	市長 浦和区役所　くらし応援室	平成16年4月1日 令和6年3月15日	児童生徒の交通安全に関する関心を高め、交通事故防止を図るため、浦和区及び南区在住・通学の小・中学生を対象として行われた交通安全ポスターコンクールの入賞者に対して、表彰式において賞状及び記念品を贈呈する。入賞作品はホームページに掲載し、啓発品に印刷する。一部の入賞者へのインタビューの模様を、さいたま市公式Youtubeにて配信する。入賞作品公表の際は、あわせて作者の公表も行う。	交通安全ポスターコンクール入賞者及びその保護者	○	○		○	○		
浦和区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持し、公務の適正な執行を確保することを目的とする。 さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件・事故の当事者	○	○	○		○		
浦和区役所庁舎使用許可事務	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
浦和区役所宿日直事務	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の聴取を行う。聴取した内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
浦和区役所公用車事故処理関係事務	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成13年5月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
浦和区役所職場体験受入事務	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校等からの依頼を受け、在学する生徒等が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職場体験を行う。なお、写真、感想文等はホームページ、市報等に掲載する。	受け入れる生徒等	○	○		○	○		
浦和区防犯事務	市長 浦和区役所　区民生活部　総務課	平成23年4月1日 平成23年4月1日	犯罪のない明るく住みよい地域社会の実現を図るため、自主防犯活動団体・申請者に対し、防犯に関する施策・事業の実施に係る情報収集・連絡・情報提供等を行う。	浦和区内自主防犯活動団体、申請者	○	○	○		○		
浦和区まちづくり推進事業運営管理事務	市長 浦和区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日 令和3年4月1日	浦和区の地域の活性化及び魅力あるまちづくりの推進するため、浦和区まちづくり推進事業に関連する事務（関係者への依頼・通知・事務連絡、参加者の確定及び使用許可、補助申請等）を行うもの。	参加者、関係者等	○	○	○		○		
浦和区役所多目的室使用許可事務	市長 浦和区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成26年4月1日 令和2年7月1日	浦和区内の団体等によるコミュニティづくりや、地域振興などの活動を支援するため、浦和区多目的室使用基準及び浦和区多目的室団体使用基準細則に基づく多目的室の使用許可の受付のほか、使用許可に関し必要な事務を行う。	申請者、団体加入者	○	○			○		
「交通事故防止コンクール」参加申込事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成17年4月1日	一般社団法人埼玉県安全運転管理者協会及び浦和地区安全運転管理者協会が主催する「交通事故防止コンクール」へ南区役所職員が参加する際の手続を行うものである。参加手続上必要なため、下記の個人情報を取り扱う。	交通事故防止コンクールに参加する南区役所職員	○	○					
行政財産の使用許可事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成25年1月4日	地方自治法、さいたま市財産規則に基づき、複合公益施設サウスピア内において南区役所が管理するエリアの行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の受付を行うものである。申請者の確認・連絡等が必要なため、下記の個人情報を取り扱う。	行政財産使用許可申請者	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
南区防犯事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成26年11月1日 令和5年11月24日	事故や犯罪のない、快適で安全な明るい住みよい地域社会の実現を図るため、さいたま市南区防犯パトロール協議会の事務局として、必要な事務連絡を行う。 また、区内に在住・在勤・在学のものを対象に、防犯意識の高揚を図ることを目的とした防犯講演会等を開催するため、講師を依頼し、事務連絡や報償費の支払いを行う。	さいたま市南区防犯パトロール協議会役員 南区防犯講演会等講師	○		○				
南区防災事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成27年2月1日 令和5年11月24日	南区内の自主防災組織の育成及び連携の強化を図り、防災体制の万全を期するため、さいたま市南区自主防災組織連絡協議会の事務局として、必要な事務連絡を行う。 また、区内に在住、在勤、在学のものを対象に、区単位での防災体制の強化並びに区民の防災意識の高揚を目的とした講演会等を開催するため、講師を依頼し、事務連絡や報償費の支払いを行う。	さいたま市南区自主防災組織連絡協議会会員 南区防災講演会等講師	○	○	○	○			
南区役所職場体験受入事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職業体験を行う。	受け入れる生徒	○	○			○		
さいたま市南区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 南区役所　区民生活部　総務課	令和5年12月18日	区役所が管理する施設内における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	南区役所防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			
南区役所公用車事故処理関係事務	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○	○	○		
南区役所庁舎管理に係る事件・事故処理	市長 南区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
南区役所多目的室使用許可事務	市長 南区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成24年10月1日	南区内の団体等によるコミュニティづくりや、地域振興などの活動を支援するため、さいたま市南区役所多目的室使用許可基準に基づく多目的室の使用許可申請の受付のほか、多目的室の使用許可に関し必要な事務を行う。	登録団体代表者及び団体の指定する者	○				○		
南区花と緑のまちづくり推進事業支援事務	市長 南区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成25年4月1日	区民と協働することにより、「花や緑の豊かなまち」を実現するため、区内を花や緑で飾る活動を自主的に行う団体へ、花木の種子・苗等を提供する。	申請団体の代表者	○				○		
南区まちづくり功労者顕彰事業	市長 南区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成28年7月29日	住みよい豊かな地域社会の維持及び形成に寄与している活動功労者を顕彰するため、自治会からの推薦依頼を受け、顕彰等に関する事務等を行う。	自治会長からの推薦者	○	○					
南区イベント管理運営事務	市長 南区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日	南区が主催・共催で行うイベント参加者の確定や、講師、出演者及び実行委員の選定・依頼、協力者等関係者への事務連絡などイベントの運営管理を行う。	イベントの参加者、講師、出演者、実行委員、協力者等関係者	○	○	○	○	○		
南区市民活動団体支援事業	市長 南区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年3月14日	南区のコミュニティ活動の活性化のため、南区市民活動ネットワーク団体の登録及び支援を行うとともに、南区魅力あるまちづくり推進事業補助金交付要綱等に基づき、団体からの申請受付、審査、事業に対しての適正な補助金交付を行う。	南区市民活動団体会員	○	○	○	○	○		
区役所補修等要望処理事務	市長 緑区役所　くらし応援室	平成21年7月1日	区民等からの道路等補修及び清掃等の要望処理事務を行う。	道路等の補修及び清掃等の要望者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
緑区役所職場体験受入事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	市立中学校に在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室で職場体験を行う。	受け入れる生徒	○	○			○		
緑区防犯推進実行委員会事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成28年4月1日	緑区防犯推進実行委員会事務局として、実行委員会を適正に運営するために、実行委員会委員名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。	緑区防犯推進実行委員会委員	○	○			○		
緑区防犯事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成28年4月1日	防犯意識の高揚や地域防犯力の向上のため実施する各事業に際し、受講者や登録者を募集し、連絡等を行う。	緑区地域防犯講習会受講者	○	○			○		
緑区自主防災組織連絡会事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成17年3月16日	緑区自主防災組織連絡会事務局として、会を適正に運営するために、理事名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。	緑区自主防災組織連絡会理事	○	○			○		
緑区避難所開設情報等配信事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	令和2年11月24日	災害時におけるさいたま市の情報提供に加え、緑区内の避難所開設等の情報をメールにて配信することで、情報の伝達漏れを予防する。	各自治会におけるメール配信希望者	○				○		
明るい選挙啓発ポスター絵画教室	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成29年8月2日	市内在住または在学の小学生を対象に、選挙の啓発を目的とした選挙啓発ポスター絵画教室を開催するため、希望者の募集を行い、本人に事務連絡等を行う。また、講師を選定、事務連絡を行う。	絵画教室参加者、講師	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
緑区役所拾得物件管理事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失物者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						
緑区役所庁舎警備事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年5月1日	開庁時間外及び休日における庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎出入者の氏名、要件等の聴取を行う。聴取した内容は、所管課に引き継ぐ。	開庁時間外及び休日の庁舎出入者	○	○					
緑区役所庁舎使用許可事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市財産規則に基づく行政財産の使用許可及びさいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
緑区役所公用車事故処理関係事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○	○	○		
緑区役所庁舎管理に係る事件、事故処理	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	平成15年4月1日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づき、庁舎内で発生した事件、事故等に対応する。	事件、事故等の当事者	○	○	○	○	○		
工事請負業者の現場代理人等把握事務	市長 緑区役所　区民生活部　総務課	令和6年9月24日	さいたま市建設工事請負契約基準約款等に基づき、施設建設工事等の請負契約に際し、請負業者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者の届出を受けるもの	請負業者の現場代理人、主任技術者、監理技術者、専門技術者	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
緑区イベント管理事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成22年4月1日	緑区の魅力あるまちづくりの推進を図るため、緑区コミュニティ課が関係する、主催・共催イベントの管理事務を行い、参加・協力団体から実行委員を構成し、広報や参加者・ボランティア募集・抽選等を行い、その結果を本人に通知する。また、講師や出演者依頼等に伴う事務連絡や振込み手続き等を行う。	参加者、協力者等関係者	○	○	○	○	○		
緑区まちづくり推進事業補助金交付事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成22年4月1日	緑区の地域コミュニティの醸成と区のまちづくりの推進を図るため、緑区まちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、団体から申請を受け付け、審査し、適正に補助金を交付する。	参加者、参加希望者、協力者、申請者	○	○	○		○		
緑区役所多目的室使用許可事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成15年4月1日	緑区内の登録団体等の地域・まちづくり振興やコミュニティづくり等の活動支援のため、使用許可申請の受付のほか、緑区役所多目的室利用に関係する事務処理を行う。	登録団体代表者及び会員	○				○		
緑区市民活動ネットワーク補助金交付事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年4月1日	さいたま市緑区市民活動ネットワーク事業補助金交付要綱に基づき、市民活動ネットワーク登録団体から補助金の交付申請、請求書、実績報告を受付する。	さいたま市緑区市民活動ネットワーク登録団体の代表者	○		○		○		
区マスコットキャラクター関連事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成25年5月1日	区マスコットキャラクターの適正かつ効果的な活用を目的として、着ぐるみやデザインの使用に係る申請受付を行う。	マスコットの着ぐるみ及びデザイン使用申請者	○	○					
さいたま市緑区花と緑のまちづくり推進事業関連事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年1月7日	さいたま市緑区花と緑のまちづくり推進事業実施要領に基づき、申請団体から支援申請、承認申請、実績報告を受付する。	支援を受けようとする申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
緑区魅力発信協力店（緑夢(みどり～む)）登録事務	市長 緑区役所　区民生活部　コミュニティ課	令和４年５月６日	緑区魅力発信協力店（緑夢(みどり～む)）事業実施要綱の第４条に基づき、登録を希望する企業・店舗から提出された登録申請書を受付する。登録申請書には、HP 等で公開する情報のほか、連絡先として、担当者の氏名などの非公開情報も記載してもらう。	緑区内に住所を有する事業所、店舗及び販売所	○						
元荒川クリーン活動運営事務	市長 岩槻区役所　くらし応援室	平成23年４月１日	岩槻区のごみの不法投棄の撲滅を推進するために設置された「さいたま市岩槻区不法投棄防止対策協議会」では、元荒川の環境美化のため、清掃活動のボランティアを募集し、活動を行う。個人情報については、保険加入のため収集する。	元荒川クリーン活動参加者	○						
岩槻区区民作品展示コーナー作品募集事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成26年６月１日	区民の参加と交流の場づくりを進め、区民に親しまれる明るい区役所の実現を図るため、岩槻区内に居住する住民、又は岩槻区内で活動する団体、サークル、学校等から作品を募集し、岩槻区役所ロビーに展示する。	申込者	○				○		
岩槻区防犯連絡協議会事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成18年４月１日 令和４年11月18日	地域で活動している団体と岩槻警察署、区が連携を図り、地域に密着した防犯活動や啓発活動の展開を目的として設置された協議会を適正に運営するため、必要な事務連絡を行う。 また、講演会等の参加者を募集し、連絡等を行う。	岩槻区防犯連絡協議会委員、顧問、講演会等参加者	○	○			○		
岩槻区役所庁舎使用許可事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成17年４月１日	庁舎の秩序を維持するため、さいたま市庁舎管理規則に基づく許可行為の手続を行う。	使用許可の申請者	○	○					
岩槻区役所行政財産目的外使用許可事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成17年４月１日	所管する行政財産の適正な維持・管理をするため、地方自治法及びさいたま市財産規則に基づく行政財産目的外使用許可行為の手続を行う。	行政財産目的外使用の申請者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
岩槻区役所拾得物件管理事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成17年4月1日	庁舎内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。	物件の拾得者及び遺失者	○						
岩槻区役所公用車事故処理関係事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成17年4月1日 平成30年4月1日	車両の適正な管理のため、さいたま市車両管理規程に基づき、区役所各課所室が管理する自動車、原動機付自転車及び自転車の交通事故等の対応を行う。	事故の当事者	○	○	○		○	○	
岩槻区役所職場体験受入事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成17年4月1日	市立中学校、県立高等学校等からの依頼を受け、在学する生徒が豊かな勤労観・職業観を育むため、区役所各課所室にて職場体験を行う。写真・感想文等をホームページ、市報等に掲載する場合もある。	受け入れる生徒	○	○		○	○		
子ども向け防災教室管理事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	平成29年7月4日	市内在学中の小学生を対象に、子どもの防災に関する知識の向上を目的とした防災教室を開催するため、希望者を募集し、参加の可否を本人に通知する。また、講師を選定し、事務連絡を行う。	参加希望者	○	○					
親子防犯教室に関する事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	令和4年4月1日	市内在学中の小学生と保護者の親子を対象に、防犯に関する知識の向上を目的とした防犯教室を開催するため、希望者を募集し、参加の可否を本人に通知する。また、講師を選定し、依頼し、事務連絡を行う。	親子防犯教室参加希望者	○	○					
さいたま市岩槻区役所防犯カメラ等の管理運用	市長 岩槻区役所　区民生活部　総務課	令和5年12月4日	区役所が管理する施設における犯罪の予防を目的として、その施設内を撮影するために防犯カメラを設置し、その管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧または提供を要請された場合、警察への捜査協力のため画像データを提供する。	岩槻区役所防犯カメラ設置場所周辺の不特定多数の人				○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
城下町岩槻歴史散策実行委員会事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　観光経済室	平成22年6月17日 令和6年4月1日	岩槻のよさを広く市の内外に周知することを目的とした城下町岩槻歴史散策事業の企画・立案等、同事業を主催する「城下町岩槻歴史散策実行委員会」についての事業開催通知や電話連絡等を行う。また、当該事業のボランティアガイドに対する報償費を支払う。	城下町岩槻歴史散策実行委員会及び同委員会の語り部会員	○		○				
城下町岩槻歴史散策事業事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　観光経済室	平成22年6月1日 平成30年4月1日	市の内外から参加者を募集し、城下町岩槻の歴史・文化・自然など魅力あふれる観光スポットを案内することにより、ひいては岩槻を訪れる観光客の増加につなげることを目的として実施している「城下町岩槻歴史散策事業」の参加者を募集する事務	城下町岩槻歴史散策事業参加申込者	○						
城下町岩槻鷹狩り行列開催事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　観光経済室	平成26年4月1日 平成30年4月1日	市内に在住・在勤・在学の者を対象に、城下町岩槻鷹狩り行列に参加する者を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。また、開催については実行委員会方式で、事務局を当室が行う。	鷹狩り行列参加申込者	○	○		○			
城下町岩槻鷹狩り行列実行委員会事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　観光経済室	平成26年4月1日 令和6年4月1日	城下町岩槻鷹狩り行列を主催する「城下町岩槻鷹狩り行列実行委員会」についての事業開催通知や電話連絡等を行うため。	鷹狩り行列実行委員会	○	○					
岩槻区イベント管理事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成20年4月1日	岩槻区コミュニティ課が主催・共催で行うイベント参加者の確定や、講師及び出演者の選定、事務連絡、当日の運営を行う。	イベントの参加希望者	○	○	○	○	○		
岩槻区市民活動ネットワーク補助金交付事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成23年4月1日 令和4年6月22日	岩槻区市民活動ネットワーク登録団体が実施する公益的な事業に対し、岩槻区市民活動ネットワークまちづくり推進事業補助金交付要綱に基づき、申請を受け、審査し、適正に補助金を交付する。	岩槻区市民活動ネットワーク登録団体	○		○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
岩槻区役所多目的室使用許可事務	市長 岩槻区役所　区民生活部　コミュニティ課	平成17年4月1日	岩槻区内の団体等によるコミュニティづくりや、地域振興などの活動を支援するため、さいたま市岩槻区役所多目的室使用許可基準に基づく多目的室の使用許可申請の受付のほか、多目的室の使用許可に関し必要な事務を行う。	登録団体代表者及び会員	○				○		
消防協力者表彰事務	市長 消防局　総務部　消防総務課	平成13年5月1日 平成24年4月1日	消防行政又は消防業務に協力した市民等の感謝状・表彰状の候補者を表彰すること。	市長・消防長・署長表彰の候補者	○						
元消防職協力員事務	市長 消防局　総務部　消防総務課	平成29年4月1日	元消防職協力員（元消防職員であり協力員として登録されている者）が大規模災害発生時に直近署所に参集し、消防活動に協力するもの。元消防職協力員として登録する際に個人情報を収集し、事務連絡時及び災害発生時の参集連絡時に個人情報（電話番号等）を使用するもの。	元消防職協力員	○			○			
消防職員給貸与品被服支給事務	市長 消防局　総務部　消防企画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	消防活動を安全かつ円滑に遂行するために必要な防火服を含む消防活動用被服等を消防職員へ給貸与するため、対象となる消防職員の氏名、性別及び体格等の情報を把握する。	消防職員	○	○		○			
消防業務賠償責任保険取扱い事務	市長 消防局　総務部　消防企画課	平成23年5月1日 平成30年4月1日	消防業務遂行に起因して第三者に身体障害を負わせたことや財物を破損したこと、人格権を侵害したことについて、法律上の損害賠償責任を負うことにより被る損害や初期対応に要する費用を補償するもの。	被害者及び関係のある者	○	○	○		○	○	
消防団人事事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市消防団条例及びさいたま市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則に基づく消防団員の入団・昇任・退団に関する事務	消防団員	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
自警消防団に対する助成金、補助金交付事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和6年4月1日	さいたま市自警消防団助成金交付要綱に基づき、自警消防団に対し、運営等に必要な助成金、補助金を交付するもの。	自警消防団長	○		○		○		
消防団員等表彰事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和3年4月1日	日本国憲法における栄典制度、消防庁告示による消防表彰規程、埼玉県表彰規則等に基づき、叙勲、消防庁長官表彰、埼玉県知事表彰等の候補者を推薦すること。	叙勲、消防庁長官表彰、埼玉県知事表彰等の候補者	○	○			○		
消防団員等公務災害補償事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市消防団員等公務災害補償条例及びさいたま市消防団員等公務災害補償条例施行規則に基づき、消防団員及び民間協力者の公務災害を補償するもの。	消防団員及び民間協力者	○	○	○		○	○	
消防団員福利厚生事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和3年4月1日	昭和５２年９月９日付け消防庁通知及び消防団員等福祉共済契約約款に基づく、消防団員の健康診断及び日本消防協会の福祉共済制度に関する事務	消防団員	○		○	○	○	○	
消防団員の旅費、報酬等に関する事務	市長 消防局　総務部　消防団活躍推進室	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市消防団条例及びさいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づく、消防団員に対する旅費・報酬・退職報償金等の支給に関する事務	消防団員	○		○				
安全衛生事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	消防職員の各種健康診断及び予防接種を実施し、健康管理を行うもの。 非常勤特別職の委嘱事務を行うにあたり、情報を収集するもの。	消防職員・非常勤特別職（産業医）	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
消防職員安全運転管理者事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和3年6月9日	安全運転管理者等の知識、技術の向上を図り、安全運転管理の態勢を強化する。収集した安全運転管理者等に関する情報は、当該管理者の選任等をする際の根拠要件として使用する。	消防職員（安全運転管理者）	○	○					
人事管理事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	消防職員の人事管理を適正に行うため記録するもの。	消防職員	○	○	○	○	○	○	
公務災害等事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	消防職員の公務、通勤災害による地方公務員災害補償基金等への手続を行うもの。	消防職員	○	○	○		○	○	
研修事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	職員が職務の遂行上必要な知識及び技術等を修得し、更に市民ニーズに応えられる職員の育成を図るもの。また、研修派遣先との調整を行い、推薦書類等（埼玉県消防学校については、健康診断結果を含む）を提出する。	消防職員　全員	○	○	○	○	○	○	
福利厚生事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和5年7月3日	消防職員の福利厚生に資するもの。	消防職員	○	○	○		○	○	
職員表彰事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	消防職員表彰の候補者を推薦するもの。	消防職員（現職及び元職）	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
給与支給事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
職員服務管理事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
消防職員証作成事務	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成31年4月1日 令和4年4月1日	さいたま市消防職員の服務に関する規程第８条に基づき消防職員証を貸与するため、その作成を行う。	さいたま市消防職員	○			○			
非常勤職員等の社会保険事務（消防）	市長 消防局　総務部　消防職員課	平成22年4月1日	浦和年金事務所へ社会保険への加入・脱退手続及び掛金・負担金の納入	社会保険の加入要件を満たす職員	○	○	○		○		
開発行為に伴う消防水利指導事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	開発行為申請者に対し「消防水利整備基準」に基づく指導を実施する。	申請者	○	○	○				
消防施設用地取得事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日 平成28年4月1日	さいたま市消防力整備計画及びさいたま市消防団充実強化計画に基づいた新庁舎建設用地及び消防団建設用地を取得すること。また、取得に伴う用地測量等を行う。	該当用地所有者及び隣接地所有者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
庁舎建設に伴うテレビ電波障害対策事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	庁舎建設に伴ったテレビ電波障害を解決するために、ケーブルテレビを設置。	庁舎建設によりテレビの電波障害を受けた人	○		○		○		
庁舎建設等に伴う近隣家屋調査事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日 平成26年4月1日	庁舎建設工事・防火水そう設置工事及び防火水そう撤去工事による近隣住宅への影響を考慮し、家屋調査を行うため。	庁舎建設・防火水そうの設置及び防火水そう撤去予定地の近隣住宅	○		○		○		
消防施設用地に係る不動産賃借料算定事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日 平成23年4月1日	消防施設用地（消防施設・消防水利施設）の賃借料を計算するにあたり、算定の基礎となる資料を収集する。	消防施設用地所有者	○	○	○				
行政財産使用許可	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成13年5月1日	所管する行政財産（消防施設・消防水利施設）について、自治会等から行政財産目的外使用許可申請があった場合、さいたま市財産規則等の規定に基づき使用許可の可否を判断し、許可書等を交付するもの。	自治会役員及び自警消防団長等	○	○					
庁舎建設に伴う近隣説明会の開催事務	市長 消防局　総務部　消防施設課	平成24年4月2日	庁舎建設に伴い説明会の開催通知を送付する必要があるため、建設予定地の近隣土地・家屋所有者等権利者の情報を収集する。	建設工事予定地の近隣住民	○		○				
公用車事故報告・損害共済事務	市長 消防局　警防部　警防課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	公用車の事故報告及び全国市有物件災害共済会・自動車損害賠償責任保険等への保険請求事務。	交通事故関係者（消防職員・団員含む）	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
消防職員救助技術指導会実施事務	市長 消防局　警防部　警防課	平成13年5月1日	全国消防救助技術大会実施要領に基づき、救助技術の向上を目的として訓練を実施するもの。 さいたま市消防本部内選考会・県南地区予選（第1ブロック）・県予選・関東地区予選を通過した者が全国大会出場資格を有する。	消防職員	○	○					
救助活動事務	市長 消防局　警防部　警防課	平成13年5月1日 平成26年3月24日	救助出場の災害状況、活動内容、資機材の使用状況について把握し、救助活動上の参考とする。 救助出場報告書の作成、救助資機材等の管理	所有者、管理者、関係者及び被救助者	○	○			○		
警防活動事務	市長 消防局　警防部　警防課	平成13年5月1日 平成26年3月24日	火災及び災害等の活動状況と防火対象物等の実態を把握し、警防活動の参考とする。 火災出場報告書、活動報告書、防火対象物警防計画、警防調査に係る事務。	火災及び災害の関係者、防火対象物の関係者	○	○			○		
国際消防救助隊員登録事務	市長 消防局　警防部　警防課	平成13年5月1日 令和5年7月5日	「さいたま市国際救助隊員の派遣に関する要綱」に基づき、有事に対する迅速、適格な対応及び隊員の出場場、管理体制を築くもの。	国際救助隊員に登録した者	○	○		○			
応急手当普及事務	市長 消防局　警防部　救急課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	普通救命講習・上級救命講習・救急訓練等を行い、応急手当に関する正しい知識と技術の普及を行うもの。	受講者、修了者、申請者	○	○			○		
患者等搬送事業に関する事務	市長 消防局　警防部　救急課	平成13年5月1日	患者等搬送事業者（ベッド等を備えた専用車を使用し患者搬送を実施する事業者）に対し指導及び認定を行い、また、乗務員になる者に、適任者講習を実施し適任証の公布を実施するもの。	乗務員、講習受講者、適任証交付者	○	○		○			

様式第２号（第４－５－⑵関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
救急活動報告事務	市長 消防局　警防部　救急課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	救急業務に関する傷病者情報を通じ、救命率の向上及び後遺症の軽減を図る。救命講習等の普及啓発を行う。市民からの問合せ・証明書の発行依頼等に対応する。救急日報、救急活動報告書、特異な救急事故報告書、送院通知書、救急記録票、搬送証明書を取扱い、必要に応じて関係機関と情報を共有する。	傷病者、通報者、立会人、関係者、医師	○	○	○	○	○	○	○
救急業務協力に関する医師報償金支給事務	市長 消防局　警防部　救急指導室	平成13年5月1日 令和4年4月1日	救急業務のうち救助が必要な事故で要救助者が重傷、または、救出に長時間を要することが予想される事案に対し消防機関が医師の派遣を要請し、これに協力した医師へ報償金の支給を行うもの。	協力医師	○	○	○				
救急自動車同乗研修事務	市長 消防局　警防部　救急指導室	平成13年5月1日 令和4年4月1日	医療従事者等より救急自動車同乗研修の申請に対し承認した者に同乗研修を実施するもの。	申請者、同乗者	○	○					
救急口頭指導事務	市長 消防局　警防部　救急指導室	平成13年5月1日 令和4年4月1日	１１９番受信時に救急現場付近にある者に対して応急手当の実施方法等を口頭で指導を行い、記録、報告を行うもの。	通報者、応急手当実施者、傷病者、関係者	○	○		○	○	○	
１１９番受付事務	市長 消防局　警防部　指令課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	災害状況、傷病者の状態など、指令に必要な事項を聴取し、すみやかに消防車等を出場させ、被害の軽減を図る。	１１９番通報者、り災者、傷病者	○			○	○	○	○
メール１１９受付事務	市長 消防局　警防部　指令課	平成16年7月1日 令和5年4月1日	電話を使った音声による１１９番通報が困難な聴覚障害者等のうち、登録者を対象者として携帯電話等のメール機能を利用した火災・救急等の１１９番通報の送受信サービスを行うことを目的とする。	さいたま市に在住、通勤又は通学している聴覚、音声、言語又はそしゃく機能に障害を有している方	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
災害情報通知メール	市長 消防局　警防部　指令課	平成23年4月1日 令和5年7月4日	市内で発生した災害情報に関するメール及び大規模地震等での参集メールを消防職員及び消防団員に配信する事業。	メールアドレス登録者及び災害現場に関係する個人	○						
ＮＥＴ（ネット）１１９受付事務	市長 消防局　警防部　指令課	平成29年3月1日 令和5年4月1日	電話を使った音声による１１９番通報が困難な聴覚障害者等のうち、登録者を対象者として携帯電話等のインターネット機能を利用した火災・救急等の１１９番通報の送受信サービスを行うことを目的とする。通報を受信した際、救急活動等に必要と認められる範囲内で他自治体の消防機関に登録情報を提供する。	さいたま市に在住、通勤又は通学している聴覚、音声、言語又はそしゃく機能に障害を有している方	○	○	○	○	○	○	
防火ポスターコンクール開催事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	防火意識の高揚を図るため、市内の児童から火災予防に関するポスター作品を募集し、審査を行う。応募者全員に参加賞を贈呈し、入賞作品については、表彰を行い、賞状及び記念品を贈呈する。入賞作品は、作者を公表し市内施設に展示する。	市内小学校在校生	○	○			○		
防火管理者資格取得講習等事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	防火管理者資格取得講習の実施及び防火管理者講習修了証の再交付、住所変更等の事務	講習申請者、講習修了者	○	○		○			
住宅防火対策事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	住宅火災の被害を軽減するため、住宅防火訪問の実施及び高齢者世帯等に対する住宅用火災警報器取り付けサポートを実施	市内在住者	○				○		
火災原因調査処理事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	火災原因調査結果から得られるあらゆる情報を検討・分析し、その是正改善を図り、類似火災発生防止などの火災予防の徹底に資するとともに、消火活動の効率化を図るための資料を得ること及び消防情報並びに消防統計作成の資料を得ることを目的とする。	火災の関係者及び関係のある者	○	○	○	○	○	○	○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
り災証明等の発行事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市火災調査規程第45条の規定に基づき、火災の関係者から申請に応じ、り災証明書の発行を行う。	火災のり災者	○	○	○		○		
消防訓練指導事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	防災意識の高揚を図り、地震災害時の行動の重要性を認識させ、行動力の強化に努める。市民を対象にした消防訓練の届出、受付及び訓練指導。	消防訓練の実施届出をする人	○						
広報及び公聴事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日 平成19年4月1日	消防業務に対する要望及び苦情処理等の対応、 さいたま市火災予防条例に基づき火災予防に危険である枯草等の放置に関し、関係者への指導及びその実態を把握するため。	要望及び苦情に対する申請者、空地及び空家の所有者、管理者または占有者	○						
さいたま市少年消防団育成事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成15年12月17日 平成30年4月1日	防火・防災意識の高揚を図るため、市内の児童及び生徒を対象に入団募集を行い、入団者に対し、災害に対する知識及び行動力を備えるための研修等を行う。少年消防団員には、被服を貸与し、活動の記録を、募集チラシやHP広報で使用する。	少年消防団員、団員保護者	○	○		○			
高齢者家庭防火訪問の実施事業	市長 消防局　予防部　予防課	平成27年9月3日 令和3年4月1日	住宅火災による犠牲者の割合が高い高齢者を火災から保護することを目的に、市内に在住する高齢者世帯を対象に防火訪問を実施し、防火対策のアドバイス等を行い、火災予防意識の向上を図る	住民基本台帳から抽出した市内在住の６５歳以上の者	○				○		
住宅用火災警報器に関する市民アンケート	市長 消防局　予防部　予防課	平成30年3月12日 令和3年4月1日	市内在住者を対象に、住宅用火災警報器に関するアンケートを実施する。調査結果は、今後の施策や事業の推進に反映させる。	住民基本台帳から抽出した市内在住の２０歳以上の者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
防災センター防災展示ホール運営事務	市長 消防局　予防部　予防課	平成13年5月1日	防災センター条例施行規則第３条等に基づき、市民・事業者から利用の申請があった際の受付及び許可を行う。	防災展示ホール、多目的ホールの利用申請者	○						
火災予防査察事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	火災の予防に関連する消防法令等の履行状況を把握し、必要な措置をとり得るため行うもの。 立入検査により消防対象物の消防法令等違反、火災予防上望ましくない事項について、指摘を行い、違反が是正されない場合は、違反処理等を実施する。	火災予防査察先の関係者、関係のある者	○	○	○	○	○		
火薬類取締法に係る規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和5年2月1日	火薬類による災害を防止し公共の安全を確保するため、火薬類の製造、販売、貯蔵、消費等を行う者から火薬類取締法に基づき行われる申請、届出、報告を受け付け、適切に処理を行うもの。	申請者、届出者、報告者	○	○		○			
建築確認・許可等の同意事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和6年3月1日	消防法第７条に基づく建築確認・許可等の同意事務。建築物の新築、増築、改築、移転等の確認・許可等の申請に伴う防火に関する規程の同意。	確認・許可申請書の申請者	○	○	○				
火災予防条例事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	火災発生予防及び火災による被害の軽減を図るため、さいたま市火災予防条例で定める事項の行為者からの届出を受け付け、火災予防上必要な指導を行うもの。 なお届出内容（個人情報含む）は、さいたま市消防支援システムに入力し保存される。	条例行為の届出者、申請者、関係者	○	○					
危険物規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和4年11月1日	災害による被害の予防、軽減等を図るため、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱う者から消防法に基づき行われる届出並びに許可、認可及び承認に係る申請を受け付け、審査し、適切に処理を行うもの	許可等の申請者	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
消防用設備等規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和6年3月1日	消防用設備等の適正設置、届出に伴う完成検査、消防用設備等点検結果報告書、防火対象物台帳作成に係る事務	消防用設備等の設置の申請者、施工者、防火対象物等の関係者	○	○					
防火管理規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	防火管理者届出、消防計画届出の受付及び防火対象物台帳作成に係る事務	防火対象物の所有者、占有者、管理者、防火管理者	○	○		○			
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	液化石油ガスによる災害を防止するため、液化石ガス販売事業者、保安機関、液化石油ガス設備工事事業者及び充てん事業者からの申請、届出、報告を受け付け、適切に処理を行うもの。	申請者、届出者、報告者	○	○		○			
高圧ガス保安法に係る規制事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成30年4月1日 令和5年2月1日	高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取り扱う者から、高圧ガス保安法に基づき行われる申請、届出、報告を受け付け、適切に処理を行うもの。	高圧ガス保安法の規制を受ける申請者、届出者、報告者	○	○		○			
消防法令適合に係る審査事務	市長 消防局　予防部　査察指導課	平成18年9月8日	さいたま市防火基準適合表示（表示マーク）係る申請に伴う審査並びにホテル等の営業許可等及び住宅宿泊事業法に係る消防法令適合通知書に係る申請に伴う審査を行う。	防火対象物の所有者、占有者、管理者、防火管理者	○	○					
収入事務	市長 会計管理者　出納室 出納課	平成13年5月1日 令和5年7月19日	各課より納入者に送付された納付書に基づき納入された金額を入力する	納入義務者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
支払事務	市長 会計管理者　出納室 出納課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	各課より提出された支出命令書により窓口払い及び口座払いにより支払う	債権者	○		○				
物品管理事務	市長 会計管理者　出納室 出納課	平成13年5月1日	備品の譲渡（譲与）、交換及び物品の寄附の受入れを行う。	譲渡（譲与）、交換の相手方及び寄附の申出者	○						
債権者（登録・修正）連絡票	市長 会計管理者　出納室 審査課	平成13年5月1日 令和3年10月1日	支出をする際に使用する相手方情報を財務会計システムへ反映させるため、各所管課から提出される債権者（登録・修正）連絡票により、口座情報等の登録・修正処理を行う。	債権者	○		○				
水道技術管理者資格取得講習会実務研修事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	水道法第１９条第３項及び同法施行規則第１４条第３号により水道技術管理者に必要な知識及び技術の習得をさせることを目的として社団法人日本水道協会が実施する講習会のうち実務研修を受託するものです。	水道技術管理者資格取得講習会実務研修受講者	○	○					
人事記録事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	職員の個人情報の収集と採用から退職までの異動・昇給歴等を記録保管し、もって人事管理に資するもの。	水道局職員	○	○		○	○		
職員任免・異動事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	各課の人員・配置管理等を適切に実施し、効率的かつ適正な事業運営に資するもの。	水道局職員	○	○			○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
派遣研修事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	各課の資質及び職務遂行能力の向上のため、他の研修機関等へ職員を派遣するもの。	受講者	○	○		○			
給与支給事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
安全衛生事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和3年6月16日	職員の健康保持増進を目的に、職員の健康管理及び安全の確保に資する事務を行う。	水道局職員	○	○		○	○	○	
職員財形貯蓄事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	勤労者財産形成促進法により金融機関へ申込をする。加入者の給与よりその積立額を天引きし、金融機関へ送金する。	職員（加入者）	○	○	○				
職員公務災害事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和3年6月16日	職員の公務災害又は通勤災害に伴う認定請求、補償実務事務で、地方公務員災害補償基金へ認定請求する。	被災職員	○	○	○		○	○	
社会保険事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	浦和年金事務所へ社会保険への加入・脱退手続及び掛金・負担金の納入事務	社会保険の加入要件を満たす職員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
労働保険事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和4年5月17日	労働基準監督署への労災加入手続、ハローワークへの雇用保険加入手続、及び各々の保険料納入事務	再任用職員、会計年度任用職員	○	○	○		○		
水道事業広報・広聴事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和4年8月1日	水道事業を広く市民（利用者）に理解いただくための広報活動として、野外水道教室、野外水道講座、水道施設見学会、ポスター作品募集・表彰式といったイベントを開催している。また、広報紙の中で利用者からの意見を募るための手段の一つとして、読者プレゼントを実施している。	参加希望者、ポスターコンクール作品応募者、プレゼント応募者	○	○		○	○		
「さいたまの水」配達販売事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成18年5月1日 平成28年12月1日	水道局では、災害時の備蓄水用としてアルミボトル缶入り飲料水「さいたまの水」を製造、販売している。通常は水道局での窓口販売であるが、配達による販売も行っている。	配達購入希望者	○						
職員服務管理事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 令和2年11月18日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
各種保険取扱い事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	団体扱いの生命保険・損害保険契約者の給与からその保険料を天引きし、各保険会社に送金する。保険金請求に必要な書類を保険会社へ提出する。	水道局職員	○		○	○	○	○	
水道ボランティア制度への登録事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成28年4月1日	さいたま市水道局水道ボランティア制度に関する要綱の規定に基づき、さいたま市水道局水道ボランティア制度登録(更新)申込書（様式第１号）の提出を受け付け、さいたま市水道局水道ボランティアへ登録を行う。収集した情報は、災害時の緊急連絡先として使用する。	さいたま市水道局水道ボランティア制度登録(更新)申込書（様式第１号）の提出者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
各種法定調書作成事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道総務課	平成28年1月1日	事務担当課が賃金、報酬、料金、契約金、賞金、不動産の使用料等の支払いに係る法定調書（源泉徴収票及び支払調書）を作成するため、支払を受ける者の氏名、住所等を収集する。また、作成した法定調書は該当者に交付し、必要に応じて税務署に報告する。	報酬等受給者	○		○		○		
給水普及状況統計事務	水道事業管理者 水道局　業務部　経営企画課	平成23年4月1日	給水普及状況の統計処理を行うため、井戸水利用者及び井戸水から水道利用への切替者を把握する。	井戸水利用者	○				○		
収入事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道財務課	平成13年5月1日 令和2年10月29日	水道事業に係る負担金等を請求する際に、納入に納入通知書を発行する。また、収入があった時は会計伝票を発行し、収入の根拠となる資料を添付する。会計伝票は水道財務課長が保管する。	納入義務者	○		○				
支出事務	水道事業管理者 水道局　業務部　水道財務課	平成13年5月1日 令和2年10月29日	水道事業に係る経費を支出するときに、会計伝票を発行し、債権者へ支払する。会計伝票には、請求書や支出の根拠となる資料を添付する。会計伝票は水道財務課長が保管する。	債権者	○		○				
交通事故処理事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	さいたま市水道局における交通事故処理のために事故調査、診断書等を収集する。	事故の当時者	○		○	○		○	
水道用地管理事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	水道用地の適正な資産管理のため、境界確定及び登記事務を実施する。	関係地権者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
水道施設の使用許可事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	水道局行政財産の使用許可等に関する規程に基づく行政財産の使用許可等及びさいたま市水道局庁舎管理規程に基づく許可行為の受付を目的とする。許可等の受付のほか、水道施設内の秩序の維持に関し必要な事務を行う。	使用許可の申請者	○	○					
市民開放施設使用許可事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	市民開放施設の使用申請受付及び許可書発行の業務を行う。	使用許可の申請者	○				○		
拾得物管理事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	庁舎内における拾得物及び遺失物等を遺失物法に基づき適正な管理を行うことを目的とする。拾得物の受付のほか、所轄警察署への届出、落し主への連絡及び返還を行う。	拾得物の届出者及び遺失物の所有者	○	○					
一般・公募型指名競争入札参加申請受付業務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	水道局が発注する建設工事等の一般競争・公募型指名競争入札に参加する者の確認申請書及び参加申込書の連絡先名、並びに当該工事等に配置予定の専任技術者が必要となるため、その者の資格者証等の写しを受理している。	入札参加者、各種技術者	○	○		○			
入札（見積）事務	水道事業管理者 水道局　業務部　管財課	平成13年5月1日	入札（見積）時において、紙入札参加を希望する者に、入札（見積）書を提出させている。また、電子入札の開札の立会いを希望する者に、開札立会届出書を提出させている。競争入札参加資格者名簿に登載されている者以外のものが希望する際には、委任状を提出させている。	入札（見積）業者	○	○					
給水装置の用途区分の認定事務	水道事業管理者 水道局　業務部　営業課	平成13年5月1日 平成30年11月2日	共同住宅等の届出により現地調査を行ない用途を認定する。	給水装置用途区分（変更）届出者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
上下水道の開始中止、徴収、照会事務	水道事業管理者 水道局　業務部　営業課	平成13年5月1日 平成30年11月2日	上下水道の使用開始申込み、中止の届出、その他届出の受付及び料金徴収、並びに水道事業に関係する各種サービスを提供する。なお、料金滞納がある場合、必要な調査及び督促をし、徴収する。	上下水道使用者・給水装置の所有者及びその代理人・管理人	○	○	○		○		○
給水装置の調査事務	水道事業管理者 水道局　業務部　営業課	平成14年5月1日 平成30年11月2日	市民からの出水不良・にごり等に関する問合せについて、調査等を行う。	給水装置及び水質検査の請求者	○						
上下水道料金減免事務	水道事業管理者 水道局　業務部　営業課	平成13年5月1日 令和3年4月1日	さいたま市給水条例、さいたま市下水道条例及びさいたま市下水道使用料等の徴収事務等を水道事業管理者に委任する規則に基づき、上下水道料金減免に関する事務処理を行う。	減免申込者	○		○		○		
水道局電話受付センター運営事務	水道事業管理者 水道局　業務部　営業課	平成19年4月1日	水道使用者の利便性と業務効率の向上を図るため、上下水道の使用開始申込み、中止の届出、給水契約者の変更、水道に関する一般的な問合せに対する受付・対応及び所管課への対応引継ぎのほか、検針や水道料金等徴収など営業系業務を包括的に行う拠点として、「水道局電話受付センター」を運営する。	上下水道使用者	○		○		○		
貯水槽設置台帳作成事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水装置課	平成14年7月11日 平成25年4月1日	貯水槽水道の管理の充実を図るため、台帳を作成し、助言・指導の際の資料とする。	貯水槽水道の所有者・使用者・管理者・郵送物送付先	○				○		
給水装置工事主任技術者の登録事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水装置課	平成13年5月1日 平成20年4月1日	資格取得には平成８年度から国家試験になり、給水装置工事事業者の指定を受けようとする者には必要とするものです。	給水装置工事主任技術者の資格者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
直結工事見積りサービス受付事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水装置課	平成25年4月1日	直結工事見積りサービス利用の申込書を受け付けし、申込者が選択した見積り作成業者に情報を提供する。	直結工事見積りサービスの利用を申し込んだ者	○						
戸別検針共同住宅の認定事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水工事課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	戸別検針共同の認定に関わる申込書及び契約書等の書類を管理し、水道局内の関係各課で必要事項を活用し運用する。	戸別検針共同住宅認定申込者	○						
給水装置工事の設計審査及び検査事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水工事課	平成13年5月1日 平成27年4月1日	水道管管理図等の交付、給水装置の新設、改造等工事の設計審査・立会い検査を行うため、申請書、しゅん工図等を電磁的に記録し一元的に管理する。	給水装置工事申込者	○		○		○		
開発行為に関する給水協議事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水工事課	平成13年5月1日	都市計画法第33条（昭和43年法律第100号）の規定に基づき、開発行為の関係者と水道その他の給水施設の協議を行う。	開発行為の申請者、土地所有者、設計者、施工業者	○						
給水装置しゅん工図謄本交付事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水工事課	平成13年5月1日	交付申請に伴い、給水装置しゅん工図謄本を適正に交付するための受付事務。	給水装置しゅん工図謄本の交付申請者	○	○			○		
水道管管理図の写し交付事務	水道事業管理者 水道局　業務部　給水工事課	平成13年5月1日	交付申請に伴い、水道管管理図の写しを適正に交付するための受付事務。	水道管管理図の写しの交付申請者	○	○			○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
開発給水事務	水道事業管理者 水道局　給水部　水道計画課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	宅地造成、住宅団地、共同住宅等の建築計画に係る給水施設の適正化を図ることを目的として、申請書類を管理し、水道局内の関係各課で必要事項を活用し運用する。	申請地の周辺地域における水圧及び水量に影響を与えると認められる物件の申込者	○				○		
私道内の配水支管整備に関する事務	水道事業管理者 水道局　給水部　水道計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	私道の配水支管整備を目的とし、私道の公図、登記簿及び住民票等調査を行い私道所有者全員より配水支管布設承諾書及び掘削承諾書を取得する。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○						
要望による配水支管整備に関する事務	水道事業管理者 水道局　給水部　水道計画課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	要望による配水支管整備等を目的とし、要望書類である署名一覧表、配水管布設承諾書、掘削承諾書の受付事務を行う。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○				○		
水道管路情報管理システムの運用・管理事務	水道事業管理者 水道局　給水部　維持管理課	平成13年5月1日	給水工事課にて収集した給水装置の新設、改造等工事に係る申請書、しゅん工図等について、一時的に借用し、電磁的に記録して一元管理することにより、水道関連工事の施工管理等に資する。	給水装置工事申込者	○		○		○		
配給水管漏水調査業務に係る調査	水道事業管理者 水道局　給水部　維持管理課	平成13年5月1日	配給水管漏水調査業務において、漏水個所を特定した際に、使用者から収集した情報を修繕担当課に引き継ぐ。	漏水修繕申請者	○						
配給水管等緊急移設切回しに関する精算事務	水道事業管理者 水道局　給水部　維持管理課	平成13年5月1日 令和3年11月10日	申請者より水道管の移設工事等要望を受け施工した工事の費用を算出し、申請者に請求をする。収集した申請者の情報は、工事費の請求時に使用する。	配給水管等緊急移設切回しの申請者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
私道の配給水管切回しに関する事務	水道事業管理者 水道局　給水部　維持管理課	平成13年5月1日	私道の配給水管切回しを目的とし、私道の公図、登記簿及び住民票等の調査を行い、私道の土地所有者より配水管布設承諾書及び掘削承諾書を取得する。	私道の土地所有者及び家屋所有者	○						
公開型地理情報システムによる水道管管理図web閲覧に伴うID・パスワード発行業務	水道事業管理者 水道局　給水部　維持管理課	令和5年5月1日	公開型地理情報システムによる水道管管理図web閲覧に伴い、システム利用希望者からの電子申請・届出サービスを用いた申請に基づき、ログインIDとパスワードの発行を行う。	水道管管理図web閲覧利用希望者	○	○					
配給水管等修繕工事施工及び工事費精算事務	水道事業管理者 水道局　給水部　工務課	平成13年5月1日 令和3年5月6日	漏水の通報により、市民から収集した情報に基づき、現地調査を行い修繕工事施工後に工事費の精算を行う。	電話等による通報者	○						
水質検査（請求検査、定期検査、臨時検査）	水道事業管理者 水道局　給水部　水質管理課	平成13年5月1日 令和6年3月14日	水道法第１８条の請求検査における水質検査、水道法施行規則第１５条に基づく定期検査における個人所有の給水地点の水質検査	１水質検査請求者２浄配水場系統別給水採集地点所有者	○						
給与支給事務	教育委員会 教育委員会事務局管理部　教育総務課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	○
市職員服務管理事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局管理部　教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	市職員、利害関係人	○	○			○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
市職員人事記録事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市職員の個人情報の収集と、採用から退職までの異動、昇給歴等を記録、保管し、もって人事管理に資するもの	市職員（退職者含む）	○	○	○	○	○	○	○
市職員の任免、異動事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人員配置管理等を適切に実施し、もって市行政の効率的かつ適正な運営に資するもの	市職員	○	○	○	○	○	○	
市職員公務災害事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	市職員の公務災害及び通勤災害に伴う認定請求、療養補償事務	市職員（非常勤職員、パート職員含む）	○	○	○		○	○	
非常勤職員等の社会保険事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	社会保険の加入・脱退手続及び掛金の徴収、負担金の納入	非常勤職員等（パートタイマーを含む）	○	○	○		○		
非常勤職員等の労働保険事務（教育）	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日 平成28年1月1日	労災適用事業所に勤務する非常勤職員等（パートタイマーを含む）の労災加入手続、雇用保険の加入・脱退手続、各保険料の納入事務。	非常勤職員等（パートタイマーを含む）	○						
教育委員会会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日	教育委員会会議の日程調整、委員の招集、並びに会議録の作成に関すること。	教育委員及び元教育委員	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
教育委員任免業務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日	教育委員の任免・履歴に関する事務のデータ管理。	現、元教育委員	○	○	○	○			
会計年度任用職員雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成10年4月1日 令和2年4月1日	事務の効率的処理のため、また、職員の休業等の代替職員等として、会計年度任用職員の雇用を管理するもの。	会計年度任用職員（希望者含む）	○	○	○	○	○	○	
教育委員会指定管理者審査選定委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成26年4月1日	指定管理者の選考方法案、候補者等について審議するため、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき設置された委員会を適正かつ円滑に運営することを目的とする。なお、委員名と肩書きは公表し、名簿は総務課へ報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
教育委員会会議傍聴受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育総務課	平成13年5月1日	教育委員会会議を傍聴しようとする者に対して傍聴券の交付を行う。	傍聴人	○						
さいたま市教育行政点検評価委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育政策室	平成20年11月6日 令和6年9月2日	さいたま市教育行政点検評価委員会を運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員会は公開とする。委員の氏名と所属団体名等を公表し、名簿は総務課に報告する。	委員会委員	○	○	○		○		
開校準備委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　教育政策室	令和6年7月12日	武蔵浦和駅周辺地区義務教育学校の開校に向けて、学校・地域・保護者・行政により通学地域や学校生活の具体的な検討を行う開校準備委員会を設置する。参加者について募集し、当該委員会の運営を行う。	開校準備委員会の参加者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
行政財産目的外使用申請・許可事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　学校施設管理課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	学校施設・用地を目的外に使用するため、さいたま市財産規則に基づき、目的外使用申請を受け付け、許可を行う。収集した個人に関する情報は当該学校等と共有する。	申請者	○	○					
学校施設用地との境界確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 管理部　学校施設管理課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	不動産登記法第１１条に規定される学校用地の不動産登記の保全のため、学校用地の隣接地所有者との境界確認を行う事務。収集した個人に関する情報は資産経営課と共有する。	申請者	○		○		○		
教科用図書無償給与事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	法律、規則等の規定により、国、県及び市教育委員会、義務教育諸学校の校長が役割分担し、児童生徒に対する教科書の給与を行う。	学齢児童生徒及び就学予定者	○	○					
小・中学校通学区域審議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 平成24年4月1日	小・中学校の通学区域に関し、委員会の諮問に応じて必要な調査及び検討を行う。	さいたま市立小・中学校通学区域審議会委員	○	○	○				
学齢簿編製事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学齢児童生徒や就学予定者の就学義務の発生とその履行状況を把握し、就学に関する書類を交付して、義務教育の完全実施を確保する。また、学齢簿の情報は、必要に応じて教育委員会、市立小・中・特別支援学校・中等教育学校内での利用に供する。	学齢簿に登載すべき児童生徒及びその保護者	○	○			○	○	
外国人学校児童生徒保護者補助金事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 令和3年2月1日	外国人学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために補助金を交付する。	申請者及び申請者と同一世帯の者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
入学準備金奨学金貸付返還事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 令和1年9月1日	進学の意欲を有する者で、経済的な理由により修学困難な者のために入学準備金若しくは奨学金を貸付け、有用な人材を育成する。なお、返還金の滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	入学準備金・奨学金の申請者又は貸付者及び貸付者の連帯保証人。	○	○	○		○	○	
交通遺児等奨学金支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 令和3年2月1日	父母等が交通事故により死亡し又は心身に著しい障害がある状態となった場合において、その遺児等の保護者に対して奨学金を支給する。	小中特別支援学校等児童生徒の保護者	○	○	○		○	○	
就学援助認定・支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	経済的理由で就学が困難な、小中学校の児童生徒を持つ世帯に対し、学用品費や給食費、医療費等を助成する。	小学校・中学校在学の児童・生徒を持つ保護者	○	○	○		○	○	○
遠距離通学費補助金交付事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	平成27年4月1日 平成31年4月1日	さいたま市立小学校に就学し、遠距離通学している児童の保護者の経済的負担を軽減するため、遠距離通学費補助金交付要綱に基づき、通学費の補助を行う。	補助金申請者	○	○	○		○		
さいたま市通学路防犯カメラシステム管理運用に関する事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	令和2年3月13日	さいたま市通学路における犯罪の防止を図ることを目的として、通学路防犯カメラを設置しその管理運用を行う。また、撮影した画像データについて、刑事訴訟法の規定に基づき、警察から画像データの閲覧又は提供を要請された場合、警察への捜査協力のため、画像データを提供する。	さいたま市通学路防犯カメラの設置場所周辺の不特定多数の人				○			
大学進学等「夢」支援	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　学事課	令和6年4月1日	大学等進学「夢」支援は、自身が持つ夢や志を叶えようとする熱意があるものの、世帯収入が少なく、進学を諦めざるを得ないような学生に対し、大学等の受験料と合格後の入学一時金を支給することで進学を後押しすることを目的とする。世帯の収入、学力評定、作文を総合的に審査し、支給対象者30人を決定する。収集した、大学進学等「夢」支援の申請に関する情報は、二重支給を避けるため、申請者の同意を得て子育て支援課と共有する。	大学進学等「夢」支援の申請者及び生計維持者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
会計年度任用職員・臨時職員・非常勤職員雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	学校教育における基礎学力の向上ときめ細やかな指導の充実のため、また職員の休暇等の代替職員として会計年度任用職員、臨時職員及び非常勤職員を雇用・管理するもの。	会計年度任用職員・臨時職員・非常勤職員（希望者を含む）	○	○		○	○	○	
教職員服務管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員に関する各休暇・研修等の承認、勤務状況の把握等服務を管理する事務を行う。	小・中・特別支援学校の教職員	○	○	○	○	○	○	
教職員人事管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員の採用、退職、休職等任免に関する事務、人事異動に関する事務のほか、異動、昇給歴を記録、保管する。また、人事名簿及び所属等の情報は、必要に応じて教育委員会、市立小・中・特別支援学校・中等教育学校内での利用に供する。	小・中・特別支援学校の教職員（退職者を含む。）及び受験申込者	○	○	○	○	○	○	○
教職員選考試験手続事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	小・中・特別支援学校の教職員の在外教育施設派遣及び青年海外協力隊派遣の選考に伴う受験手続きを文部科学省及びJICAに行う。	小・中・特別支援学校の教職員	○	○	○	○	○		
叙勲・教職員表彰事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 平成29年4月1日	教育の振興に関し、特に功績顕著な者の功労を称え表彰する。	学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著である教職員（退職者を含む）	○	○			○	○	
教職員安全衛生管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	教職員の安全衛生管理として、健康診断、健康審査会、公務災害事務等を行う。	教職員	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学校徴収金口座振替事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員人事課	平成13年5月1日	さいたま市立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における、保護者から徴収する費用（学校徴収金）について、口座振替の申請を受け付け、預金口座振替の申込を銀行に行う。	児童・生徒及び保護者	○		○				
給与支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員給与課	平成13年5月1日 令和6年5月27日	各所属長から提出された職員の算定表及び各種届出を基に、毎月の給与の支給及び賞与の支給並びに児童手当の支給を行う。また、源泉徴収票等を税務署・市区町村住民税担当課へ提出する。	教職員（含む退職者）、非常勤職員	○	○	○		○	○	○
住民税等の控除事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教職員給与課	平成29年4月1日 平成30年4月1日	教職員に支給する給与から、住民税、社会保険料、共済組合の掛金、財形積立額、団体生命保険料等を控除するために、関係機関との間で必要な情報を収集又は提供する。	教職員（含む退職者）、非常勤職員	○	○	○	○	○	○	
各種スポーツ大会出場選手助成事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市及び県の代表として全国・関東大会に出場した場合に補助金を交付する。	全国・関東大会出場者	○	○	○				
研修・講習・派遣等推薦事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	県・文部省の研修等への参加者の推薦に関する事務	公立小・中・高等学校教員	○	○					
外国語指導助手関係事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	語学指導等を行う外国語指導助手の受入れ、契約、活用等に関わる事務	外国語指導助手（ＡＬＴ）	○	○	○	○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学校教育指導事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校教育活動をより充実させ、円滑に推進するため各種表簿等を作成し教育指導を行う。このうち必要な表簿等については県に報告する。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	児童・生徒、受検者、入学志願者及びその保護者	○	○	○	○	○		
日本語指導員派遣事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	日本語指導を必要とする児童生徒に対して日本語指導員を派遣し、当該児童生徒の適応を促すもの。	日本語指導を必要とする児童生徒及び日本語指導員	○	○	○	○	○	○	
海外派遣受入事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	中学・高校生・教職員の海外派遣受入研修等に係る事務	海外派遣者・引率者・応募者・ホストファミリー・保護者・実施委員会委員	○	○	○	○	○		
教育実習等庶務事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	教育実習生受け入れの承認に関する事務	教育実習生	○	○					
理科観察実験支援事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成21年4月1日 令和6年4月1日	学校の教育活動における補助的役割を担当する観察実験アシスタントに関わる事務	観察実験アシスタント	○	○	○	○			
アシスタントティーチャー事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成22年3月18日 令和6年4月1日	大学生による学校支援ボランティア。児童生徒へのきめ細かな学習支援を実現するとともに、教員を目指す大学生の意欲や資質の向上を図る。	アシスタントティーチャー応募者	○	○		○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
グローバル・スタディ科非常勤講師派遣	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成28年1月15日 令和6年4月1日	さいたま市グローバル・スタディ科非常勤講師取扱要領に基づき、学校における英語教育「グローバル・スタディ」を担当する非常勤講師を派遣する事業。	グローバル・スタディ科非常勤講師登録者	○	○	○	○		○	
さいたま市英語教育推進委員会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成27年5月26日 令和6年4月1日	英語教育推進委員会設置要綱に基づき設置された推進委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	推進委員	○		○				
外部講師への報償費支払い事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	教育課程指導課が主催する教員向け研修等における外部講師、及び各学校における研究等の推進のため各学校が招聘する外部講師の報償費の支払いに関する事務を行う。	教育課程指導課又は各学校が招聘する講師	○	○	○				
中学校体育大会外部審判事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校の教育活動における各体育大会における外部審判の謝金に係わる事務	各体育大会で審判業務を行う者	○		○				
自然の教室推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成14年8月31日 令和6年4月1日	さいたま市立小学校第５学年で就学援助の必要な児童が自然の教室に参加する際の食費を補助する。	さいたま市立小学校第５学年　就学援助の必要な児童	○		○				
赤ちゃん・幼児触れ合い体験事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成24年4月1日 令和6年4月1日	赤ちゃん・幼児触れ合い体験の充実のために、ボランティア親子を募集し、市内各中学校へ紹介する。	親子ボランティア登録者	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
道徳教育推進委員会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成20年7月15日 令和6年4月1日	さいたま市の道徳教育の推進・充実に資するため開催する委員会に関し、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。	推進委員会委員	○		○				
部活動サポーター派遣事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市立小学校・中学校・高等学校の部活動に対して、顧問教諭の協力者として地域の人材の中から専門的指導力を備えた「部活動サポーター」（有償ボランティア）を派遣し、小学校・中学校・高等学校の部活動の充実と振興を図る。	さいたま市立小学校・中学校・高等学校の部活動サポーター	○	○	○		○		
夢工房　未来くる先生ふれ愛推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成21年12月18日 令和6年4月1日	文化芸術及びスポーツ等の分野において実績がある方を講師として各学校に派遣することを通して、子どもたちの好奇心や望ましい勤労観や職業観などを育成する。	未来くる先生講師リスト登録者及び学校長が推薦する講師	○	○	○	○			
学校教育活動広報事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	令和2年4月1日 令和6年4月1日	学校教育活動を充実させるため、写真や動画、文書等を作成し広報活動等を行う。必要に応じて、報道機関等に提供する。	教職員、児童・生徒とその保護者	○	○		○			
協働学習用ソフトウェアの使用における学籍情報及び学習の記録管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	令和3年4月1日 令和6年4月1日	学校教育法施行令に基づく児童生徒の学籍情報と学習の記録を外部サーバで管理し、ソフトウェアを使用し、児童生徒の教育に活かす。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	さいたま市内に在籍している小・中・特別支援学校の児童生徒	○	○					
部活動指導員事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成30年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市部活動指導員取扱要領に基づき、部活動に関する職務を行う部活動指導員を市立中学校に配置し、部活動を充実及び活性化させるとともに、教員の負担軽減を図る。	部活動指導員	○	○	○	○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
各種文化部大会出場選手助成事業	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成14年4月1日 令和6年4月1日	市及び県の代表として全国・関東大会に出場した場合に補助金を交付する。	全国・関東大会出場者	○	○	○				
さいたま市イングリッシュ・キャンプ事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	平成29年4月1日 令和6年4月1日	英語に対する興味・関心の高いさいたま市立小・中・中等教育学校の児童生徒を対象に、さいたま市立高等学校の生徒とともに英語を中心とした体験活動を行う事業。	児童・生徒とその保護者	○			○	○		
SAITAMA Jr.プロモーター事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	令和6年4月1日	児童生徒が身に付けた英語を生かし、世界に向けて、さいたま市や日本の魅力をプロモートする役割を担う等、社会参画の経験を積むことを目的とした事業。	児童・生徒とその保護者	○						
さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育課程指導課	令和5年6月20日 令和6年4月1日	子どもたちが、地域の中で自分の興味に応じてスポーツや文化活動を楽しむ環境を構築するための実践研究することを目的とする。	さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会の委員	○	○	○				
就学支援委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 令和2年7月16日	就学支援委員会の委員を任命し、運営に係る事務を行い、適切な就学支援をすすめる。	就学支援委員	○	○	○				
就学支援事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 令和2年7月16日	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適切な就学支援をすすめる。	就学支援を受ける児童・生徒。	○	○				○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
上肢障害児音楽教材貸付	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	上肢に障害があり、縦笛の演奏に障害をきたす児童生徒の保護者に貸与し、改良した縦笛を貸与し演奏を可能にする。	改良笛の貸与を受けた者	○					○	
特別支援教育就学奨励費支給事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 平成31年4月1日	さいたま市立の小・中・中等教育学校（前期教育課程）に在籍する児童生徒及び通級における指導を受ける児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために負担能力に応じて奨励費を支給する。	特別支援教育就学奨励費の支給を希望する児童生徒とその保護者	○	○	○		○	○	
医療的ケア取扱事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 平成31年4月1日	さいたま市立の小・中・中等教育学校（前期教育課程）及び特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対して、保護者に代わって一部医療行為を行うために、医療的ケア委員会を開催し、適正な医療的ケアが行われるようにする。	医療的ケアを必要とする児童・生徒	○			○		○	
市立学校における個に応じた指導事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成19年4月1日 令和5年4月1日	通常の学級に在籍し教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成し、個に応じた指導の充実を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	教育的支援を要する幼児児童生徒とその保護者	○	○		○	○	○	
特別支援学校・特別支援学級等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別の教育課程を編成し、個に応じた指導の充実を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	特別支援学校、特別支援学級に在籍している児童生徒及び通級による指導を受ける児童生徒とその保護者	○	○		○	○	○	
特別支援教育相談事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　特別支援教育室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が適切な支援を受けることができるようにすることを目的として、本人保護者または教職員を対象として、相談や助言を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携及び情報の共有を図る。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでのデータ分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒及びその保護者	○	○		○	○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学校生活指導員関係事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）において、悪質ないじめ問題や非行問題行動等に適切かつ迅速に対応し、児童生徒の健全育成及び学校の秩序維持を図る。さいたま市学校生活指導員設置要綱に基づき、学校生活指導員に関係する事務をおこなう。	学校生活指導員	○	○	○	○		○	
児童生徒事故対応事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	さいたま市立小・中・特別支援・中等教育学校（前期課程）の児童生徒に係る、いじめ、暴力行為、負傷、疾病、事故等に関して、保護者からの相談や各学校からの報告を受け、助言・指導を行う。必要に応じ、関係機関に情報を引き継ぐ。	さいたま市立小・中・特別支援・中等教育学校（前期課程）の児童生徒の事故等に関連した者	○	○	○	○	○	○	
いじめのない学校づくり推進委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	平成27年3月27日 令和6年4月1日	いじめの防止等に関する調査研究、いじめの事案に関する調査、重大事態又はいじめ以外の事由により発生した重大事態に相当する事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う際に、必要に応じて、教育委員会事務局内の関係各課との連携及び情報の共有を図る。委員には、報酬を支払う。	市立学校に在籍しているまたは在籍していた児童生徒及びその保護者、いじめのない学校づくり推進委員会の委員	○	○	○	○	○	○	
いじめの問題に係る講演運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	平成29年4月1日 令和6年4月1日	市内全域に、「いじめを許さない、見逃さない、起こさせない」という機運の醸成、定着を図るため、いじめ撲滅の具現化に向けた取組（さいたま市ストップいじめ！子どもサミット・指導主事研修会等）を行う。講演を行った講師には報償費を支払う。	いじめの問題に係る講演講師及び参加者	○	○	○	○	○		
人間関係プログラム運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	平成17年4月28日 令和6年4月1日	さいたま市立小・中学校及び中等教育学校（前期課程）の児童生徒の人間関係に起因する課題の解決を目指し、児童生徒自身が、人と接する際に必要な力を身に付けることを目的とした「人間関係プログラム」を推進する。小学３年生以上の児童生徒には心と生活のアンケートをおこなう。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校の児童生徒	○	○	○	○	○		
スクールロイヤー等専門家チーム事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　生徒指導課	令和1年8月27日 令和6年4月1日	市立学校において、いじめ予防教育、いじめ問題への学校の適切な対応等における教職員研修、生徒指導等に関する学校からの法的相談への対応等の業務に資するため、学校に対する保護者や地域住民からの要望など、対応困難な問題の解決等のための支援を行うため、法律や心理等の外部専門家チームを置く。スクールロイヤー等専門家チームには、謝金を支払う。	市立学校に在籍しているまたは在籍していた児童生徒及びその保護者、スクールロイヤー等専門家チーム	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
教育相談事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　総合教育相談室	平成13年5月1日 令和5年4月1日	さいたま市に在住・在学する幼児から高校生及びその保護者、または教職員を対象として、教育上の様々な相談を受けるとともに、カウンセリングを行う。必要に応じ、関係機関へ、対象者に係る情報を引き継ぐ。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	教育相談申込者、当事者、教育相談記録に記録される第三者	○	○		○	○	○	
会計年度任用職員雇用・管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　総合教育相談室	平成13年5月1日 令和4年11月18日	教育相談体制の充実のため、会計年度任用職員を、さいたま市内の市立学校及び教育相談室に配置し、雇用・管理するもの。	会計年度任用職員（採用希望者を含む）	○	○	○	○	○	○	
心のサポート推進事業運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　総合教育相談室	平成26年3月27日 令和5年4月1日	学校生活に関わる不安や悩みなどへの対応や不登校児童生徒等の社会的自立に向けた支援を行うとともに、複雑化・多様化する児童生徒の状況に対し早期発見・早期対応するため、家庭・地域と連携し予防、ｱｾｽﾒﾝﾄ、支援、ｹｱといった取組を段階的・総合的に展開する。必要に応じてさいたま市子ども心のサポート推進員事業に係る推進員会の構成関係機関等や、ﾌﾘｰｽｸｰﾙ等連絡協議会に参加する民間団体等を中心に連携及び情報の共有を図る。委員・講師・医師・メンター・学生支援員には報償費を支払う。必要に応じ転学先の学校等へ対象者に係る	市立学校の児童生徒及びその保護者、心のサポート推進事業に係る委員・講師・医師・メンター・学生支援員	○	○	○	○	○	○	
臨床心理に係る実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　総合教育相談室	平成29年4月1日	臨床心理に係る実習生を受け入れ、指導及び管理を行い、結果を所属元に報告する。	臨床心理に係る実習申込者	○	○		○		○	
高等学校授業料・入学料等収納事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成13年5月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校の授業料・入学料・進級料等の収納事務及び減免に関する事務。なお、滞納がある場合は、必要な調査及び督促をし、徴収する。	市立高等学校及び中等教育学校の生徒及びその保護者	○	○	○		○	○	
市立高等学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	市立高等学校へ入学を志願する受検生に対し、埼玉県公立高等学校入学者選抜学力検査を実施する。	市立高等学校を受検する受検生	○	○					○

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
外国語指導助手の雇用管理事務（市立高校・中等教育学校）	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年7月28日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で語学指導等を行う外国人指導助手の受入れ、契約、活用等に関わる事務	市立高等学校及び中等教育学校に勤務する外国語指導助手	○	○	○	○	○	○	
教育職員の公務災害事務（市立高等学校・中等教育学校）	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校・中等教育学校教育職員の公務災害及び通勤災害に伴う認定請求、療養補償事務。	市立高等学校・中等教育学校教育職員	○	○	○	○	○	○	
叙勲事務（市立高等学校・中等教育学校）	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で教育職員として勤務経験のある者について、教育の振興に関し、特に功績顕著なものの功労をたたえ表彰する。	学校教育の振興に貢献し、特に功績が顕著であること。原則として校長経験者。	○	○			○		
市立高等学校・中等教育学校教職員等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年4月1日 令和6年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校教職員等の採用、退職、休職等任免その他の身体に関する事務を行う他、異動、昇給歴、資格等を記録、保管するとともに、当初人事異動にともなう調整、書類等を作成し、必要に応じて県教委に提出をする。	市立高等学校及び中等教育学校教職員等	○	○	○	○	○	○	○
市立高等学校・中等教育学校教職員等服務監督事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校教職員等に関する各休暇・研修等の承認、勤務状況の把握、それに伴う措置に関する事務、さいたま市教職員健康審査会実施に伴う手続き等、服務を監督。	市立高等学校及び中等教育学校教職員等	○	○		○	○	○	
非常勤講師・臨時教職員の雇用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成25年4月1日 令和4年4月1日	市立高等学校及び中等教育学校で教科・科目の授業等を行う非常勤講師及び臨時職員を雇用・管理するもの。	市立高等学校及び中等教育学校に勤務する非常勤講師等	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
高等学校等就学支援金事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成26年4月1日 令和4年4月1日	高等学校等就学支援金に係る申請受付事務。認定事務は県で行うため、受付後申請書及び添付書類（所得関係）は埼玉県に提出する。	市立高等学校及び中等教育学校の生徒及びその保護者	○	○	○		○		
市立高等学校・中等教育学校生徒学籍・成績管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学校教育法施行規則に基づき、市立高等学校及び中等教育学校に在籍する生徒の指導要録を作成する。また、調査書、在学証明書、卒業証明書など、必要な証明書類を作成し、発行を行う。	市立高等学校及び中等教育学校に在籍している、または在籍していた生徒及び当該生徒の保護者	○	○		○	○	○	
市立浦和中学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成18年11月17日	市立浦和中学校へ入学を志願する受検生に対し、「入学者選抜」を実施する。	市立浦和中学校の受検者	○	○		○			
市立大宮国際中等教育学校入学者選抜業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　高校教育課	平成30年11月21日 令和5年4月1日	市立大宮国際中等教育学校へ入学を志願する受検生に対し、「入学者選抜」を実施する。	市立大宮国際中等教育学校の受検者	○	○		○			
学校医等人事事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日	市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免、報償の支払い及び源泉徴収票の作成に関する事務	市立学校学校医等	○	○	○		○		
児童・生徒健康診断事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	学校保健法に基づく児童・生徒の健康診断の実施、並びに健康診断結果の管理及び診断結果に基づく指導を行う。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校児童生徒	○	○		○		○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
就学時健康診断事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	学校保健法に基づき、翌年度小学校入学予定者へ健康診断を実施し、疾病等があった場合は、治療等を行なうよう保護者へ通知する。	市立小学校入学予定者	○			○	○	○	
健康状況調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 令和5年4月1日	感染症発生時の児童生徒の罹患状況の調査を行う。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立学校児童生徒	○	○		○	○	○	
災害共済給付事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付にかかる契約の更新及び共済掛金の徴収を行う。また、給付金の請求及び保護者への給付金の支払いに関する事務	市立学校児童生徒	○	○	○	○	○	○	○
審査会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日	むし歯予防図画ポスターコンクール等、市の実施する審査会の運営に関する事務	審査会委員	○	○	○				
国・県等審査会等委員推薦事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日	学校歯科保健優良校コンクール等、国・県等で実施する審査会等の委員の推薦に関する事務	委員の被推薦者	○	○					
研修会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日	保健室相談活動研修会等の、養護教諭、保健主事、養護担当職員、学校栄養職員、給食主任及び給食調理員等を対象とした研修会の運営に関する事務	保健室相談活動研修会等講師	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学校給食安全・衛生管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	学校給食に係る人員の健康状態を把握し、学校給食の安全・衛生管理の徹底を図る。	学校栄養職員・調理員・調理業務委託従事員	○					○	
学校災害救済事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　健康教育課	平成13年5月1日 平成31年4月1日	市立小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において、学校管理下で事故等が発生した場合に、学校災害救済給付金条例に基づく見舞金の給付を行う。	市立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する児童・生徒	○	○	○	○		○	
学校給食センター運営委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　おいしい給食サポート課	平成17年4月1日 令和6年4月1日	さいたま市立学校給食センター条例に基づき設置された運営委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員会は、給食センターの運営に関する重要事項を調査審議する。	学校給食センター運営委委員会委員（医師、学校薬剤師、教職員、保護者）	○	○	○				
学校給食事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　おいしい給食サポート課	平成13年5月1日 令和6年4月1日	学校給食を実施するため、学校給食法に基づき、市立学校に在籍する児童生徒の保護者等（学校給食費負担者）の申込に対し、当該学校給食費負担者の学校給食費の決定、変更、徴収等を行い、必要に応じて学校給食費の納付額を関係機関に提供する。また、学校給食用物資納入業者登録事務のため、業務経歴書等を添付書類とし、学校給食用物資の品質、安定的な供給を確保する。	児童・生徒及び保護者、学校の職員、その他学校給食の提供を受ける者、学校給食用物資納入業者	○	○	○		○	○	
教育研究所運営委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成13年5月1日 令和4年11月18日	教育研究所の運営に関する重要事項について審議する。	委員	○	○	○				
学校情報メール配信システム事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成24年2月1日 令和6年10月15日	市立小・中・特別支援学校における児童生徒の安心・安全な教育活動を実施するために、各学校が広く迅速に知らせることが必要と判断する災害・犯罪・不審者情報や学校運営及び学校行事の情報等を、配信を希望する保護者や地域のボランティア等の情報端末に対して、必要な範囲・対象を指定してテキストや画像、ＰＤＦ等で配信を行う。また、児童生徒の出欠席等に係る情報を保護者から収集する。	利用登録者（保護者・ボランティア・教職員等）	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
学習状況調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成17年10月17日 令和5年4月1日	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２１条第１７項に基づき、児童生徒の学力や生活習慣等の状況を継続的、多面的に把握・分析し、調査結果に基づく指導を行うために、学習状況調査を実施する。なお、学校では、校務支援システムとの連携及びスクール・ダッシュボードでの、データの分析、可視化を行う。また、教育委員会内で情報を共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒	○	○			○		
教職員研修事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成13年5月1日	本市教育の一層の充実を目指し、多様な教育課題に適切に対応する資質・能力を高めるため、大学教授等を招へいするなどして、教職員を対象とした研修会を実施する。	研修会講師	○	○	○				
学校図書館管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成13年5月1日 令和6年4月1日	図書、視聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、児童生徒に貸出受付する。児童生徒の利用に供することによって、健全な教養を育成する。	市立小・中・特別支援学校の児童生徒	○	○			○		
大学生等を対象とした講座の実施事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	平成30年6月11日 令和4年4月1日	さいたま市の教員を目指す大学生、短期大学生、大学院生、教員採用選考試験受験者及び臨時的任用教員登録者を対象とした研修講座を実施するために、希望者の募集、選抜を行い、その結果を本人に通知する。また、受講者に講座に関する事務連絡を行う。収集した情報は、教職員人事課と共有する。	講座受講希望者及び受講者	○	○		○	○		
家庭学習のための通信機器貸出事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	令和3年8月25日	児童生徒の家庭学習を進めるにあたり、市立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校に在籍し、家庭にインターネット環境のない児童生徒に、オンラインを活用した家庭学習を行うための通信機器を貸し出すことで、児童生徒の家庭学習を支援する。収集した申請者の住所・氏名等の情報は、貸し出した機器について、適正な管理を行う等の目的に利用する。	家庭学習者用通信機器貸出の申請者及びその児童生徒	○	○			○		
教職員研修受講履歴管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	令和4年6月1日 令和6年4月1日	教職員の主体的な学び、個別最適な学びの実現に向け、管理職等による教職員との対話に基づく研修受講奨励に資するため、教職員の研修受講履歴を管理する。また、研修教員の研修の受講に当たり、必要な情報を収集し、研修主催者（教職員支援機構、連携大学、研修会講師等）と情報を共有、研修の企画立案に活用する。	市立学校教職員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
校務支援システム・スクールダッシュボード事業事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	令和５年４月１日 令和６年４月１日	市立各学校に導入する校務支援システムの運用及びスクールダッシュボード事業の開発・運用を通して、市立学校内で扱う教育データを収集、分析、可視化し、学校では、児童・生徒の学習支援及び生活支援並びに教職員の校務支援を行う。また、教育データを教育委員会内で共有し、教育施策の成果と課題の検証、企画立案に活用する。	市立小・中・中等教育・特別支援学校の児童生徒及び教職員	○	○		○	○	○	
スクールダッシュボード問い合わせ等対応業務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　教育研究所	令和５年12月１日 令和６年３月18日	スクールダッシュボードに関する市民・保護者・児童生徒からの直接の問い合わせに対し、電話、メール、専用フォーム等において、必要な情報を収集する。また、児童生徒・保護者からスクールダッシュボードにおける非表示等の対応を行う際に、記入してもらう申込書において必要な情報を収集する。収集した意見や情報は、教育委員会事務局、関係学校と共有し、意見・要望・非表示等への対応を行うとともに、「校務支援システム・スクールダッシュボード事業」の運用改善に生かす。	スクールダッシュボード広報用ホームページ閲覧者 市立学校に在籍する児童生徒・保護者	○				○		
舘岩少年自然の家利用許可事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　舘岩少年自然の家	平成13年５月１日 平成30年４月１日	舘岩少年自然の家を利用する学校団体及び社会教育団体等に対して利用申請書等を受け付け、利用許可書をは行するもの。	舘岩少年自然の家の利用者	○				○	○	
舘岩少年自然の家主催事業開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　舘岩少年自然の家	平成13年５月１日	舘岩少年自然の家において、児童生徒又は児童生徒を含む家族を参加者とする自然体験活動を開催するもの。	主催事業の参加者	○	○		○			
自然の教室受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 学校教育部　舘岩少年自然の家	平成13年５月１日	市立小・中学校が教育課程に基づく学習活動として実施する「自然の教室」を受け入れるもの。	自然の教室に参加する市立小・中学校の児童生徒	○	○		○			
学習情報の収集・提供事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年５月１日 平成27年２月１日	生涯学習関連情報を収集し、市民に提供する。また、市民からの学習相談に活用し、利用者からの講座の申込等を受け付け、利用者、講師、担当者に必要な事務連絡を行う。	学習活動の指導者、講師、ボランティア、生涯学習活動団体の代表者・担当者、利用者	○	○		○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生涯学習講座事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日 平成24年1月1日	生涯学習講座を開講し、生涯学習の推進を図る。	生涯学習講座受講者、応募者	○				○		
社会教育団体育成奨励事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日	社会教育団体の育成奨励を図るため。	社会教育団体の構成員・会員	○				○		
さいたま市社会教育委員会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日 平成25年8月1日	さいたま市社会教育委員設置条例に基づき設置された社会教育委員会議を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	社会教育委員及び委員公募応募者	○	○	○	○	○		
名義後援承認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日 平成24年3月1日	文化団体等の活動を奨励し、市民の文化活動への意識を喚起する為、名義後援及び教育長賞の下付等を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○	○			○		
文学活動推進事業	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日 令和3年5月1日	市民の文学活動の充実に資するため、「現代短歌新人賞」、「さいたま子ども短歌賞」、「さいたま短歌フォーラム」の実施を通して、本市にゆかりのある短歌文学の振興を図る。	新人賞選考委員・受賞者・有識者、子ども短歌賞選考委員・入賞者・作品集執筆者、フォーラム出演者	○	○	○	○	○		
生涯学習調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成13年5月1日 平成24年4月1日	生涯学習を総合的に推進するため、市民及び団体等を対象とした調査を行う。	市民、各種団体等	○				○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
チャレンジスクールボランティアの募集事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成24年2月1日 平成26年4月1日	チャレンジスクールにおけるボランティアを募集し、各実行委員会とマッチングを行う。併せて、登録したボランティアの実績管理等を行う事務。	ボランティア登録を行った市民等	○	○	○	○	○		
会計年度任用職員の採用、報酬、保険等事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成20年4月1日 令和2年4月1日	会計年度任用職員の採用に関する情報収集、任用者への報酬の支給、社会保険、労働保険の加入・脱退手続及び掛け金の徴収	学校地域連携コーディネーター（会計年度任用職員）	○	○	○	○	○	○	
「自分発見！」チャレンジさいたま運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成20年7月1日	チャレンジさいたま事業の一環として、浦和レッズの選手との交流事業を実施するため、参加希望者の住所等を把握するもの	交流事業参加希望者	○						
チャレンジスクール運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	平成27年4月1日	チャレンジスクールにおける代表者の氏名、連絡先を把握することにより、事務を円滑かつ効率的に進めるためのデータとして使用する。	チャレンジスクール教室コーディネーター（代表者）	○						
学校運営協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	令和1年5月15日 令和4年4月1日	学校運営協議会を運営するため、委員の情報の収集を行う。収集した情報をもとに、報酬支払や事務連絡等を行う。	さいたま市学校運営協議会委員	○	○	○				
「自分発見！」チャレンジup さいたまボランティア活動賞授賞事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　生涯学習振興課	令和1年6月6日	「自分発見！」チャレンジ up さいたま事業の一環として、「ボランティア活動賞」を授賞する。	ボランティア活動賞受賞申請者	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
教育委員会感謝状贈呈事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　生涯学習振興課	平成30年8月1日	学校の教育活動等の充実及び発展に寄与し、多年にわたり活動を行っているものに対し感謝状を贈呈するため、被贈呈者の名前や年齢等を把握するもの。	学校から推薦があった被贈呈者	○	○					
さいたま市人権教育推進協議会委員事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　人権教育推進室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	さいたま市人権教育推進協議会委員等を委嘱し、さいたま市における人権教育の推進及び充実を図る。	委員及び部会の構成員	○	○	○				
人権教育事業等実施事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　人権教育推進室	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人権教育事業等実施における講師・委員の依頼、参加者の募集等の企画、運営を行う。	講師・委員・参加者	○	○	○		○		
会計年度任用職員の採用、報酬、保険等事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　人権教育推進室	平成13年5月1日 令和2年4月1日	会計年度任用職員の採用に関する情報収集、任用者への報酬の支給、社会保険、労働保険の加入・脱退手続及び掛け金の徴収	人権教育集会所館長及び指導員（会計年度任用職員）	○	○	○	○	○	○	
文化財保存及び管理事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	文化財の保存・管理に必要な諸手続きについて受理、回答などを行うため。また、国・県指定文化財については、関係届出書類などを国及び県に提出するため。	文化財の所有者・管理者	○				○		○
発掘届受理等事務	教育委員会 教育委員会事務局生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	埋蔵文化財の保護に係る発掘調査などに伴う諸手続きについて受理、回答などを行うため。また、発掘届などの届出を、国及び県などに行うため。	届出者	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
文化財保護審議会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	文化財の保存及び活用に関する調査審議などを行うさいたま市文化財保護審議会の委員を委嘱し、その運営を行うため。	さいたま市文化財保護審議会委員	○	○					
開発行為等調整事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	開発行為等の事前協議申請の受理、回答などを行うため。	開発行為等の申請者	○						
文化財保存事業補助金事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	文化財保存事業に関する補助金を交付する際に、必要な諸手続きについて受理などを行うため。また、国・県指定文化財については、関係書類などを国及び県に提出するため。	指定文化財の所有者・管理者	○		○		○		
文化財啓発事業事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	文化財の啓発を目的とした、講座や展示の実施に関して、連絡などの業務を行うため	参加者	○						
市指定文化財の指定及び解除事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成13年5月1日	市指定文化財の指定及び解除について、必要な諸事務（台帳整備など）を行うため。	市指定文化財所有者及び管理者	○				○		
さいたま市文化財保存活用地域計画策定協議会委員運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	令和3年5月1日	文化財保護法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の策定にあたり、文化財保存活用地域計画策定協議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。委員の一部は市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前等を公表し、名簿は総務課へ報告する。	策定協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
用地取得・補償事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　文化財保護課	平成28年4月1日	国指定史跡「真福寺貝塚」の保存活用整備事業における用地取得等にあたって、事業用地面積の確定後、登記手続きに必要な図面、土地・物件に対する補償、営業補償等に係る補償額算定資料等を作成し、事業用地の取得等を行うもの。	遺跡内の権利者	○	○	○		○		
青少年宇宙科学館運営委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　青少年宇宙科学館	平成13年5月1日	科学館の運営に関する重要事項について審議し、科学教育の振興に寄与する	審議会委員	○	○					
青少年宇宙科学館各種教室・講座開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　青少年宇宙科学館	平成13年5月1日 令和5年7月7日	科学に関する講座、講演会等を開催し、科学教育の振興を図る	参加者・講師	○						
宇宙科学館青少年ホール等利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　青少年宇宙科学館	平成13年5月1日 令和3年4月1日	青少年ホール等の貸出に伴う受付及び許可	利用申請者	○				○		
博物館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　青少年宇宙科学館	平成15年4月1日 令和3年4月1日	博物館実習生の受入事務を適切に行うことを目的とする。	博物館実習申込者	○	○			○		
博物館講座などの開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	平成13年5月1日 平成13年5月1日	市の歴史や文化に関する情報を広く市民に提供するための講座などを開催し、参加者の募集・受付をすること。また講師やボランティアの選定・依頼などを行うこと。	講座などの参加者、講師	○	○	○				

様式第２号（第４－５－⑵関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
博物館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	平成13年5月1日	博物館法に基づき設置した、さいたま市博物館協議会の委員を委嘱し、運営すること。	博物館協議会委員	○	○	○				
博物館資料管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	平成13年5月1日	博物館条例施行規則に基づく資料の館内、館外利用、寄贈及び、寄託の申請に係わる事務を適正に行うことを目的とする。	資料の館内、館外利用、寄贈及び、寄託の申請者	○						
博物館施設利用管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	平成13年5月1日	博物館条例施行規則に基づく展示室等の利用及び、利用変更の申請に係わる事務を適正に行うことを目的とする。	展示室等の利用及び、利用変更の申請者	○						
博物館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	平成13年5月1日	博物館実習生の受入事務を適正に行うことを目的とする。	博物館実習申込者	○	○		○			
さいたま市立与野本町小学校複合施設運営支援協議会事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　博物館	令和5年4月1日	さいたま市立与野本町小学校複合施設の運営に当たり、共用部の利用及び管理に必要な事項についての意見を聴取し、複合施設の運営へ反映することを目的とした協議会の事務。	協議会委員、公募応募者	○	○					
美術家調査事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成13年5月1日 令和5年7月7日	地域にゆかりのある美術家の情報を収集し、その活動状況を美術館に設置する端末で検索できるようにする。	地域にゆかりのある美術家	○	○					

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市美術品等選考評価委員会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成13年5月1日 平成26年4月1日	さいたま市附属機関の設置等に関する条例に基づき設置されたさいたま市美術品等選考評価委員会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な連絡等を行う。	さいたま市美術品等選考評価委員会委員	○	○	○				
うらわ美術館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成13年5月1日 平成23年4月1日	うらわ美術館条例に基づき設置されたうらわ美術館協議会委員を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡等を行う。会議は公開とする。委員の一部を市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。	うらわ美術館協議会委員及び委員公募応募者	○	○	○	○			
うらわ美術館施設等利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成15年4月1日	うらわ美術館条例等に基づく施設等の利用に係る事務を適正に行う。また、施設等の利用を希望する者から利用申込を受け付け、施設等の利用を希望する者へ事務連絡等を行う。	施設等の利用を希望する者	○						
講座・ワークショップ等開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成13年5月1日	うらわ美術館において各種講座・ワークショップ等を開催するため、参加希望者等を募集、抽選を行い、その結果を本人に通知する。また、講師等を選定、依頼し、事務連絡を行う。	講座・ワークショップ等の参加者及び講師等	○	○	○	○	○		
博物館実習実施事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習部　うらわ美術館	平成24年4月1日	うらわ美術館において博物館実習を実施するため、実習希望者を募集、審査の上、選考結果を本人等へ通知する。また、実習生に事務連絡等を行う。	申請者	○	○		○			
土地境界確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 平成29年12月20日	公民館と隣地との土地の境界確認	境界確認申請者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
生涯学習総合センター・公民館利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 平成31年3月18日	生涯学習総合センター・公民館の施設の利用申し込みの受付、許可を行う。また、団体への入会希望者に対して、連絡先等を提供する。	生涯学習総合センター・公民館の利用申請者、利用団体の代表者、連絡先担当者及び指導者	○	○			○		
生涯学習総合センター・公民館主催事業	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	昭和54年10月1日 令和3年5月1日	時代に対応した生涯学習及び政令市にふさわしい事業の実施を目的とする。各種講座やイベントの参加者申込み、講師登録等の事務、生涯学習団体紹介事務。	講座講師、運営関係者、参加者及びその家族	○	○	○				
さいたま市公民館運営審議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和3年5月1日	社会教育法に基づき設置された公民館運営審議会を適正に運営するため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。委員の一部は市民から公募し、審査の上、結果を本人に通知する。選任された委員については名前と略歴を公表し、名簿は総務課へ報告する。	公民館運営審議会委員	○	○	○	○	○		
新設公民館用地情報収集事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日	新設する公民館の建設予定候補地の情報を収集し、公民館施設整備計画の実施の参考とする。	建設予定候補地所有者	○		○				
さいたま市民大学運営委員会	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和3年5月1日	市民大学を効果的に実施するため、講座の企画・運営にあたる委員会を設置し、その運営を行う。	運営委員会、カリキュラム委員会	○	○	○				
会計年度任用職員事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日 令和2年4月1日	公民館会計年度任用職員の任用事務、任用後の報酬等支払、社会保険、労働保険手続き等を行うため。	地区公民館長、社会教育指導員	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
公民館拾得物件等管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	平成13年5月1日	公民館内で拾得した物件の適正な管理のため、遺失物法に基づき、拾得物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出する。また、遺失物の問合せ対応を行う。	物件の拾得者及び遺失者	○						
公民館登録要件確認事務	教育委員会 教育委員会事務局 生涯学習総合センター	令和4年7月1日	施設貸出を行う際、利用が適切に行われているか確認するため、利用団体に対して、利用の都度、利用者名簿の提出を求める。	生涯学習総合センター施設の貸出を受けて利用する者	○						
さいたま市図書館協議会運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　管理課	平成13年11月1日 平成26年8月29日	図書館運営に関して、学識経験者・教育団体の代表者等から広く意見を募るため、委員を選任し、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。協議会の開催、他市の図書館視察等を実施している。名簿は公表し、総務課及び秘書課へ報告する。	協議会委員	○	○	○		○		
名義後援承認事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　管理課	令和1年5月7日	さいたま市図書館の文化施設で活動する文化団体等が主催する各種行事への市民等の参加意欲を喚起する為、名義後援を行う。	申請団体の代表者及び役員・構成員	○				○		
大西民子著作権収入業務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　管理課	平成13年5月1日	さいたま市が有する行政財産である大西民子氏の作品及び著作権利用に係る交渉及び使用許可書の発行、使用料の交渉及び収受、その他これに附帯する業務。	利用申請者及び利用団体の代表者	○						
図書館講座等開催事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日 平成29年5月20日	講座等の参加者を把握するため、予約受付、抽選等を行い、結果を申込者に連絡する。また、講師を選定、依頼し、事務連絡を行う。講座等の記録を取り公開する。	申込者・講師	○	○	○	○	○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
図書館ボランティア事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日 平成26年8月29日	希望者についてボランティア登録を行い、図書館ボランティアグループ運営のための会員名簿を作成し、必要な事務連絡を行う。ボランティアグループは、図書館サービスの向上を図るために必要な活動をする。	登録者	○				○		
図書館実習生受入事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	図書館実習生を受け入れ、指導管理（ガイダンスの実施・実地指導等）を行い、結果を所属元に報告する。	登録者	○	○		○		○	
インターネット端末及び申込制座席利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日 令和6年5月16日	図書館内のインターネット端末及び申込制座席の利用者を把握するため受付を行う。	インターネット及び申込制座席利用申込者	○						
図書館資料利用事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日 令和6年5月16日	図書館利用希望者について利用登録を行い、貸出、貸出予約や調査、相談、資料寄贈の受付, バリアフリーサービスでの対面朗読を行う。返却延滞者については督促を実施する。なお、貸出には図書館の指定した資料の館内閲覧の貸出や郵送貸出を含む。	登録者・申請代行者・来館者	○	○		○	○	○	
さいたま市子ども読書活動推進会議運営事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	令和2年4月1日	さいたま市子ども読書活動推進計画の策定に関して、学識経験者・教育団体の代表者等から広く意見を募るため、委員を委嘱し又は任命し、協議会を開催する。報酬を支払い、必要な事務連絡を行う。会議は公開とする。名簿は総務課へ提出する。	さいたま市子ども読書活動推進会議委員	○	○	○	○	○		
図書館拾得物管理事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　資料サービス課	平成13年5月1日	図書館内における拾得物件及び遺失物等の適正な管理を行うことを目的とする。拾得物件の受付のほか、所轄警察署への届出、問い合わせへの対応、落し主への連絡及び返還を行う。	物件の拾得者及び遺失者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
図書館内作品展示事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　北浦和図書館	平成13年5月1日 平成27年1月13日	市民参加を促進し、交流を深めるため、館内に展示（掲示）する作品等を募集する。応募作品の受付及び記録を行い、必要な事務連絡を行う。応募された作品は、館内に展示する。	申込者	○				○		
文化施設利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　与野図書館	平成13年5月1日 令和3年4月1日	文化施設（会議室等）の使用に関し、受付、許可及び使用料の減免に係る事務を行う。	文化施設利用許可団体	○	○			○		
視聴覚ライブラリー利用受付事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　北図書館	平成13年5月1日 令和6年3月7日	視聴覚教材・教具の貸出など、視聴覚ライブラリーのサービスを提供するため、申込みを受け付け、必要な事務連絡を行うもの。	申込団体の代表者及び担当者	○	○			○		
視聴覚ライブラリー映写技術認定業務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　北図書館	平成13年5月1日 令和6年3月7日	市内に在住・在勤・在学者を対象に１６ミリ映写機操作技術講習会を開催するため、講師に依頼し、希望者を募集、抽選して結果を本人に通知する。講習会終了後、修了証を交付する。また必要に応じ、再発行する。講師に謝金を支払い、必要な事務連絡をする。	１６ミリ映写技術講習会受講者及び講師	○	○	○				
視聴覚ライブラリー運営委員会事務	教育委員会 教育委員会事務局 中央図書館　北図書館	平成13年5月1日 令和5年3月3日	さいたま市立視聴覚ライブラリー条例に基づき設置された視聴覚ライブラリー運営委員会を適正に運営するため、加入団体により推薦を受けた者について委嘱し、報酬を支払い、必要な事務連絡をする。委嘱された委員については名前と所属団体名を公表し、名簿は総務課へ提出する。	視聴覚ライブラリー運営委員会員	○	○	○		○		
明るい選挙推進事業	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	明るい選挙を推進するための事業協力団体等をとおして、広く理想選挙の周知を図る。	明るい選挙推進団体の会員、各区明るい選挙推進協議会会員	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
政治講演会事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	明るい選挙を推進するため常時啓発事業の一環として「政治講演会」等を開催する。講師については、開催日・講師を決定後、謝金を支出し領収書を受取り、会計処理を行う。受講者については、事前申し込みのため、住所・連絡先等を聴取する。	政治講演会の講師・受講者	○	○	○				
選挙事務手当等支給事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	衆議院選・参議院選等の各種選挙従事者の選任及び報酬又は手当の支給。 選挙事務従事者の手当を投票立会人、一般従事者等その役割ごとに金種をまとめ、支出する会計事務。	選挙事務従事者	○	○	○				○
選挙用具貸出事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	小・中学校の授業や生徒会選挙に「投票箱」・「投票記載台」等の貸出をすることにより選挙を 身近なものにする啓発事務。借用申請書を受け入れて倉庫より物品を出庫し、期日後返却された貸出物を確認して納品する。	申請者	○	○					
不在者投票及び期日前投票並びに当日投票に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	不在者投票及び期日前投票並びに当日投票の適正な管理・執行。区役所に不在者投票所及び区役所等に期日前投票所並びに市内施設等に当日投票所を開設し、投票を受理。指定病院等で不在者投票をする選挙人等に投票用紙等を送付。郵便投票証明書、船員への選挙人名簿登録証明書の交付を行う。	不在者投票及び期日前投票並びに当日投票をする選挙人	○			○	○	○	
選挙人名簿等の閲覧に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	選挙人名簿・在外選挙人名簿・農業委員会委員選挙人名簿・選挙運動費用収支報告書の閲覧を適正に実施。閲覧者から申請書の提出を受け、閲覧を許可する。	閲覧者	○	○			○		
選挙ポスター掲示場に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年5月1日	衆議院小選挙区選出議員選挙・参議院埼玉県選出議員選挙・県知事選挙・県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙にかかるポスター掲示場を市民等の協力を得て設置し、管理する。	ポスター掲示場設置協力者	○		○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
政治活動用看板の証票に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	公職の候補者等及び後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する看板等に表示しなければならない証票の管理。公職の候補者等及び後援団体の代表者からの申請に基づき、証票の交付・再交付を行なう。	後援団体の役員・看板等の掲示場所協力者	○	○			○		
検察審査会に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成20年7月15日	検察審査員候補者の選定。選挙人名簿登録者からくじで検察審査員候補者予定者を選び、検察審査員候補者予定者名簿を調製し、さいたま第一検察審査会へ名簿を送付する。	選挙人名簿登録者のうち、くじで選ばれた検察審査員候補者予定者	○					○	
選挙人名簿に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成26年11月17日	選挙人名簿の調製、選挙時における選挙人名簿抄本の適正な管理。住民基本台帳から名簿登録該当者を抽出し、投票区ごとに選挙人名簿を調製する。また、選挙時の抄本には選挙権のない者・転出者の表示をする。選挙時には選挙人名簿に基づき投票所整理券を作製する。作製の際に視覚障害者用に点字対応する。	選挙人名簿登録者	○				○	○	
在外選挙人名簿に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年6月1日	在外選挙人名簿の登録。日本国内における最終住所等がさいたま市（合併前の旧４市含む）である在外邦人（又は国外転出予定の邦人）から管轄領事官等（転出予定の邦人については各区選挙管理委員会）を経由して、在外選挙人名簿登録に関わる申請書の提出を受け、資格審査後名簿登録し、在外選挙人証を送付する。	日本国内における最終住所等がさいたま市（合併前の旧４市含む）である在外邦人	○				○	○	
選挙運動費用収支報告に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	県議会議員選挙・市議会議員選挙・市長選挙にかかる候補者の選挙運動費用収支報告書を受理し、選挙人に公表し、選挙の公正を確保	候補者に寄附をした者、候補者から支出を受けた者	○	○	○				
衆院・参院・知事選の候補者に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	衆議院議員選挙・参議院議員選挙・知事選挙の適正な執行。各選挙の候補者の立候補状況を把握し、選挙事務所・個人演説会に関する届出を受理する。	候補者・担当者・連絡責任者	○	○				○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
県議・市議・市長選の候補者に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	各選挙の候補者の立候補受付、選挙運動・出納責任者・選挙公営・報酬支給の届出を受理する。また、市議会議員選挙及び市長選挙の確認団体の確認申請を受理する。なお、市議会議員選挙及び市長選挙については円滑な立候補手続を図るため立候補予定者から予定者調を徴し、事前審査を実施する。支出会計事務。	候補者（予定者を含む。）・出納責任者・担当者・連絡責任者・運動員・選挙公営契約相手・確認団体	○	○	○	○	○	○	
各種選挙の投票・開票に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成15年4月1日	各種選挙の投・開票事務の適正な執行。選挙管理委員会において、投票管理者等を選任する。開票立会人については、届出に基づき決定する。支出会計事務。	投票管理者・同職務代理者・投票立会人・開票管理者・同職務代理者・開票立会人	○		○			○	
職員任免・異動事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人員・配置管理等を適切に実施し、効率的かつ適正な運営に資するもの。	職員	○	○	○	○	○	○	
職員服務管理事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理するとともに、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○		○	○	○	
給与支給事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	毎月の給与の支給並びに賞与の支給	職員（含む退職者）、委員	○	○	○	○	○	○	
さいたま市明るい選挙推進活動	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成18年6月1日 平成30年4月1日	さいたま市において明るく正しい選挙を推進し、啓発活動をより効果的かつ円滑に展開する。	さいたま市明るい選挙推進協議会委員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
さいたま市青年選挙サポーターの会「E-Rail さいたま」	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成20年1月19日 平成28年11月1日	若者の政治意識向上と投票参加の呼びかけを目的とした選挙啓発活動を、自分たちの目線で考え、企画・運営していく。	本会の目的に賛同する１８歳から３０歳までの者	○	○	○				
裁判員候補者予定者名簿の調製に関する事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成20年5月1日 平成20年5月1日	法令の定めにより、選挙人名簿に登録されている者の中からくじによって裁判員候補者予定者を選定後、裁判員候補者予定者名簿を調製し、さいたま地方裁判所へ送付するものである。	選挙人名簿のうち、くじで選定された裁判員候補者予定者	○					○	
外部立会人候補者選定事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成26年10月6日	公職選挙法に基づき、不在者投票事務の公正確保のため外部立会人を選定するに当たり、外部立会人候補者名簿を作成する。なお、都道府県選挙管理委員会が指定した施設の不在者投票管理者から依頼があった場合、名簿から外部立会人候補者を選定し、情報提供する。	外部立会人候補者	○	○					
明るい選挙啓発ポスターコンクール事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成13年5月1日	明るい選挙を推進する常時啓発事業の一環として「ポスターコンクール」を実施する。入選者には副賞、応募者全員に参加賞を贈呈する。	応募者（市内在学及び市外在学で市内在住の小学生・中学生・高校生）	○	○					
選挙啓発標語募集事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成17年5月1日 令和4年5月16日	明るい選挙を推進する常時啓発事業の一環として選挙啓発標語を募集し、次年度以降に啓発で使用する標語を選定する。	応募者（市内在住・在学の方）	○	○					
公職選挙法に係る問合せ・通報等への対応事務	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局　選挙課	平成15年4月1日	公職選挙法の規定に基づき、市民等からの問合せ・通報等（投票の方法、公職選挙法に抵触する行為等）について対応する。また、同法に抵触すると思われる行為（違法な文書図画の掲示及び頒布、選挙運動に関する行為等）については、必要に応じて関係機関と連携し立候補者等に指導する。	問合せ又は通報した市民、立候補者等	○			○			

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
人事委員会規則に基づく報告書の受理	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日 令和5年4月1日	公益法人等への派遣職員の処遇の状況等、外国の地方公共団体の機関等への派遣職員の処遇の状況等並びに定年に達した職員に係る勤務延長の状況及び定年前再任用の状況等についての報告書の受理を行う。	職員	○	○	○				
職員の任用に関する事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日 平成30年4月1日	行政委員会としての専門的・中立的な立場から、職員の採用及び昇任に係る事務等を実施する。	受験申込者、在職職員	○	○		○	○	○	
公平審査事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日 令和4年1月4日	地方公務員法等に基づく措置要求及び審査請求に係る審査、判定に関する事務、職員からの苦情の処理に関する事務並びに退職手当の支給制限等の処分の調査審議に関する事務を行う。また、任命権者が懲戒分限処分等を行った場合に、書面の写しの提出を受ける。	措置要求者、審査請求人、証人等、苦情相談者、懲戒分限処分を受けた職員	○	○		○	○	○	
職員団体登録事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日	地方公務員法に基づく職員団体の登録に関する事務を行う。	職員団体の役員及び登録手続に必要な者	○	○			○		
職員任免・異動事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日	人員・配置管理等を適切に実施し、職員の異動等の記録を行う。	事務局職員	○	○					
人事委員会勧告事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成15年6月1日	職員給与データを使用して官民の給与較差を算出し人事委員会勧告を行う。	職員	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
職員の初任給、昇給等の基準に関する事務	人事委員会 人事委員会事務局 任用調査課	平成14年10月1日	新たに職員となった者等の初任給等を決定するため、各任命権者からの申請に基づき、さいたま市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づく審査及び承認を行う。	職員	○	○					
監査委員管理運営事務	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 令和3年10月1日	監査委員の職務執行に関し、就退任や協議会等において、必要な事項の事務処理等に使用する。	監査委員の職務執行に関する個人情報	○	○	○				
住民監査請求監査	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	地方自治法第２４２条に基づく請求で、監査によって、さいたま市の財政面の適正な運営確保と市民全体の利益を守る。	住民監査請求者、監査対象資料及び関係資料に含まれる個人情報	○	○	○	○	○	○	
職員任免・異動事務	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	人員・配置管理等を適切に実施し、職員の異動等の事務を行う。また、法令等に基づく懲戒分限処分を行うことにより、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員、利害関係人	○	○			○	○	
定期監査	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	地方自治法に基づき、市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを監査するため、各所管課から書類の提出を受けるもの。	監査対象資料及び関係資料に含まれる個人情報	○		○				
財政援助団体等に対する監査	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	地方自治法に基づき、財政援助を与えている団体、出資団体等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを監査するため、各所管課から書類の提出を受けるもの。	団体の代表者、役員、監査対象資料及び関係資料に含まれる個人情報	○	○	○				

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
住民の直接請求に基づく監査	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日 令和5年7月4日	地方自治法に基づき、請求に係る事務の執行について実施するもの。	監査請求代表者及び監査請求署名簿署名者、監査対象資料及び関係資料に含まれる個人情報	○	○	○	○	○	○	
包括外部監査補助者協議事務	監査委員 監査事務局　監査課	平成15年5月1日	地方自治法の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を、補助させることについて協議する。	包括外部監査人補助者候補者	○	○					
例月現金出納検査	監査委員 監査事務局　監査課	平成13年5月1日	地方自治法の規定に基づき、会計管理者及び企業管理者の保管する現金の在高及び出納関係諸帳簿等の計数の正確性を検証するため、各所管課から書類の提出を受けるもの。	検査対象資料及び関係資料に含まれる個人情報	○						
農業従事者証明事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	生産緑地の買取申出に伴い、農業従事状況の調査、審査及び証明交付に係る事務を行う。	生産緑地の買取申出を希望する農業従事者	○		○	○	○	○	
農地台帳管理事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 令和5年3月7日	農地の農業上の利用増進及び利用関係の調整に資するため、農地法の規定に基づき、農地の所有状況等の収集を通じて農地台帳の作成・管理事務を行う。また、作成した農地台帳情報は、関係機関との間で情報共有を図る。	農地を所有又は耕作している世帯員	○		○		○		○
農用地利用権設定等事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 令和5年3月7日	農地の農業上の利用増進を図るため、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地の利用権設定等に係る事務を行う。また、農用地の利用権設定情報は、関係機関との間で情報共有を図る。	農用地利用権設定申出者	○		○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
農業者年金事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく業務委託契約により、農業者年金の加入申込その他各種届出に係る受付事務等を行う。	農業者年金受給者及び被保険者	○	○	○				
農地利用意向調査事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	遊休農地の未然防止と解消を図るため、農地法の規定に基づき、農地の農業上の利用についての意向を把握するなどの調査事務を行う。また、調査結果については、関係機関との間で情報共有を図る。	遊休農地所有者等	○		○				
職員任免・異動事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	農業委員会事務局職員の人員・配置管理等に係る事務を行う。	農業委員会事務局職員	○	○					
職員服務管理事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	職員の勤怠状況把握、各休暇の承認等、日常の服務状況を管理し、もって職員の権利と職場の規律確保に資するもの。	職員	○	○		○	○	○	
会計年度任用職員任用管理事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 令和2年4月1日	任用を希望する者に対する選考の実施、任用する会計年度任用職員の管理、報酬等を支払うもの。	会計年度任用職員	○	○	○	○		○	
給与支給事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成30年4月1日	毎月の給与の支給並びに賞与の支給のため、市長（人事課）に時間外勤務等の状況を報告する。	職員	○	○	○		○	○	

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
農業委員会表彰事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	さいたま市農業委員会表彰規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦により、市の農業発展に寄与した市内優良農業者等の表彰を行う。	農業委員会表彰被表彰候補者	○	○	○		○		
農業委員会情報等発信事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 令和3年5月24日	農業委員会情報誌の発行や農業委員会系統組織である全国農業会議所が発行する全国農業新聞の購読等を通じて、農業経営の安定に資する情報発信を行う。	市内農業者	○	○	○	○	○		
農業委員・農地利用最適化推進委員管理事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成13年5月1日 平成31年3月13日	農業委員及び農地利用最適化推進委員の名簿作成、履歴等の管理及び報酬支給等に係る事務を行う。	農業委員及び農地利用最適化推進委員	○	○	○	○			
さいたま市農業委員会農地利用最適化推進委員選考事務	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	平成28年11月7日	農業委員会等に関する法律の規定に基づき、農地利用最適化推進委員の公募・選考等に係る事務を行う。	農地利用最適化推進委員への応募者、推薦者及び被推薦者	○	○	○	○	○		
地域計画策定に向けた農地の利用意向アンケート調査	農業委員会 農業委員会事務局 農業振興課	令和5年10月27日	農業経営基盤強化促進法の一部改正により、将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために誰がどの農地を利用していくのか一筆ごとに定めた地図の素案を市の求めに応じて作成することとなっています。 その地図の素案作成のため、農地所有者対して農地の利用意向のアンケートを実施するものです。	市内農地所有者	○		○		○		
月例総会及び地区審議会等運営事務	農業委員会 農業委員会事務局 農地調整課	平成13年5月1日 令和6年9月4日	さいたま市農業委員会会議規則に基づく月例総会及び農業委員会地区審議会運営規程に基づき開催する各地区審議会において、会議の適正な運営のため必要な事務を行うもの。	申請者・農業委員・農地利用最適化推進委員	○	○	○		○		

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
違反転用に対する是正指導業務	農業委員会 農業委員会事務局 農地調整課	平成13年5月1日 平成31年3月18日	農地法（昭和27年法律第229号）に対する違反転用についての調査、是正指導業務	違反転用者・土地所有者	○	○	○		○		
農地の権利移動及び転用に関する審査事務	農業委員会 農業委員会事務局 農地調整課	平成13年5月1日 令和6年9月4日	農地法（昭和27年法律第229号）等に基づく、農地等の権利の移動及び農地等の転用その他の法令に基づく利用関係の各種届出ならびに許可申請に関する受付、審査に関する事務。	農地所有者及び賃借人、買受人・転用事業者	○	○	○		○		○
納税猶予に関する証明及び確認事務	農業委員会 農業委員会事務局 農地調整課	平成13年5月1日 令和6年9月4日	租税特別措置法に基づき、農地の贈与税・相続税の納税猶予制度に係る証明書の申請を受け付け、審査し、適正に証明書を発行する。	申請者	○	○	○		○		
固定資産評価審査委員会運営事務	固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会	平成13年5月1日 令和4年11月10日	固定資産評価審査委員会の会議の日程調整、委員の招集、会議録の作成、委員の任免・履歴の管理を行う。	固定資産評価審査委員	○	○					
固定資産評価審査委員会審査申出事務	固定資産評価審査委員会 固定資産評価審査委員会	平成13年5月1日	固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査申出の処理	審査申出人	○		○				
公有財産の寄附の受入事務	全庁共通 財政局　財政部　資産経営課	平成13年5月1日 令和6年9月11日	公有財産となるべき財産の寄附をしようとする相手方に対して、寄附申込書の提出を求める。なお、寄附の受入については、事務事業の用に供する公有財産となるべき財産と認められるときに限る。	寄附申し出者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
争訟等事務	市長 総務局　総務部　法務・コンプライアンス課	平成13年5月1日 令和6年9月4日	所管する事務事業に係る訴訟等について、裁判等において必要に応じて証拠等を提示、正しく意見を主張し、争うこと。また、和解に至った場合には、議会に議案又は報告書を提出すること。	訴訟当事者、訴訟代理人、証人、和解当事者、不服申立人、参加人、補佐人	○	○	○	○	○	○	
職員服務に係る報告事務	全庁共通 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和6年9月25日	職員の勤務報告、各休暇申請、履歴事項変更等の日常の服務に係る事項について、各所属長を通じ人事課、教育委員会総務課等の人事担当課へ提出し、もって人事管理に資するもの。	職員	○	○			○	○	
給与計算に係る報告事務	全庁共通 総務局　人事部　職員課	平成13年5月1日 令和6年9月24日	職員給与の計算を行うため、算定表及び各種届を各所属長から任命権者へ報告し、最終的に給与担当課へ提出するもの	職員（含む退職者）	○	○	○		○	○	
委託業者等の担当従業員を把握する事務	市長 財政局　契約管理部　調達課	平成13年5月1日 令和6年9月17日	事務処理の委託（警備委託、管理委託、人材派遣、調査委託等）において、委託業務の従事者について把握することを目的として、委託業者から住所、資格、経歴等事務上必要な事項の提出を受けるもの。また、必要に応じ、受託者であることを証するための身分証明書を発行する。	委託業者等の担当従業員	○	○		○			
会計年度任用職員任用管理事務	全庁共通 総務局　人事部　人事課	平成13年5月1日 令和6年9月25日	任用を希望する者に対する選考の実施、任用する会計年度任用職員の管理、報酬等を支払うもの	会計年度任用職員	○	○	○	○		○	
工事に伴う地元説明会開催事務	市長 建設局　土木部　土木総務課	平成13年5月1日 令和6年9月5日	工事に伴う地元説明会開催の出席者を記録するもの。	工事に伴う地元説明会出席者	○						

様式第２号（第４－５－(2)関係）

個人情報取扱事務目録

令和７年３月１日

事務の名称	実施機関 担当課名	開始日 変更日 廃止日	事務の目的及び概要	対象者の範囲	個人情報の項目						利用目的外の経常的な利用又は提供
					一般的取扱情報					要配慮	
					基本	経歴	経済	心身	生活		
工事に伴う補償事務	市長 建設局 土木部 土木総務課	平成13年5月1日 令和6年9月5日	施設工事等に伴う近隣家屋の事前調査、事後調査を行い、家屋を復旧するための補償をするもの	近隣住民及び補償の相手方	○		○	○	○		
予算執行事務	市長 財政局 財政部 財政課	平成13年5月1日 令和6年9月3日	予算に基づき、収入又は支出するもの。支出負担行為を行うに当たっては、支出負担行為決議書を作成し、決裁を受ける。また、財政課に予算執行管理のために必要な資料を提出する。	予算執行に係る個人	○		○		○		
予算要求事務	市長 財政局 財政部 財政課	平成13年5月1日 令和6年9月3日	予算編成に際して、課内の要求額を計算した後に予算要求書を作成し、査定を受けるもの	予算要求に係る事業の関係者（主に地権者）	○		○		○		
文書収受発送事務	市長 総務局 総務部 総務課	平成13年5月1日 平成13年5月1日	文書の収受及び発送をする事務。文書収受発送簿に記録するもの。	市への文書差出人及び市から発送する文書の名宛人	○	○	○	○	○		
支出命令事務	全庁共通 会計管理者 出納室 審査課	平成13年5月1日 令和6年9月3日	歳出を支出しようとするときに、会計管理者に対し支出命令を発するもの。窓口払又は口座払をするため、支出命令を作成し、関係文書を添付して会計管理者に送付する。	債権者	○		○				
各種法定調書作成事務	市長 総務局 人事部 職員課	平成28年1月1日 平成28年1月1日	事務担当課が賃金、報酬、料金、契約金、賞金、不動産の使用料等の支払いに係る法定調書（源泉徴収票及び支払調書）を作成するため、支払を受ける者の氏名、住所等を収集する。また、作成した法定調書は該当者に交付し、必要に応じて税務署に報告する。	報酬等受給者	○		○		○		